

名古屋城調査研究センター

研究紀要

第3号

名古屋城築城考・普請編	5	服部 英雄
江戸城、そして名古屋城の銅鯨	51	朝日美砂子
江戸時代の名古屋城と城下町の観光	67	石田 泰弘 種田 祐司
〈史料紹介〉和光山天沢院長福寺所蔵の桶狭間合戦関係資料	77	原 史彦
〈展示報告〉西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」	102 (69)	木村 慎平
〈展示報告〉西の丸御蔵城宝館 プレオープン特別企画「鯨展」—今だから 鯨 (さち) は舞いおり あなたによりそう	110 (61)	朝日美砂子
名古屋城二之丸出土のれんがについて	130 (41)	佐藤 公保
〈研究ノート〉近世尾張地域の軒平・軒棧瓦に関する情報整理—文様編年について—	146 (25)	濱崎 健
名古屋城跡石垣における矢穴形状の基礎的検討	166 (5)	二橋慶太郎
名古屋城の水環境—本丸の排水環境について—	170 (1)	木村 有作

名古屋城調査研究センター
2022年3月

BULLETIN

of

NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER

Vol. 3

MARCH 2022

Consideration of the process of building Nagoya Castle : Civil engineering work and stone wall construction	5	HATTORI Hideo
Bronze Dolphins of Edo Castle and Nagoya Castle	51	ASAHI Misako
Sightseeing in Nagoya Castle and Nagoya Town in Edo period	67	ISHIDA Yasuhiro TANEDA Yuji
Presentation of historical documents: A study on historical materials related to the battle of Okehazama owned by Chofukuji temple	77	HARA Fumihiko
Exhibition Report : Nishinomaru Okura Museum Opening Commemorative Special Exhibition "Birth of Nagoya Castle"	102 (69)	KIMURA Shinpei
Exhibition Report : Nishinomaru Okura Museum Pre-open Special Exhibition "Shachi"	110 (61)	ASAHI Misako
On the Bricks unearthed in the Ninomaru of Nagoya Castle	130 (41)	SATOHI Kimiyasu
Chronology of eaves roof tile of early modern period in Owari Province	146 (25)	HAMAZAKI Ken
A Basic Study of the Ya-ana in the Stone Walls of Nagoya Castle	166 (5)	NIHASHI Keitaro
Water environment of Nagoya Castle : Drainage environment of Honmaru	170 (1)	KIMURA Yusaku

Published by
Nagoya Castle Research Center
Nagoya, Aichi, Japan



口絵1 ① 名古屋城正門銅鯨



口絵2 ②-1 名古屋城表一之門北方銅鯨



口絵3 ②-2 名古屋城表一之門南方銅鯨



口絵4 ④1右 東北隅櫓北方銅鯨 右半身 裏



口絵5 ④2右 東北隅櫓南方銅鯨 右半身 表



口絵6 ⑤1 東一之門東方銅鯨「五十二貫目」銘



口絵7 ⑤2 東一之門西方銅鯨「四十三貫目」銘



表面



裏面

口絵8 西の丸御蔵城宝館開館告知チラシ (A4判)



口絵9 西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」
会場入口サインボード (1800mm×1800mm)

キーワード

公儀御普請 助役（すけやく・じょやく） 御手伝 篠山 亀山 中国
 四国衆 九州衆 西国衆 後藤庄三郎 浅野幸長 池田輝政 到着日
 二ヶ月のずれ 根石 ならし 山内忠義（山内康豊） 家康黒印状 秀
 忠御内書 発給三ヶ月のずれ 扶持米給付 熟田層（熟田台地） 天守
 台盛土 穴蔵 御天守さや石（鞘石） 天守台礎石刻字 加藤清正

梗概

徳川家による公儀御普請はすでに幾度も行われており、名古屋城（名護屋城）築城も手順よく、おおむね円滑に行われるはずだった。しかし不慮の事態の発生、設計変更やそれに伴う受け持ち範囲（丁場）の変更など混乱があった。

これまでの研究では、公儀御普請である名古屋城助役（すけやく・御手伝）には、前年篠山城御普請を助役した中国四国衆は除外する方針だったのに、慶長十五年の閏二月に急速、追加されたとされてきた。関連して福島正則が反発したとする林羅山の記述が拡散されている。ただ城の規模と築城の緊急性を考えると、慶長十四年の段階から中国四国衆プラス九州大名、すなわち西国衆、日本西半分の大名が協力する方針は決まっていたはずで、それであれば名古屋城のような大規模な城は築けない。

篠山城（約19ha）の何倍もの面積がある名古屋城（本丸・二之丸で約

36ha、三之丸を含めて約98ha）の築城は、二百六十万石（九州勢プラス加賀）による動員では不可能とわかっており、五百万石（九州・中国・四国プラス浅野・前田）体制での動員が当初から構想されていた。慶長十四年正月に築城そして普請奉行を決定した際には、徳川義直婚約者春姫の父である浅野幸長を清洲（清須）に呼びよせている。幸長と春姫伯父である池田輝政が中心になることは前提だった。

中国四国大名に対しても名古屋助役の「御内旨」があつて、四国大名土佐藩山内家の場合は、清洲に「予備」と呼ばれる奉行内定者を送り、石の運搬に当てた。九州大名小倉藩細川家（助役決定）では四月に細川忠利と徳川家康曾孫・千代姫との婚儀が行われたから、幕閣からの情報は収集しやすかった。細川家「予備」役相当（普請奉行内定者）が、四月、国元に名古屋城あらましの規模を報告している（年欠四月十八日細川家奉行人書状、従来慶長十五年とされてきたが、十四年とする）。各大名はまず受け持ち分を知り、その規模に見合った石切場を確保する必要があつた。石の確保に失敗した前田家は本丸担当から外される。

しかし篠山城普請遅延を徳川家康が激怒し、普請奉行が解任された。方針は棚上げされ、一旦は篠山助役経験大名には名古屋助役なしと伝達される。彼らには再度、丹波での助役が命じられたらしい。だが動員力半減となつて名古屋城築城は実行できない。池田輝政、浅野幸長、後藤庄三郎（金改役）、山内康豊（のちの忠義）らの進言・支援という形をとつて、十五年二月から閏二月の間に中国四国を含めた西国衆・北国加賀藩、

紀州和歌山藩の全体助役体制が決定する。

すでに一月初めには入足工事が始まっていた。二月に藤室・津藩では領内百姓が名古屋へ入夫に出ることを禁じている。九州大名(従前より助役決定)の細川家は、正月中に普請控を定めて小倉を出船し、二月初めに名古屋に到着した。

中国四国大名(篠山助役)に対しては、三月十三日までには奉行人や侍が名古屋に集結するよう指示があった。閏二月があるから九州勢より二ヶ月も遅れ、従事期間が短縮され、それで中国四国大名の負担軽減になった。ただし石切・石寄せに従事する期間は短い。石切丁場譲与があった。石垣には後発組の刻印が多数残されている。池田輝政の場合は領国播磨から龍山石を、浅野幸長は同じく領国紀伊熊野から尾鷲石を運搬した。

先行組の二ヶ月間には石切に併行して堀川(船入)工事が行われた。資材運搬路確保のため、千石夫によって城作りの基盤として運河が掘削され、大動脈ができる。四月にはいったん完成したが、浅すぎて再掘削が命令される。

丁場割図に助役大名の各奉行人が二名で連署した(名古屋御城石垣絵図)・遊就館所蔵図)。丁場割すなわち受け持ち範囲の確認・了承である。この段階で縄張り最終案が決定したはずなのに、おそらく徳川家康筋から変更の指示があつて、御深井丸と地続きであった天守台は堀切に変更された。従来この丁場割確認図は五月作成とされてきた。しかし位置(連署)後に縄張り(設計図)変更(「御縄張り」)があり、受け持ち範囲の再調整期間があつて、四月十八日に御歎初めになったことが三原浅野文書より推定できる。最終案に変更される前の丁場割確認図(上

記遊就館図)は三月末から四月上旬には位置されていた。各藩奉行人の署判があるなか、三月十八日に藩主が逝去した高松・生駒藩奉行人の位置がない。葬儀で帰国中と考えれば四月初旬の位置で整合する。

堀の形状は最終まで決定されず、運ばれてきた石は台地上に置かれていた。「御歎始」で堀の掘削を開始、排土が本丸に運びあげられ、底がみえた段階で初めて堀底に築石・栗石が斜路や段(掘り残された作業道、作業スペース)を使って降ろされる。「根切」(床掘・枕木胴木設置)、そして六月三日の「根石置」、そして十日朝に「ならし」が終了した。「ならし」は胴木を含む水平の確認で、十一日(推定)に山下氏勝が二番石で「ならし」を確認した。しかし十七日には上部で「ちがひ」が確認され、崩して詰み直しになった。

西側の付櫓(いわゆる小天守)構想は早期に廃案になっており、設計変更されたのちに行われた「御歎始」以前にも以後にも付櫓案に従つて本丸内堀が掘削されることはなかった。新たに天守台内堀(北側・御深井丸)に発生した丁場は土佐藩山内家が受け持ち、該当箇所には山内家ミツガシワの刻印がある。

「本丸出来」とする徳川家康の第一弾・黒印感状は六月二十日に出された(九州三家に残存)。実際はまだ積み上げ作業中であつた。大名到着二ヶ月のずれに対応するかのようになり、第二弾が三ヶ月遅れの九月晦日に出された。第一弾・六月二十日の直後に助役大名に扶持米が給付されるから、会計処理に連動している。第二弾は帰国命令を伴った。実際の工事終了であるかのようにみえる。しかし掃除の終了が条件だったから、帰国したのは大名本人のみで、多くは九月には未完成で、土佐山内家は十二月になって帰国した。加賀前田家のように石垣崩壊で翌年帰国

になったものもいる。

天守台工事は加藤家のみではなく、細川家、毛利家、山内家（ほか）諸大名が加わった。毛利家・山内家は帰国前に天守さやの石を運んで納めた。輔石（垣）は穴蔵底より上の地階部分の石垣と推定した。天守台は熱田台地（およそ9メートル）の上に厚く盛土される（盛土高さはおよそ6メートル）。熱田台地は沈まないが、盛土部分は雨が降るたび沈下する。安定するまで上部の石垣構築や礎石の設置ができなかったから、加藤ら諸大名が帰国した後に積まれ、一年以上の空白があって、穴蔵石垣（およそ6メートル）が築かれた。加藤清正は完成した天守台を見ることはなかった。天守台礎石の八大名の刻印・刻字から、各藩による天守台礎石提供がわかる。天守作事（建築）は慶長十七年七月、一年九ヶ月をおいた後になって着手される。

慶長十六年には美濃・伊勢・三河大名が助役、十七年にはさらに尾張・遠州も加わる。二之丸の三之丸側土坡を石垣とし、三之丸の土居・堀・枅形石垣を構築、そしておそらく本丸の残り工事にあたる。

目次

梗概

はじめに

年表

1 慶長十四年、設計・町割造成

- 1-1 家康と義直（義利）および浅野幸長の国入り・名古屋城経営を指図

- 1-2 名古屋村・小林村移転、区画整理の時期と井戸の掘削

- 1-3 西国衆助役（すげやく）体制

- 1-3-1 篠山城と名古屋城・くり返される助役

- 1-3-2 当初の西国衆助役体制

- 1-3-2-1 「御内旨」と「御助役予備」

- 1-3-2-2 細川家の情報収集

- 1-3-2-3 山内家の情報収集

- 1-3-2-4 中国四国衆の丹波亀山城案

- 1-3-2-5 石切場の確保

- 1-3-3 頓挫

- 1-3-4 復活・慶長十五年二月まで

- 1-3-4-1 山内家の場合

- 1-3-4-2 浅野家の場合

- A 山下氏覚書

- B 金作り・後藤庄三郎光次登場

2 普請（石垣築造）・慶長十五年正月から九月

- 2-1 九州組の名古屋到着
 2-2 千石夫の動員・一日五合、二九三日
 2-3 藤堂藩による百姓の入夫出国禁止
 2-4 石船
 2-5 二番丁場、堀川開鑿
 2-5-1 慶長十五年四月—細川忠興自筆書状
 2-5-2 堀川・笈瀬干潟時代—放置刻印石の分布
 2-5-3 白鳥運河⇨大夫堀建設（常時通行運河）
 2-5-4 閏二月の堀掘削は堀川
 2-6 一番丁場、本丸二之丸ほか普請
 2-6-1 中国四国組の名古屋到着と石切開始
 2-6-2 靖國神社遊就館所蔵丁場割図の作成時期
 2-6-3 丁場割への要請—隣接大名
- 3 築城の進行
 3-1 「御縄張」—「御歎始」
 3-2 根切、根石置、ならし
 3-2-1 根切、根石置
 3-2-2 ならしと積み直し
 3-3 六月二十日・黒印状「本丸出来」の意味
 3-4 五月から八月までの状況
 3-5 九月晦日黒印状
 3-6 帰国時に納入される「御天守さやの石」
 3-6-1 天守さや石・毛利家
 3-6-2 天守さや石・山内家

- 3-6-3 天守さやの石と進上の石・石を本丸・御深井丸に置いて助役終了
 3-6-4 天守台礎石
 3-7 前田利光の場合
 3-8 飛騨金森家の場合
 3-9 行合丁場
 3-10 地続き案の水続性
 3-11 足材木
 3-12 明年の入夫
 4 慶長十六年、美濃伊勢三河衆による第二次御普請
 5 慶長十七年、美濃伊勢尾張三河遠江衆による第三次御普請
 むすび
- 使用図版
 堀川・中川運河周辺（旧笈瀬川・中川）周辺の標高と刻紋石（残石）の分布
 天守台図

はじめに

名古屋城の築城過程のうち慶長十四年から十六年を一次史料によって月および日を追って検証する。今回は普請、つまり石垣構築までを考察対象とする（作事は別稿を予定）。

巨大な名古屋城はいつ、だが、どんな方法で、どのような手順で築いたのだろうか。どれだけの人が働き、どれだけの日数・年数が必要で、どれほどの困難と試行錯誤があつて、経費はいくらかかり、そしてどれが支払つたのだろうか。

だれしもが持つ疑問であろう。だが支払つたのかについては、「幕府は一文も払わなかつた」という見解がある（門井慶喜『家康 江戸を建てる』ほか。これまでの通説）。幕府は外様大名に資金を使わせて、その力を弱らせるのが目的だったという。この見解は相当地に流布し浸透している。関ヶ原で徳川協力を明らかにした外様衆を、城作りに動員して滅亡させる作戦だったというのは不自然である。じつさいには扶持米を支給した文書があるし、史料には「拝領金」を前渡ししたという記述もある。外様ながら藤堂高虎は、江戸城普請の功績で備中に二万石を増された。通説は事実から距離があるとみる。手伝つてもらふのだから、相応の給付をした。

幕府が負担しなかつたという見解が浸透しているのは、そうした認識のもとになった記述が江戸時代以来、流布しているからであろう。後世の史料、いわゆる二次史料（編纂物、物語）からではなく、当事者が書き残した書状や日記など一次史料から歴史を復原する。後世人のイメージではなく、実際の現場で起きていたことがわかる。この稿では手紙などリアルタイム史料を日付の順に整理する。

一次史料は古くは明治時代の『大日本史料』（十二編六であれば一九〇四）、新しくは『名城集成 名古屋城』（一九八五）、『新修名古屋市史』『愛知県史』などに収録されている。ただ『大日本史料』以降に刊行された『山内家史料』（一九八〇）はほとんど利用されていないし、細川関係史料はいまも順次整理中である。未整理の大名家史料は今回参照できていない。

江戸時代から名古屋城とその築城には多くの人々が関心を持った。著作はとも多けれど、史料も玉石混交の感があつて、二次史料¹¹後世の記述には史実から離れたものが含まれる。ひとびとがおもしろおかしく感じる記述はあふないうえに、拡散されやすい。

一次史料（書状類）を日付の順に整理する作業を行つてみると、それだけで新事実がみつかり、あたらしい歴史像が提供できる。書状の多くは年号を欠く。月日を欠くものもある。これまでの年次比定も再度検討した。俗説にまみれているかの感がある「名古屋城の歴史」を書き換えたい。

最初に本稿の視点を年表的に整理し、流れを把握したい。

年表

第一期（町割造成期）

慶長十四年

正月二十五日 義直、家康と国入り。

二月二日 浅野幸長とその傅・浅野高勝を清須に呼び面談。普請奉行五名・大工棟梁中井大和の決定。名古屋城経営を指図（名古屋築城宣言）。名古屋村の社寺民家を上宿・杉村に移転開始、小林村はかも移転・区画

整理。

*縄張り複数案提出。内堀、外堀は概ね単一案。中井家に渡された縄張りには西付槽（いわゆる西小天守構想）が含まれていたが、丁場割に至る前に廃案。

三月一日 小笠原家女子（徳川家康曾孫）が徳川秀忠養女となり、細川家と縁組（四月二十八日中津城で婚礼）。

四月十八日 細川家予備園村ら、助役の負担坪数を国許に報告

この頃 土佐山内家も名古屋城普請に関わる情報収集のため、「予備」二名を清須に派遣。石の運搬にあてる。

秋（九月ないし十月） 篠山城にトラブル発生。家康が想定していた以上の規模になって工事遅延を怒る。普請奉行は失脚。名古屋築城はいったん「お隠れ」

十二月末から慶長十五年一月初め 池田、浅野、幕府金改役（後藤庄三郎光次が仲介、山内も助役申請）解決、家康の了解を得る。

第二期（普請・石垣第一段階まで）

慶長十五年

正月十九日 細川藩家中役人、名古屋普請掟を定める。九州大名には二月初めまでの到着が指示される。

正月十九日 細川家中小倉出船、二月八日名古屋着（長岡内膳正は豊前より二月三日に京都へ、四日に名古屋に向かう）

閏二月八日 普請大名（中国四国衆）に名古屋の持ち場への集合を指令、毛利家は家中に三月十三日名古屋着を指令

閏二月十六日 細川家は山口石切および堀工事（堀川か）を、同時に進行

三月十一日 熱田の船、名古屋築城の船借り上げのため決定的に不足

三月十三日 中国四国勢、名古屋に揃う。

三月二十二日 細川藩、千坪の丁場割り当てから六千（弱）個の石を手配。うち四千二百から三百が至急必要。

四月初めに丁場割最終決定（名古屋にて奉行人位署、この段階では天守、御深井丸地続き）

三月段階では五月一日が根石置き日として指示される（当初目標）

四月 いったん完成した堀川が、浅すぎるとされて再掘削命令

四月初め、天守・御深井丸地続き案が見直され、天守・御深井丸は堀で分断されることに変更（御縄張、受け持ち範囲が再協議される）。

四月十七日から十八日、浅野幸長は御縄張および御鉄始めのため多忙を極める（天守台設計変更がなされる）。

四月二十八日 義演、熱田に。名古屋普請最中、群勢難分

五月一日を根石置き日とする当初目標に遅れ。五月中に根石置きと風聞

五月 木材の輸送（山村文書）

六月三日 根石置き。

六月十日 根石のならし・十一日頃山下氏勝二番石ならしの点検

六月二十日 徳川家康、第一次黒印状で「出来」とする。

六月二十四日 つづいて七日扶持米給付

九月十五日 土佐藩、さや石垣を進上、水たき石の完成、大名は帰国、家中は掃除終わり次第、順次帰国

十月六日以前浅野幸長帰国

十二月朔日 土佐山内家、帰国

第三期（二次普請・三次普請）

慶長十六年 加賀前田家帰国

慶長十六年正月 徳川家康自筆皆済状（慶長十四年寅年分）

慶長十六年十月十一日 本丸長屋の工事（大鍋作右衛門・延785人分）

十月二十五日 壁塗り源兵衛・614人分

慶長十七年四月 内住まいは無用、橋台を急げ（家康の指示）

慶長十七年六月二十八日 御天守立候後、御家をは立可申候

七月十九日 天守の材木不参

八月二十三日（大工351人、6月から勤務、8月から勤務、天守に集中）

十一月十日 天守外壁白土塗り

十一月二十一日 上棟

第四期（完成まで）

慶長十九年九月 本丸石垣崩れる（福島正則持ち分）

慶長十九年十月 大坂御陣の時、尾州名護屋御普請に罷在

元和五年 墨書（西北隅櫓・表二の門）

延宝三年 清水門（張州府志）

* 以下史料番号のうち名史は『日本名城集成 名古屋城』中の史料集成番号で、大史は『大日本史料』第十二編の頁または、年・月・日。

1 慶長十四年、構想・町割造成

1-1 家康と義直（義利）および浅野幸長の国入り・名古屋城経営を指図

慶長十四年正月二十五日に徳川家康は子義利（のちの義直）を伴い、清須城に入り、四日まで滞在、名古屋城郭経営を指図した（名史12、20・大史同日条および同日条補遺）。清須は前年十三年八月に大水の被害を受けていた（名史26）。「慶長十三年」にも「名古屋御普請の沙汰」があつて、名古屋、小牧、古渡の三古城が候補になつている（名史12、13、「運左遷府記稿」は平岩系譜、山下系譜、尾陽旧話略頭書全文を典拠にあげる）。公儀御普請では、各大名は公表前から準備をするのが常で、石切場の調査や交渉を始める。風聞は前からあつた。

浅野幸長は正月十一日に和歌山を発ち、豊臣秀頼（大坂）、そして「政所」に新年の挨拶を述べた。その日十一日に岡崎から家康より対談要請の飛脚が届いていた。それを受け正月二十九日には清須に到着し、その夜に挨拶するつもりでいたが、家康は聞いていた二日（正月は小の月だから翌々日）に出発ではなく、四日まで滞留することがわかった。吉日である二日に、家康ならびに義利（義直）に対面した（慶長十四年）二月十日浅野孫左衛門宛浅野彈正長政書状、大史十二編六、52頁、浅野文書・116、浅野孫左衛門は高勝、幸長傳役。おなじく正月十一日、浅野孫左衛門に書状を認め、二十一日に和歌山を發つて家康が訪れている清須に向かうよう指示している（浅野守夫氏文書・大史十二編二十三・86頁）。幸長女子春姫との婚儀について、『編年大略』に「慶長八年於江戸、浅野紀伊守幸長御息女御結名付之御沙汰」とある（大史

十二編七・881頁、結名付「ゆいなづけ」「いいなづけ」許嫁。「源政棟御代御記録」にも同内容の記事がある。義利(義直)は慶長五年、春姫は八年生まれだから、彼女は生まれおちたときに結婚相手が決まった(高田綾子「尾張徳川家初代義直正室高源院(春姫)に関する考察」徳川林政史研究所紀要「四四・二〇一七」。浅野幸長は、義直の男になる大名としてわざわざこの場に呼ばれた。当然、婿の新城普請、具体の相談があった。名古屋築城では陰に陽に活躍する。

浅野幸長(当時満三三歳)は春姫の父だが、春姫母は池田輝政(当時四四歳)の妹だから、伯父だった(「寛永諸家系図伝」、恒興女子、「寛政重修諸家譜」、勝入女子。「烈公問話」大史十二編六一1090頁。高田論文は池田道勝女子とする。恒興は勝三郎、勝入斎ともあるので、道勝と名乗った時期があったのか)。普請中、池田輝政は助役大名のまじめ役になっており、大名への指示に池田輝政の添状が付くケースがあった(本稿1-3-4-1)。浅野も「羽三左殿と申し談ずるように。そうすれば心安い」といつている(本稿1-3-4-2)。

幸長父浅野長政は北政所(寧)とは両養子の(義)兄妹で、長政妻は北政所と姉妹であった。幸長には北政所は伯母で、幸長と秀頼も(義)従兄弟で、上記の「政所」は寧(北政所・高台院)を指そう。もともと近い親戚で、豊臣大名の中核たる幸長だが、徳川家との婚姻により、忠実な徳川大名に転じた。片桐且元も秀頼名代として清須に赴いた。秀頼・妻千姫と義直は義興・姫・叔父だった。

二月二日つまり浅野幸長との面談があった日は「吉日」だった。この日、普請奉行牧助右衛門・滝川豊前守・佐久間河内守・山城宮内少輔・村田権右衛門を任じ、大工棟梁に中井大和、大工頭に熱田・岡部又右衛

門が命じられ、他の奉行人も決まった。築城宣言はスタッフの任命だった。名古屋城経営に関して、「大日本史料」は根拠史料に「編年大略」「蓬左遷府記稿」をあげる。普請奉行・棟梁任命記事は後者にしかないが(名史21、蓬左遷府記稿・大史十二編六の787頁)、複数の典拠(万松寺記録全文など四点)が挙げられている。この後の名古屋村移転にかかる工事期間を考えれば、この任命で城づくりが正式かつ本格的に動き出す。名古屋の町割については「名古屋御引越ノ節名古屋地割被 仰付相動」として地割を小野寺源太、「同」名古屋町割」を三沢藤三が命じられている(同上)。清洲越に備えた。名古屋移転がまず大事業で、寺院や神社、民家の移転新築が必要だった。普請(平面立面計画)も早期に決定し作事担当に渡さなければならなかったから、この日より直ちに、ないしは前から、作業が開始された。

この後に普請奉行がいくつかの案を考え、中井大和にはその一案に天守西に付櫓がつく構想案が示されたか、ないしは自身で考えた。俗に西小天守といわれるが、小天守の半分ほどの大きさしかなく、付櫓とすべきものだ。しかし天守台の高さと御深井丸の地盤高に極端な懸隔があった、立体接続は至難で、早期に廃案になる。

1-2 名古屋村・小林村移転、区画整理の時期と井戸の掘削

最初の工事は、台地上にあった名古屋村の移転である。名古屋村には織田時代の城が若干は残っていたかもしれない。興西寺、万松寺、元水寺のような大きな寺院や武島天神社・山神・宗像(宗像)神社があった(金城温古録)地図)。移転しなかった天王社を除いて、三つの神社、三つ以上の寺が移転した。大きな村だったから移転は大事業だった。天

正十四年（一五八六）、徳川家康の上方行きに際し、家康は那古野（名古屋村）に宿泊している（『家忠日記』同年十月二十日条「家康様御上洛候、那子屋迄御こし候由候」）。この時の人数は不明だが、京を出てからは三千人と記録されている（『多聞院日記』）。天正十二年長久手戦後の事実上の和睦儀式で、軍事的な警戒はおろそかにできなかった。当初よりその人数で出発していただろう。三千人を収容できたのなら、名古屋村の宿としての機能は大規模なもので（『新修名古屋市史』）、城跡にも大型建物があった可能性がある。

民家をはじめ、寺も神社も移転先の新築が終わらなければ解体できない。寺院新築は時間を要した。城域だけでなく、その南も甚盤割にした。清須越、つまり新住民を新都市に移転させるための、新都市計画の実行である。小林村では既存住居を移転ないし曳家させて、道路用地を提供させ、あたらしい町割にあう敷地に整形した。かなりの住民が移転を余儀なくされた。名古屋村移転が完了して、はじめて広大な城地が生まれる。

牧ら普請奉行が現地に赴いての検地縄張開始は慶長十四年十一月十六日だった（名史25、31、36）。縄張は「図面どおり」に、敷地に縄を張ることで、これ以前に普請原案が確定されており、そして名古屋村の移転もおおむね終わっていた。まずは井戸掘り開始される。名古屋は水が出兼ねるとされていたが（『当代記・同右』）、名古屋村時代に井戸が皆無であったとは考えがたい。流水のない台地上でも、御深井湿地のレベルまで掘り下げれば地下水脈はある。水質のよい井戸は限定されていたかもしれないが、名古屋城や家臣屋敷に継承された。黄金井戸はもともと

存利用ならば天守台に取り込まれた。台の位置が決まった段階で新規に掘削されたとも考えられる（松江城天守や熊本城小天守にも、内部に井戸がある。丹波篠山城では最初に井戸を掘ろうとして岩山であったため二年を要したとある（『譜牒余録』大史・慶長十四年九月是月条所収）。

1-3 西国衆助役（すけやく）体制

1-3-1 篠山城と名古屋城・くり返される助役

助役は城郭でも、川御普請（堤防工事）でも、ほとんど毎年だったから、手伝いを命じられること自体は大名にはわかっていた。慶長十二年正月、前年までの秀忠居城江戸城修築にひき続き、家康居城駿府城の助役による修築が開始され、越前・美濃・尾張・三河・遠江の大名が参加、去年江戸御普請に下っていた衆も残らず駿河に向かった。これには黒田、鍋島も参加しているから、九州勢も助役に加わっている。以下『当代記』、『黒田家譜』、『鍋島勝茂譜』ほか、大史十二編四・同年二月十七日条。慶長十二年三月二十五日さらに畿内五カ国、丹波・備中・近江・伊勢・美濃、および蔵入、あわせて十カ国（傍近諸国）に対する五百石夫による普請（『当代記』では五百石に一人、史料によっては五百石に三人ともあるが、一人が正しいか）が命じられた。去年江戸普請に上った大名は除外とされた。

いっぽう慶長十二年閏四月一日、関東・奥羽・信越大名に命じ、江戸城が修築される。同時に複数箇所で公儀御普請が並行していた。

細川家「綿考輯録」（慶長十三年）に「駿城御修營の事は「去々年被仰出」[去年も追々被仰付]とある（『同』十八・4・47頁）。「忠興君去年以来お手伝いお勤めなされ候や、その始終、不分明」とあるが、火災を挟ん

で「去々年」「去年」「今年」とあって、その都度、助役したか。慶長十九年には江戸城山ノ石垣を築いた〔同〕二八・25頁。

1-3-2 当初の西国衆助役体制

名古屋城は、公儀御普請で助役（すけやく・御手伝）である。前年慶長十三年に助役で築かれた篠山城の城域は、約19haである。これまでの研究では、普請を助役した中国四国衆は名古屋城では除外する方針だったのに、慶長十五年の閏二月に急遽、追加されたとされてきた。名古屋城は本丸・二之丸で約36ha、三之丸を含めて約98haとあって、篠山城に比べてはるかに巨大である。二百六十万石（九州勢プラス加賀、ただし「聞見集」では四百万石、大史十二編六、627頁）による動員のみでは不可能とわかっており、当初から五百万石（九州・中国・四国プラス浅野・前田）体制での動員が構想されていた、と考える。

1-3-2-1 「御内旨」と「御助役予備」

慶長十四年段階に、中国四国大名（篠山助役すみ）である土佐藩山内家に対して名古屋助役の「御内旨」があり、それを受けて清洲に家臣、「御助役予備」を派遣している。

是年（慶長十四年）明年尾張修築ノ御内旨アレバ御助役予備トシテ河田清右衛門馬場彦兵衛ヲシテ清洲ニ適シム

藩志内篇・歴世事実四（山内家史料「第二代忠義公紀」山内神社宝物資料館1981・91頁）

馬場彦兵衛は「御侍中先祖書系図牒」〔山内家史料〕121頁に

慶長十四年御普請清洲御普請就御沙汰為石運送兼而彼地江被遣之

とある。慶長十四年、御普請前年から石運送のためかねて尾張に遣わされたことがわかる。「御助役予備」の河田清右衛門・馬場彦兵衛の兩名とともに十五年の御普請役でも名古屋に参加しており、慶長十五年後二月十八日「尾州名護屋御普請御家中人役帳」（同上九七・103頁）に

掃部大組のうちに「千百石 川田清右衛門父子 拾九人五歩」

備後大組のうちに「八百石 馬場彦兵衛」

がみえる。山内掃部（豊成・山内備後（和三）は、名古屋城また篠山城の御普請では藩主山内康豊（二代目康豊、のちの忠義）の書状の宛先になっており、公儀御普請を担当する土佐藩家老であった。また山内家は慶長十二年には駿府城の御普請を助役しているから、おそらくその時の経験者を尾張清洲に派遣した。

これまで考えられていたこととは異なり、慶長十四年の段階で中国四国衆プラス九州大名、すなわち西国衆、日本の西半分の大名が名古屋御普請を助役する方針は決まっていた、と考えたい。それでなければ名古屋城のような大規模な城は築けなかった。

1-3-2-2 細川家の情報収集

各大名は駿府に「予備」と呼ばれる奉行内定者を送り、情報収集や石切場の確保に努めた。従来、慶長十五年のものとされてきた年次四月

十八日細川家奉行人書状（名古屋御城御普請衆役高ノ覚・熊本大学図書館蔵）も、細川家の助役「予備」が、国元に名古屋城あらましの規模を報告したものであろう。

内容は十四年の情勢下、次年度に想定される名古屋城の規模と、細川家の想定坪数を国元に送ったものと判断する。細川家は九州大名だから、名古屋城助役は既定である。まずは誰も知らない名古屋城の規模を知る必要があったし、細川藩の負担がどれくらいで、どこに石切場があって、どれほどの分量の石が必要なのか。早期に情報を集め、実地にて交渉を開始する必要があった。

ここには（1）動員大名の持ち場と（2）石高、（3）名古屋城御普請場の坪数、つまり（1）九州大名と前田家が本丸と二之丸の双方を負担し、中国四国大名と紀伊浅野は二之丸のみを負担するという持ち場の原則と、各大名の（2）石高数（既知の情報）、（3）新規名古屋城の規模、具体的には石垣の長さや高さで割り出される坪数が報告される。

家康は駿府城そして篠山城と方形を基本とする縄張を採用しており、名古屋城でも踏襲した。熱田台地縁辺という地形に規定され、堀のプランは早期に決定されただろう。規模のおおよその数字を幕閣より聞き出すことは可能だった。（1）本丸と二之丸を分ける負担方針と（3）新城の規模（石垣グリ石の坪数）を国許に報告した。書状の数字には細かな端数もあるが、細川奉行人が割り算して派生した計算上の端数であって、幕府側がこのような細かな数字を示したのではない。

書かれた内容のうち慶長十五年丁場割図と異なっている点は
1 前田・稲葉・竹中ら北国・九州大名が本丸を負担していない。
2 中国四国大名も本丸を担当する。

3 「坪数六百三拾坪ハ 御二ノ九西東へ三ヶ所■（虫損）被成御出分」とあるが、丁場割図にそじした計画はみえない。この情報は初期の縄張による。よって慶長十五年にはなくなっていたプランである。

慶長十四年当時、細川忠利は、徳川家康曾孫（岡崎信康の孫）であって、秀忠養女だった千代姫との婚礼が進行中だった。千代姫は江戸を発つて三月二十三日伏見にいて、四月二十四日中津で祝言、その間に奥受取として松井佐渡守康之が江戸・駿府に行き、千代姫に随行した。千代姫は駿府で家康に對面し、松井も同行（陪席）する。情報は個別に幕閣から得る。祝儀であるから情報をえやすかった。書状に連署している岡村半右衛門、戸田助左衛門、中島左近大夫の三名は慶長十五年には名古屋城普請奉行となるが、前年にはそれが内定していた駿河勤番である。土佐藩での「助役予備」に相当する。

細川藩の情報収集能力は高く、のちの例だが、寛永十三年江戸城御普請の情報を得たのは二年前の十一年九月で、他藩山内家、蜂須賀家と比べても格段に早かった（北原系子「伊豆石丁場と都市江戸の構築」）「赤坂見附 吹達土橋」帝都高速度交通営団、平成7、「伊豆半島の石丁場遺跡」静岡県教育委員会、今村直樹・25頁。情報は幕閣との個別のつながり得た。石切場の確保は早い者勝ちであって、優良で有利な石切場の地を管理する代官や名主との交渉、同意、手付金（預り金）などの支給が必要だった。

1-3-2-3 山内家の情報収集

細川家のほか、山内家も情報収集している。慶長十五年の名古屋城普請にあたり、山内家が得ていたと推測される情報が、山内家史料にある。

末尾の方に「台徳院様」（秀忠）とあるから、後世に編集された記録になる。記されるのは「尾州名護屋御普請衆之割」で内容は九州衆プラス北国衆で、総計「三百三十六万八千六百三十九石」であるが、実際と異なるのは、岡藩中川修理（秀成）が含まれていたことである。つまり書かれた内容は実績ではなく、ある段階での取得情報（未確認情報）である。次には中国・四国・若狭・伊勢衆で二百七十四万三千百石なのだが、若狭大名ならば小浜城京極高次かと思われるが、該当する名前はなく、石高もない。続いて美濃大名が西尾豊後守以下十九名、五十一万六千七百七十九石で最小が四千石の稲葉石近である。つづいて伊勢衆が一柳監物以下八大名で二十七万二千四百石である。総計六百九十万二千二百八十八石となる。

このとき美濃・伊勢も含まれるとされるが、実際には美濃・伊勢は第二弾および三弾の慶長十六年・十七年で、後者には尾張・三河・遠江も加わった。幕閣の誰かが、この時思い描いていた動員構想を山内家が書き記したもので、西国大名以上の規模があった。

1-3-2-4 中国四国衆の丹波亀山城案

助役にあたる諸大名には、正式な要請がなされる前から石切に着手した大名もいたらしく、丹波亀山城石切丁場では「三之内」（池田三左衛門輝政）、「あさのきい」（浅野紀伊守幸長）と刻印された残石がある（築城400年記念 丹波亀山城石切丁場跡調査報告書 丹波亀山城の謎）地域資源を掘り起こす会編、2009年）。

丹波亀山城助役は慶長十四年十二月に指令があつて、十五年二月から九月まで御普請が行われた。工期は名古屋城に完全に重なる。同時期に

複数の現場に出動する事態は考えにくいけれど、浅野家・池田家両家は配下を派遣し、石切場を確保して石の切り出しを始めていた。ある時期までは亀山城を助役することになっていた可能性が考えられる。『当代記』や『南路志』には「此外中国・四国の衆丹波亀山御普請を勤らる（南路志）では被致普請也」と記されている。土佐山内家中にも、以下のように前年には丹波亀山城の助役になるのではないかという風聞があつた（長帳甲、五月十六日掃部佐書状、掃部佐は山内豊成）。

一丹波亀山二も御普請可有御座様二、丹後衆被申候間、石場・小屋場取
二一昨日遣申候、是日儘成儀にて御無（無御）座候へ共、惣様取二被
遣由申候間、右分申付候事、

山内家は丹後衆から亀山城御普請が指示されるという情報を得ていて、奉行人を派遣した。丹後衆とは京極氏からの情報か。山内重臣・百々越前守は京極支流とある（『山内家史料』75頁）。「たしかなる儀ではなかつた」と記されている。

*『大日本史料』慶長十五年七月是月条末尾に、亀山城普請記事が十五年二月の名古屋城築城の条にあると注記があるけれど、該当記事がない。亀山城助役は池田家や神保家については「譜牒余録後編」に記録があり、及川亘氏によれば、神保家については原本が「思文閣古書資料目録」一八六、二〇〇四年にある。中国衆津山城主森忠政も参加した（後述）。

1-3-2-5 石切場の確保

大名小名は石切場の争奪に筋を削つたとされる。石切場の確保は公儀御普請が開始される前から、その地を支配する小代官・名主を通じて交渉が始められた(前掲今村直樹・14頁、25-26頁)。いったん石切場を確保すると、丁場預け料を支払う形で長く使用する權益を確保した(北原系子前掲262頁、尾張藩と伊豆西浦石丁場)。

以下は石切場の使用權益が他藩(福岡黒田藩から伊予松山藩加藤家)に譲渡された事例である。

一加藤左馬助殿衆其地へ参着ニ付、上原外記堀出候大石を、町場共二相渡被申候由、被聞召届候事

一角脇之儀片時も御急被成儀ニ候条、四組へ割付、急度出来候様ニ候、未進過上之儀ハ以来御算用可被仰付候条、先々四組へ等分ニ割付、急出来候様ニ可被申付之旨候事

一そり板之儀ハ難面□仰付可被遣之旨ニ候

(麻生家文書・慶長十一年) 卯月八日、粟山大膳亮利章書状、「福岡県史」近世史料編福岡藩初期上)

未進過上とあるのだから、細かな計算＝算用がなされたうえで、対価が支払われたのではないか。石切場の承継があったから、丁場の交換も時々あった。売却もあっただろう。普請が存続する以上は石切場は確保していればリスクはなかった。

1-3-3 頓挫

ところが西国衆総動員構想は頓挫する。篠山助役は

(篠山) 十月五日奉行衆諸大名衆御帰国也

同十二日吉辰ヲ撰ミ周防守殿笹山新城へ移徙

(山内家史料、六八頁、「篠山城記」)

とあって、工事は無事に終了して十月初めには帰国したはずである。ところが波乱がおきた(長帳甲、同上67頁・同じものが109頁)。

大隅殿金五より書状遣し候可有御披見候

追申候仍篠山御普請遅々ニ付て御ふしんふ行衆 御前愚候由申候いまた駿府辺土に隠被居之由申候又高野へ参候由も申候、如件ノ体候へは、来年又候哉、御ふしんをくれ候てハ我々身上相果申候ニきわまり候、内々其地ニ在候内々可申付に為し候へ共失念仕先度なわりより二郎兵衛數馬に役儀候事

修理儀迄申進候も来年役ノ儀、右ノ通ニ可申付候御普請おくれ申候者於在之者身上御果候可被成候由被仰出候由候、大かたニ被得相意候ハ、さたのかきり可為曲言候、来年のこふしんハ御隠候由申候弥聞届追々可申遣候、恐々謹言

十一月廿八日 康豊(花押)

関連する記述が「当代記」にある（大史、慶長十四年九月是月条、625頁）。

九月、丹波国篠山の城石垣、普請出来のち、去る六月、江戸より上る普請奉行内藤金左衛門、駿河に来る。大御所出行のとき、庭上にて目見を欲するところ、甚だ興をなくし給う、是は城普請大御所仰出よりも丈夫にしけるに依て、出来遅々の故なり、かの兩人改易たるべきかと云々

双方の史料が語るところを合わせれば、尋常ならぬことが起き、そのままでは進みえない事態になっていた。

「遅々となったので、普請奉行に対する家康の機嫌が非常に悪くなった、奉行はいまだに駿府から戻ることができず隠れている、また高野にもいった」とある。出家を強いられたという意味に思われる。徳川家康が構想していた規模よりも丈夫（堅固の意か）に揃えられ、完成が遅くなった。それで家康が大変立腹しているところである。

「来年又候哉」この様子で、来年もまたということがあるだろうか。御普請が遅れば我々の方の「身上も相果てる」。内々に其地（駿府番）に（善後策を）指示をしようと思っっているうちに、失念してしまつた、との意味か。

「当代記」では不興を買つたのは内藤金左衛門とある。篠山城の普請奉行は、内藤金左衛門・石河八左衛門のほかは藤堂和泉守・松平大隅守（島津家久）・玉虫対馬守の三名である（「譜牒余録」、「聞見集」）。玉虫は「篠山城記」では勝氏、大史注に繁茂とある。「大日本史料」は、改易になるとされた兩人のうち、内藤以外は石河八左衛門を指すかと注記す

る。「寛永諸家系図伝」によれば内藤、石河らはこのあといくらかの年数をおいて死去（内藤忠清は慶長十九年死、石河重次は慶長十八年病死）、玉虫は史料にみえなくなる。じっさいに失脚（改易）、あるいは出家したのかどうかは確認できないけれど、複数の史料にほぼ同じ話が記録されていた。篠山城では天守台はあつても天守は築かれなかった。挫折の結果ではなからうか（亀山城も城主が天守を築くことはなく、藤堂高虎が進上したとされる）。

1-3-4 復活・慶長十五年二月まで

家康が激怒したということは幕府に多大な金銭的損失が出たということであろう。土佐藩でも「身上相果申」ほどに多額の金銭的被害を予測していた。篠山助役組をそのまま古屋に動員することがむずかしい情勢になったらしい。名古屋助役には、はたしてどのような影響があったのだろう。家康の怒りの対象は普請奉行にであつて、諸大名ではない。

十月五日に篠山助役の諸大名は帰国した。しかし完全に普請が終了していたのかどうかは定かではない。名古屋城の普請明けを記す「当代記」（名史135）に、

縦、普請不出来共、出来タル由ヲ駿府へ令言上、物主々々ハ可被帰国トノ内證也、サテ人数ハ残置悉出来可仕候由也、昨八日羽柴三左衛門播州へ可被帰トテ名護屋ヲ被立

とある。家康の内意はじっさいには完成していなくとも、大名は帰国させよとのことであつた。工事が終わっていないくとも期日になれば、大名

本人を帰国させた。しかし通常では掃除にあたる人数（侍か）は、終わるまで帰れないとされていたから、工事が完全に終わるまで、実務者は残らねばならない。篠山の詳細はわからないが、多くの問題が残されたままだった。山内家はしきりに銀払底を訴えている。

結果的に当初構想案「西国衆動員（中国・四国・九州、浅野、前田）が復活した。その間の事情を山内家の場合と、浅野家の場合と、それぞれを探ってみよう。

1-3-4-1 山内家の場合

まず（慶長十五年）二月十一日付で本多佐渡守正信が山内対馬守（康豊）に宛てた書状を見る（高知城歴史博物館所蔵・写真版による。刊本は「山内家史料 第二代忠義公紀 第一編」、以下も「山内家史料」は同じ、109～110頁・御手許文書、若干文字修正）。

猶以相替候儀御座候者九郎左まで可申入候、以上

如被仰下候年頭之祝儀日出度申納候、然者四国衆当年御普請之儀者、去年丹波之御普請被成候付て御赦免之旨二候、尤相替御普請御座候者、可被請取之由示預之通、披露仕候処二被入御念之段悦被思召一段御仕合共二御座候キ、扱又御舎弟吉兵衛殿御勇健之事候間是又御心安可被思召候委曲爰元之様体、水野九郎左衛門殿より可被申達候条、不能二二候、恐惶謹言

二月十一日

本多佐渡守

正信（花押）

山内対馬守様

幕府中枢の本多正信が藩主山内康豊（三月に忠義を名乗る）に宛てた書状である。「去年の丹波普請のことがあるから、四国衆は「御赦免」の予定だったが、あい替わる（相変）御普請があれば、従事します」という申し出があった。上様に披露したところ、念の入ったことで喜ばしいという内容であった。「あい替わる御普請」とは丹波亀山城が念頭にあったのだろうか。二月十一日のこの方針（赦免）も、やがて変更されて、閏二月二日に助役の指示が出される。本上州（本多正信）・成瀬半人・安帯刀（安藤帯刀）ほか普請奉行連判状ならびに池田三左（輝政）添状が、閏二月六日申上刻（夕方四時頃）に移動中の近江草津（本陣か）に到着している（閏二月六日康豊書状、同上110頁）。

本多正信の方針は変換されたが、そこには山内康豊、上記の上申（普請受諾）が影響し、反映されていた、とある。

1-3-4-2 浅野家の場合

A山下氏覚書

みたとおり浅野幸長は名古屋城の新たな城主、徳川義直の舅になる予定の人物であったから、諸大名中でも動きは格別であった。山下氏覚書は、山下氏勝（信濃・道智）に関わる記録である（大史補遺十二編二一・慶長十五年二月・155頁）。山下は義直の母おかめ（のちの相応院）の妹（志水宗清次女・のちの隆正院）を妻にしている、義直の（義）叔父にあたり、かつ傅役である。冒頭を引用すれば、

諸大名案、兩御所様へ被仰上候ハ、名護屋之御城普請被仰付被下候様ニと、いつも御望御座候、其節紀伊守殿、信濃(山下氏勝)道智(へ御頼被成候ハ、名護屋御城普請之儀ニ付、諸大名衆御普請被仰付被下候様ニと、兩御所様へ何も被申上候、依之紀伊守殿も、可被仰上儀ニ御座候へ共、右兵衛督様御城之御普請を仕度と申上候儀も何とやらん味方くるしく(以下略)

とあって、「名古屋城の普請を諸大名が希望していること、それで浅野幸長が山下氏勝に依頼したところ、諸大名が名古屋城普請を命じてほしいと兩御所にお願いをしている。幸長殿もそうされるべきだが、右兵衛督(義直)のお城の普請をしたいというのも(義直は幸長の娘婿になることが決まっている人物だから)、味方くるしい話である(*味方)身方、みうちの者、身内びいき)。しかしお願いしないわけにはいかない。大御所様の方から命じていただくためには、おかげ様より内証で申し上げてほしい、とお願いしたところ(上記のとおり、氏勝はおかめの義弟)、もつともであるということでおかめが取り次いでくれた。諸大名が駿府に集まったところで、家康が「こたびの名古屋城普請ではみなみな希望しているということで満足に思っている。紀伊守は右兵衛督城ということで、「入なのでお願いしたい」と懇ろの上意があった」と経緯が書かれている。浅野は婿の城の普請を自分がすることは当然と考えていただろう。まずは丹波普請は避けて名古屋助役に回る。その場合、助役大名が半減のままでは負担も増えるし工事も遅れる。他大名の協力を得て名古屋城を早く完成させることを望んだ。

前年篠山助役大名は、いずれにしても龜山城か、名古屋城か、いずれ

かの助役を勤める。「本朝通鑑」あるいは「松園雜記(名史)、また「南路史」が書き残したような、徳川頼子の城ならばともかく、庶子の城までの助役を不満に思う大名(福島正則)に、家康あるいは加藤清正が、謀反を起こしたらどうかといったというような記述とは、かなりの差異を感じる。正則は前年慶長十四年に広島新城普請で家康の機嫌を損じ、自らの手で破却していた(旧記雜録(慶長十四年)七月二十九日福島正則書状、大史十二一六、503頁)。「続本朝通鑑」で林羅山は、清正に「徳川家康の婿である池田輝政と播州にて一戦し、敗れば死、なせば大坂に入つて秀頼を擁して天下に号令するか」といわれて、正則は決することができなかつたとまで書いている。林羅山の著述には、福島家とりつぶし正当化の意図が読める。名古屋の現場では、その真逆の現象があったけれど、羅山の叙述は多くの史書に引用されて拡散された。

B 金作り・後藤庄三郎光次の登場

駿河小判を製作していた金作り後藤庄三郎光次も登場する。この経緯は浅野家文書に詳細である。

B-1

追而上野殿、今度但馬守二御懇之由二候之間、為御礼以書状申候、御届候て可給候、可多御事候条、不及御報由、可被仰候、
已上

懇以飛脚令啓達候

一 去月二日六日九日十九日之御状四通、何も参看、御事多内、別而過分

至極存候

一 上様御機嫌能、御鷹被遣由、目出度儀不過之候、然者塩見半右衛門

罷戻、御書中并口上二、被仰開趣、具申開候、誠御懇意之段、不初于今儀二候条、忝と申も疎二候、拙者儀伏見迄罷上候得共、駿府へ還御承合、羽三左殿と申談、同道仕罷下可然由、被越候間、何様とも任御差因、帰国仕候

一 那古屋御普請之儀、御紙面并塩見二被仰開旨、得其意候、羽三左殿と申談、何やうとも三左衛門殿次第二可仕候間、可御心安候、被仰越候儀、毛頭他言不仕候間、少も御機嫌被成間敷候

一 弟にて候但馬守罷下刻、種々御馳走、万事御差因之由、過分存事候、上野殿御懇之旨、能々御札被仰可被下候

一 上様いつみより 還御之由、風聞申候条、左候者、三左殿同道仕、近々罷下、相積儀万々可申達候、恐々謹言

浅紀伊守

幸長(花押)

二月六日
後庄三様

人々御中

B-2

慶長十四年分金子算用之事

一 後藤判百四拾六枚者 三人之前へ相渡ル分

右私、悉相済者也

一 江戸小判百両者 三人之前へ相渡ル分

内八拾四両、私相済者也

直二請取也

右、慶長十四年正月ヨリ極月迄之算用皆済如件

慶長十四年極月晦日

幸長(花押)

B-1は後庄三つまり後藤庄三郎宛で頻繁な手紙のやりとりがあった。三番目の段落に「那古屋御普請」のことが出てくる。二月六日という日はみえてきたように本多正信が中国四国組は御赦免であるとしていた二月十一日の五日前で、九州組はすでに出発している。事態は流動的で、どうやら年末にいろいろな動きがあったようだ。B-2は名古屋城御普請に直接の関係があったかどうかは文面ではわからないけれど、浅野幸長が後藤判小判百四十六枚と江戸小判百両で慶長十四年分、「三人の前へ相渡る分」を皆済している。

B-1に

一 應以飛脚令啓達候

一 去月二日六日九日十九日之御状四通

とあり、正月二日、六日、九日、十九日と連続して後藤から書状が届いた。大晦日と正月二日だから、日時がきわめて近接している。あるいは大晦日の日付は後から遡つてのもので、晦日付の決算のために頻繁なやりとりがあったようにもみえる。後藤判と江戸小判とある。後藤判は駿河小判である(図録「日本の貨幣史」2日本銀行調査局編)。よれば駿河墨書き小判には壱両の文字に光次署名と花押、五三桐の極印があった。手紙の中で幸長は「あなた(後藤)がいわれたことは毛頭他言しないので、お氣遣いなく」といつている。大坂陣で大野治長や織田有楽が後藤庄三郎や本多正純に宛てて出した多数の書状が「朝野田間裏書」に収録されている。後藤はこの場でも徳川方の交渉役を任されていた。大名ではないけれど、巨額の金を動かすことができ、キーマン(黒幕)

的存在だった。

名古屋城の普請に関して、大名ではない後藤の登場は唐突であるが、資金力にものをいわせて、浅野・池田とともに、助役体制を再構築した。大坂陣での徳川方交渉人になる前ふれといえる。B-2は詳細は不明で、「三人之前」とある三人には池田、福島が含まれていたと想定できそうである。関連史料に「三人」とあるのは、管見では「当代記」に浅野、池田そして福島正則がある史料だけだ。しかとはわからない。小判が三人で二百五十枚弱なら、巨額ではないけれど、この問題の決着に使われた可能性はある。

なお細川家文書・五月十四日忠利書状（松井文庫所蔵古文書調査報告書8の一六七二）では、この時から細川家は「後藤少三良殿」にも進物を出している。また後藤庄三郎は中井大和とも書状を交わしている（中井家史料、極月十八日書状、名史151）。家康側近として、名古屋城普請に深く関与していた。

2 普請（石垣築造）・慶長十五年正月から九月

2-1 九州組の名古屋到着

九州大名および前田家に命じての築城が開始され、駿河にいた西国衆は名古屋屋に向かい、それぞれの国許からも出発した。九州大名は二月上旬の到着になる。上記したような混乱があつて、中国四国大名は閏二月に助役の指令を受け取り、それより準備。三月十三日（毛利家の場合、名史65）の名古屋到着を目指した。二月、閏二月・三月だから二ヶ月の差ができる。三月半ばに勢揃いとなるが、石切・石寄せには大きな差が

できよう。

細川家中は正月十九日に小倉を出発した。その日国許の家老たちより名古屋御普請奉行に宛てられた書状には、御普請奉行たちは二十九日に伏見屋敷へ、そこに五日逗留して二月四日発、二月八日に名古屋に着く予定だと記していた（細川家記『綿考輯録』名史47）。

同じ日の、世子（若君）細川忠利が松井佐渡守らに宛てた正月十九日書状には、「名護屋御普請之儀、月明□来二日三日之比、罷立覚悟候」（松井家文書1500）とある。書状は伏見から国許に宛てられたもので、この罷立も伏見を出発の意味である。「出船可仕候、可然様可被申上候」とあり、国許からの船出発を承知している。

小倉・京都間は600キロメートル（鉄道キロ）あるが、当初は海路を利用した（十一日間だと一日55キロメートルになる。伏見滞在は予備日も含もう）。京都・名古屋は150キロだから五日あれば歩ける。「当代記」（名史58・大史1021頁）

閏二月八日此中駿府在府西国衆、尾張名護屋有普請トテ、今日立駿府被上

駿府にいた参勤大名が名古屋に向かったのは閏二月八日だった。さらにひと月後である。中国四国組（篠山組）すなわち後藤組であろう。そのひと月以上前に九州大名、そして奉行は名古屋で作業を開始している。慶長十五年正月十九日の細川家掟（細川家記『綿考輯録』名史48）は小倉を出発するときに国許で発給された。中島左近らが普請奉行に宛てられた。

2-12 千石夫の動員・一日五合、二九三日

待動員の様子は吉川文書・吉川広家功臣数帳（大日本古文書二・追加二）からうかがわれ、高麗陣や助役普請に皆勤であった侍（弓衆など）が列記されている。しかし武術に長けていても、侍だけでは作業はできない。軍人、軍属、作業員3セツトが必要と考える。

助役（公儀御普請）として、石高千石に一人の夫（人夫・百姓夫）が割り当てられる。それが千石夫だった。名古屋城でも各大名家は待動員に並行して千石夫を雇用了。それで周辺国でも百姓の走りが誘発されるほどだった（本稿2-13）。

千石夫の動向から工事進捗が推定できる。幕府（徳川家）はその動員命令に対応して扶持米を給与した。御手伝（助役）大名に実費を支給している。以下に見るように積算は人数（千石に一人）・かける日数に、一日五合の支給、という見当だったと数える（萩藩閩閩録遺漏）（慶長17年）正月二十三日毛利輝元扶持方渡状、東大史料WEBに「日別五合宛」、特殊には一升）。扶持米がすべて千石夫に充当されたのか、否かはわからないが、堀内亮介報告（シンポジウム記録「史料に読む名古屋城築城の現場」）にあるように、「牧家文書」■名古屋城所蔵文書および「名古屋市史」政治編所収文書（同じものが「名古屋城築城関係文書」■名古屋温故会発行 絵葉書）第百輯、名史120）によれば、加藤清正の石高は51万9880石だから千石夫は計算上519・880人、扶持米は761・58085石で、鍋島勝茂の石高は35万7036石だから千石夫は計算上357・036人、扶持米は523・01720石であった。加藤家X日×0・005（石）×519・880人■761・58085石、鍋島家Y日×0・005（石）×357・

036人■523・01720石より、Xは292・9788日で、Yは292・97728日という数字になる。加藤家・鍋島家とも293日で計算されていたと判断する。慶長十五年は大月が正、四、二、六、八、九（以下は略）、小の月が二、三、四、五、七（以下略）なので、正月一日から九月晦日までで二九五日となる。

五合は、侍への支給ではなく、動員された百姓人夫の日用（日用取、日雇）だった（「百姓共日用」藤堂文書、本稿2-13、大史十二編六、1090頁、名史53）。後述する松井家文書（二一八一）・四月十三日書状に「梅雨に向かうから、無人になる」とされており、田植え時期にはみな郷里に帰って空になった。人夫は名古屋へ稼ぎに来ていたが、田植えをおろそかにはできないので、コンスタントに人員が確保できたわけではなく、千石夫がいない時もあった（高木昭作「日本近世国家史の研究」一九九〇参照）。

千石夫積算は、正月一日・二日を除いて三日から九月晦日までだったかと、推定する。

2-13 藤堂藩による百姓の人夫出国禁止

藤堂文書・年欠二月八日高虎（和泉）書状（前掲）は、名古屋御普請のために領内の「百姓共（が）日用に出」ることを禁止している。津藩領の伊勢・伊賀では賃金稼ぎのため名古屋に向かうものが多かった。高虎はこれを厳重に取り締まった。「田地を仕付候迄、百姓走り候はぬ様」とある。田起こし、苗作り、田植え、と農繁期に向かう。領内の労働力不足が懸念される事態になっていた。賃金給付はそれほど魅力的であった。支給の上限は一日五合で、支給額はそれより少なかったであろうけれ

ど、『築城図屏風』には算盤を弾(はじ)きながら、報酬を手渡す担当の姿、並んでそれを受け取る列が描かれている。

二月初めの段階で、名古屋人夫に出るものがすこぶる多かつた。正月には人夫の作業が開始されており、堀川工事が想定される。藤堂藩では庄屋の元に十人組を組織させ、質を取った。さらに国中の境目で、妻子を引き連れ他所へ行くこととするものは、始め取って半(龍)に入れよ、惣の「みごり」(見察り、見せしめ)だから、「はたもの」(薩)にあげよ、としている。磔刑にすれば噂はすぐに広まった。

困窮していた百姓はこれを機会に出国を試みた。夫婦で走る。厳刑執行が必要とされたほどで、藤堂藩は余程に深刻な事態になっていた。おそらく濃尾三も似た状況で、農村に人がいなくなつた。いまだ大名の到着以前で、細川忠利は二月八日到着予定としている。その同じ日に伊勢ではこうした状況になっていた。二月初めには名古屋では普請がたけなわ、狂騒状態となつて周辺から百姓たちは、我も我もと名古屋に向かう。ひと月半が経過した三月二十二日、

何もかもたたくさん二、ふしんはへうりに参候故、しもくとりくひ候て不成(略)

とある(松井文庫1607)。こうした物売りの姿も同じく『築城図屏風』に描かれている。

2-14 石船

岩崎山や美濃河戸、瀬戸・山口、また三河湾など各地の石切丁場から、

石垣用材・築石が運搬されてくる。海上からも運搬されており、石船が使用された。川船は引き潮で伊勢湾沖合にまで下がり、満潮時の上昇潮流に乗って、築城現場の潮流限界点まで労力を用いることなく、運ぶことができる。江戸城普請では石船の調達費用は拝領金という形で一部が前渡しされている。

石船ないし、石綱船・石漕船と呼ばれる船は、百人持ちの石を運搬するために特注する船で、諸大名助役の重要な部分だった。石船提供だけの大名もいたと考えている。細川忠利は後二月七日、「出発にあたり、三十艘の船が出来たので、十五日に出船させる」と書いている(細川家記『綿考輯録』、大史十二編六・慶長十五年二月是月条、名史57)。同じく閏二月、蜂須賀と稲葉の船二艘が、天守用材を運んだ(名史79)。三月七日、浅野幸長は「河石舟を名古屋から急ぎ回せといつてきているので、昼も夜も作らせて、一艘ずつでも船を出せ」といい、紀伊国海士郡・紀の川河口の湊城主であつた湊惣左衛門ら四名に造船を急がせている(小泉文書、名史81)。

江戸城の場合だが、寛永十三年「江戸へ被遣石船荷積之目録」(元和寛永中 公義御普請(細川家文書・文下四六一二、前掲報告書掲載・北原「伊豆石丁場と都市江戸の構築」、今村直樹25頁)によれば、細川藩では動員予定三十二艘で月に二回、計二七六四の石を運搬、五ヶ月間で石数一三四五二を運送する予定だった。

閏二月には蜂須賀家政(四国)、稲葉典通(九州)の所有する船を九鬼守隆が檢じ、名古屋城天守用材船に使用された(寛政重修諸家譜、名史79)。

『義演准后日記』(慶長十五年・史85、95)に

三月十一日

四日市ヨリ桑名ヲ渡テ宮ヘ舟ヲ着、ナゴヤノ城、西国諸大名トシテ普請群勢更以難分別、殊加藤肥後守渡海ニ依テ、舟盡テ失十方移時刻、漸々求小船、渡七里海路、

四月廿八日

熱田社一見、尾州ナコヤノ新城、西国ノ諸大名ニ被仰付、普請最中、群勢難分、

とある。三月十一日頃には、名古屋城の普請現場への石運搬のために、ほとんどの船が徴発されて不足した。ほとんど名古屋城に人が移動し、石や材が運搬された。

2-15 二番丁場、堀川（舟入）開鑿

2-15-1 慶長十五年四月——細川忠興自筆書状

築城現場近くに、潮汐限界点以下の深さがある水路が必要で、早期に舟入＝堀川の建設が進められた。基礎工事、基盤工事なのだから、石寄せが始まる慶長十五年春には完成していなければならぬ。

以下の細川忠興書状（松井文庫文書）によって、慶長十五年四月には堀川工事が一旦竣工、しかし浅かったため再度浚渫が行われたことが明確にわかる。

一尾州なこや二番町場之御舟入あさき出、被 仰出、前か（一）とほり候衆、不残人数、千石夫にて差上、ほりたて可申候旨、御意ニ候、我々手前三百人にて候へ共、つゆにむかひ候間、無人に候者、日用をやとひ

銀子入可申候間、五百人可差上候、但有人之分にて候、食たき已下者、此外たるへき事

（中略）

一返々、有人五百人之都合、一人も無相違候様ニ急度可被申付候、尚大學可申候、恐々謹言

四月十三日

忠（花押）

松井佐渡守殿

〔松井文庫所蔵古文書調査報告書〕 1-1996

御舟入が「なこや二番町場」であったこと、四月十三日の段階で「あさき由」（浅いと普請奉行より）仰出されていたこと、「前廉掘り候衆」がいるので、必要な人数は千石夫＝三百人により、さらに堀立てよ、と（普請奉行の）御意があったことがわかる。「仰出」も「御意」も岡字＝敬語表現であつて、幕府（家康）の意向、直接には普請奉行の指示を指していた。

千石夫の動員は慶長十五年正月からで、堀川工事その時から開始された。四月、石垣の搬入が頻繁となつて、浅すぎて支障が出るのがわかり、千石夫により深くせよと指令が来た。小倉（忠興領）・中津（忠利領）時代の細川藩は三十万石であつたから、「我々手前三百人」に人数が合致する。

手紙が書かれた四月十三日は一六一〇年（グレゴリウス暦）六月四日だから、梅雨入り直前に「無人」となつた。「梅雨＝五月雨に向かい、人がいない」という。「日用」（日備）を雇うから、銀子が必要なので五百人を差し上らせるといつている。

千石夫は農民の雇用（日用）で、田植え準備には帰郷し、現場から消えた。雇用状況に応じて増減もあった。「食たき」（飯炊）は千石夫には含まれないと記されている。

三条目に「前の手前／＼をほり候へと、被 仰出間」とある。手前から掘っていけということなら、潮の干満の影響を受けずにスピーディに掘削できる台地掘削を指すかと考える（以下に見る白鳥堀掘削を指すか）。

【当代記】慶長十六年六月一日条（名史206）を見ると

去年彼地普請被致、大名千石に一人つ、人夫を名護屋江被出、舟入をほる

【蓬左遷府記稿】（名史207）もほぼ同じ内容で

去年普請被致、大名衆千石に一人つ、人夫を被出、船人を預らる

とある。いずれも「去年」「千石夫」人夫によって掘る「船人」という記述だった。細川忠興書状に一致し、「去年」だから慶長十五年、「千石夫」動員期間中である九月までに完成している。

このように史料の記述はいずれも慶長十五年開削である。しかしこれまでの堀川の沿革史は混乱があつたらしく、慶長十五年には未完成だったという見解があつて、なぜか公式ガイド、「巨大城郭 名古屋城」も慶長十六年六月工事説に立っていた。「事蹟録」には慶長十六年記事もある（名史208）。美濃伊勢衆による工事は慶長十六年だった。

六月小 朔日

一今日名古屋為御普請、美濃伊勢衆参着、大名二夫一人ツ、之役夫ヲ以テ 御城下江船入ヲ掘

但諸大名千石二一人ツ、之夫役也、白鳥辺ハ今ニ大夫堀ト云伝、是ハ福島左衛門大夫被申付ト也、普請之衆ト平岩主計頭時々不和之事アリシトナン

慶長十五年では終わらず、六年にも継続して堀川の拡幅・浚深・護岸が行われたことを意味する。十五年に最低限の機能を果たしうる堀川はできていた。干満に規定されるから、潮の流れに従って一方向しか進めない。船溜まりは広くなければならぬが、川の幅員は当初、石船の幅に若干の余裕で十分だった。だが都市化が進むから再掘削や拡幅整備は頻繁だった。翌年も美濃伊勢大名によって千石夫動員が動員されて整備が行われた（十六年の美濃伊勢衆による助役については後述4参照）。

「堀川 歴史と文化の探索」（二〇一四）によれば、従来は「地方古義」、「張州旧話略」など後世の地誌に依拠して議論されていた。百年前に「名古屋市史」地理編（一九一五）は、「慶長十六年は誤りで十五年が正しい」としているが、主流意見にはならなかった。

2-5-2 堀川・箕瀬干潟時代——放置刻印石の分布

当時掘削されていた堀川は、現在我々が目にしている堀川と同じではあるまい。この点で検討したいのは高田祐吉氏の研究で図示された、名古屋城まで運搬されずに途中放棄された名古屋城築石・刻印石の分布位置である。



堀川・中川運河周辺(旧笈瀬川・中川)周辺の標高と刻紋石(残石)の分布

標高は名古屋都市計画基本図による。残石分布は高田祐吉『名古屋城石垣の刻紋』(続・名古屋城叢書 2・平成 11、78～79 頁)による。*中川(笈瀬川)旧流路周辺に残置された築石は、干潟内河川を利用していた段階のものであろう。

刻印石は熱田・名古屋間の各地にあるが、中川(笈瀬川)流域も多い。一帯の標高をみると柳堀町あたりでは標高 0・8メートルから 1・2メートル、露橋小学校の北側は概して 0・4 から 0・6メートルほどで低く、0・0メートルというところもある。現在の名古屋港の満潮時の水深は旧暦四月に相当する西暦五月でいえば、1メートルから 1・22メートルである(引き潮の潮位はマイナス 1・31メートル)。すなわち中川流域は潮干潟であって、満潮時には海水が上昇し、上記の低湿地は海になる。笈瀬川や紫川は自然河川で、常時一定の水量があり、干潮時にはむろんのこと、満潮時でも海水上昇時に浸食作用があった(この干潟地帯を笈瀬・中川干潟と仮称する。笈瀬・中川干潟の周縁部を鎌倉街道(小栗街道が通過していた(小栗街道の遺構が小栗橋と考える。年魚市潟(愛知潟・鳴海潟)周縁を東海道が通過していたことに似る。ここまでは海だったから、ここを起点に堀川を掘削すればよかつた。柳堀、横堀という地名が初期の堀の掘削を語るだろう。五条川水運と清洲城の場合、月のうち大潮の期間、一日のうち二回の満潮時間しか使えないが、それでも必要な物資運搬はできた。それに似よう。笈瀬川一帯の地面は、米野 1・3メートル、栄生 1・8メートル、名古屋駅東 2メートルで、水路はそれより低いから潮汐限界はそのあたりにあっただろう。

笈瀬川干潟では落下した石は干潮時に回収可能である。なぜ回収されず放置されたのかはわからない。石質の良し悪しが問われて、廃棄されたものか。

2-5-3 白鳥運河・大夫堀建設（常時通行運河）

大夫堀と称されたのは、上流部ではなく白鳥辺だった。大夫の名は左衛門大夫であった福島正則に因む。白鳥堀も福島正則の助役期間である慶長十五年の施行である。二〇二年、山王橋周囲の堀川川底から刻印のある石が発見された。築石運搬時、下流部も既に完成していた。川底から検出ということは、干潮時であっても姿を表さなかったことを意味するか。常時の水深が確保された熱田通水工事が終了した後からの遺失で、この点が笈瀬川・干潮地帯からの残石と異なっている。

このように四月に機能不十分とされた堀川は、追加工事によって、長時間通行可能な運河として完成し、最盛期の石垣運搬を可能にした。掘削時には土居であったが、寛文三年に石垣になり、その後にも整備されていた（名古屋市史「地理編・大正五年」）。

なお新堀川（精進川）は法螺貝橋周辺で標高2〜3メートルで、笈瀬川・中川よりは高い。

2-5-4 閏二月の堀掘削は堀川

『細川家記』（『綿考輯録』、慶長十五年）閏二月十六日の細川忠興書状（大史十二編六、1067頁・名史67）には「堀を申しつける」とある。細川家では閏二月段階で堀掘削と石切の二つの丁場があって、作業の兼ね合いを忠興が心配していた。この堀は堀川のことではなからうか。

尚々、五日三日山口へ山を遣候とも、堀におくれ候ましきと被存候は、山口へ人を可遣候、其段、見はからい候而、可被申

付候、宮へ遣人も同前に候、已上

先刻之状に書おとし候間、重て申遣候、其地之堀、此中八何もの衆よりすて、おかれ候由にて候間、如先書申出候、若此頃八人をもかさみ、堀急に被申付候ていか、候は、山口へ人を不遣、其ま、堀を可申付候、為其申候、恐謹言

閏二月十六日

被御判

内せん殿

助左衛門殿

内せんは長岡内膳興通、助左衛門は戸田で普請奉行である。以下のよう

に解してみた。

（本文）
前の手紙にも書き落としたから、もう一度書きます。そちらの堀はこのところいづれの衆からも捨て置かれている、とのこと。先の手紙に書いたように、この頃は人もかさみ（多く要るし）、堀を急に申し付けられてもいかがかと思う。山口には人は派遣せずに、そのまま堀を継続したらよい。

「なお書き」では「五日三日（数日ほど）山口に人を遣わしたとしても、堀の工事に遅れは生じないと考えられるなら、山口に人を遣わした方がよい。宮（熱田）も同然である。」

石切場である山口への人の派遣と、堀の進捗状況の兼ね合いが述べられている、と解釈できる。慶長十五年閏二月の中旬に、堀は掘削中であつて、遅れがちであつた。この堀は堀川と考えるのが妥当ではないか。閏二月だと本丸内堀は楯始め以前なのだから。

細川の丁場は尾張では山口と瀬戸にあった。山口は海上(かいしよ)に、瀬戸は東谷山に、それぞれ矢穴や刻印のある石切場が残されている(田口一男・佐藤好司「名古屋城石垣探石丁場の新知見」『名古屋地学』七七・二〇一五、刻印は井桁で鍋島家の井桁の変形。ほか普請場として古井村も上がっているが、石切場とは異なるか(岡村半右衛門尉事)。美濃には後二月段階で、「つや」≡津屋(南濃町)があった(後二月十日忠興書状、松井家文書51314)。

後二月廿二日忠興書状(『細川家史料』名史73)に

一(前略)せと、山口の石場やかて惣やうのわり二成可申候間、其已前に石かす多出来様ニ可被申付候(後略)

とある。「惣やう」は惣なみで「皆々・御一同」の意味であろう。その「わり」は「分割、割り当て」と解される。「せと・山口の石場」はやがて全体の分割になるから、その前にたくさん石を取るよう指示せよ、と解される。

さきにもたように後発隊の中国四国組が三月十三日に名古屋に到着する(名史65)。後発組はふつうなら石切場の確保で苦慮することは必死であった。そこで一定の配慮がなされ、先発組が確保している石場を渡すように普請奉行が指示したと思われる。

それに続いては三月廿七日書状があつて(『細川家記』≡拙考輯録・名史90)、尚書きに「山口いて候の事」とある。上記の理解が正しければ「山口出で」であろう。この書状では後半に「かうつより來候石、中々やくに立申事八まれにて候」とある。山口を他の大名に譲渡(売却か)

して、美濃の石切場に移動したものが。この後、山口の地名は五月十三日に「石取場かうつ・ま駒野」でお手討ちになって殺される岡村半右衛門の過去の行状に関して出てくるのみである。

*細川家記・名史110、ここには五月十二日とあるけれど「岡村半右衛門事」の十二日は誤まりで、正しくは十三日。写真版が「名古屋城誕生」西の丸御蔵城宝館開館記念特別展パンフレットにある。細川の石丁場は尾張から美濃に移っており、石質の悪さに不満があった。二ヶ月前(二月・閏二月)から切り出してれば、いままらこのような不満にはならなかったと考える。なお美濃の石切場として史料に津屋・駒野(ま駒野)・河戸(河津)とも)の地名がみえる。それぞれは掛斐川の支流である津屋川の西側の山で、津屋と河戸の場合は7キロメートルほど離れているから、三つの石切場もそれぞれ別だったと考える。

*名古屋城の石切丁場として岩崎山が知られる。「此山中ち部(治部か)御内いしは(鷹の羽紋)」という刻字・刻印が報告され、小牧市内の残石には琴柱雁金代わり立鼓の刻印がある(高田祐吉「名古屋城天守台石垣の刻紋」口絵・138、148、158頁)。慶長十五年の大名家中や普請奉行に「治部」はいないようなので、異なる時代か。琴柱は前田丁場に多い。前田丁場に「大しま」がある。美濃船来山に「大し」の刻印石がある。石切場が別の大名に譲渡されることもあった。刻印石供給地には変遷もある。

2-16 一番丁場、本丸二之丸ほか普請

2-16-1 中国四国組の名古屋到着と石切開始

及川巨氏の調査により、靖國神社遊就館所蔵の丁場割図すなわち「名古屋御城石垣絵図」が原本、ないし原本に近いものと指摘された（靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について）。「東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信」（87）、二〇一九。絵図は丁場割受取図であり、受け持ち大名の名と、配下の奉行人（複数二名）、そして坪と長さが記され、各大名普請奉行二名が連署している。位置がなされたのは彼らが一堂に会することができる場所だから、名古屋の現場である。

『当代記』は

六月三日尾州名古屋普請、今日ヨリ根石置、松平筑前、自春中被寄石悪二付、二丸ヲ被積、其外之衆何モ本丸也

とする。松平筑前（前田利光）のみは春中（正月から三月）から寄せていた石が悪かったので、二之丸を積んだとある。中国四国勢よりもずっと早く到着していても失敗した。丁場割は四月に第一次案（遊就館図）が決まった。どうもその前段階では各大名や奉行人には運び込む石の大きさと個数のみが指示されていたらしい。その調達した石の質を普請奉行が吟味して丁場が決められたようだ。たしかに前田家の丁場は二之丸で、本丸本体の石垣はなく、搦手馬出し丁場一ヶ所のみが本丸にあった（ほかには天守礎石と御殿礎石）。「当代記」に「其外之衆何モ本丸也」とあったけれど、本丸を担当しなかった家は記された前田家以外にも竹

中、稲葉の両家があった。刻印で確認すると本丸（東、南の馬出しを含む）では全体二十家のうち、本体（内郭）が十五家、馬出しの毛利高政（南）を入れて十六家で、丁場はあっても刻印が確認できない金森を含めれば、本丸を担当しなかった大名が四家だった。

丁場の決定に際し、九州大名と加賀前田は実際石高の三割増で丁場を受けることになった。

中国四国大名はそのままだったから、優遇された。かれらは後発組でもあって、先発九州組より後発中国・四国、紀伊組は実働日数が二ヶ月少なかった。これも優遇である。こうした優遇策を取らなければならなかった池田・浅野は実働は減るし、割り当て坪も減少したから、理想の形になっていったように思われる。

ただしよい石切り丁場には恵まれないことも想定できた。春姫父の浅野幸長、伯父の池田輝政はおどろくに自領藩内の石切山から船で運搬した。池田輝政の場合は播磨龍田山から、浅野幸長の場合は紀伊額熊野の尾鷲から、それぞれ龍田石と尾鷲石を運んだ。彼らの丁場にはこれらの石が顕著にあって、視認できるし、前者近くに「三左」の刻銘石もある。播磨からは内海・外海を400キロメートル近く、尾鷲からは200キロメートル近くを運搬させた。石切場確保の悩みはあまり生じなかったであろう。おそらく三月以前から石切を開始していたであろう。かくして丁場が決定して、作業者が決まり、各藩普請奉行が位置して了承確認する。そこで初めて堀が掘られ始めるはずのだが、じつは丁場割受取図に位置図はそのまま実行されなかった。位置図は天守の北と西が御深井丸と地続きになる案で、位置終了後、着手を待たばかりだったけれど、おそらくは徳川家康の天の声で、地続きは廢案となって、堀

切りになった。天守台の受け持ちは無記入で加藤家奉行の位置も無い。位置できない事情があったようだ。設計変更で天守台負担大名(加藤清正・ブラス細川ほか)は積むべき石垣量が著しく増加した。集積してきた石では足りない。また御深井丸側も石垣構築の必要はなかったのに、急遽石積みが必要になり、担当大名を決めなければならなかった。この調整・やりくりに必要な時間が一定期間必要だった。

堀の両側ないし近くを同じ大名が受け持ったところは少なくない。本丸内堀南西部の木下、細川、本丸南枳形と土橋(表二之門周囲)の田中、その東の加藤嘉明、その北二之丸間の池田、塩蔵構堀(俗に「鶴の首」ともされる) 両側の福島、本丸搦手馬出南(俗に「鶴の首」とも)の鍋島信濃守、御深井丸・西之丸間の俗称「鶴の首」に続く堀西の毛利秀就、は意図的に堀の両側石垣を受け持たせた事例に思われる。そうした原則を全体に貫くことはムリでも一定の配慮があった。堀の掘削が両側大名の受け持ちだったと推測はできる。堀は排水の兼ね合いがあるから、必ず双方・前後が同時進行しないと、支障がでる。しかし今に見るような空堀がただちに出現したわけではない。石を降ろし上げる作業で合理的で効率的な段取りが求められる。作業斜路Ⅱ坂(スロープ)や有効な作業台に使うことができる段は必要期間中残され、最後に掘削された。

2-16-2 靖國神社遊就館所蔵丁場割図の作成時期

丁場割図すなわち靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」の作成時期は、当然ながら中国四国大名・普請奉行が遅れて到着した三月十三日以後である。各家の普請奉行二名が位置(運署)した。ただし例外があつて生駒家および金森家(福本小左衛門・時枝久右衛門)が位置して

いない。生駒藩では二名が原則の普請奉行も、生駒左近大夫丁場五ヶ所のうち一ヶ所伴次兵衛一人の名があるのみで、ほかは奉行人の名前すらない。生駒家はこの丁場割図、左下隅の惣坪書き上げでは羽柴三左衛門に寄せられて、三千四百十三坪余りに合算されている。実際に丁場を担当したことは、生駒家の刻印、生駒車ほかが本丸・本丸搦手馬出し・西之丸の各丁場に残留すること、および家康黒印状で「出来」とされており、確認できる(御深井丸丁場、二之丸丁場では刻印は確認されない)。

生駒謙岐守一正は慶長十五年三月十八日に卒した(『生駒藩史』では高松城にて卒)。高松から早飛脚で四日として二十二日、藩主の死で生駒小屋場は喪に服し、奉行人は葬儀で高松へ戻ったため、位置できなかったと考える。よって上限を三月下旬に絞ることができる。

つぎに細川家が丁場割図の内容を知るのは三月廿二日以後である。なぜなら丁場割図では本丸にも他にも中国・四国・紀伊国衆が分散して丁場を持つが、三月廿二日細川忠利書状(松井家文書一六〇七)によれば、本丸は九州と北国、美濃、二之丸は後跡(後発組Ⅱ中国四国紀伊国衆)と全体が持つとあって、古い情報が記されている。丁場割では北国すなわち前田が本丸を持つことはなかったし、稲葉・竹中ら九州組も本丸丁場はない。後発組も本丸を受け持った。美濃は加わらなかつた。この新情報(Ⅱ新丁場割第一次案)を細川家は三月二十二日段階で知らない。そこで上限を三月二十二日として先に進む。

*位置漏れもあって、本丸西側内土居の浅野家中の生駒平兵衛・野田三太夫は位置漏れ。また御深井丸羽柴左衛門大夫(福島正則)の牧主馬頭と水野次右衛門は位置がないが、代わりに市橋五左衛門・米井弥左衛門・上村助左衛門が位置している。後者は調整の問題があつたの

かもしれない。なお助役は本質的に軍役と同じだが、主君の葬儀での帰国は許されたのではないか。大将の例だが、肥前名護屋出陣中の豊臣秀吉は、母大政所の死で一時的に大坂に戻る。

2-6-3 丁場割への要請——隣接大名

慶長十五年閏二月二十三日の池田利隆法令(名史74)に

一他所衆と一切つきあひ不可仕、付、石場境目之儀は、此方奉行さし図次第(下略)

とある。崩れば積んだ大名がやり直しをさせられる(福島正則の例)。トランプが多かった。池田家では他所衆との付き合いを禁じたが、細川家でも「他家中と参会之儀、書付上候外は堅令停止」(細川家記Ⅱ 備考輯録、名史48)とある。他家との接触はトランプを誘引しやすかった。小倉を出発するときに、先述のように細川家では普請の掟を定めていた。

此方普請場と他所之町場との間へ、稲葉彦六殿、木下右衛門殿、毛利伊勢守殿、三人之内を入候様に可仕候

丁場(町場)の配分が進んでいた。これまでもいくどかの助役普請で、相性のよい藩ができており、隣接を望んだ。木下右衛門大夫延俊は妻が細川藤孝女子で、親戚だった。忠興の義弟で、忠利の叔父である。

しかし要望通りになるとは限らない。むずかしければ、「境目を残せ」

といっている(同上に「万一其分に不成所は、堺目を残置、他所之者に不構様に可仕立事」)。

こうした要望に対し、普請奉行は調整をしたのだろうか。細川家の丁場の本丸三ヶ所・二之丸二ヶ所、西之丸二ヶ所では、望んだ三大名持場とは接しない。西之丸一ヶ所で毛利・木下の双方に接し、本丸南馬出(四カ所のうち一ヶ所)と、御深井丸北では木下に、南(西之丸・現在のいわゆる鶴の首)では稲葉に接する(名古屋市史・考古編が本丸南馬出(西)で黒田・細川が隣接とするのは矢印の読み誤りか、ないし依拠した丁場図の線引きによるか。遊就館図の線では細川ではなく前田が正しい)。細川丁場十一、隣接二十二のうち五ヶ所では友好大名や親戚と協調を図ることができたが、それは四分の一ほどまで、十七では叶わなかった。

二之丸で隣接していた細川と金森には何らかの緊張関係が生じている(本稿3-8)

掟のいう「境目を残せ」の意味だが、本丸西面・具足多間石垣北端での細川家丁場には、境目を記したと考えられる序数字が、下から上に残されている(三から五)。隣接する寺沢丁場、鍋島丁場間にも序数字が刻されている(三から十三まで、十一を除く)。木村有作「一章 本丸内堀の序数刻印について」本紀要第2号 <https://www.nagoyacity.nagoya.jp/learn/center/uploads/a5c30575bb88de10a61e1ff67a32e2c.pdf>。

これは境目を残しておく手段であった。本丸西面では寺沢は北にも南にも序数字を残し、鍋島も残した(それより以南は大正の石垣修理があり、そうした数字石はみつからない)。誰がどこまで積んだのかは、紛争になりやすかった。

3 築城の進行

3-1 「御縄張」「御鞆始」

四月十九日浅野幸長書状（浅野三原家文書Ⅱ備後三原浅野家文書）をみる。

卯月十六日之御状、同十七日到来、披見申候、扱々早々飛脚二而御入候（脱字ありか）那古屋御縄張御鞆始二付不得隙、今十九日返事相渡候

浅野幸長が但馬守長晟に宛てた書状で、長晟から十六日付書状が十七日に到着したが、那古屋Ⅱ「御縄張」「御鞆始」で忙しかったので、返事が四月十九日になったとある（大史十二編二十三冊補遺96頁、「三原市史」五・資料編二・3〜4頁）。手紙の案件は、豊臣秀頼が浅野長晟に二千字を与えようとしたことへの対応だったから、早急な返信が必要で、この返書と同時に江戸への使いも派遣された。徳川家の了解が得られるかを打診しなければならぬ。すると「御縄張」「御鞆始」で多忙を極めていたのは十七、十八日だったことになる。「御縄張」「御鞆始」は手紙の返事以上に幸長には重要案件だった。

縄張り自体は当初にできていれば、この段階になつて隙が要るものではない。この場合の「御縄張」とは天守白石垣の設計変更を意味し、それに伴い新規に発生する高石垣を積み担当大名を決定し内諾を得る必要があった。その調整に時間を要したことをさす。すでに長期に議論があった、大詰めを迎えていた。

丁場割図を製作し位置した後、「御縄張」変更とそれによって生じた

調整の時間を経て「御鞆始」になっている。「御縄張」は四月初〜中旬、「御鞆始」はおそらく四月十八日と推定できる。「御縄張」変更がまだ行われていない遊就館図（Ⅱ新丁場割第一次案）は「御縄張」（Ⅱ最終丁場割・第二次実施案）よりも前に作成されており、各家奉行人の署判が行われて、合意、確認がなされたのは三月下旬から四月初旬となった。そのうち駿府への連絡の時間を必要とした。さきにも上限を三月二十二日とし、それ以降としたが、この推定に整合する。最終の「御縄張」に位置確認は求めなかった。すでに時間がなかった。

この場合、これまで慶長十五年のものとされてきた年欠四月十八日細川家奉行人覚書（水青文庫）は、そのまま慶長十五年であれば丁場割図の作成よりも後の作成になる。それはありえないので、慶長十四年に比定し直した。慶長十五年四月上旬には北国の前田と稲葉・竹中の九州大名は本丸から外されているし、美濃衆の参加もない。新丁場割第一次案にまったくあわない。

覚書が慶長十五年四月ではありえない証左はほかにもある。（1）生駒家当主が死後一月になるのに讃岐守のままであること、（2）慶長十五年三月一日、山内康豊は秀忠より松平賜姓と偏諱を受け松平忠義となったのに、一月半を経ているが、いまだ山内対馬守のままである。駿府で家康から土佐守に任ずる旨をいわたしたのは閏二月十八日、秀忠より仰付があったのが二十八日、「宣任 松平土佐守」「忠」という書判を得たのは三月朔日であった（御記録ほか・山内家史料81頁）。朝廷よりの叙任の口宣は九月二十八日付であるが（同上87頁）、本人による「松平土佐守」の使用は丁場割図を初見とし、宛先に使われたものは四月十四日に確認される（同上84頁）。武家官位だから、公家は叙位のみ

関与し、官職には関与らない。右筆は書記局であって、書類作成のプロ・実務者であり、藩主の生死・呼称・官位には敏感であった。

3-2 根切、根石置、ならし

3-2-1 根切、根石置

御嶽始を四月十八日と推定した。この日からいつせいに堀が掘り始められる。見た通り、堀底は作業の効率性を考えて、作業道としての斜路や、作業用の段など多くの地面が掘り残されたはずだが、具体はわからない。堀底ができると、根切り（床掘り・地形）が行われて、枕木および胴木が入る。胴木は金城温古録では「敷松」としている。土台木ともいう。ついで根石置きとなって、胴木の上に一番石＝根石が置かれる。本丸は現在と同じ形で、天守台の周囲、北と西、そして南側西半分は堀であった。二之丸堀は三之丸側に丁場がないので土坡のままで、現状に異なる。ここは慶長十六年に美濃伊勢業ほか工事を担当する。

根切りは胴木（土台木）を据えるための床掘、地形（じぎょう）をいう。土木工事では不整形な底面を平坦にしてから工事に着工するから、地形＝根切りが行われる。枕木は当然水平だし、胴木も水平に置かなければならないから、水計（水準器）で計測する。

丹波篠山城では根切が六月二十日、根石置きは七月九日で、二十日弱を要している。九月十八日に大着到だった（『篠山城記』大史慶長十四年九月是月・629頁。根石置きで穴太筑後・三河・駿河が参加、完成まで諸勢八万人とある）。名古屋城も篠山城と同日数と仮定すると、根切は五月十四日ごろか。蹴初めからひと月足らずとなるから、かなり早いかもしれない。片側のみ掘り下げて根切をし、堀の片側半分は作業場

や運搬路として残していたことも想定される。

つぎの松井家（細川）文書によれば、当初三月段階では根石置きは五月一日であった。しかし設計変更による工事区の増大と調整もあって予定は遅れる。

（前略）御本丸御天守の分ハ四月十日ノうちニゴロ五郎太も石もよせ切申候、
ね石は五月一日と被仰出候間、何も手つかへ申事無之候（中略）、御本丸天守ノ石大ニと奉行衆被申候故（下略）

三月廿二日忠利自筆書状（八代博物館・松井1607）である。なぜ三月段階にて細川が天守の石に関わっているのか、ふしぎに思われた。われわれは天守台を加藤家が単独で築いたと思込んでいる。しかし加藤清正の単独構築を記すとされていた四月十八日覚は工事最中の慶長十五年ではなく、前年の十四年、まだ計画段階・構想段階のもだった。そして慶長十五年四月の丁場割図に天守台の記述はなかった。史料的には「蓬左遷府記稿」（東大史料本に「文化十四年六月序」）に「天守大小加藤肥後守」とあるのみであろう。

天守には小代下総や中川太良平ら加藤家家臣の名が刻されているとおり、加藤家が主力になって積んだ。しかし縄張り変更で天守台の石が飛躍的に増加したことからも、じっさいには各家が協力する体制が不可欠だった。この天守石は細川家が用意しており、奉行人も大きな石を用意せよといったとある。すでに縄張り変更以前である三月の段階から、天守のゴロタ石も大石も、細川家が搬入していた。

そして五月十四日松井佐渡・加々山山人・沢村大学に宛てた細川忠利

書状（「細川家記」・名史110）には

五月十二日二根石之事申候

とある。同じ日付で同じ忠利が同人らに宛てた書状では

一 御普請替事も無之候、奉行衆駿河へ、被參候へハ、必少づ、御好替申候、又四五日中二駿河へ被參候由二候間、又易儀も可有之候、根石ハ可為当月中候、恐々謹言

五月十四日 忠利 （松井家文書8の一六七二）

とあった。五月十四日、忠利は同じ日に同じ人物に宛てて、三通もの書状を書いた。前日の岡村成敗で動揺していたのだろう。同じ日の二通なのに、根石置きは十二日だともいうし、根石は当月中に、ともあって違っている。「替事も無之」とあるのは、書状にはよく見られる文言で、大きな変化がなかったが故の発言であろう。しかしながら普請奉行が駿府に行く都度、お好み（徳川家康の嗜好、指示）が替わる、今度四五日中に駿河に行くが、たぶんちがうことが指示されるだろうと観測している。指示はよく変わったし、作業も遅れた。根石置きは六月三日になった。

3-2-2 ならしと積み直し

「山内家史料」（113頁）に、年月日を欠く書状がある。差出人の名を欠くが、山内忠義書状で、当時名古屋にいて、土佐・国許（山内備後・掃部か）に宛てた。この書状に根石置き後の様子、とくに「ならし」が

詳しい。

一 去月廿七日之書状一昨日未之刻到来、令披見候、此地御普請之儀御本丸石垣之根石、今月三日二置候同十日辰之上刻二出来候てならしすミ候事

一 右兵衛様より当地御普請御見舞ニ為御使者山下半三郎殿と申仁御出候、我々手前御普請出来之儀も被為御覧候、二番目程二ならしを置申候、以来之儀ハ不存当丁場ハ余並二出来候間心安可被存候事

山内家の本丸丁場は、丁場割図では搦手（東門）の南で、ほかに天守の北側にあたる御深井丸石垣なとがあった。おそらく本丸工事を優先させたと推定する。本丸の根石を六月三日に置いた。十日辰の上刻（午前七〜八時）にできて、「ならし」（均し）をすませたとある。「出来」は根石を指すのであろう。この年の六月三日はグレゴリウス暦1610年7月22日で、名古屋日の出は4時54分である。7時過ぎで朝早い完成だったが、以下の六月十七日細川忠利書状（松井家一八八）には、「事々敷、昼夜なく懸申候放」とあるので、夜も作業していたようだ。篝火によったのだろうか。「山下半三郎殿と申仁」という表現は山内家の尾張徳川家に関する知識をよく示す。

「ならし」とは何か。「ならし」で根石置き作業の完了としている。山内丁場では日をおいて「二番目程二」「ならし」を置いた。書状に月日が記載されていないので、尾張重臣山下半三郎氏勝（徳川義直傳役）が点検した日がわからない。丁場割図の通りなら「拾間巷尺四寸」なので、一昼夜で一段積めたとすれば十一日か。本丸北東隅石には「三日」と刻

字されている。「二番目」は二番目石で根石の上の石であろう。

*この書状では袖書きに銀の不足、払底がしきりに書かれており、土佐山内家の助役による財政的窮乏が如実である。同様に、山内家の銀不足記述は多く、年末詳で、三月一日に銀初めが行われた御普請（城名不詳、江戸城か）でも強調されている（同書・112頁）。

現場には兩個南北、石垣線の前面にそり板（遣り方・丁張）を設置し、それをつなぐ水糸で高さを確認しながら石積みを行なったと推定する（大正西南隅石垣修理写真）。水糸との距離もあわせて水平を計った。根石を置いたことにより、胴木が沈むことも念頭にあった。最初のならしは重要な作業であった。その上に石を置いた時点（二番目程）の工程）で再度、尾張藩が水平を確認した。この山下氏勝による十一日ころの確認が、「当代記」にある「十二日三日何も出来」という認識になつていく。

（六月）名古屋城・尾州・本丸石垣、十二日三日何も出来、此上二丸可有石垣積り有

『当代記』（大史12・6、10221頁・10222頁、名史117）

つづいて細川忠利・六月十七日書状（松井文庫文書一八八）に

御本丸、御家中も何もの衆もならし候へとも（略）
ならしぎハにて、五寸六寸くひちかひ申候（略）
上に被合ならし可申と聞へ申候、兩人ハいまたならし出来不申候

とある。十七日になるとかなりの高さまで積みあがっていた。一日一段なら七段目である。ならし際に五寸六寸つまり15〜18センチ弱のくいち

がいがあつた。このくいちがいを穴太は許容できる範囲の誤差としたが、大工側は修正が必要だとした。その分を積み直したと記されている。六月十七日は根石置きから十四日後である。

このずれは随所にあつて、太夫殿・阿波守・山土州・生駒左近・鍋島信濃・毛利長門らの持ち場は各家が少しずつ崩して直した。田中と筑前は遅れており、それが幸いして上で均すとなつたが、実際には兩人は直せていない。三左衛門も直すようにいわれており、いまだ直していない、崩すといっているが、まだ全然直していない。早くできたのは寺（沢）志摩と浅（野）紀州だけである。「多か少か、なをさぬものハ無之候」とあつて、上に積んで行くと必ずであるかのように不揃いになり、それを大工は了承しなかつた。

この記事は御本丸に関するものである。福島と毛利秀就は北側で隣接し、生駒と蜂須賀も同じく北側で、山内・鍋島は東側で接している。ここで著しい不陸が生じた。

「筑前」とあるが、前田（松平筑前守）と黒田筑前守がいる。前田に本丸丁場はないので黒田であるが、ただし丁場割図では田中との隣接丁場はない。離れていたそれぞれが遅れていたけれど、修正できるとしたようだ。池田は南東を担当しているが、北に鍋島と隣接していた。順調だった浅野は東北隅と小天守南の土居分、寺沢は西である。

施工にあつた助役側は当初こそはならしをして慎重に進めたが、どんどん工事を進めたから、不均等にもなりやすく、手戻りが多かつた。大工は不陸があつては作事ができないとした。

記事から、六月十二日に本丸石垣ができたと理解してきたけれど、十二日段階は一番下の根石の高さの調整をしてから二日後で、おそらく

二番目石を積んだ段階であろう。十七日には「ずれ」が表面化し、崩してやり直しになった。

3-1-3 六月二十日・黒印状「本丸出来」の意味

其許普請被入精之故、本丸早々出来悦思食候、炎天之時分一入苦勞候也

六月二十日

黒印(家康)

加藤肥後守とのへ

(加藤神社文書・大史十二編二、158頁・補遺、名史未収録)

『当代記』記事につづき、六月二十日に本丸ができたとして、家康が諸大名に黒印で感状を出した。十七日には五、六寸のくいちがいが発覚して修正に取りかかっていた。池田三左衛門はまだ直しが無い、とさされてきた。現場からの報告とこの黒印状はかけ離れているが、山下氏勝の点検・報告があった。

「出来」とあるけれど、完成の意味には解しづらい。篠山の場合では、根石置きから二ヶ月と九日を要して完成に至っている。山内忠義の報告ではやっと十日に均しがすんだところだ、細川史料では十七日にはズレの修正を開始していた。その三日後の完成は想定できない。

けれども同じ内容の黒印状が同じ日にすくなくとも三人の大名に出さされていて、ほか「細川家記」、および「日向記」に収録されている(名史118、119、暑天、喜・悦など文字のちがいがあ)。『日向記』のものは伊東修理亮宛、すなわち日向欲肥藩主伊東祐慶宛である。彼の名前は丁割割図にも覚書にも名前がない。『日向記』には「本丸」と

明記があつて、「尾州名護屋ノ普請有之、翌十五年正月夫上ル、二月ヨリ取付、同九月調」とある。『日向記』は落合兼朝による永禄十一年(肥後知行まで、当初の記述があり、後に肥後藩の関係者によって元龜年間以後の記事が加筆された。慶長期の記事は江戸初期とされる。本丸普請を助役したことは確実だが、いっぽう伊東には丁場の割り当てがないこともまた事実である。たとえば石船提供、また千石夫の提供(堀川掘削)のような方法で助役したものと考ええる。また祐慶は前年十四年の末に亀山城助役を命令されている。『日向記』(大史十二編七・415頁)に

祐慶主所々御普請事慶長十四年己酉十二月丹波亀山城普請(ママ)被仰付、人夫千五百人上ル三組但志組三百五十人宛一老松浦久兵衛一組志岐太郎左衛門一組、長倉平兵衛一組、肝煎宰料日記付馬廻奉行一組三人宛(以下略)

* 肥後藩は五万七千石なので、もし千石夫であれば五十七人。亀山市文化資料館第26回特別展「光秀・亀山城・城下町」(平成22年)図録は祐慶が亀山城普請に参加したとしている。

『日向記』には「名古屋普請」と明記がある。六月二十日、同日に出されたほかの大名はみな名古屋助役である。同じ年に複数箇所です普請丁場を受け持つ大名がいたことになる。

六月に黒印状を得たことがわかる三大名は九州大名ばかりで、その普請奉行たちは正月に行動開始し、二月には現場にいた(伊東は不明)。

六月二十日の直後、四日後の二十四日に扶持米給付がなされている(前掲堀内亮介報告、牧家文書・名史120)。肥前鍋島藩へのものでもさら

に七月七日には肥後加藤家にも給付がなされた(名古屋城管理事務所蔵文書、「加藤清正文書集」として名史125)。篠山城では完全に工事が終わらなくとも大名の帰国が要請されている。そこで六月二十日の複数感謝状はじっさいの工事過程とは関連せずに、スケジュールに合わせ発行されたもので、発行した上で会計処理を行ったと想定してみたい。「尾張において受け取った」とある。莫大な量の米をいきなり調達することは困難で、あらかじめ手配しておく必要があった。

慶長十五年六月二十日はグレゴリオ暦1610年8月8日で、猛暑の最中である。梅雨までにはコクゾウムシの発生もあつただろうし、盛夏となれば米は端境期である。蔵米管理との調整もあり、扶持米を給付すべき時期であつた。段取りよく支給していく課題があつた。

3-4 五月から八月までの状況

これ以前・以後の状況を確認しておく。まず山内家には五月十九日付徳川秀忠御内書がある(山内家史料93頁・25)。

就其地普請辛勞之段察思召候猶重而可申越候也

五月十九日 御墨印

松平土佐守とのへ

さらに「其地水々普請辛勞之事」を慰勞し使者を派遣するとして八月六日に秀忠墨印状が出された(同上26)。いっぽう家康からも名護屋普請場に御内書が出され、万病円と帷子五が贈られた(同上25、文書の現物は残らない)。このように時候の見舞いを兼ねた陣中見舞いは秀忠か

らも家康からも随時出されていた。

稲葉家に対しては豊臣秀頼の黒印もある(名104「別本稲葉家譜」)。その前半は端午の祝儀として帷子三を受領した礼状で、後半に

次那古屋普請之由、苦勞之至候

とある。手紙のついでに慰勞の言葉を述べたもので、秀頼にとって妻千姫叔父の城ではあるが、彼の管轄範囲に名古屋城はなかつたはずである(そのあとに「猶片桐市正可申候」とあるから、片桐は稲葉彦六(典迪)に面会している)。

文言上では六月二十日に本丸は完成していた。しかし未完成である。先には篠山城で工事が終了していなくとも、各大名は持ち場を離れるよう指示があつたことをみた。「本丸早々出来悦」は、猛暑を氣遣つての暑中見舞いではない。

「本丸出来」文言の感謝状は一度限り、このあとに発給された形跡がない。完全な完成ではないけれど、文言通りで、本丸施工の第一次工事が終了した区切りだったらしい。

3-5 九月晦日黒印状

【蓮左遷府記稿】(名史143)は

八月廿七日加藤肥後守清正御普請出来御用仕舞明日発足

とする。同書は別カ所で八月帰国とする(名史131)。いずれも典故

に「清正より平右親吉への返状普書」とある。そうした史料があるのだろうか（著者は未確認）。『清正記』名史169では「九月中旬普請成就」、「清正行状」（名史132）でも「九月三日熊本著城」とある。名古屋・熊本間は930キロメートル（鉄道キロ）で、八月は大の月、二十八日に出発、九月三日帰着なら六日間、一日155キロメートルの移動で到着になるが、ありえない。日は不正確で、清正は八月末に名古屋を出て九月に熊本着と考える。

〔当代記〕 九月九日によれば、

名古屋普請衆、寝普請不出来共、出来たる由を賤府江令言上

とある。篠山と同じである。出来たと家康に報告はするけれど、実態ではなく、まだできてはいなかった。しかし黒印を用いた家康の感謝状（感状・礼状）が、九月晦日付で先とは別のグループに出される（九月は大の月だから三十日）。

今度就名護屋（*名古屋）普請、昼夜被人精候故、早速出来悦（*喜）思召候、猶本多（*本田）上野可申候也

九月晦日

〔黒印〕（家康）

九月の方の家康黒印の感状はいずれも写ながら、播磨少将・黒田筑前守・生駒左近・稲葉彦六、松平土佐守宛のものが五点が確認できる（大史十二編七・680頁、および山内家史料、右の*は五点それぞれの用字の異同）。九州勢（黒田・稲葉）も中国四国勢（池田・生駒・山内）も

含まれる。六月のものと異なる点は、九月の文言の第1と第4のセンテンスは六月分にはなかった。第2と第3センテンスは共通するが、六月のみに炎天文言、九月のみに本多の口述記載が加わる。六月には本丸と明記されていたが、九月には「名古屋普請」とあって、地区の記述がないから二之丸も含まれるか。

いまのところ六月の黒印状受給と九月の両方を得た大名、月を異にする複数の「出来」黒印を受領した家は見出せない（細川家については六月のみといえる）。いったん「出来」と認めて黒印状を出した以上、後になってから再度、「出来」とする黒印状を出すことはない、といえる。山内家には同日付の本多正純の添状も残されている。帰国・帰城文言は家康黒印にはないが、本多の添状や普請奉行の指示にみられる。この添状は九月のみで六月のものにはなかった。

3-6 帰国時に納入される「御天守さやの石」

3-6-1 天守さや石・毛利家

各藩は普請が終了し、帰国する際には「御天守さやの石」と「進上の石」を納入し掃除を以て終わりとした。毛利家と山内家の事例からわかる。

毛利家の場合、九月晦日黒印状は残されていないが、以下の普請奉行四人の連署状があつて、工事の完成を認めた上で、帰国を促している。完成段階での手順がそれらに記されている（毛利氏四代実録考証論断）。いずれも幕府側普請奉行の村田権右衛門、佐久間河内守、滝川豊前守、牧助右衛門四名の連署となっている。

（あ） 九月六日・福原越後殿（広俊）宛（大史十二編七・678頁、

名史 133)

毛利家分担分は四日に完成した。「ふけ之石垣」は三間通りできたが「地形次第御上候へ」と此方より押置申候。本丸二之丸の堀は六日にできた。あとは掃治(掃地)だから、作業にあたる人数を残して帰国されたい。掃除ができたなら御下奉行から重ねて「あかり切手」を出す(以下略)。

(い) 九月二十三日・松長州さま(藩主秀就)宛(大史十二編七・679頁、名史138)

毛利家分担分は完成して、福原広俊は帰国した。大石は大小千を御進上、其内角石三十は那古やにおいて相渡された。精を入れて完成した。掃除も終わり、(家康は)御心安く思し召しである。

(う) 九月二十五日・松長州さま(藩主秀就)宛(大史十二編七・680頁、名史139)

毛利家分担分は完成した。福原広俊に申し入れしてある。御天守さやの石二百三つ・内角石三つ、同所栗石二十坪、并御進上之石大小千、内角石三十は奈古屋において受け取った。掃地は終わったから神村以下残っている人数は帰国されたい。

(あ)「ふけ之石垣」とあるが、長州毛利家の御深井丸持ち場は四ヶ所あった。三間通りとはどこか、巾の意とすると、そのように狭い丁場はない。「押置」の意味もよくわからない。本丸二之丸の堀は六日にできたとある。本丸には不明門東方に丁場があった。北側・御深井丸も毛利の丁場なので、六日にここができれば本丸堀の完成になった。二之丸には毛利の丁場はない。本丸二之丸の堀ができたという意味は普請全体をいったのか。

九月六日には掃除が終わっていないかった。掃除ができる、つまり完成

しなければ帰国はできない。九月二十三・二十四日には掃除が終わったから帰ってよいとしている。

さきに天守台石垣に細川家が関わっていることを見たが、毛利家もまた天守に関与していることがわかる。「大小千」「角石三十」を、「被相渡」(い)、「請取」(う)とある。毛利が渡し、普請奉行が受け取った。「進上」とは毛利家が寄進したという意味であろう。北原糸子は手伝い普請の石と任意の寄進の石は異なるとしている(前掲「赤坂御門噴連土橋」248頁)。天守さや石は義務で、いっぽうの進上は志納だった。石は義務が二〇三、進上が千、角石は義務が三で、進上が三十だから、五倍、十倍だった。

九月晦日の黒印状が発給された後に、六月に扶持米を支給しなかった各家に対して扶持米を支給した可能性が高い。慶長十五年九月晦日はグレゴリオ暦1610年11月15日で、尾張地方では一月ほど前に稲の収穫が終わっていた。

3-6-2 天守さや石・山内家

「御天守さや石・御進上之石」は、毛利家のほかに山内家の記録にも見える。土佐山内家に九月晦日の家康黒印状が発給されたことを見たが、同日付で本多上野介正統からも「早速致出来御祝着被成」という内容の奉書が出された(『山内家史料』93頁、94頁、26および27)。

この間、幕府側から様々な書状が出されるが、九月十五日御普請奉行(佐久間河内守・村田権右衛門・牧助右衛門・滝川豊前守)より「掃除ノ人数迄御差残候テ御帰国可被成」という御普請成就を伝える書状が届き、掃除の人数は残して、つまり工事が終了するまで残して、ほかは帰

国せよという旨趣が書かれていた。これを駿府・江戸に伝えたところ、先の家康より九月晦日の日付の御内書（黒印状）および本多上野介奉書を頂戴した（同書93・94頁、26・27）。

つづく地の文に

（名護屋御普請忠義公）御丁場掃除并御天守さや石御進上之石等悉首尾相調

奉行（御奉行御馬廻）とも）古河彦左衛門掃部頭仕二付

佐久間河内守殿・村田権右衛門殿・牧助右衛門殿・瀧川豊前守殿より十二月朔日の御状到来

とある。これは十二月段階になって幕府奉行人からの手紙が来て、そのあとに古河が帰着したという記事である。本当の意味での工事終了は十二月初めだった（この御状は引用されていない）。

九月晦日に「早速出来」と家康から認められても、実際の帰国までなお十月と十一月を滞りなければならなかった。最終に御天守さや石を進上してから帰国できた。この十二月朔日の帰国は他藩よりはいぶ遅いようだが、九月に「早速出来」とされた他藩でも、本当の帰国は遅かったのではないかと考えられる（後述）。

なお「山内家史料」が引用する「御代々記」（93・94頁）には普請の間に幕府から出された黒印状・奉書が列記されていて、五月十九日秀忠御内書（土佐小間目浦よりの船五十艘運送と忠義が「御詰依被成」への謝意、月日未詳の家康御内書と万病円はか拝領（請書は六月二十六日に本多上野介宛て）、六月秀忠より上使、帷子拝領、同月に家康より富士栗鶴（富士山麓で捕獲された鶴）拝領、六月二十三日秀忠使者より白猪

鞍獻、六月晦日御内書、八月六日秀忠御内書（御普請場の儀）、これへの返書は八月十六日大久保相模守宛に出された。

九月十五日佐久間河内守、村田権右衛門、牧助右衛門、滝川豊前守四名の連署書状が「山内家史料」に収録されている（上記とは別位置、「山内家史料」・118頁、75）。

そこに普請箇所が簡条書きされている。

（あ）御本丸東くるわ（い）御本丸水たき堀（う）東之二丸見付之わき

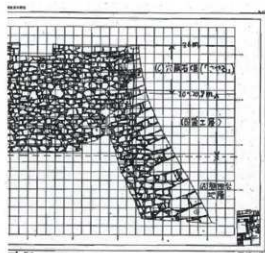
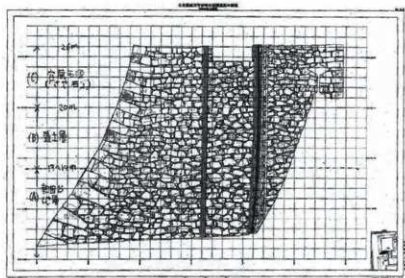
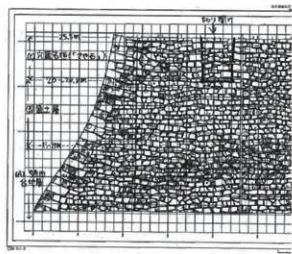
（え）西之二丸但西くわ（お）ふけの丸之内御天守の北石垣

（か）東之御門之むかい小丸之石垣（き）二之丸之堀

掘地の人数を残したうえで、帰国を承認する内容である。これを丁場割図と比較してみる。

丁場割図だと、本丸搦手馬出しに山内家持分二カ所がある。（あ）に相当する。さらに本丸内郭として東門南の丁場があるが、上記に含まれるのかは不明。二之丸西鉄門石垣北の北西隅は（え）に相当する。丁場割図には御深井丸一部西外堀1、西之丸見櫓東2もあつたけれど、この連署書状にはみえない。現実には1には山内家の刻印があつて、「山内右近」（林勝久）「百々」というあきらかに山内家中の人名が刻されている。2にも山内家の刻印がある（「新修名古屋城史」、西之丸北東隅、俗称鶴の首の山内丁場は未調査となっている）。

（お）「ふけの丸之内御天守の北石垣」は丁場割図にはない。もともと天守北は堀ではなく地続き構想だったから、そのとき丁場は存在しなかった。設計変更の段階で山内家の新規丁場になったことがわかるが、山内家のミツガシワ刻印が複数残されている。（う）「東之二丸見付之



天守台図

(A) 熱田台地に築かれた部分と、(B) いったん掘削された盛土の部分、さらにその上の (C) 穴蔵石垣(さや石) は一挙に積まれたのではなく時間差があった。盛土部は安定するまでの時間が必要だった。(A) の上端はほぼ本丸の地盤面(標高13~14メートル)、(B) の上端、すなわち穴蔵地面はほぼ西面切明の底位置(標高20~20.8メートル)として、それぞれ推定した。天守台高さは25~26メートルだから、(C) 穴蔵石垣の高さは6メートル前後となり、(B) 盛土部は高さ6~7メートルとなる。本紀要第1号の木村有作「名古屋城天守石垣の基本構造について—詳細調査の観察から予察へ—」(23ページ~)は、宝暦修理以前の石垣には慶長期目地が視認できると指摘し、その標高レベルは13メートルであるとしており、本稿の指摘に一致する。13~15段で、ここでいったん工事が止まる。

わき」も丁場割図にはない。二之丸は丁場割図での割り当ては先の一カ所のみであるから、新規に追加されたい。(か)の「むかい小丸」は、本丸勝手北、御塩蔵構(御深井丸東)を指す。そこには山内家の丁場があった(刻印は未調査とされている)。(う)(お)が新規で加わったのなら、外れる区域もあったのではないかと考えるが、具体的には確認できない。

丁場割図はあくまで計画図だから、実績とはちがっている可能性は当然予想される。実績を示す図は存在しないから、刻印のみが証言(証左)になる。

(い)御本丸水たたき堀(き)二之丸之堀は堀なので、丁場割との関係はわからない。水たたきについては全国の城郭に史料があるが、いかなるものか、諸説がある。大坂城では水たたきは建物が立たない石垣を指すとしているが、結論のみで論証はない。ここではタタキは防水であろう。「御本丸水たたき堀」だから、堀の中なら漏水防止だが、名古屋城内堀は空堀で水は抜ける。土居の上なら浸水防止になる。

3-6-3 天守さやの石と進上の石・石を本丸・御深井丸に置いた て助役終了

このように長州毛利藩の場合は数も含めて天守さやの石の記述があった。山内家の場合「御天守さや石御進上」と省略されているが、同様の記述があった。ではさや石とは何か。

「さや(の)石」は言葉として天守に統一しているから天守限定である。そして進上の石と対比されている。進上の石の方が分量はるかに多い。九月の段階で石垣積みは一段落しているが、完成ではなかった。天守

は(A)下部熱田台地までと、(B)堀の土(掘削した熱田層土)を嵩上げた部分(盛土)があり、さらに(C)天守・口の御門のレベル(穴蔵地面から上と、三段階の過程を経たはずである。なぜなら下部(熱田台地の高さ(堀まで)は沈まないけれど、盛土はかならず沈む。雨が降る都度下がったと推測する。攪乱された熱田層の土は雨が降る都度、強く締まるという。柔らかい盛土の上に直ちに構造物を置いたら傾く。何度も雨が降って固まるまでは、礎石は置けないし、穴蔵(地階の石垣も積めない。慶長十五年のうちに積むことはできず、十六年でも後半以降、もししたら十七年になってから積まれたかもしれない)。

(B)が積まれ、諸大名が(C)のための石を運んだ段階で、掃除(終了)・掃国となった。天守の作事開始は二年近く間隔を空けた慶長十七年七月である。よって穴蔵(地階から上の工事に使われる石が「さやの石」となる。「さやの石」は穴蔵を「さや」状に囲んでいる地階の石垣用の石を意味しよう。穴蔵の礎石はその直上の天守の荷重を受けるが、さやの石による地階石垣は張り出している天守一階と二階の荷重を受けただ。

盛土の問題は本丸の三つの槽台や、多間槽台に共通するから、「天守」とは書かれていない分量の多い「進上の石」は、槽台にも関連する。

穴蔵は外壁のみの石垣と異なり内外があつて、屈曲も多かったから、大量の角石・築石を必要とした。本丸と御深井丸は熱田台地だから比高差はさほどにはなく、下から穴蔵面まで持ち上げる高さには差はない。さやの石は本丸だけでは狭くて、御深井丸にも置かなければ、あふれてしまったにちがいない。ただし御深井側には堀を越える棧橋が必要であつた。口の御門、西側切明は同じ高さ(標高)で、(C)慶長十六年ない

し十七年のある時期まで、そこは何もない平坦地だった。礎石は不陸が修正されて水平が確保されるまで置かれぬ。

図に示したように、(A)は8・5メートル、(B)(C)はそれぞれ6メートルを想定している。

3-1-6-4 天守台礎石

天守台礎石は上記(B)の段階の最終、天守工事が始まる慶長十七年七月の直前に据えられた。現在御深井丸に旧天守石が並行移動したうえで、保存されている(小天守分は保存されていない。また口の御門周辺は石が小さく、旧状のままではないようだ)。

この礎石に刻印刻字があることが高田祐吉「特別史蹟名古屋城天守臺石垣の刻紋 創立三十周年記念出版」(一九八九)に報告されている。確認されている刻印は八の大名家におよび、そのうち毛利秀就家の一字に九曜紋もある。先の毛利家にあつたさやの石同様、礎石も毛利家が運搬したことを証明している。

刻字の方では「八すか内は世川」「修理」「山田」とある。同様の刻字は蜂須賀丁場である二之丸北西の「八すかは世川」、本丸勝手馬出しのはちすか内修理、二之丸北西の「蜂須賀内山田織部助」、西之丸月見櫓東の「山田」「釘」紋を伴う、御深井丸行合丁場の「い修」があって、は世川」は長谷川兵庫佐直安、「山田」は蜂須賀家老山田織部佐宗登、「修理」は稲田修理亮示植(しげたね)だとわかる。

このうち「山田」刻字石は天守北東下部にもあり、そこは宝暦修理の影響を受けていない。加藤家には刻字を残すほどの「山田」なる有力者はいなかった。また小天守内の西壁天井近くに「釘」紋を伴う「山田」

がある。ここは現小天守再建時に積み直して石が移動していると思われるが(再建修理時の写真による)、刻銘石は崩した小天守台の石垣にあつた可能性が高い。小天守地下階の形状は穴蔵である。

蜂須賀家も最終に細川家に同じく天守用材石を提供し、石も提供していたと推測する。

先に見たように加藤清正単独天守構築説は一次史料、リアルタイム史料には記述がない。天守堀で御深井丸と分断される以前からも加藤家の負担は大きかったから、普請奉行は各藩の協力を指示したようだ。

清正は慶長十五年八月に帰国している。(C)の段階、穴蔵石垣築造では加藤家はだれもいない。慶長十六年中ならば美濃・伊勢の大名が、穴蔵石垣を積んだだろうから、天守台加藤家単独構築とはいえない。

3-1-7 前田利光の場合

ほとんどの大名は十二月までに帰国した。しかし前田利光は「普請場を損し候故に、国に被帰候事ならず」と「尾陽始君知」にある(名史122、愛知県図書館貴重本デジタルライブラリー)。損傷した普請場について「天主(ままた)之後石垣損し申候出」とある。尾張藩重臣・山下氏勝に頼みごとをし(仲介を依頼して)、駿府に行き、事済み、帰国できた(同上)。

御深井丸石垣の天守北側(不明門土橋以西)は前田家の丁場であつた(その西が山内家)。ここは前田家のみで積まれ、それも再構築されている。「新修名古屋市史・考古編」では刻印未調査とされている。

3-18 飛騨金森家の場合

金森出雲棟

金森の領国飛騨は東山道なので、なぜ彼のみが普請に加わっているのか、よくわからないところがある。飛騨を北国とはいわない。金森出雲守は位置がないので、到着が遅れたと推測できる。しかも丁場割にみえた彼の持場三ヶ所には金森の刻印はない。三ヶ所のうち一ヶ所（本丸南馬出し）は毛利秀就の刻印、二ヶ所の二ヶ所には鍋島、田中、加藤嘉明、池田、前田の刻印がある（『新修名古屋市史』考古編）。

七月二十三日付の秀忠見舞状があつて、『譜牒余録』中・巻四十九に「尾州名古屋御普請之節、從 台徳院棟被成下 御書之写」とある（名史 127）。

其地普請之儀、如先書申候、辛勞之段察入斗候、雖*非差儀候近日可*

*申入候条、為見廻令啓候、尚期後音候、恐々謹言

七月廿三日 御名乗御直判

金森出雲守殿

（*「難」のつくりは厄、**「可」の字は不だが、読み替えた）

『伊達政宗記録録事蹟考記』に記載された金森出雲守あての書状もあつて、十二月に帰国した（大史十二編十一・189頁）。差出人が不明だが、「我等」と複数だし、他の普請奉行発給文書に文言が似る。

遠路懸々飛札、別而忝候、名古屋御普請漸御仕廻御帰国之由、於我等も致満足候

十二月十九日

慶長十七年、「金出雲」は他の前年丹波組（亀山城助役か）である美濃・伊勢・尾張・三河・遠江衆とともに名古屋城三ヶ丸堀に従事した（本稿 4、5）。その前、十六年も美濃大名として名古屋助役の可能性がある。よつて上記秀忠御内書や普請奉行書状は慶長十五年ではなく、十六年ないし十七年と考えたい。また慶長十九年の江戸城普請にあたって、金森出雲守正重は尾州那護屋にて臨時の御普請があるということを除かれている（『駿府記』、大史十二編七、676頁）。

十五年名古屋城の金森丁場と細川丁場は本丸大手馬出でいっしょで、二ヶ丸の複数持ち場ではいずれも両隣りだった。年欠六月十七日細川忠利書状（松井家文書一四一・二四四七）に「我々ハいま不参候」「御中たがひ」など理解しづらい状況が記されている。六月中旬になつても細川から金森への小屋場訪問がなかったらしい。

3-19 行合丁場

調整用に設定された御深井丸北側の行合丁場は、刻印によれば、前田（北国）・福島・池田・浅野・毛利秀就（以上中国）・田中・鍋島・細川（以上九州）、山内・加藤嘉明・蜂須賀（四国）らのもので、いずれも御深井丸担当大名だった。

丁場割の段階でこうした受け持ち未決定地があつたのは、作業の過程で、必ず変更や調整がでるとわかつていたからだろう。

3-10 地続き案の永続性

名古屋城太守は地続き案を廃止し、掘り切ったことにより、北西隅での難工事を強いられた。このあと百年間で北西隅は宝水地震などの影響で次第に孕みが生じ、それが原因で宝暦の大修理となる。嗣木は交換していないから基礎に狂いは生じなかった。もしも地続き案を採用していたら、不安定要素のいくぶんかは解消され、孕みも生じなかったかもしれない。宝暦に「堀を埋め立よ」と提案されているのは御深井丸地続き案の再浮上である（『国秘録』中）。一旦埋めればそれを掘り起こすのは大いなる失脚（失費）となる、とある。地続き構想は蘇がえらなかつた。

3-11 足材木

十月になると、木曾川より木材の川下しが頻繁になる。「にしこり」
『木曾川左岸・八百津町錦織、「うるま」』
『鶴沼、犬山にて材は仮置された。材木は小材木や足材木だった（『山村文書』名史145）。足材木は本来もつと早く石垣積みが佳境にあつた時に必要だつたと思われるが、その分は、史料の記述を欠く。助役大名は帰国を開始していたが、足材の需要は加速されていた。

3-12 明年の人夫

『尾陽始君知』に前田利光記事に続いて

諸国の大名衆少充の事ハ、明年人夫計、差越、被相動候由

とある。失敗した前田と同列に記されている。「少充」は「少充も」「少

充にも」という用例があるように、「少しずつ」であろう。前田利光のような大きな失敗ではなく、わずかな損失であれば、来年に人夫を送つて動めればよいという意味か。

4 慶長十六年、美濃伊勢三河衆による第二次御普請

『当代記』の慶長十六年六月二日記事に「今日ヨリ尾張国名護屋為普請、美濃伊勢両国先方ノ衆參着」とある（以下は去年千石夫による人夫で舟入を掘つた記事に続く）。また同十五年十二月記事にも「美濃国伊勢国先方衆并三河在国衆、明春尾州名護屋可有普請沙汰也」とある。さきの『尾陽始君知』でも「美濃伊勢の先方并三河在国之諸大名」とあり、『事蹟録』（名史152）も同内容で踏襲する。美濃・伊勢は「先方衆」と表記され、三河は「在国衆」とされる。「先方」は外様に近いニユアンスのようである。この三ヶ国が主体になって、名古屋城普請が継続された。

5 慶長十七年、美濃伊勢尾張三河遠江衆による第三次御普請

津山藩主森忠政が滝川豊前守に宛てた以下の年欠十二月廿八日書状（名古屋大学文学部所蔵文書）は「去年丹波」が十五年の丹波龜山城を指すから慶長十六年のものである（『愛知県史』資料編領主1、11、見出しの慶長十六年が正しく、文中注記の十五年は誤り）。「来年御普請」は十七年である。

（前略）仍来年御普請之儀、去年丹波御普請仕候衆二名古屋三ノ丸掘可被仰付由候へ共、江戸より安付馬殿殿御越被得、御誠、堂泉州・金

出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州之外ハ、何も千石夫ニテ、江戸御
船入并町屋町屋地御普請可被仰付之由承候（中略）、相替儀候ハ、被
仰聞可被下候（後略）

藤堂高虎と金森可重、そして濃尾勢三遠の五ヶ国が三之丸堀削削に從
事し、それ以外の津山藩主森忠政を含む亀山助役大名が千石夫で江戸船
入や町屋の地形（干潟造成）を行った。美濃伊勢の助役大名については
『山内家史料』に以下のようにある。この史料は慶長十四年段階のもので、
実際に参加しなかった豊後中川修理が九州勢に含まれている。
十六・十七年のものではないけれど、参考にしたい。

美濃衆（石高の斗・升は省略*は服部の注記）

3万30石 西尾豊後守*光教 揖斐藩 4万11石 加藤左衛門尉*貞
泰・黒野藩2万6706石 遠藤但馬守*慶隆・郡上藩
2万456石 市橋下総守*長勝・今尾か・慶長十四年移封か
3万2千石 金森出雲守 可重・上有知藩か 1万6000石 津
田孫市 3万250石 大島文左衛門*久左衛門であろう。光俊、
5万689石 徳永法印*寿昌・高須藩 4700石 大島茂兵衛
*光政、加茂郡ほか 7500石 大島孫平 6000石 竹中丹
後守 *重門・岩出山 3600石 加藤平内 3500石 加藤
庄三郎 4000石 高木衆 1万石 稲葉内匠 5000石
岡田将監*善同 可児郡下切館 1万石 平岡石見守 *頼重、徳野
藩 6800石 妻木雅楽頭 *貞徳（貞則）、土岐郡 4000
石 稲葉右近 *方通、和知城 合計51万6079石

伊勢衆

5万石 一柳監物*直盛・神戸藩 4万5700石 稲葉大炊頭
3万石 関長門守*一政・龜山 2万石 分部左京 *光信・伊勢上
野 1万石 織田民部 *信重・林 5万石 九鬼長門守 *守隆・
鳥羽、ただし伊勢ではなく志摩 5万7700石 古田大膳*重治、
松坂 1万2千石 土方丹波守*雄氏・菰野 *合27万2400石

本多豊後守に宛てた年欠九月十一日黒印状がある（『譜牒余録』大史
第十二篇七、678頁、名史137）。豊後守は三河国岡崎藩主である
本多康紀で、父康重は半年前、慶長十六年三月に逝去。かれらは慶長
十六および十七年の名古屋普請に従事したか。

美濃・伊勢衆そして尾州・三河・遠州衆が残された普請にあたつたと
ある。尾州は成瀬・竹腰を指す（『蓬左邊府記稿』ほか、名史230、
232）。一之丸堀の三之丸側は十五年段階では丁場がないから土坡の
ままであり、現況のように石垣になつたのは十六年から十七年工事であ
ろ。

穴太駿河は十六年と十七年に小天守石垣普請ほかで扶持米を得てお
り、後者は七月で天守作事開始の直前だった（穴太駿河文書、名史
216、260）

三之丸門の石垣にも助役大名の刻印がある（『名古屋市史・考古編』
高田祐吉氏執筆）。御園門・本町門・東門いずれも前田と推定され、他
の大名も混じる。巾下門も入り混じる。三番町場（丁場）となるが、前
田は帰国していた。

むすび

本稿では二次史料を排除し、一次史料から名古屋城築城期の歴史像を構築する作業を行なった。その結果、これまで名古屋城に関して、一般的な書物に描かれたイメージとは異なる像となつたところが多い。願不同になるが簡素書きにしておく。

(1) 「名古屋城普請」公儀御普請、幕府は一文も出さない」

じつさいはお手伝い御普請 扶持米（千石夫、拝領金（前金、石船）があった。扶持米支払いは巨額でその方法に苦心した形跡もある。

(2) 「堀川は慶長十六年にできた」

名古屋城石垣はその一年前にできている。築城工事の第一歩である。

慶長十五年、名古屋城工事が始まる前、四月に堀川（舟入）は掘られていた。一月（正月）から掘られていたようだ。浅すぎたので再掘削を命じられた（細川家文書）。

(3) 「天守の西に当初小天守があった」

大名の持ち場を書いた丁場割図が作成され、最終（現行）に変更されたのは獄始めの直前。堀を掘削する前に西小天守（正確には付櫓）案も含めた現状以外の案は廃案だから、労働力が揃わない慶長十五年三月以前に工事はできない。

(4) 「前年に丹波篠山城に動員された大名は除外」

俄に動員された福島正則ほか大名は不満・反感とされる。実際には慶長十四年に中国四国大名（篠山助役グループ）に助役が命令（内旨）されている。半分の動員では、あの巨大な城ができないことは初めからわかっていて、家康の怒りでいったん反故。浅野幸長は春姫の父、池田輝政は春姫の伯父。幸長には徳川義直は婿に、輝政には姫の婿になる人。

二人とも初めから名古屋城担当に内定か。中国四国組が外れては困るから背後で運動し、もとに戻した。小判作りの後藤庄三郎が積極的に関わった。

(5) 「進行は二段階」

Aグループ九州勢は二月から、Bグループ中国四国勢は二月・閏二月は不在で三月から。BはAより実働が二ヶ月短く、労働短縮で、またAは石高が三割増しになったからBは優遇された。「早々出来」とする家康感謝状は九州勢はおおむね六月に、ほかは九月に受領。黒印状は扶持米給付に関連するだろう。

(6) 「天守台は加藤清正が単独で築いたのか。」

細川家の史料に天守の石・毛利家・山内家の史料にも天守の石を提供（さやの石200、進上の石1000）。加藤清正は当初は一人で石積みのもりであり、じつさいは堀の分断で石垣面積が増大。一人では積みなくなっていた。天守口御門の高さ、つまり穴蔵底の高さで工事は中断、盛土が沈んで安定するまで、工事はできない。穴蔵から上の内面・外面があつて、複雑な縄張の石垣（さや石による石垣）は盛土の上。清正も他の大名も慶長十五年には帰国したから、さや石が積まれた天守台の完成を見ることはなかった。天守礎石には八家の刻印がある。

(7) 石垣積みは丁場割図「計画図の通りではなく、変更された場所もある（山内家史料や刻印から）」

(8) 「丁場割図はいつ作成されたのか」

これまでは慶長十五年五月とされてきた。四月初旬に修正。

「細川家の覚書はいつ作成されたのか」

これまで慶長十五年四月とされてきた。慶長十四年四月に修正。

(9)当初構想は御深井丸と天守台は地続き、江戸城や大坂城は本丸内に独自の天守台。堀に直面(堀で断ち切る)、その分石垣は高くなる。難工事だったから、のち宝暦に修理が必要になる。

なお熊大・東大史料と共催のシンポジウム報告書「史料が語る 名古屋石垣普請の現場」(令和四年三月三十一日刊行予定)は本稿と深く関連する。参照されたい。

《Title》

Consideration of the process of building Nagoya Castle : Civil engineering work and stone wall construction

《Keyword》

Helping the shogun build castle Sukeyaku-Daimyo for Assistant Otetudai; Help of shogun build castle Sasayama Kameyama Chugoku/Shikoku Daimyo Kyushu Daimyo Saigoku Daimyo Goto Syozaburo Asano Yoshinaga Two months late in arrival date Root stone Level horizontally Yamauchi Tadayoshi/Yamauchi Koretoyo A letter of Tokugawa Ieyasu stamped with his black seal A letter of Tokugawa Hidetada Delay of three months of Certificate issuance Salary rice benefits Atsuta Formation; Atsuta Plateau Tenshudai embankment Anagura; Basement room Otenshu Saya Ishigaki; Sheath stone wall Engraving of the foundation stone, Tenshu Kato Kiyomasa

江戸城、そして名古屋城の銅鯨

朝日 美砂子

キーワード

鯨 銅鯨 名古屋城 江戸城 隅櫓 蓮池門 明暦大火 銅意 近江大
坂

現在名古屋城には、十六点の銅鯨がある。そのうちの三対六点は、第二次世界大戦の空襲を免れ現存する隅櫓三棟の屋根に乗っており、それ以外の十点は、戦災で焼失した隅櫓と門の銅鯨である。十点はいずれも痛ましく焼損し、その内の二点は鯨のみの破片である。

十点の内の一部はかつて昭和天守閣や御深井丸展示館で公開されており、また令和三年（二〇二二）に閉館した西の丸御蔵城宝館でも三点を常設展示しているが（令和四年一月現在）、三点は未紹介である。本稿は、これら現時点で知られる名古屋城の銅鯨を集成するものである。あわせて、名古屋城以外の諸機関に所蔵される同種の銅鯨についても言及する。

一 名古屋城銅鯨とは何か

昭和二十年（一九四五）五月十四日に名古屋城を襲った焼夷弾攻撃の直前、大天守には金鯨が掲げられ、小天守、諸櫓、各一之門には銅鯨が据えられていた。銅鯨は名古屋城創建時の鯨ではなく、明治四十三年（一九一〇）に当時の宮城、すなわち旧江戸城からもたらされた銅鯨である。

まず、江戸時代、名古屋城の小天守や櫓、門にどのような鯨があったかを述べておく。なお、各建造物の創建時期については本稿では追及しない。

小天守の鯨に関しては、江戸後期に尾張藩士奥村得義が著した名著『金城温古録』に「鯨 亦 土瓦なり」（第九之冊御天守編之 一 小天守部）の記述があり、土瓦製の鯨があったことがわかる。小天守以外の鯨について得義は文章としては触れていないが、縮図の中で、本丸の隅櫓三棟、二之丸の隅櫓三棟と太鼓櫓、西之丸の月見櫓と未申隅櫓、御深井丸の西北隅櫓の屋根上に鯨を描いている。各一之門、二之丸東鉄門、本町御門にも鯨を置き、鯨のない二之門類と明瞭に区別している。これらの鯨の内、本丸・御深井丸内建造物の鯨については、大正末年に宮内省が関連諸記録を整理編集した「名古屋離宮沿革誌」（宮内庁宮内公文書館蔵）に「瓦鯨」という文言があり、小天守と同じく瓦製であったことが知られる。本丸・御深井丸以外の鯨も、おそらく瓦製であったと考えられる。

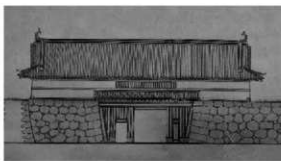
明治維新後名古屋城は陸軍省に管理され、本丸以外の建造物は破却され瓦鯨も失われたが、本丸は、明治二十六年（一八九三）陸軍省から宮内省へ移管され名古屋離宮となった（明治天皇紀 同年六月一日条他）。名古屋離宮は昭和五年十二月十一日に廃され（同日付宮内省告示第三七号）名古屋市へ下賜され、昭和二十年の空襲まで存続した。

離宮期の明治四十三年（一九一〇）、旧江戸城から蓮池御門が銅鯨とともに名古屋離宮西南端の榎多御門跡に移設され、榎多御門以外の瓦鯨

も江戸城の銅鯨に替えられた。蓮池御門の名古屋移築については浅羽英男・鏡壯太郎によりまとめられているが、鯨についての論考はなく、経緯不明瞭の部分も多い。現時点で判明したことを以下に述べる。

二 江戸城鯨から名古屋離宮鯨へ

旧江戸城から名古屋離宮への銅鯨移管に関する基本的文献は、宮内庁宮内公文書館所蔵「帝室会計審査局 帝室会計審査局録 内匠寮」（稟議書三 明治四十三年）等の、宮内省内匠寮が作成した公文書である。それらによれば、明治四十三年二月、内匠寮技手の安藤榮次郎が工事着手伺いを起案した。三月、移築費用の概算伺いが提出され、内匠頭片山東熊、工務課長安達鳩吉、主事三室戸敬光らが承認した。名古屋城榎多



宮内庁宮内公文書館蔵「正門図面（仮称）部分」

御門の石垣を全解体し、在来の石と新たな石を混ぜて改めて石垣を築き、道路も広げ、解体した蓮池御門部材を新橋駅から輸送し現地で組み上げるといふ大規模な改修であった。稟議書には三枚の彩色図面（挿図参照）が付属しており、平面図には枳形一帯に紙が貼られ土橋（橋台）東西の堀を埋め道路を拡張する図が描き込まれ、立面図には整然と積み直された石垣の上に立つ新正門と棟上の鯨が表されている。

なお、本来の榎多御門は西之丸西南端にあつた一之門で、枳形の東側南北方向

にかかつていたが、明治初期に撤去され石垣のみ残存していた。明治大正期、陸軍省や宮内省は、枳形から南に延びる土橋にかかる二之門（冠木御門）を「榎多門」と称していた。この枳形一帯は移築前年の明治四十二年に陸軍省から名古屋離宮に編入されており、編入時の建造物一覧表（前掲「名古屋離宮沿革誌」所収）には、陸軍省による榎多門（名古屋城期の冠木御門）の修理の年と費用が記され、「其修理保存上忽セニハセサルヲ以テ今ニ固然シテ実用ニ適ス」と特記されている。榎多門は当時も「実用に適」していたのであり、おそらくは行幸を迎える正門としては簡素に過ぎるため蓮池御門が移築されたのであろう。なお移転にあたり既存の葵紋鬼瓦もそのまま用いられており、名古屋城瓦とまったく異なる葵紋鬼瓦の瓦当面一個が被災をくぐり抜け現存する。

蓮池御門移築後の明治四十四年十一月、福岡での陸軍特別大演習を終えた明治天皇は、名古屋離宮に一泊された。江戸城銅鯨と葵の瓦が飾る新正門の下を、御料馬車がくぐったのである。

「名古屋離宮沿革誌」は、離宮内主要建造物についての陸軍移管から名古屋市下賜までの沿革を編年記載しており、たとえば建物番号「匠第五号」の西南隅櫓は、「明治廿六年 第三師団ヨリ受領」、「明治廿六年白壁風損復旧」、「明治四十三年 瓦鯨ヲ青銅鯨へ取替 七月竣工 明治四十三年経費簿抄録」と記されている。本丸の東南・東北各隅櫓、表一之門・東一之門、深井丸の西北隅櫓にも同様の記載があり、明治四十三年に江戸城銅鯨が移管されたことがわかる。原文書であるはずの「経費簿抄録」は現所在未確認であり、「名古屋離宮沿革誌」の記載が銅鯨移管の根拠となる。

小天守については同書に鯨移築の記載がないが、小天守に銅鯨が掲げ

られたことは疑い得ず、同書の記載漏れと今は見ておく。

明治四十三年前後とは、御料地への編入後着々と進められてきた離宮整備が大きく進展した時期であり、明治十三年第三師団により御深井丸に建設されていた第二弾薬庫も、この年宮内省に移管された。昭和二十年の空襲時本丸御殿障壁画を烈火から守った、通称乃木倉庫である。

旧江戸城の銅鯨を載せる七棟は、昭和五年、離宮の名古屋市への下賜にともない天守や御殿とともに国宝に指定された。そのうち東南・西南・西北の隅櫓は戦火をくぐり抜け現存し重要文化財に指定されている。小天守、表一之門、東一之門、東北隅櫓、そして旧蓮池御門である正門は焼失した。現存三櫓と焼失五棟の銅鯨の遺品が、本稿で取り上げる銅鯨遺品である。

三 焼損銅鯨は名古屋城のどこの鯨か

現存三棟の銅鯨以外の焼損銅鯨十点は、そもそも離宮内のどの建物にあったのか。鯨の一部には制作時や離宮への移管時の刻銘があるが、どの建物に載せられたかの情報は一切ない。

名古屋城内、名古屋市が戦前に撮影したガラス乾板写真、野帳や拓本、実測図面が大量に保存されていることはよく知られている。しかし、銅鯨の実測図はなく銅鯨に焦点を絞るガラス乾板も少ない。後述するように明暦という早い時期の銅鯨があり、何度も作り替えられた大天守金鯨より実は古格の遺品であるにもかかわらず。戦前の名古屋市は銅鯨を等閑視したらしい。江戸城の鯨は名古屋城の鯨にあらずという意識が働いたと思われる、この排他意識は実は今日も続いている。また焼損銅鯨の大半が破損し胴部しか現存しないため同定は困難であるが、遠景写真を含

めたガラス乾板との比較から、別表のように同定した。なお、ガラス乾板を納めていた旧木箱には戦後作成と思われる手書きの一覽表が入っており、その一覽をもとにガラス乾板のリストを公開してきたが、一覽に混乱があり表一之門・東北隅櫓・東一之門の鯨が混同されていることが判明した。

現存隅櫓三棟の鯨は、高所にあるため調査できず、令和三年に行ったドローン撮影による画像と過去の修理報告書に従って比較検討した。

各銅鯨の同定理由詳細は煩雑にすぎ省略するが、不明瞭な遠景写真でも判断できる指標の一つが、耳と鰭（鰭を欠く場合は鰭跡）の位置関係である。早い時期（明暦万治年間）の作は耳が口の近くにあり、鰭は腹に近い。それ以降になると、位置が逆転し、耳が腹に近づき鰭が前に出でくる。また古いものは耳が縦長で、新しくなると横長になる。眉は、当初は龍の眉のごとく四角錐が連続して突き出るが、後には錐がなくなり人の眉に近くなる。また初期作は眉間が高く、人智を超えた靈獣の風格を醸し出すが、次第に人間じみた顔貌に変化する。これら視覚的な指標をもとに、外観観察による鑄造方法如何も加味し、形式分類を試みた。

1 明暦万治型

下半身を欠き頭と胸のみ残る銅鯨一基（通番1、遺品番号①、②、③）は、昭和天守閣四階で長く公開されていたが、詳細な紹介は本稿が初となる。頭部に「明暦三丁酉初冬 銅意入道 正俊作」という簡潔な銘があり、明暦三年（一六五七）正月の大火直後の十月、銅意入道正俊によって作られたことになる。正俊は、大火後の江戸城再建における銅鯨制作を主導した鑄物師である（伝記詳細は後述）。遺品①は頭部以外損壊しているが、ガラス乾板写真との比較から、正門、すなわち旧蓮池

御門の鯨と決定できる。鋭角な四角錐を連ねて眉毛とし、眉間が高い。また制作方法については、胴体部左右それぞれ型を作り鋳造する。

令和四年二月に開催された金属工芸史研究会において、加島勝氏、久保智康氏らから、銘が弱く造形が硬いなどの点から明暦三年の正俊作をのちに模した作との指摘があった。

蓮池御門は、元禄十六年地震により損壊し石垣から積み直されており、鯨もこの時作り直された可能性がある。

この正俊単独銘遺品①と酷似する鯨として、尾まで残る鯨が二基あり(通番2・3、遺品番号②1・2、口絵2・3)、ガラス乾板との比較から、本丸表一之門に掲げられていた鯨一对二基と結論した。二基とも背と尾に銘があり、万治三年(一六六〇)二月、銅意法橋とその子渡辺近江大掾正次が作り、その旨を子の正次が刻銘したこと、明治四十三年三月東京城から移されたこと、移動には宮内省御用達の野田平吉が関わりその旨を田中嘉策が刻銘したことが知られる。田中嘉策なる人物は不詳であるが、野田平吉とは、明治四十三年時宮内省予算会議委員であった同省幹部長崎省吾(一八五〇〜一九三七)の家に伝来した史料群にその名があり、東京の京橋に在任し土木建築諸金物製作に携わる、長崎家のお出入り職人であったことが知られる。

遺品番号②二基は、銘からは正俊正次父子の合作となるが、後述するように正次はいまだ十五歳であり、子を継承者とし家を存続させるための銘と考えられる。

なお、二基のうち、緑青が目から垂れ落涙のように見える遺品番号②1表一之門北方銅鯨は、焼け焦げた木材と鉄板が胎内に残っている(図版参照)。移築にあたり棟に取り付けるため新調された部材と考えられ、

まさに名古屋離宮の遺品にして空襲の証人となる。また鯨だけ残るもの(通番4、遺品②1鯨)は、②1の腰跡に一致しており、落下時の衝撃で離脱したものと考えられる。

通番11・12、遺品番号⑥1・2の二基は、重要文化財西北隅槽に載る鯨一对二基である。「萬治三庚子年二月吉日 御鋳物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾正次」「明治四十三年三月自東京城移之」という、遺品②と同じ正俊正次合作銘を有する。造形は表一之門に近く、明暦万治型の典型例といえる。西北隅槽は、清州からの移築と伝承される三重槽で、明治期に残っていた諸槽の内、最大の規模と古格を誇っていた。

このように、明暦大火直後から万治三年までの間に、江戸の正俊・正次工房において複数の銅鯨が制作された。それらには共通する様式、すなわち縦二分割式で鋳造され、丁寧に接合され、四角錐の集合としての眉を表し、耳が鰭より前にあり、正俊単独あるいは正俊正次合作の刻銘を有する鯨を、明暦万治型の鯨と仮称する。

明暦万治型のうち最も早い銘の作例が、明暦三年銘遺品①の正門鯨と考えられる。すなわち、明治四十三年、名古屋離宮を管理する宮内省は、当時宮城あるいはその周辺にあった銅鯨のうち最も早い銘の鯨一对二基を天皇の馬車をお迎えする離宮正門(旧江戸城蓮池御門鯨)に置き、その次に早い銘の鯨を天皇御座所たる本丸の表一之門と古格ある西北隅槽に置いたと思われる。宮内省内匠寮が高い意識のもとに離宮管理を行ってきたことを、この点からもうかがうことができるのである。

2 小天守型

通番5、遺品番号③の鯨は、尾鰭の先端部だけの断片である。鯨先が広がらず連なるという特殊な形式で、計二十一点にのぼる江戸城銅鯨の

現存遺品中この形式はこの一点しかなく、そしてガラス乾板に残る小天守の鱗だけがこの形式を有する。

破片中央に貼紙があり、大半が破損しているが、下記の文字がかかるように読める。

〔慶長〕

〔宝〕

名

大修復

昭和二十年五月十四日灰燼に帰し

「宝・大修復」の文字は、宝暦年間に行われた天守の改修を指すとして考えられない。宝暦大改修を知る人は限られていたはずで、この紙片は、名古屋城の歴史に通じた関係者が、慶長の創建、宝暦の大改修、そして昭和の焼失を痛恨の意とともに記したものと考えられる。小天守の遺品として金鱗の鱗が焼損しつつも複数残存するのに対し、小天守の遺品は、未だかつて知られていなかったが、この断片こそ戦前の小天守を語る唯一の遺品なのではなからうか。断片ながら張りがあり、小天守にふさわしい仕上がりである。

なお小天守鱗を接写した唯一のガラス乾板（図版参照）は、下から仰いだ写真であるため頭が大きく尾が詰まって見えるが、遠景写真には流麗な曲線を描く縦長の鱗が写っている。造形は明暦万治型に近い。制作方法は縦二分割にも見えるが定かではない。この形式を明暦万治型のバリエーションとみなす考えもあろうが、遺品③が小天守唯一の遺品であることに留意し、小天守型と仮称しておく。

小天守銅鱗は焼失前の実測図もなく、昭和三十四年の昭和天守閣再建

工事は、近接写真と次に述べる西南・東南隅櫓の鱗を復元の根拠としたらしい。今屋根にのる復元銅鱗は短軀に過ぎることを付言しておく。

3 横二分割型

焼失を免れ戦後重要文化財に指定された西南隅櫓と東南隅櫓の鱗四基（通番11、16、遺品番号⑦⑧）には、制作当初の銘はなく、明治四十三年に江戸城から移管された旨記す後刻銘のみがある。平成の西南隅櫓修理にあたった大川畑博文氏によれば、銅鱗は上半と下半を別々に鋳造し溶接したもので、白目は金箔押しと推定される。また南鱗は大正十年六月の暴風雨で落下し修理されていたが、平成の修理において、名古屋城と所縁多い大谷相模接鋳造所により再修理が行われた。

令和三年のドローン撮影画像によっても、西南・東南隅櫓とも胸鱗が耳の外側にあること、耳が縦長であること、眉毛の突起が残ることなど、

明暦万治型に属することが確認できる。しかし、鱗が鯉鱗のように明快にして単調な図案に変容しているなど、形式化が目立つ。横二分割という鋳造方法も異例で、明暦万治型を手本としつつも実制作年代は下る可能性がある。

万延度の江戸城再建資料とみなされている「御本丸御書院渡御櫓唐銅鑄物鱗」等（東京都立中央図書館蔵・甲良家文書、挿図参照）には、突起を残しつつ横に延



「御本丸御書院渡御櫓唐銅鑄物鱗」部分
東京都立中央図書館蔵

びる眉など西南・東南隅槽と類似する鯨が描かれている。度重なる幕末の江戸城焼失再建にあたり、障壁画が焼失前の絵様にしたがって急ぎ復元されたことはよく知られており、鯨も、古様を模して作られたと考えられる。それら再建鯨が明治期名古屋離宮に移管された可能性は高い。

4 縦二分割型

ここで謂う縦二分割型とは、鯨を縦に割った形で鋳型を作り、別々に鋳造し、鱗部分の金具で止めるもので、縦割り方法は明暦万治型と等しいが、基本的に金具によって左右が接合され、バリの処理も甘い。半身のみの遺品が三点（遺品番号⑤、口絵6・7）、遺品番号④、口絵4・5）、完器が二基（通番9・10、遺品番号⑤、口絵6・7）ある。いずれも腹鱗が耳より前に出ているため耳が傾き、眉は突起がなくなり曲線として示される。制作方法も外見も、明暦万治型とは全く異なる。

遺品④の半身三点のうち二点に「明治四十三年三月自東京城移之」の刻銘があり、ガラス乾板写真との比較から、東北隅槽の銅鯨の一基及び半身と特定できる。三点ともすっぱり半身に分かれているが、内側に土が残り鱗もあるなど損壊の程度は低い。金具で止めるという成型方法のため、槽の上という高所から落下した衝撃により容易に分離したのである。

⑤の完器二基は、晒布と生綿、麻縄で嚴重に梱包し木箱に納め蓋を打ちつけた状態で、昭和三十四年にコンクリートで再建された正門上層渡槽（正門槽）に収納されており、本稿がおそらく初紹介となる。美術品専門業者による梱包とも思われるが、詳細は知られない。二基ともに明治四十三年三月自東京城移之の刻銘があり、さらに「五十二貫目」、「四十三貫目」と、それぞれの尾に刻されている。この重量銘は東一之

門銅鯨をとらえるガラス乾板写真に写っており。東一之門の鯨と確定できる。五十二貫目は約一九五・五kg、実際は一三五・一kg。四十三貫目は一六一kg、実際は一二八・五kg。明暦万治型の銅鯨完器がもし存在すれば同じような大きさながら二五〇kg近いと思われ、⑤は極めて薄手の作となる。

⑤の1と2は重量が異なるため1対ではない可能性もあるにせよ、制作時期と工房は同じであろう。二基ともに鱗肌が荒れ溶接も粗いが、門という低所からの落下であったため分解は免れたと考えられる。

東北隅槽は、本丸東北の搦手にあり櫓を備蓄する槽で、接続する多門にも非常用の食料が備蓄されていた。東北隅槽とその下の東北一之門は天皇おわします御殿の裏手にあたり、この鯨の配置にも内匠寮の配慮が感じられる。

以上名古屋城に現存する銅鯨について、かつての所在場所を推定した。小天守鯨については今後さらに検討を要するが、昭和二十年の時点で銅鯨を載っていた国宝建造物はすべてについて、何らかの形で銅鯨遺品が今に残ることになる。

四 名古屋城以外の地で現存する江戸城鯨

旧江戸城銅鯨は、名古屋城以外の機関にも所蔵されている。それらの詳細は改めて検討することとし、ここでは概略のみ触れておく。

1 皇居東御苑内銅鯨 一基

旧江戸城大手門渡槽鯨として、東御苑内の枅形に銅鯨一基が設置されている。「明暦三丁酉初冬 銅意入道 正俊作」という名古屋城正門鯨と同じ銘があり、明暦三年（一六五七）の大火直後の正俊の作とわかる。

大手門は、関東大震災で損壊し石垣から積み直された後、第二次世界大戦で焼失し、昭和四十三年に再建された。昭和五十五年、東御苑入苑者五百万人突破記念行事として今の場所にこの銅鯨が設置された。様式は名古屋城正門鯨とほぼ等しいが、全体的に躍動感と柔らかみがあり、銘の字体は明確である。正俊鯨の初発例の一つである可能性が高い。

2 靖國神社所蔵銅鯨 一対二基

靖國神社遊就館の傍らに建つ靖國會館（旧国防館）の正面大階段の上に、銅鯨一対二基が据えられている。正面向かって左に「明暦三丁酉初冬 銅意入道 正俊作」、右に「萬治元戊戌年 晩秋 吉日 渡邊銅意入道作」の銘があり、一年を置き正俊が作ったことになる。

靖國神社様の御教示によれば、明治十五年二月十日、旧江戸城に保管されていた兵器類が砲兵第一方面により遊就館に移された時あわせて移管されたと考えられるという。昭和九年の国防館竣工時に設置され、その後一時撤去され、今はコンクリート土台に安置されている。

二基を比較すると細部表現がかなり異なっており、たとえば、万治元年銘鯨は眉下の幅が狭く四角錐が扇状に配されている。明暦三年銘鯨は皇居東御門の鯨と近く、初発的作例と考えられる。なお万治銘の左腰鰭は後補と思われる。

3 東京国立博物館所蔵 一対二基 明暦万治型

二基ともに「萬治二己亥年五月 銅意法橋作 同子 渡辺近江大掾源正次」の銘があり、名古屋城表一之門鯨の一年前に正俊正次父子が作ったものと知られる。陸軍省からの寄贈と伝えられている。木型による制作で同型同寸と紹介されているが、法量、様式が異なっており、片方は全体に細く造形、銘書体も鋭い。成形方法を含め今後の検討課題を残す。

五 作者について

明暦万治型の鯨を制作した渡辺正俊・正次父子については、香取秀真の一連の論考により伝歴・作品が紹介されている。正俊（正勝、すなわち渡辺銅意は、おそらく京都出身で、江戸に下向し浅草に住み、承応二年（一六五三）には尾張徳川家二代光義らが日光大猷院に獻納した燈籠四基を作り、明暦大火後、江戸城鯨や市中の擬宝珠を制作した。寛永十五年（一六三八）に「洛陽治工源正俊渡辺銅意作」、慶安二年（一六四九）に「工鑄銅意」、承応二年に「渡辺銅意正俊」、明暦三年初冬に「銅意入道正俊」、万治元年十二月に「御鑄物師渡辺銅意法橋」を名乗っており、明暦三年に剃髪し、大火後の活動の中で法橋位を叙任されたことがわかる。子の正次の菩提寺である日蓮宗法立寺（弘前市新寺町）の過去帳から、寛文二年（一六六二）没と知られる。

近江大掾正次は、正俊を父として正保三年（一六四七）に生まれた。万治元年銘の作例が初出作となる。父との合作銘のある鯨の他、擬宝珠、燈籠、天水桶等を作った。正俊が没した三年後の延宝八年（一六六五）、津輕藩の御鑄物師となり、切米三十俵を与えられた。多くの作品を藩命で作り、宝永元年（一七〇四）、五十九歳で弘前に没した。

正俊は相馬中村家と関係があったらしく、江戸城再建時相馬家が担当した二之九門、汐見坂門などの銅鯨が正俊にまかされた。正俊の子の正次が津輕に赴いたのも何らかの縁があったのかもしれない。また江戸城銅鯨制作は正俊が法橋叙任にいたる契機であり、子の正次を引き立てる重要な場にもなったと考えられる。

正俊・正次以外の作者については、現時点では不明であり、江戸後期の江戸城再建と幕府御鑄物師についての検討が必要と考えられる。

六 結語 —なぜ江戸城銅鯨を名古屋城に移したか

明治四十三年になぜ名古屋城各櫓等の瓦鯨を廃し、江戸城銅鯨を移管したかという根本的問題については、本稿では検討できなかった。今後江戸城銅鯨の保管と名古屋離宮の管理という双方向から検討していきたい。

ただ、離宮管理の上で、離宮としての利便性確保や美観追及と江戸期城郭の水久保存との一見矛盾する二目的があったことを特記したい。

名古屋離宮内の瓦鯨は、実は明治二十九年八月三十日・九月九日の暴風雨で大破し、地元瓦師により新造・修理されていた。その際「在来の形に做つて」作るよう仕様書で指定されていたが、それら瓦鯨は信長・秀吉以来の縦に長い瓦鯨であったと考えられる。しかしながら江戸城の銅鯨は、甲良家図面にある通り名古屋城天守金鯨と同じく頭部が大きいいわば近世型、家康型であり、明治四十三年、宮内省は、縦長でしかも修復された瓦鯨より、日々見慣れた宮城の銅鯨、すなわち家康・江戸城式であり明治期は大手門などに現存していた銅鯨の方が離宮にふさわしいと見なした可能性がある。また瓦より青銅の方が制作費が高み格上という考えも当然あったであろう。

その一方、明治二十九年の工事録において、「在来の形に做い」という文言が鯨補填工事以外でも散見される。たとえば暴風復旧工事の一環で補填された上洛殿入側の花欄間は「在来の彫刻二做じ組立」てるよう指示され、また同年の表書院の不足襖新設工事でも、「引手^レ在来^ニ之形^ニ做^ヒ取付^ケ」と明記されている。表書院の襖新設工事については別稿で論じたいが、新規に作られた引手は驚くべきことに裏葵（六葉葵）の御殿引手であった可能性が高い。

従来「葵から菊へ」の一元論で論じがちであった宮内省の離宮運営管理には、少なくとも明治二十九年の段階では、江戸期の名古屋城の意匠を保存する立場が厳然として存在した。それは名古屋城を「水久保存」すべきという明治十二年の天皇すなわち国家の方針に従うものに他ならず、利便性確保と水久保存との相反する理念の両立がきわめて現実的に図られていたと考えられる。

離宮運営については未調査の史料が多く、今後の史料調査により考察していきたい。

技法についての検討は筆者の能力を超えているが、成分分析を含めた詳細な調査が必須であろう。また皇居に現存する鯨など、江戸城鯨総体についての広い視野からの検討も必要と考える。

いずれにせよ、名古屋城に今ある銅鯨は、旧国宝名古屋城建造物の遺品であり、離宮期そして空襲焼失という歴史を物語る。江戸城、そして江戸期金工史の貴重な遺品でもあり、その存在意義は計り知れない。

本稿執筆にあたり、多くの方から御指導を賜りました。とくに、金属工芸史研究会会員の方々には、数々の貴重な御指摘を賜りました。厚く御礼申し上げます（敬称略）。

伊藤信二 一之瀬敬一 尾野善裕 久保智康 小林健二 小松邦好 佐藤寛介 柴田亮平 清水健 中川あや 西山加奈子 松本玲子 宮川禎一 山本悠介

宮内庁長官官房総務課 宮内庁宮内公文書館 東京国立博物館 東京都立中央図書館 京都国立博物館 山梨県立考古博物館 靖國神社

- (1) 鈴木博之「皇室建築 内匠寮の人と作品」二〇〇五年・一五二―一五四頁。
- (2) 蓮池門移転工事については設計書との違いが「注意」されるなど詳細な監査を受けたが「宮内公文書館蔵『会計実況査復命書 明治拾伍年』」、「正門以外の銅鍍移設についての文書は経費決済を含め現時点では見いだせない」。
- (3) 「明治天皇紀」なお同書によれば、行幸翌年の明治四十五年、天皇は、名古屋離宮の「構造堅固の感あるを歎い」離宮内の新殿舎建設を命じたが、直後に崩御された。本丸御殿は確かに南に土塁が迫り、風が通らない。
- (4) 乃木倉庫は明治二年七月二〇日に起工され、同三年一月三日竣工。建築主任官基太村不二は当時の第三師団工役長歩兵大尉、明治二〇年退役。
- (5) 「横古国宝名古屋城 名古屋城振興協会 二〇〇〇年」・名古屋城特別展図録『失われた国宝 名古屋城本丸御殿（二〇〇八年）』。
- (6) 「1130295」(「東一之門鍍」を、名古屋城表一之門北方銅鍍に、「1130296」(「東一之門鍍」を、名古屋城表一之門南方銅鍍に、「1130297」(「表一之門鍍」を、東北隅櫓北方銅鍍に、「1130298」(「表一之門鍍」を、東一之門東方銅鍍に訂正。
- (7) 江戸城は、慶応四年（一八六八）から東京城、翌明治二年から皇城、明治二年から宮城、昭和三年から皇居と名称変更されている。
- (8) 国立国会図書館蔵・長崎省官関係書類のうち「明治四十三年工事費書類」。
- (9) 「重要文化財名古屋城西北隅櫓修理報告書」一九六四年。
- (10) 東南隅櫓は昭和二八年度、西南隅櫓は、平成三年（二五年）度に修理。「重要文化財名古屋城西南隅櫓保存修理工事報告書」（二〇一五年）編集・著作公益財団法人文化財建造物保存技術協会・本文執筆編集図面作製 同協会大川畑博文。によれば、北鍍に「明治四十三年三月自東京移之」、南鍍には同文に加え「御用達 野田平吉」とある。「名古屋宮治草志」各隅櫓の項にも「明治四十三年 瓦葺ッ銅鍍へ取替」（七月竣工）等の記

述がある。

- (11) 香取孝真「江戸鑄師名譜」（昭和二七年）に、「江戸城本丸屋上銅鍍（中略）（先に陸軍大臣官邸にあり）」として紹介される銅鍍二基は、靖國神社と同じ銘文を有している。陸軍大臣官邸は、昭和二十年の戦災焼失まで江戸城直下（現在の悪政資料館）にあり、その門辺に置かれていたことになる。
- (12) 「青森県史 文化財編 美術十五」二〇一〇年。
- (13) 「日本鑄工史稿」大正三年、「金工史談」昭和一六年、「江戸鑄師名譜」昭和二七年等。正俊・正次については、伊藤信二氏より指導いただいた。
- (14) 野中利夫（「江戸城尾築城と造宮の全貌」二〇一五年）「相馬家記録」師本丸内道手二之御丸見坂富士見下蓮池唯造御門作事人用帳」に、「唐金鑄的（ママ）丸鑄手間代鑄師御 銅意」とあるとされる。
- (15) 宮内庁宮内公文書館所蔵「明治二九年 工事録」に、同年秋の暴風雨にかかると一連の修理記録がある。小天守の瓦葺は後藤経三郎により新作された。その仕様書は「背イ四尺五寸」（在来）(念)恰好二徹じ各部総体上野キ仕上ケニ製造致シ、下り機其他損シ候分足シ）などと細かく定められ、二個で三万円が支払われた。また東南東北西南隅櫓の瓦葺は、銅鍍は在来のままで脱漆と腰繕計十四枚が交換された。

〈Title〉

Bronze Dolphins of Edo Castle and Nagoya Castle

〈Keyword〉

Bronze Dolphin, Nagoya Castle, Edo Castle, Nagoya Palace, Imperial Household, Army, World War II, Air raid

① 正門槽 銅鯨



①正門銅鯨銘



①正門槽銅鯨



ガラス乾板 14-37-06 正門銅鯨



ガラス乾板 14-37-03 正門銅鯨



①正門銅鯨背面

③ 小天守 銅鯨



ガラス乾板 061-35-08 小天守銅鯨 (西方)



現復元小天守閣銅鯨 (2021年撮影)



③尾鰭

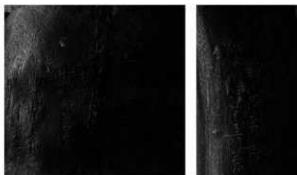
② 表一之門 銅觥



② 2 表一之門南方銅觥



② 1 表一之門北方銅觥



② 2 表一之門南方銅觥 銘



② 1 表一之門北方銅觥 正面口部部分



ガラス乾板 113-39-14 東一之門
(表一之門に訂正) 北方銅觥



② 1 腹緒

④ 東北隅檜 銅鯨



④ 1 右 東北隅檜北方銅鯨
右半身 表



④ 1 左 東北隅檜北方銅鯨
左半身 表



④ 2 右 東北隅檜南方銅鯨
右半身 表



④ 2 右 銘



④ 1 右 銘



④ 1 左 裏 (内側)



④ 2 右 裏 (内側)



ガラス乾板 125-03-09 東北隅
檜銅鯨 (南方)



124-41-09 東北隅檜銅鯨 (北
方)



125-03-09 東北隅檜銅鯨 (南
方)

⑤ 東一之門 銅虺



⑤ 2 東一之門西方銅虺 「四十三貫目」銘



⑤ 1 東一之門東方銅虺 「五十二貫目」銘



⑤ 2 銘



⑤ 2 正面



⑤ 1 銘



⑤ 1 背面



ガラス乾板 113-39-04 東一之門銅虺



ガラス乾板 113-39-13 東一之門銅虺



ガラス乾板 113-39-12 東一之門銅虺

⑥ 西北隅檜 銅鯨



⑦ 西南隅檜 銅鯨



⑧ 東南隅檜 銅鯨



皇居東御苑 銅鯨



靖國神社 銅鯨



東京国立博物館 銅鯨

画像提供 東京国立博物館資料館

1983年7月29日撮影

江戸城銅統一覧

令和3年12月現在 現皇居内は除く

通番	図号 番号	名称(現所在場所による)	型	移替時期・ 伝来	制作時期	作者	銘(特記ない限り頭部刻銘)	重量	主なガラス乾板写真 (数字は整理番号)・修 理履歴
1	①	名古屋城正門銅鍍	明暦万治型	明治43年 江戸城蓮池 御門	明暦3 年 (1657)	正俊	「明暦三丁酉初冬 銅重入道 正俊作」	113.3g	14-37-03正門鍍 14-37-06正門鍍 ただし高岡とも北方鍍か
2	②1	名古屋城表一之門北方銅鍍	明暦万治型	明治43年	万治3 年 (1660)	正俊・ 正次	「真治三年庚子二月吉日 御鑄物師 銅重法橋 同子遠辺近江大権 源正次」 「明治四十三年三月自東京城移之」 尾鍍「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉重」	232.0g (内部木 材等を含む)	113-39-16東一之門鍍
3	②2	名古屋城表一之門南方銅鍍	明暦万治型	明治43年	万治3 年 (1660)	正俊・ 正次	「真治三年庚子二月吉日 御鑄物師 銅重法橋 同子遠辺近江大権 源正次」 「明治四十三年三月自東京城移之」 尾鍍「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉重」	168.4g	113-39-14東一之門鍍
4	②1 鍍	名古屋城表一之門北方銅鍍	明暦万治型	明治43年	万治3 年 か	正俊・ 正次	なし	9.0g	
5	③鍍	名古屋城小天守銅鍍 尾鍍 下方か	小天守型	明治43年			貼紙「慶長 室 名 大修理 昭和二十年五月十四日完成ニ 由」	4.9g	061-35-06小天守銅鍍(西方) 063-19-08小天守閣西南 048-18-19小天守閣東 北面
6	④1 石	名古屋城東北隅櫓北方銅鍍 右半身	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」	52.9g	034-40-16一之門銅鍍 124-41-09東北隅櫓銅鍍(北方)
7	④1 左	名古屋城東北隅櫓北方銅鍍 左半身	横二分割型	明治43年			なし	52.1g	
8	④2	名古屋城東北隅櫓南方銅鍍 右半身	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」	54.5g	125-03-09東北隅櫓銅鍍(南方)
9	⑤1	名古屋城東一之門東方銅鍍	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」 尾鍍「五十二貫目」	138.1g	113-39-04東一之門鍍 035-39-15東一之門鍍 113-39-04東一之門鍍 035-39-15東一之門鍍 098-04-08東二之門東 南面
10	⑤2	名古屋城東一之門西方銅鍍	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」 尾鍍「四十三貫目」	129.5g	113-39-12東一之門鍍 113-39-13東一之門鍍 106-02-18東一之門南 面 107-38-12東一之門南 西面
11	⑥1	名古屋城西北隅櫓北方銅鍍	明暦万治型	明治43年	万治3 年 (1660)	正俊・ 正次	「真治三庚子年二月吉日 御鑄物師 銅重法橋 同子遠辺近江大権 源正次」 尾鍍「明治四十三年三月自東京城移之」	未測定	
12	⑥2	名古屋城西北隅櫓南方銅鍍	明暦万治型	明治43年	万治3 年 (1660)	正俊・ 正次	「真治三庚子年二月吉日 御鑄物師 銅重法橋 同子遠辺近江大権 源正次」 尾鍍「明治四十三年三月自東京城移之」	未測定	
13	⑦1	名古屋城西南隅櫓北方銅鍍	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」	未測定	大正10年・平成23～25 年度修理
14	⑦2	名古屋城西南隅櫓南方銅鍍	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」 御用達 野田平吉	未測定	大正10年・平成23～25 年度修理
15	⑧1	名古屋城東南隅櫓北方銅鍍	横二分割型	明治43年			「明治四十三年三月自東京城移之」 「宮内省御用達 野田平吉 代理人田中嘉重」 南北の別不明	未測定	昭和28年度修理
16	⑧2	名古屋城東南隅櫓南方銅鍍	横二分割型	明治43年				未測定	昭和28年度修理
A		皇居東御苑銅鍍	明暦万治型	旧江戸城大 千門遺構跡	明暦3 年 (1657)	正俊	「明暦三丁酉初冬 銅重入道 正俊作」	測定不可 能	昭和55年現在地設置
B		靖国神社 靖国会館 北方 鍍(向かって左)	明暦万治型	明治15年か	明暦3 年 (1657)	正俊	「明暦三丁酉初冬 銅重入道 正俊作」	測定不可 能	
C		靖国神社 靖国会館 南方 鍍(向かって右)	明暦万治型	明治15年か	万治元年 (1658)	正俊	「真治元戊戌成年(晩秋)吉日 鑄造御意入道作」	測定不可 能	
D		東京国立博物館 銅鍍	明暦万治型	佐藤寧省寄 贈	万治2 年 (1659)	正俊・ 正次	「真治二己亥年五月 銅重法橋作 同子 遠辺近江大権 源正次」	未測定	
E		東京国立博物館 銅鍍	明暦万治型	佐藤寧省寄 贈	万治2 年 (1659)	正俊・ 正次	「真治二己亥年五月 銅重法橋作 同子 遠辺近江大権 源正次」	未測定	

江戸時代の名古屋城と城下町の観光

石田 泰弘（愛西市生涯学習課長）・種田 祐司

キーワード

名古屋城 道中記 天守 金鯉 七里の渡し 三里の渡し
美濃路 佐屋路 津島街道 枇杷島橋 旅籠 本町 玉屋町
東照宮祭礼

はじめに

近世は旅ブームの時代といわれている。武士や商人、農民に至るまで様々な階層の人たちは余暇を利用して、様々な旅に出かけた。伊勢参りのような信仰を目的とした旅の他にも、名所旧跡を訪ねるような旅、保養のための温泉旅行等々、今日でいうところの観光的な旅も少なくなかった。期間的に見ても遠出して長期に及ぶ旅もあれば、日帰りで見光地をめぐるといった旅もあり、旅のあり方もまさに多様であった。いずれにせよ旅は、日常生活から解放された、非日常的な世界を楽しむ時間であり、時には自然や景観を愛で、時には湯治や娯楽を楽しみ、リフレッシュする脱日常の世界であった。だから、必ずしも遠出の旅ばかりでなくとも、身近な名所や風光明媚な景観を訪ねたり、名物を楽しんだり祭礼を観たりして、短期間ながらも各地へ出かけ、脱日常の世界を楽しむことも多々みられた。そうした状況は、名所図会や粟毛物のようなガイドブックの書物や、各地に残る道中記や旅日記といった史料からも垣間見ることができる。

東国地域に残る道中記を調査し、東国の民衆が宮・桑名間をどのようなルートを通ったかを検証した際、東国の旅人の多くは、往路は東海道を通って伊勢へ詣で、その後上方等を経由し（時には西国にまで足を伸ばす事例もあった）、復路は中山道を通るケースが多かったとする。さらにその旅程の一部、宮・桑名間においては、東海道の正式ルートともいべき七里の渡しを利用するいわゆる七里の渡しルート、宮から美濃路を通り名古屋の町に入る前に分岐する佐屋路ルート、佐屋路へ向かわずそのまま北上し、名古屋の町を通過し、須ヶ口辺から分岐する津島街道ルートとその他のルートに分類し、検証した結果、七里の渡しルートは全体の二割にも満たず、脇往還である佐屋路ルートも二割に満たず、圧倒的多数が津島街道を利用し、佐屋・津島から三里の渡しで桑名へ向かった。

なぜ、津島街道ルートを利用する人々が多かったのか。その要因として、一般には七里の渡しは舟路をとることから、天候に影響されることが多く、佐屋廻りが利用されたといわれている。そうした要素も幾分考えられるが、もしそうであれば、それは佐屋路ルートを利用することでクリアできたはずである。津島街道ルートを採用した要因としては、恐らく名古屋、甚目寺、津島といった見所が多かったからではないだろうか。例えば、道中記を紐解いてみても、伊勢神宮をはじめとする有名神社や、江戸、京、大坂といった都市の記述が数多く見られるように、せっかくの旅だから見所を見てまわろうというパワーが道中記から伝わって

くるかのである。関東から名古屋へ向かう途中、東海道を離れ、秋葉山、鳳来寺を經由している事例が多いことから裏付けられよう。事実、道中記の多くに熱田神宮参拝、名古屋城の金の鯨、枇杷島橋といった記述が数多く見受けられる。名古屋で宿泊したケースもあった。

以上は石田がすでに発表した論考があり、本稿は、東国地域に残る道中記の名古屋に関わる記述に種田とともに着目し、当時の観光の実態や実情を解明しようとするものである。「一」「五」を石田が、「四」を種田が、「二」「三」「はじめに」「おわりに」は共同で執筆した。

一 宮から南寺町まで

東海道を進み、三河から尾張へ入り、宮に至る。まず宮の町に入ると入口に板橋があり、渡ると左に姥神があった。宿を抜けると追分があり、ここでルートへの選択を迫られる。このまま宮から七里の渡しで桑名へ向かうのか、それとも佐屋まで陸路で行き、佐屋から三里の渡しで桑名へ向かうのか。「石巻の歴史第九巻資料編三近世編」所収の「伊勢参宮旅日記」によれば、宮の項において、「此所より伊勢へ舟二乗候ハ、大神宮へ参詣ニ参るべからずと云、必ず舟二乗る間敷事、宮より佐屋へ往還有ト聞、然シ名古屋へ相廻り候かよ」とあるし、「梁川町史資料集第二十七集」所収の天保三年の「伊勢参宮日記」においても七里の渡しについて「是決而乗不可乗下向ノ節桑名ヨリ宮ハ乗候ハヨロシト申」とあるように、七里の渡しを選択するのではなく佐屋廻りを選択するものが多かった。佐屋廻りといっても、名古屋城下へ入る前に岩塚、万場へ向かう佐屋路を經由するルートと、名古屋城下を訪れ津島街道を通り、津島・佐屋から桑名へ向かうルートがあったが、前述のように多くは名古屋

屋城下を通り、津島・佐屋から桑名へ向かうルートを選択した。

この追分を右に行くと、熱田神宮へ出る。熱田神宮は道中記によって「熱田(大)明神」、「熱田皇大神宮」、「熱田太神宮」といった様々な表記がなされているが、多くの旅人がこの熱田神宮へ立ち寄る名所であった。前掲「梁川町史資料集第二十七集」所収の天保三年の「伊勢参宮日記」によれば、門を入り、絵馬堂、拝殿、本社を参拝し、裏門から出ているように、熱田・名古屋迄の道程は「町つ、き(町統)と道中記に記されているように、熱田・名古屋間も恰も名古屋の町として旅人は捉えられていた感がある。世田谷区教育委員会の「伊勢道中記史料」所収の弘化二年の「伊勢参宮覚」によれば、西御堂あたりも名古屋と捉え「尾州名ごや町甚大きし」と記す。「土浦市史資料第一集伊勢道中日記史料」所収の文化四年「伊勢道中日記」によれば、宮から名古屋までは町統でその境界は一の鳥居であったと記す。

二 名古屋城下町観光

宮から名古屋へ向かう道中にも観光地は多い。東御坊、西本願寺、荣国寺、大須観音、清寿院、七寺、若宮八幡といった場所が道中記に散見する。東御坊は今日でいうところの東別院で「東掛所」とも称した。門前には参詣者を対象とした旅籠が何軒あった。西本願寺(西掛所)ともに普請の素晴らしさが記されている。中でも東別院は「墨田区古文書集成Ⅲ」所収の文久二年「伊勢参宮致道中覚之帳」によれば、「武拾七間四面」で、「山門惣彫もの」「敷石ハ惣みかけ」石で、「御本坊より普請宜敷御門跡ニ而は日本屯に御座候」と記す。荣国寺には十五間四方の大松の下に釈迦仏の足跡石があったという。大須観音や清寿院界限は、

軽業・芝居等が行われ大いに賑わったという様子は「尾張名所図会」にもその様子が描かれていることからもうかがえよう。

大須界隈を抜けるといよいよ名古屋城下町の中心部に入る。城下町名古屋について、多くの道中記は「御城下すべて江戸の町の如し」、「御城下賑ナルコト江戸同前」、「当町（名古屋；筆者注）之儀も誠に江戸の通り、大都會に御座候」というように、江戸に匹敵する町であったと記す。野辺地町野坂忠高家文書「東海道道中記」によれば、「東海一の城下」とも記す。時には、梅津猪五郎によれば「御三家第一江戸にも不劣見事也」、菅原源八によれば「城下家造日本第一也」とあるように、当時の名古屋の町が日本有数の町であったことを伝えている。安房の鍋屋嘉兵衛によれば、「東海道公宿之内、沼津、府中、尾州いづれもよろ敷候得共、尾州一ばん也」と記す。

いくつかの道中記には名古屋城下町の家数が記されている。これは出版された多くの「道中案内記」には記されていないので、城下で町人から聞いたのであろう。少ないもので二万八千軒多くて十三万軒である。実際の城下の町家は、人口約六万人から推測すると一万数千軒と思われるので、最小のものでも過大である。次に尾張藩の石高についても触れると、五〇万石から六五万石までの記載があり、正しく六一万九千五百石とするものは四分の一ほどしかない。やはり多くの「道中案内記」には各藩の石高が記されていないので、多くは現地での聞き書きであろう。

城下町には「能き店数多ク御座候」というように、多くの商家が立ち並び繁栄した町でもあった。伊藤次郎左衛門、十一屋、水口屋といった名古屋の商家の他、大丸屋、松前屋といった上方資本の出店もあった。進藤貞吉の記録によれば、「名古屋は瀬戸店仰山なり」とあり、瀬戸物

を扱う店も数多くあったという。進藤の記録によれば、「晴雨考を買はんとて書林へ立寄り候処売れきらし候よしなり。又々書林を式三軒吟味いたし候処右同様なり」というように、名古屋は書肆の町としても知られていた。貸本屋大惣こと大野屋惣兵衛や永楽屋東四郎等全国的にも著名な本屋が名古屋にはあった。「大和廻り絵図」や「桶狭間古戦場由来」といった書物を名古屋で購入している。三河国宝飯郡前芝村の加藤みゑは西国を廻り帰路の途中名古屋へ立ち寄り、「操り」を見物したり、「いとう呉服店」にてショッピングしたりしたという。名古屋は「一宿して見物いたしべき城下なり」であった。

名古屋の町には、何といつても、金の鯨を擁する「日本一の名城」名古屋城があった。管見の限り、名古屋を通った記録で名古屋城を記録しない道中記はないといって過言ではないほど人気の観光スポットであった。次項で詳しく述べる。

名古屋の町を通過すると枇杷島の橋を渡る。「尾張名所図会」においても描かれているように、枇杷島の橋は二つあった。大橋と小橋で記録によつて若干数値は異なるが、概ね大橋が七十二間、小橋が二十五から三十間と記されている。「大日本国名橋見立相摸」という番付によれば、「前頭」に「琵琶（鶴）橋」が記されている。

三 名古屋城観光

名古屋城は、江戸時代においても名古屋を代表する観光スポットであったことは相違ない。ただし、城下から見えるのは天守・隅櫓・石垣くらいなので、記録もそこに集中した。なかでも天守の金鯨は特筆しているものが多い。寛政六年に名古屋を訪れた阿部によれば、金の鯨を擁

する名古屋城を「日本一」と評している。野辺地の野坂忠高家所蔵「旅日記関係史料下巻」によれば、「御城も音二聞しより結構、御国許御出立以来覚なき御城二御座候。天守両しやち黄金之よし。遠見もさきから光り渡り見得申候」とあり、名古屋城が有数の名城であったとする。酒田市立図書館蔵年不詳「伊勢参宮道中記」によれば、「必御城を拝見すべし」と記すように名古屋観光には欠くべからざる観光スポットであった。

旅人は城内に入ろうとしたのであろうか。そもそも旅人が城内に入れたの前に、武士以外の名古屋の町民が入れたかどうか検討したい。三之丸には多くの重臣屋敷があり、ここには多くの町民が商品の納入や所用のために入り込んでいたのである。さらには三之丸には東照宮や天王社があり、一般の人々も参詣できた。城下から三之丸に入るには、西より巾下門、御園門、本町門、東門、清水門の五門のいずれかを通らなければならず、いずれの門にも門番が常駐していて、不審者に目を光らせていた。ただし入場許可書や鑑札のようなものを提示する必要はなく、自由に通つてよかつたのである。

道中記では「丸之内ハたひ人ハとふせ不申候」、「旅人は御城へ入事不叶」、「三之丸より内二他所者不入」というように、旅人・他所者の入構は許されていない。と記された道中記もある。恐らく堀越もしくは遠目から名古屋城を覗いて通つたのであろう。しかしながら、各地の道中記を紐解くと、「御城内廻り見物」、「御郭之内拝見致ス」というように城内を見物した事例は少なくない。茨城県立歴史館江橋家文書所収年不詳「西国道中記他」によれば、「丸の内者所の者のふうにして見候ハ随分拝見相成申候」とあることから、旅人・他所者の入構はできなかった

が、「所の者」すなわち地元住民の振りをすれば入構できたという。

実際、「裾をさげぞふりをはき当地の府にして御門の内へはいれハ何のたがめも是なし」とあることから、地元住民の体であれば入構できた。「生駒藩史」所収の文化八年「伊勢参宮道中記」によれば「先達二十四文にて頼み」「名古屋城見物致」したとあり、案内を雇って入構することもあった。現在でいうところのガイドがこの頃には存在していたことがわかる。甲斐素純「近世上方道中記」によれば、天保二年に名古屋城を訪れた際に、天守の金鯱、新御殿を見物したとある。静岡県歴史情報センター所蔵安政七年「道中記」によれば、「御城二之丸（三之丸の間違ひ：執筆者注）へ入、所々拝見いたし、二之丸二面さけのうり茶や、うゑ木や、金魚うり、あめや、其外見せ物いろいろ、二之丸之内二面毛是誠ニ参詣おひたしく御座候」と三之丸において、出店や見世物が行われ賑わっていた様子を記す。また、「梁川町史資料集第二十七集」所収の天保三年「伊勢参宮日記」によれば、「御城御堀・大手」を廻り、「石垣・御門・天子（守）・矢倉結構ナルコト筆紙ニ尽カクシ」と記している。

なぜ名古屋城に入れる、入れないの差が出たのであろうか。入れなかった五例を調べると、名古屋に宿泊したのは一例もなく、「入れる」の大半が城下の旅籠に宿泊していることが確認できる。つまり名古屋城に入るためのノウハウは、旅籠で得たものと推測できるのである。

四 城下の旅籠

道中記に記録がある名古屋の旅籠は、表1のとおりである。住所がわかるものでは本町六、七丁目が多い。そもそも名古屋城下には旅籠がど

のくらいあったのであろうか。幕末に幕府道中奉行が編纂した「宿村大概帳」美濃路の名古屋の項では、「旅籠なし」となっている。もちろん城下には前述のように旅籠が存在していた。城下の旅籠の全体像は、明治四年刊の「名越各業独案内」に詳しい。その内容は表2のとおりである。旅籠には「諸国御定宿」「庄屋衆商人宿」「懸所参詣宿」の三種類があり、このうち旅人が通常泊まるのは「諸国御定宿」で、これは玉屋町一〜三丁目（本町五〜七丁目）に集中している（図1）。「庄屋衆商人宿」は、娯楽の旅ではなく仕事の旅で泊まる旅籠のことである。「庄屋衆」とあるのは、訴訟沙汰などで名古屋の代官所や勘定奉行所などに訴え出た、あるいは呼び出された庄屋たちが泊まった宿である。江戸の「公事宿」に相当するものであろう。「庄屋衆商人宿」の分布をみると、城下に散在しているが、本町筋の一つ東隣の七間町筋と、美濃路の一部ではあるが京町筋の本町から西側にやや集中している。ほかに城下南部の下茶屋町に「懸所参詣宿」が何軒かあり、これは東本願寺懸所に参詣・所用で訪れた者には便利な位置にあった。表1と表2とは①⑥の旅籠名が一致する。このうち①は「庄屋衆商人宿」、②は「懸所参詣宿」である。とくに①は何らかの事情があったのかもしれない。

五 名古屋の祭礼

道中記を紐解くと、旅行者が名古屋を訪れた際にほかの祭礼の記録等が散見できる。ここではいくつかの事例を紹介したい。「寒河江市史編纂叢書第23集」所収の年不詳「見聞録」によれば、「名古屋のさい札花麗也、但し作り物八年々定り居申候よし、車二面引人形ちいさくして上二面仕ふ、房とまくよし、台いろいろ取々ぬり金めつきの金物、まくハにし

ききんらんのたぐい、目をおどろかす」と記す。この旅行者一行は四月十七日に名古屋を訪れていることから、東照宮祭礼の様子を記していることになる。岡崎信司「西国道中記」によれば、天明元年六月十五日の条に「町に入候得ば、御さいれいにて、町にぎやか成り、大さいれいなり、皆々町内より作り物出し申し候得ば、みなしようじようひ等のましまく、皆金入等もふる類なり」とあり、丸の内天王祭の様子を記す。安政三年「金毘羅参詣道中日記」によれば、二月二十四日に「天神様の夜宮ニテ賑也、思々ニ遊ニ出る」、翌二十五日に「天神様へ参詣、植樹市ニ面賑なり、久兵衛様焼物屋へ尋寄、爰二本を川崎迄頼ミ羊羹を貰い」とある。桜天神の祭礼の様子を記している。

おわりに

本論では、名古屋の住民ではない庶民の旅人が名古屋や名古屋城をどう見たかを紹介した。名古屋城はたとえ城内に入らなくても、天守や金鯱は旅行者からは見ることができた。名古屋城が名古屋観光のメインであることは、今も昔も変わらない。また、比較文化学では「文化は他者しか記録できない」というが、これは江戸時代の名古屋について、地元民がわざわざ記録しないことを他国の旅人が記録する、という事実にあてはまるのではない。

表1 道中記にみる名古屋の旅籠

本町5丁目		
笹屋清助③	1人	128文
本町6丁目		
駒屋	2人	200文、木50文 「悪き宿也」
桑名屋半右衛門⑤	5人	200文
升屋六兵衛	1人	木28文
新銭屋長兵衛	2人	180文「旅亭甚あしく」
外果屋六兵衛	1人	木40文
銭屋所次右衛門⑥	12人	150, 150, 164, 180, 180, 214文, 2分100文, 300文
塚本屋久兵衛	1人	木40文
本町7丁目		
近江屋清八④	3人	214, 200文「浪華講」
茶屋町		
布袋屋四郎兵衛②	1人	150文
下押切町		
鍋屋惣吉①	1人	金2朱つり200文
町名不明		
いさわや左衛門	3人	132, 148, 150文
丸屋治兵衛	1人	
信濃屋与七	1人	172文
刀屋長七	1人	
内海屋源(孫)右衛門	1人	132, 140文
旅籠名不明	1人	40文

凡例：人数は宿泊した記録がある人数。

金額は旅籠賃、1つで1人を表す。

「木」は木銭 「 」は道中記の記事

丸数字は表2に対応

表2 名古屋城下の旅籠

種別	町名	旅籠
諸国御 定宿	玉屋町一丁目	笹屋清助③
		東屋清助
		三都屋与三兵衛
		尾島屋半七
		江州屋重助
		河内屋善藏
	玉屋町二丁目	香具屋吉兵衛
		桑名屋半左衛門⑤
		銭屋所治右衛門⑥
		丸一屋小七
	玉屋町三丁目	今井屋小八
		近江屋清八④
		加見屋半助
		加見屋彦十郎
		駒屋庄次郎
		岡山屋金治
		華屋半七
		丸屋治兵衛
		若葉屋久助
		小西屋伊助
庄屋衆 商人宿	茶屋町二丁目	市兵衛
	上園町一丁目	丸屋文左衛門
	東魚町一丁目	中島屋藤左衛門
	富沢町二丁目	新屋与吉
	八百屋町一丁目	大島屋清助
		知多屋茂兵衛
	伏見町一丁目	三河屋嘉助
	七間町一丁目	玉屋琴三郎
	長者町一丁目	知多屋仲右衛門
		菱屋久助
	上園町三丁目	丁字屋芳藏
	長者町二丁目	柏屋弥助
	広小路	松屋宗七
	富沢町三丁目	信濃屋忠右衛門
	万屋久兵衛	
	鍋屋宗七①	
掛所参 詣定宿	下茶屋町	鶴屋要吉
		布袋屋四郎兵衛②
		丸屋藤七
		菱屋忠助

「名越各業独案内」(明治4年)より

丸数字は表1に対応

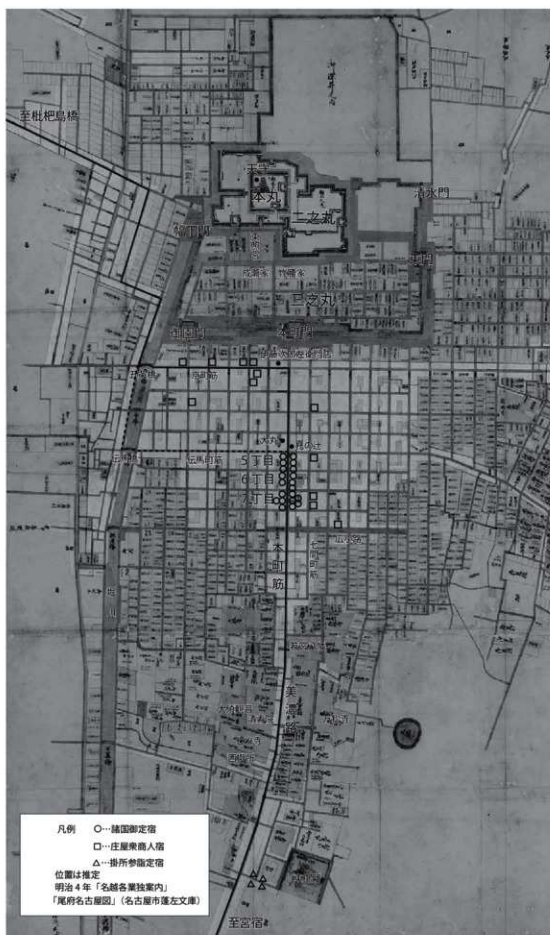


図1 名古屋城下旅籠分布図

- (1) 石田善吉「道中記からみた宮・桑名間の交通について」『歴史福祉社会の総合研究七』(二〇〇二)年
- (2) 文政六年「石巻の歴史第九巻資料編三近世編」(一九九〇年)「伊勢参宮旅日記」
- (3) 天保三年「梁川町史資料集第二十七集」(梁川町、一九八九年)「伊勢参宮日記」
- (4) 1に同じ
- (5) 3に同じ
- (6) 弘化二年「世田谷区教育委員会」『伊勢道中記史料』(一九九四年)「伊勢参宮覚」
- (7) 文化四年「土浦市史資料第一集伊勢道中日記史料」(土浦市、一九八八年)「伊勢道中日記」
- (8) 宝暦十年「二戸市教育委員会」『旅へのいざない』(二〇〇三年)「伊勢参宮道中記」
- (9) 文久二年「墨田区古文書集成Ⅲ」(一九八九年)「伊勢参宮道中覚之帳」
- (10) 天保十一年「成東町史資料特別編3」(二〇〇五年)「旅中記」
- (11) 8に同じ
- (12) 3に同じ
- (13) 文久三年「小川八千代」『昔の旅』(一九九四年)「伊勢両宮・大々御参差旅中之日記」
- (14) 文政十二年「野辺地町野坂忠高家所蔵」『旅日記関係史料下巻』(二〇〇二年)「東海道道中記」
- (15) 文久二年「梅津猪五郎」『梅津猪五郎参宮願道記』(一九九九年)
- (16) 文政十年「菅原源八」『源八旅日記』(一九九五年)「土方道中記」
- (17) 天保十五年「城山古文書会」『鍋原嘉兵衛の道中記』(二〇〇二年)「諸国参詣道中日記并籠鳥参詣道中記」
- (18) 文政十二年「落合延孝」『中澤茂七の長崎道中記』(群馬大学社会学部研究論集、十九卷、二〇〇二年)
- (19) 安政七年「相馬登」『進藤貞吉「道中記」』(五)「北方風土」七十一号(二〇〇六年)「道中記」
- (20) 文化元年「茨城県立歴史館所蔵須田家文書」『よかつおはえ帳』
- (21) 嘉永五年「小川町史上巻」(一九八二年)「伊勢太々・金尾羅道中記」
- (22) 文化八年「愛知県史資料編東三河」(二〇〇八年)「道中記」
- (23) 16に同じ
- (24) 安政六年「鎌田道隆」『安政末年伊勢参宮道中記』(奈良史学、二十六号(二〇〇八年)「伊勢参宮道中記」)
- (25) 美濃路は本町筋から京町筋に入り、五条橋で堀川を渡る。そこから堀川端を通り堀江町で左折する。しかし、左折せず堀川端を渡ると五六百メートルで外堀端に出る。そのあたりは天守がかなり近くに近くに見える。ただし、旅人が実際に外堀端まで入ったかどうか不明である。
- (26) 寛政六年「阿部彰略」『伊勢参宮所々名所並道法道中記』(一九九二年)
- (27) 14に同じ
- (28) 年不詳「酒田市立図書館蔵」『伊勢参宮道中記』
- (29) 手形は、旅人の住んでいる町村の庄屋・町代などが旅人の身分を証明した書類で、性質としては現在のパスポートに近い。
- (30) 一之丸は藩主家族の住居なので、名古屋の町人も入ることはできない。ただし、藩主家旗のために食料・燃料・衣装・調度品を納入する御用通町人、あるいは御殿や庭園に關わる職人たちは二之丸に入る必要があった。あらかじめ御小納戸役所から交付された籠札(門籠)を二之丸門で提示したのである。
- (31) 嘉永二年「青梅市教育委員会」『道中日記他』(二〇〇四年)「道中日記」
- (32) 文久元年「猿島町史資料編近世別巻」(一九九五年)「伊勢参宮路用帳」
- (33) 延享三年「平鹿町史料集第六集」(二〇〇四年)「伊勢参宮道中記」
- (34) 文政二年「六ヶ所村史下巻Ⅱ」(一九九七年)「伊勢参宮道中記」

(35) 文久二年 鶴岡市立図書館所蔵文書「大神宮金毘羅年中日記」

(36) 明和五年 茨城県立歴史館江橋家文書「西国道中記」

(37) 文政十一年「八幡町史資料編三」(一九七一年)「伊勢参宮道中記」

(38) 文化八年「生駒藩史」(一九七六年)「伊勢参宮道中記」

(39) 天保二年 甲斐素戔「近世上方道中記」(二〇一六年)

(40) 安政七年 静岡県歴史情報センター所蔵「道中記」

(41) 天保三年 前掲・「梁川町史資料集第二十七集」『伊勢参宮日記』

(42) 旅籠で名古屋城内見学の情報を得たと思われる旅籠は、ほとんど別々の旅籠であった。城下の多くの旅籠で名古屋城内を行っていたのであろう。

(43) 「金毘羅九十九之態」(名古屋叢書) 正編六七巻、一九五九・六〇年) によれば、「玉屋町の項に次のようにある。
此市中は古より、駅路に留い、旅籠屋御免の所なれば殊に賑し

(44) 「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所蔵「尾張徳川家文書」尾二一六四第二冊) 文政十年三月、四月の条によれば、七間町二丁目の庄屋宿近江屋久左衛門が、御小納戸役所御用宿」と唱えたいと願書を出している。その理由は、玉屋町の旅籠では御用の者と他因者が同宿するので、大切な書類の管理が心配であるから、というものである。それになじ、御小納戸役所は、古来御用の者が宿泊する場合、玉屋町の旅籠でも「相宿(相部屋の意であらう)」をしないなど充分対応してきたので、近江屋の願いは許可できない、としている。ただし、「定府奥向」の者が近江屋に泊まるのはかまわない、ともしている。

この件から、すでに文政年間には玉屋町以外に商人・庄屋・藩士などを対象にした旅籠が城下で営業していたことがわかる。一般の旅人は、本町通り以外の旅籠は目に入りにくいので、御用宿にはほとんど宿泊しないであらう。

(45) 年不詳「寒河江市史編纂叢書第23集」(一九七七年)「見聞録」

(46) 天明元年 岡崎信司「西国道中記」(一九八八年)

(47) 安政三年 山本光正「史料紹介」(金毘羅参詣道中記)『国立歴史民俗博物館研究報告』四(一九九二年)「金毘羅参詣道中日記」

《Title》

Sightseeing in Nagoya Castle and Nagoya Town in Edo period

《Keyword》

Nagoya Castle, Castle tower, Golden Dolphin, Shipping Route of Seven-ri, Shipping Route of Three-ri, Mino-ji, Saya-ji, Tsushima Highway, Biwajima-bridge, Hon-machi, Tamaya-cho, Toshogu-festival

キーワード

桶狭間合戦 長福寺 「古戦場討死人別」 「今川勢討死者位牌」 「林阿弥の弥陀記・鑑記」 「義元公御霊像記」 渡邊玄蕃遺品 六角家援軍 「江源武鑑」 「三河後風土記」 「絵本太閤記」

はじめに

桶狭間合戦をめぐる研究・論評は数多く、古くは江戸時代より考証が重ねられてきた。ただ、古い考証本は、『甫庵信長記』や『絵本太閤記』等による脚色部分を分離していないため、近代以降も虚実混じり交ぜの考証が続けられたが、信長の家臣・太田牛一著の『信長公記』の解析に基づく藤本正行氏の論考により、合戦の実態に迫る道筋が付けられた。しかし、それでも『信長公記』の解釈や軍勢配置に関する見解が数多く出されている。本稿はその流れに依らず、地元に残る特異な合戦伝承を検証することを目的とする。

現在の桶狭間古戦場は、羽賀祥二氏が論証されたように、東海道沿線にあることで江戸時代より「名所」として顕彰されたため、豊明市の国史跡「桶狭間古戦場伝承地」は今川義元の墓や顕彰碑が林立する公園として整備されている。公園西側の香華山高徳院境内には今川義元の本陣碑もある。ただし、義元本陣の場所については、山を隔てた名古屋市緑区側の新興住宅地となった山の中腹にも碑があり、その西麓には古戦場

公園がある。この公園には近隣より発掘されたという義元の墓碑がある。周囲には今川勢の陣所や、義元や今川勢の供養を行う和光山天沢院長福寺（以下、「長福寺」という。）が存在する。同寺は義元的首検証を行った場所とされ、本尊の阿弥陀如来像は、首検証を命じられた義元の茶坊主・林阿弥によって合戦後に納められたと伝わる。

二つの古戦場伝承地が存在する自治体が違うこともあり、古戦場、特に義元本陣の場所に関する見解主張は、江戸時代から現在に至るまで止むことはない。現在でもなお本家主張が続くことは興味深い現象であり、管見の限りここまで積極的に本家主張が行われている古戦場は他に無い。予想外の大將討死という合戦譚ゆえに、どうしてもその定点を特定したいという欲求を掻き立てるのだろうか。

この古戦場遺跡の一つ長福寺には、他にはない独自の伝承・記録が継承されている。それが本稿で紹介する史料1「古戦場討死人別」（以下、「人別」という。）や、史料2「今川勢討死者位牌」（以下、「位牌」という。）¹、史料3「今川勢討死者位牌」（以下、「位牌」という。）²、今川方の武將・渡邊玄蕃の遺品類と史料3「林阿弥の弥陀記・鑑記」、史料4「義元公御霊像記」である。このうち「人別」には信長方へ近江国の六角家が援軍を出したとの記述がある。この記録は紙質から判断して古くても江戸時代末期を遡ることはない。後述するように六角家援軍の記述は江戸時代で既に偽書とされた書籍か、俗書の類にしか記されていないため、この記録を基に桶狭間合戦に六角家の援軍が派遣されたと言及するつもりは毛頭無い。

考察の対象は、長福寺のみがなぜ六角家援軍伝承を継承してきたかである。偽書や俗書に基づく誤りの伝承と切り捨てることは簡単だが、合戦当時の状況を鑑みた場合、あるいは一片の事実を内包する可能性も完全には捨てきれない。ゆえに本稿では、これまで展覧会での出品はあるものの、具体的な内容紹介がなかった「人別」・「位牌」・「林阿弥の弥陀記」・「鑑記」・「義元公御霊像記」を細刻し、その情報形成の背景を探る。

一 長福寺記録の検証

長福寺は浄土宗西山派の寺院で、緑区側の桶狭間古戦場公園の南方二百メートルの地に立地しており、境内には義元首檢証の場や血刀溜きの池といった史跡が点在する。今川義元や討死した今川方の武将・松井宗信の木像を安置する他、江戸時代初期以前の製作と考えられる義元の位牌が伝わるなど、合戦に深くゆかりのある寺院としての出緒を誇る。

史料1「人別」は、縦二四〇〇、横一七二二の楕紙横帖六丁からなり、右側を紙綴綴とする。ここには「討死人別」として「義元公甥久野半内氏忠」以下、帖末に記載された今川義元を含め、抹消名や重複を除けば四十八人の名を書き上げる。そして、今川方の討死者数を「随一之勇士／五百八十三騎／戦死合式千七百五十三人」(〱)は改行。筆者加筆。以下同。とする。また、巻末には「此外信長勢討死／九百九十有余人此内式百七拾式人ハ近江国佐々木方之加勢」とする文言がある。史料2「位牌」二基はいずれも牌面上幅二〇・九、下幅二〇・八、高縦三〇・三、厚一〇の楕紙の上部隅丸衝立形位牌で、幅三三・四、高六・五、奥行四・八の二脚渡しの台座が付き、総高は三六・八、八と成る。位牌面及び台座には黒色塗料が塗られ、文字は朱書きである。経年劣化

で判別しづらいが、二基ともに三段にわたって討死者の姓名が列記されており、一基(位牌一)には三十五人、もう一基(位牌二)には十一人の姓名及び姓だけの記載が四十一人で、二基合わせて八十七人の姓名及び姓が確認できる。位牌一と位牌二では表記が異なり、位牌一は段ごとに姓名を記入するが、位牌二は左右端に三段抜きの一行書がある。左脇に「随一軍士五百八十三人討死 駿州勢合二千七百五十三人死実姓名略」とあり、「人別」の討死者総数と一致する。なお、右脇には「松井兵部少輔宗信公勢七百騎内二百有余人討死」と記す。

「人別」にあつて「位牌」に名が無いのは、位牌が別に単体で存在する義元・松井宗信を除けば、「松平兵部」と「松平上野介政忠」の二人で、「位牌」にあつて「人別」にないのは「松平宗次」である。両記録の記載は一致しておらず、漢字表記に差異が見られる他、記載順も「位牌」の「斎藤掃部介利澄」から「松平上野介忠政」までの二十八人分のみが一致するだけで、両記録の製作時期は異なると思われる。「位牌」の製作年は、「人別」より古いという印象はあるが、製作年代を推測する手がかりは無い。また、「人別」では「将監」を「将覧」のように誤読と思われる字や、複数の訂正箇所があるため、「人別」は、下書きに近い検証校訂本と考えられる。

長福寺には弘化三年(一八四六)に尾張藩の「寺社御奉行所」へ提出した什宝帳が遺されており、計十九品の内、左記の通り「今川義元公木像」・「密林」・「鑑」・「密足」・「鞍」・「密本」・「鍾」・「密本」の四品が、「三州江原村施主／渡邊文兵衛」より寄進されたとする。なお、天保七年(一八三六)の什宝帳も存在しているが、ここには「渡邊玄馬」からの「寄附」とする他、四品以外にも「鑑とふし」すなわち、鑑通しが一腰あつ

たことが記される。鑑通し以外は現在でも長福寺に現存している。

「三州江原村」は、現・愛知県西尾市江原町に比定できる地で、弘化三年の什宝帳に記される「施主」の「渡邊文兵衛」は、「人別」・「位牌」に名が記される「渡邊玄蕃清綱」を「先祖」とすると付記される。

韋は、推定全長約一〇〇〇種、下部幅約一二二種、上部幅約一〇〇種を計るが、下部三五種・上部六〇種ほどで劣損分離しており、原形を留めない。鐘は鉄製の舌長鐘で、両什宝帳では「韋足」とするが左右で紋板・鉸具の形状が異なるため、本来「韋足」だったかどうかは疑わしい。左右ともに最大長二九種前後、幅一二二種前後・高二七種前後だが、変形しているため、正確な測量は難しい。「槍ノホ」は槍先の無い柄のみ遺る。

弘化三年の什宝帳の記述で注目されるのは、鐘のことを「佐々木形」と称していることである。この鐘については、擬二六・四種、長二四三・七種の巻物・史料3「林阿弥の弥陀記・鐘記」が別に伝存している。後段の「鐘記」には、渡邊玄蕃は六角家援軍の二人を討ち取り、その武将の鐘を分捕ったものの、「木下」すなわち秀吉の謀略によって討死したとある。内容的に「絵本太閤記」に影響されたと考えられる部分も見られるため、「鐘記」の製作年代は江戸時代後期以降であろう。その内容自体の信憑性は薄いが、鐘自体に六角家援軍の由緒が付随することに、長福寺周辺で継承された独自の合戦譚があったことを物語っている。

なお、長福寺には四品以外に松井宗信像が伝わるが、このいずれの什宝帳にも記載が無いことから、厨子扉銘のとおり嘉永二年（一八四九）に寄進されたとみてよからう。義元像の厨子扉にも「嘉永五年／子正月吉日」・「當村施主／梶野三左衛門」の銘があるが、松井像と同形式の厨

子であるため、同像に倣った厨子を後補したと考えられる。

三 六角家援軍の典故

桶狭間合戦に六角家が援軍ないし援助を行ったことを記すのは、管見の限り江戸時代からすでに偽書とされた『江源武鑑』の他、正保年間（一六四四～四八）以降に成立した『三河後風土記』、大衆本として流布した『絵本太閤記』、尾張藩重臣・山澄英龍（一六二五～一七〇三）著で現存しない『桶狭間合戦記』を尾張藩士・田宮篤輝（一八〇八～七一）が弘化三年（一八四六）に校訂した『新編桶狭合戦記』のみである。

『江源武鑑』は六角家の末裔を自称する沢田源内（一六一九～一八八）の手になる著述とされており、創作を多分に含む記事が多く、信長や秀吉との関わりを必要以上に示すなど、その史料価値は無いとされている。『三河後風土記』は大山城主・成瀬正成が編纂した書と仮託されていたが、幕府奥儒者・成島司直（一七七八～一八六二）により沢田源内の作と推定されており、『江源武鑑』ほどではないにせよ、全面的には信が置けない書物である。

『三河後風土記』では、信長が「今川家ト敵對シ國境。岩ヲカマヘ」たことで、義元が「大軍ヲ引卒シテ尾州発向」を催したため、信長は「吾勢計リニテハ彼大敵ヲセキガタシ」として、「江州ノ佐々木・加勢ヲ乞フト」と「使者ヲ佐々木六角義賢入道兼領方カヘ」遣わせたとする。六角義賢は「早速同心シテ」兵を送ることを決め、「前田右馬助兼利・乾兵庫介実教」を大将として、「二千三百余騎」を送り、「左備」として合戦に臨んだことになっている。『江源武鑑』もほぼ同内容である。

そしてこの合戦で、四十名の主だった武将名を挙げて「随一ノ侍五百八十三人」が討死したとし、「都合三千九百七級」の首実検を行ったとする。なお、首実検数は「一説ハ」として「二千五百余」との割註が付けられている。これに対して信長方は「討死五百八十余人 手負ハ数知レス」、「佐々木力加勢前田乾力手ノ者討死三十七人」で、痛手を負った「山田十兵衛 弓削左内 上月兵部少輔」の三人は後日に亡くなり、「其外二百七十二人」が討死したとする。

「江源武鑑」では「乾兵庫介」の名は出てくるものの、尾張への援軍は「前田右馬頭」と「池田庄三郎」の二人で、軍勢数は「一千二百余騎」、「左備」を務めたとする。今川勢の討死者は二十五名の主だった武将の名を挙げて「此ノ外侍分五百八十三人 雑兵三千九百七人」が討死したとする。信長勢の討死は「八百三十騎」、援軍では「雑兵三十七人 討死 統ヲ負フ者二百七十二人ナリ」とし「山田十兵衛 弓削佐内 上月兵部」の三人が後日に亡くなったとする。

一方、寛政九年（二七九七）に初編が刊行された「絵本太閤記」では、六角家に援軍を求めたのは秀吉であり、六角家から「具足・旗差物・弓・鉄砲の軍器二千斗り」を「拝借」して、「道々の野武士」を糾合して「江州の援兵也」と偽り味方を励ましたという筋立てになっている。「新編桶狭合戦記」は「又一説」として「信長江州佐々木義秀二千三百勢ノ援兵ヲ乞ヒ」とする一文を紹介するのみである。

書誌的には「江源武鑑」・「三河後風土記」にある六角家援軍記事を、「絵本太閤記」では秀吉の手柄に脚色し、「新編桶狭合戦記」でその説の紹介を行ったという流れになろうか。いずれにせよ、裏付けが得られる内容ではない。

渡邊玄蕃遺品は、天保七年（一八三六）には長福寺に存在していたことを確認できるが、納入年は不明であるため、ある程度一般に敷衍したであろうこのいずれかの書の情報が、遺品の由緒に付随した可能性は否定できない。しかし、遺品由緒の情報源が刊行書籍の記述内容のみというの違和感がある。少なくとも鎌倉を「佐々木形」とする伝承は、渡邊家独自の伝承ではなからうか。

なお、「江源武鑑」と「三河後風土記」で一致する数値は、今川方の討死者総数三千九百七人と六角方援軍の被害だが、「江源武鑑」では「雑兵三十七人 討死 統ヲ負フ者二百七十二人」とするのに対し、「三河後風土記」では「二百七十二人」分は「統ヲ負フ者」ではなく「討死」とする。信長勢の討死者の数値は「江源武鑑」では「八百三十騎」、「三河後風土記」では「五百八十余人」と異なる。また、「江源武鑑」に記される今川方の主だった武将の数五百八十三人については、「三河後風土記」に記載は無く、「絵本太閤記」では「随一の勇士五百八十三人」とするが、討死総数は記されない。

「人別」に著された数値では、討死した「随一の勇士」の「五百八十三騎」と、「近江国佐々木方加之勢」の討死「式百七拾式人」は「江源武鑑」の数値と一致するものの、今川方の討死者総数「式千七百五十三人」や、織田方の討死「九百九十余人」はいずれとも異なる。

「三河後風土記」に記される今川方で討死した主だった武将は、「義元ノ叔父榊原宮内少輔氏政」以下四十名、「江源武鑑」は「義元期久野半内」以下二十五名、「絵本太閤記」では「義元の叔父蒲原宮内少輔氏政」以下四十名が記される。「人別」に記載された人物で義元を除く四十七名と一致するのは、「三河後風土記」では三十六名、「江源武鑑」では十八

名、「松本太閤記」では三十五名で、表記も異なるため、長福寺の記録はこれらの書を直接参照したわけではないことは言える。

ちなみに「朝野舊聞叢書」における「東照宮御事蹟」巻十四⁶⁴で引用されている記録の内、討死者名や討死者数を記す記録は下記の通りである。

〔別紙「諸記録にみる桶狭間合戦討死者一覽」参照。〕

〔松平記〕 討死者名記載十五名 討死者「六十餘人」

〔御年譜附尾〕 討死者名記載十七名 討死者「六十餘人」 討死者総数「二千五百餘」

〔御先祖記〕 討死者名記載四十二名 討死者「六十餘人」

〔落穂集〕 討死者名記載三名 討死者総数「二千五百人」

〔武徳大成記〕 討死者名記載十一名 討死者総数「二千五百餘級」

〔武徳編年集成〕 討死者名記載四十六名 討死者総数「騎士五百八十三人 雑兵二千五百或三千五百七」

〔總見記〕 討死者名記載二十四名 討死者総数「二千五百」〔又三千トモ云〕

〔人別〕及び「位牌」に記された武将名は、表記や諱の違いは別にして、その大半はこれらの書で姓名を確認できるもの、いずれも書とも記載内容は一致しない。また、「人別」に記された中で、「竹下孫八右衛門」・「江原丹波守光宗」・「渡邊玄蕃清綱」の三名、「位牌」の「松平宗次」はいずれの記録にも記載がない。このことより、両記録にある姓名は、少なくとも特定の書を写ししたわけではないことはいえる。

ちなみに、史料の価値が高いとされる「信長公記」で挙げられている今川方の武将名・近習名は、「山口左馬助」・「同九郎二郎」・「岡部五郎兵衛」・「かつら山」・「浅井小四郎」・「飯尾豊前」・「三浦左馬助」・「山田

新右衛門」・「松井五八郎」・「服部左京助」及び「下方九郎左衛門」の十一名で、討ち取った首数は「三千余」とする。

おそらく、「人別」及び「位牌」は長福寺独自の検証結果の反映と考えられる。「人別」で「庵原忠春」の下に「庵原右近太夫」「庵原庄次郎」と書くのは、書によって異なる名を検証した跡と思われる。抹消線があるのもその検証の過程で重複と思われる名を消した痕跡であろう。「渡邊玄蕃清綱」は、その末裔から遺品を寄進されたことで判明したと考えられる討死者である。また、史料4「義元公御霊像記」には、「御血縁江原丹波守」の末裔と寺との関わりに言及する箇所があり、「江原丹波守光宗」なる人物も、「渡邊玄蕃清綱」同様、末裔からの情報だったと考えられる。

おそらく、長福寺は江戸時代を通じて今川方の討死者を串つたことで、先祖供養を依頼されるといった機会があり、他書には無い討死者を加筆できたのだろう。表記の類似性でいえば、「武徳編年集成」の記載内容と近いものの完全に一致しないため、多様な書が参照されたと思われる。

位牌二にある姓だけの表示は、あるいは「新編桶狭合戦記」などでも列されている徳川方参陣者名からの連想とも考えられるが、記載姓名の典拠淵源を辿ることは現時点では難しい。

なお、「人別」に記された中で、「寛政重修諸家譜」において桶狭間合戦での討死が確認できる武将は「西郷内藏介頼雄」・「井伊信濃守直盛」・「松平上野介政忠」の三名と、「位牌」のみに記される「松平宗次」だけである。同書巻第四百三十に「久野三郎四郎元宗」という人物が桶狭間合戦で討死したとの記載はあるが、「人別」の「久野半内氏忠」と同一人物が否かの判断は出来ない。

五 長福寺桶狭間合戦伝承の真偽

桶狭間合戦に近江六角家が援軍を出したか否かについては、現存する当時の史料からは全く確認が出来ず、偽書とされた「江源武鑑」や、その著者が作者と推定される「三河後風土記」等の記述に留まる限り、信憑性に疑いがあると言わざるを得ない。しかし、小林正信氏は援軍の有無に関する言及はないものの、その可能性があったことを示唆している。その典拠とするのが、桶狭間合戦二箇月後の永祿三年（一五六〇）七月二十一日に著された「六角承禎（義賢）条書」（草津市蔵）である。六角承禎（義賢）の子・義弼（後の義治）と美濃国の一色（斎藤）義龍の娘との婚姻について、父・承禎が猛反対し、その反対理由を書き連ねて義弼家臣に宛てた条書である。

全十四箇条にわたる反対理由の内、第十二箇条目に次の文言がある。

一 越前とハ不通なり 斎治申合対様成へからず 殊／揖斐五郎拘置
入国内談之由候 尾州「急可」有馳走由 美濃守殿「五」申談由候 然彼
兩國より濃州へ出張之時 当方働可／有如何候哉 美濃守殿さて、
さへ有へき 当国出勢／何と被存候哉 越州 尾州其覚悟手宛有へ
く候 其上／此方働一切不可成事候 旁以天下之ほうへん 此時候事

越前国の朝倉家と不仲になっており、美濃国の「斎治」（斎藤治部大輔、当時は一色義龍）の娘との婚姻で関係はさらに悪化する。朝倉家が保護している土岐一族の「揖斐五郎」を美濃国へ戻すことが出来なくなり、尾張国の織田家も支援することを六角家に亡命中の「美濃守殿」（土岐頼芸）にも約束している。もし婚姻を行ったならば、越前国朝倉家・尾

張国織田家が美濃国へ侵攻する時、我々はどうすればよいのか。「美濃守殿」を見捨てることになり、美濃国への侵攻は何と思われであろう。越前国朝倉家も尾張国織田家も土岐家再興の覚悟で準備している。そうなれば我々は動けなくなり、天下の批判を受けることになる。と意識できようか。

小林氏は、武田家・北条家・今川家との甲相殿三国同盟に対し、三代将軍足利義輝を中心とする諸国同盟が存在したと説明されているが、この見解の是非は本稿では問わない。この条書で重要なものは、朝倉家が保護する「揖斐五郎」や、六角家が保護する「美濃守殿」を美濃国へ戻す、すなわち一色（斎藤）家と敵対することに対し、六角・朝倉・織田の三家が永祿三年時点で連携していた形跡が確認できることである。

ただ、六角家・朝倉家による土岐家再興が叶えば、兩國にとつて美濃国を影響下におけるという利点があるが、土岐一族を手中にしている織田家にとつてこの連携に加担する積極的な利点が見いだせない。あるとするならば、尾張国の背後を牽制する役目を六角家・朝倉家に担ってもらうことであろうか。

桶狭間合戦は、信長の家督時に離反した山口左馬助・九郎次郎父子の鳴海城及び、山口父子によつて調略された大高城・番掛城を奪還するため、鳴海・大高両城を包囲する砦を築いたことが直接の原因である。短期的にみれば今川勢出兵の口実を作ったのは信長であり、前年に尾張国岩倉の織田伊勢守家を下して背後を固め、南方の鳴海方面への侵攻が可能となったことで、信長側が仕掛けた衝突である。境目の城を攻撃すれば、今川家から一定数の後詰が発せられることも想定範囲でなければならず、兵数において圧倒的不利な状況下で行われたとするならば無謀

な挑発である。戦を仕掛ける限り、信長方にも対応できる互角に近い兵数の準備がなければならぬ。信長勢は少数だったという見解は見直す必要がある。

今川家にとっても尾張侵攻を確実にするには、織田家の背後を脅かす上で、織田家と敵対する美濃国一色(斎藤)家と連携するのが、当時の常道だが、現在のところ同家が動いた形跡を史料的に見出せない。

「六角承禎(義賢)条書」から推測されるのは、桶狭間合戦を行うにあたって、六角家・朝倉家との連携に基づき、美濃国一色(斎藤)家を牽制する役割を両家に担ってもらったのではないかと、いう仮説である。六角家・朝倉家との連携にあたり、織田家側が求める利点は甲相駿三国同盟を背景とした今川家に対抗できる状況を作り出すことにあり、六角家・朝倉両家が何らかの行動を起こすことで、美濃国一色(斎藤)家の動きを封じれば連携の成果となる。見返りは、六角家・朝倉家が美濃国へ侵攻する際に、南方からの牽制・支援であろう。

一色(斎藤)義龍の娘と六角義弼との婚姻が成立したか否かは定かではないが、平成二十六年(二〇一四)に発見された米田家文書¹¹の内、永禄九年に比定される「一色藤長三三淵藤英連署状 菊川殿宛」によって、この時点までの六角家と織田家との関係が継続されていたことが判る。

御退座之刻 其国以馳走／無別儀候 然為 御入洛御供／織田尾張守
參陣候 弥被頼／思食候条 此度別被抽忠節様／被相調可為御衣着之
由候／仍国中へ御樽可被下候間／此等之通被相觸 参会之儀／可被相
調候 定日次第可被差越／御使候 猶巨細高勘 高新富治豊／可被申候
恐々謹言

八月廿八日 藤英(花押)

藤長(花押)

菊川殿

ここでは、六角家に庇護されている足利義秋(義昭)を上洛させるにあたり、信長が味方になったことを報じている。しかしながら、この書状が認められた直後に六角家は義秋(義昭)と敵対する三好三人衆と提携したことで、信長とともに上洛する計画は頓挫した。桶狭間合戦での六角家援軍は、一連の偽書を製作したとされる沢田源内による創作かもしれないが、桶狭間合戦当時の尾張国を取り巻く近隣関係をみた場合、桶狭間合戦は単に織田家対今川家の争いに留まらず、今川家が甲相駿三国同盟を結び尾張侵攻に備えたと同様、織田家側もこの同盟に対抗する背後固めを行っていたと推測できないだろうか。

おわりに

「人別」に著された「近江国佐々木方加之勢」の真偽については残念ながら、良質の史料で確認することはできない。しかし、この記録は一連の偽書とされる書籍から単純に引き写された内容でもない。「位牌」のみに記される「松平宗次」は、宮石松平家の家譜でしか桶狭間での討死が確認できないため、両記録は長福寺が独自の検証・情報収集によって製作したと推測される。

六角家援軍の逸話は、十七世紀半ば頃には紹介されていた「江源武鑑」・「三河後風土記」や、十九世紀には大衆本として広まった「絵本太閤記」には記述されているため、ある程度敷衍していた情報であることは確か

で、「人別」はその情報を取り入れた可能性は否定できない。しかし、今川方の討死者総数や、織田方の討死者数は、両書の情報と異なるため、別の情報源があったことも想起できる。長福寺が把握する六角家援軍情報は、渡邊玄蕃の遺品に正誤や詳細は別にして、もともと付属していた情報も加味されていると思われる。

六角家の軍勢が桶狭間に展開したことは証明できないが、「六角承禎〔義賢〕条書」の内容により、合戦当時、織田家と六角家・朝倉家とは連携関係にあったことは想定できる。軍勢派遣とは言えないまでも、背後の一角（斎藤）家を牽制するなど、織田家を間接的に支援した可能性を指摘できるのではなからうか。足利義秋（義昭）上洛をめくり、六角家と織田家は水禄九年までは提携関係にあったことも傍証とならう。

蛇足だが、「信長公記」には、今川勢到来の報に接しても決断を行わず奥へ退いた信長に対して、家老たちは「運の末には智慧の鏡も曇るとは此節なりと、各嘲哂候て罷帰へられ候」と嘆いた記事がある。素直に説めば、家老たちは信長のことをかつての「大うつけ」と見下しているわけではなく、「智慧」のある者と評価している。言葉を裏読みすることは損まなければならないが、義元の甲相駿三国同盟に対抗する策をこの時点で作り出していたとしたら、そういう評価にも合点がいく。

本稿で紹介した記録の裏付けは得られないが、既存の史料だけでは補えない内容を含んでいることは確かで、長福寺周辺で独自の情報が存在したことは確認できた。地元伝承は史料の裏付けが取れない反面、あるいは一片の真実を内包する可能性も捨てきれない。歴史の一断片として記憶に留めることも必要だろう。

註

- ① 藤本正行「異説・桶狭間合戦」（歴史読本）一九八二年七月号、人物往来社、昭和五十二年発行）後に『信長の戦国軍事学』（洋泉社、一九九七年十二月発行）等に再録。
 - ② 羽賀祥二「史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史意識」（名古屋大学出版会、一九九八年発行）
 - ③ 平成二十九年（二〇一七）七月十五日より九月十日まで開催した徳川美術館・名古屋市蓬左文庫特別展「天下人の城・信長・秀吉・家康」で出展。
 - ④ 「庵原忠春」とは別に「庵原右近太夫」の名が書かれているが、「位牌」では「庵原右近大夫忠春」としているため、「庵原忠春」と「庵原右近太夫」は同一人物とした。〔松平兵部〕は重複記載。
 - ⑤ 豊明市史編集委員会編「豊明市史料編補二桶狭間の戦い」（豊明市、平成十四年三月発行）所収。
 - ⑥ 史蹟研究会「内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第一 朝野善聞叢書 第二巻（及古書院、昭和五十七年八月発行）
 - ⑦ 奥野高広・岩沢豊彦校注「信長公記」（角川書店、昭和四十四年一月初版発行）
 - ⑧ 「寛政重修諸家譜」巻第三百六十九。ただし同書では諱を「俊員」とする。
 - ⑨ 「寛政重修諸家譜」巻第七百六十九。井伊直政の祖父にあたる。
 - ⑩ 「寛政重修諸家譜」巻第四十。長澤松平家。家は松平清康の女。政忠以後、酒井忠次に嫁く。
 - ⑪ 「寛政重修諸家譜」巻第十六。宮内松平家。
 - ⑫ 小林正信「信長の大戦略 桶狭間の戦いと惣外野の創出（ティスロケーション）」（里文出版、平成二十五年八月発行）
 - ⑬ 小林氏前掲論文での表記は「春日領・郎氏所蔵文書」。岐阜県編「岐阜県史史料編 古代・中世四」（岐阜県、一九七三年発行）に所収。
 - ⑭ 熊本大学附属図書館蔵。
- 追記 本稿執筆にあたり資料閲覧の便をはかっていた和光山天沢院長福寺御住職・小山昌純氏、情報をご提供いただきました全国目加田会・目賀田一郎氏に厚く御礼申し上げます。

史料1「古戰場討死人別」一冊(六丁) 縦二四・〇釐、横一七・二釐

(表紙・第一丁表)

「今川松井両公奉安所」(朱文方印)

「尾州桶狭間長福寺」(朱文方印)

「古戰場討死人」口

(第一丁裏) 白紙

(第二丁表)

討死人別

義元公理埋

一 久野半内氏忠

妹婿ヲ

一 浅井小四郎政繁

一族

一 江爪民部太輔親良

旗奉行

一 三浦左馬介義就

(第二丁裏)

後陣旗頭

一 就安藝守基清

旗奉行

一 庵原美作守基政

旗奉行

一 伊豆權ノ頭元利

軍奉行

一 古田武藏守氏政

左り備へ大將

一 岡部甲斐守長貞

(第三丁表)

前備へ大將

一 藤枝伊豆守氏秋

先陣大將

一 朝比奈主計介秀詮

一 斎藤掃部介利詮

庵原右近大夫

一 庵原右 忠春 庵原庄治郎

一 庵原將覽忠鎮

(第三丁裏)

一同 彦次郎忠良

一 牟礼主水正泰慶

一 西郷内蔵介續雄

一 富塚修理 元繁

一 松平次右衛門

一 松平撰津守雅信 同 兵部 同討死

一 富永伯耆守氏繁

(第四丁表)

一 四ノ宮右衛門佐光国

一 松平兵部 親將

一 塩井内蔵介実雄

一 松平治左衛門 信輔

一 由比美作守 正信

一 石川新左衛門康盛

(第四丁表)

一 関口越中守親勝 十重藤掛部

一 井伊信濃守直盛 由十七有
一 温井藏人

一 嶋田左京進持近 一 葛山中務大輔

一 飯尾豊前守顕慈 一 竹下孫八右衛門

一 津田長門守親頼

一 岡崎十兵衛 忠実

(第五丁表)

一 上和田雲平光範 是八三河岡崎令下

一 今井主馬介忠宗

一 平山市之丞 秋廣 一 山田土佐 同討死
山田新右衛門

一 福井主税介忠重

一 江原丹波守光宗 是八三河江原城主

一 渡邊玄蕃 清綱 同上荒井村 出生

(第五丁裏)

一 岩瀬甚介清次 是八三河吉良出生

旗本隨一

一 松井五郎八宗信 但シ松井八郎とも言

一 松平上野介政忠 是八三河岡崎長良村 城主

此外不詳隨一之勇士

五百八十三騎討死

戰死合式千七百五十三人^七

(第六丁表)

一 駿遠參御大將

一 今川治部太夫源義元公
天澤寺殿四品前礼部治郎秀峯哲公大居士

一 松井公

山蓮院

寂應自空大居士 「尾州桶狭間長福寺」
(朱文方印)

此外信長勢討死

九百九十有余人 此内式百七拾式人^八
近江国佐々木方之加勢

(裏表紙・第六丁裏)

「今川松井岡公奉安所」(朱文方印)

「長福寺」(朱文丸印)

史料2「今川勢討死者位牌」二基

(碑面) 各上幅二〇・九種 各下幅二〇・八種 各高縦三〇・三種

各厚一・〇種

(台座) 各幅三三・四種 各高六・五種 各奥行四・八種

(総高) 各三六・八種

左備大將

旗奉行

(中段)

富永伯耆守氏繁

関口越中守親勝

岡部甲斐守長貞

三浦左馬介義就

齋藤掃部介利澄

四ノ宮右衛門佐光國

井伊信濃守直盛

戰死拝靈

先陣大將

一族

庵原右近大夫忠春

松平兵部親將

嶋田左京進持近

八夕奉行

朝比奈主計介秀詮

江爪民部太輔親良

同 將監忠鎮

塩井内蔵介實雄

飯尾豊後守顕慈

庵原美作守元政

前備大將

妹婿

同 彦治郎忠良

(下段)

津田長門守親頼

伊豆權ノ頭元利

藤枝伊豆守氏秋

浅井小四郎政繁

牟礼主水正泰慶

松平治右衛門信輔

岡崎十兵衛忠實

伊豆權ノ頭元利

後陣奉行

久野半内氏忠

西郷内蔵介續雄

由比美作守正信

上和田雲平光範

軍奉行

乾安芸守元清

富塚修理二元繁

石川新左衛門康盛

今井主馬介忠宗

古田武藏守氏政

乾安芸守元清

松平摂津守雅信

石川新左衛門康盛

平市市之亟秋廣

(位牌二)

(表面右側書)

松井兵部少輔宗信公勢七百騎内二百有余人討死

(表面中段)

松平上野介忠政

松平

(表面中段)

浅井天野 酒井某

足立内藤三浦某

福井主税之介忠重

山田土佐守

葛山中務大輔

岩瀬甚介郎清次

赤松青山中川某

黒柳 高木 鶴殿

江原丹波守光宗

山田新右工門

温井藏人

山口某 服部某 林氏

遠山 大久保氏

石川 武田 今川

渡邊玄番清綱

竹下孫八右工門

水野某 加藤某

鳥井本多 榊原氏

(表面下段)

太田伊藤土井田村

戸部長井畔柳氏
吉田 山本 早川

土方 井上 三宅
植村 伊東 久世

(表面左側書)

隨一軍士五百八十三人討死駿州勢合二千七百五十三人死実性名略

(裏面)

為慈空僧俗菩提造之

史料3 「林阿弥の弥陀記・鑑記」一卷 縦二六四種 長二四三七種

林阿弥の弥陀記

抑此尊像の由来を尋奉らんと欲するに未タ何れの聖者の真作といふ事を知らず往古守屋退治の砌より当家傳來の尊像也然るに永祿三年庚申今川公御上洛の御催既近寄五月雨陣續き寂寞たる夜中ニ御城の庭前にあやしき聲有りて曰じくし柿く鳴海のはてぞ憐れなりけりと三度呼聲を聞諸士の面々より御上洛御延引の御かんけんを申上れとも義元公是を用ひ給ハす夜も明ケ方に近よれハ四方餘騎の軍勢を引率して駿河を御出馬有り爰に林阿弥と申僧ハ御大将の俗兄也然ルに此僧其夜の夢に不思議なる哉往古今内佛安置の弥陀如来告て曰く汝今より義元の跡を尋ぬへし我守りて汝か艱難を助んとの御告をこふむり思ハすも如来を負ひ奉りて見え隠れに來らせ給ふに案にたかわす秀吉の謀事

にかり討死と相成／實に鳴海のはてぞ憐れなりけり御大将を始式千七百五十／三人の死骸を弔らひ此尊像ハ當山に納め彼僧ハ本國へ帰られ給ふ其後住僧聖阿御告の事ありて俄に親勢の二菩薩を添へ奉るはや併しより此かた／當山に艱難よけ弥陀と申奉るハ此尊像也告縁の為に拜令むる者也

鑑記

是なる鑑ハ永祿三年源の義元公御上洛付當國清須城主平信長軍勢少き事をなけき近江國佐々木義賢入道承貞公へ羽柴筑前守を使者として一千五百騎の武器馬具を借用せんとの御頼ミ入ありけれハ則近江城主近國の鍛冶を集め俄武器馬具を作らせ前田左馬介兼利乾兵庫介實教を両大将として千五百餘騎の軍勢を差

添／信長へ御加勢有り然りと／いへとも今川家四万餘騎の／多勢におされ十八日丸根／鷲津の両城を攻落し／此日渡邊玄蕃尉 佐々木の／加勢二人の首を今川家へ／かきとられ高名有といへとも／木下の謀計により不意に／討れ此夜むなしくなり／給ふ 右玄蕃菩提の爲に／當山に寄附せられし佐々木／形のあふみと申ハ是也

尾州桶狭間／長福寺

史料4「義元公御霊像記」一卷 縦二六・三横 長三二〇・六横

義元公御霊像記

抑たんに上に安置奉るハ今川／治部大輔源の義元公の御霊像也／此由來を尋るに 永祿三年／庚申の五月御上治の御望ミ／有之 駿遠參三ヶ國の軍兵を／引率して尾州桶狭間に着陣／し給へハ 四万五千餘騎の軍勢／野にみち山に満ち 御大将／破竹の御勢ひ増増 既十九日／卯ノ上刻より軍始り丸根 鷲津／兩城を攻落したる注進ハ 櫛の歯を引か如し御大将悦喜／心御氣立顯れ陣中に酒宴を／催し 人馬の勞れを休めゆく／寛々時をうつし給ふ所に／後の山より織田の先陣平手／監物 木下藤吉を始 諸軍／一度に攻寄れハ 陣中殊の外／騒立 四方を窺へとも車軸を／流す大風雨の夜陰なれハ／防くへく手立もなし 味方の／軍勢過半討死 御大将義元公／騒き立せ給ふ所へ 服部小平太／忠次 鎌をこいて御膝元へ／突か、れハ 義元すかさず小平太を／切伏せ給ふうしろ毛利新助ニ／組ふせられ 此場ではかなく成らせ／たまふ事御いたわしき次第也／爰に遠州二俣の城主松井／兵部少輔宗信 山の

半後に有て／陣中の騒動を窺ひ大將軍の／御身御何あらんとかげおり見／給へ共最早敵の手にか、らせ／給へハ 松井無念骨體ニつし／組下の者共之前テ曰く誠に／今日今川家の滅亡天運の／極る所也 我既 黄泉の御供／せん 猶此上ハ我死骸を此所に／うつめ汝たち跡に残りて／主君今川と我菩提を申らへ／との仰ありて切腹し給ふ／忠儀の程はそかんしたり 大勇／の諸士方

岡部甲斐守 藤枝伊豆守 松平上野介／同撰津守 古田武藏守 伊豆庵原／乾三浦 江爪 浅井 久野 斎藤／朝比奈 牟礼 富永 伯耆守 四ノ宮／西郷 松平 兵部 同治 右衛門 由比／石川 関口 井伊 嶋田 飯尾 津田／平山 福井 江原 山田 渡邊等

一騎当千の大將五百八十三騎討死／其外死卒数うるに暇あらし／三千有余人の死骸山の如し爰に／同朋林阿弥と申僧 諸宗の寺院を／頼て御申らひ有之 法事の／雑物布施として寺々へ納め／あわれと共に本國へ帰り給ふ／其後駿府分党山へ寄附の諸品ハ／永祿三年六月と寛文五年／十二月再度に焼失せり 再建の／御霊像ハ御血縁江原丹波守／渡邊玄蕃尉寄附せられたり／併今此かた御菩提のために／毎歳五月十九日古戦場に／おて當山今大施餼鬼修行／ふん墓の供養ハ國家安全の／為也 一度參詣の輩ハ夏病ニ／消除うたかひなし 称名の聲／諸共に謹て拜礼とけられよ

御位牌／天澤寺殿四品前禮部治部秀峰公大居士

尾州桶狭間／長福寺（黒丸印）

〈Title〉

Presentation of historical documents: A study on historical materials related to the battle of Okehazama owned by Chofukuji temple

〈Keyword〉

Battle of Okehazama, Chofukuji temple, *Kosenjo-Uchijini-Ninbetsu* ; Necrology of military commanders died in the battle of Okehazama, Buddhist mortuary tablets on which the names of dead Imagawa clan's military commanders of the battle of Okehazama were written, *Rin'ami-no-midaki Abumiki*; Record of principal Buddha of Chofukuji temple and Record of stirrups left by Watanabe Genba, *Yoshimotoko-Goreizoki*; Origin of the figure of Imagawa Yoshimoto, Origin of stirrups left by Watanabe Genba, Reinforcement of Rokkaku Army, *Kogenbukan*; Record of Rokkaku family, *Mikawa-Gofudoki*; History of Mikawa Province; Ehon-Taikoki; Biography of Toyotomi Hideyoshi.

〈展示報告〉

西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生！」

木村 慎平

1. 展覧会概要

会期：令和3年11月1日(月)～12月19日(日)

会場：西の丸御蔵城宝館展示室

印刷物：開館告知チラシ・ポスター（口絵8）、特別展公式ガイド（8頁、1部110円で頒布）、出品目録（会場配布、後掲）

2. 出品作品解説（会場掲出）

本稿に掲載するにあたり、会場に掲出したキャプションの誤りを訂正し、改行等を改め重複箇所を削除した。各作品の員数・年代・所蔵等の基本情報は後掲の出品目録を参照していただきたい。

開催に当たって

慶長14年（1609）、徳川家康は九男義直の居城として名古屋城の築城を決定しました。翌慶長15年にはじまった石垣普請には、西国・北国から20家もの大名が動員され、長大な石垣を短期間のうちに築き上げました。

そして慶長17年には五層五階の巨大な天守が完成し、同20年（元和元年）には城主の居館となる本丸御殿が完成しました。天守や本丸御殿は昭和20年（1945）5月の空襲で惜しくも焼失しましたが、石垣は長い歴史のなかで損壊や修復を経ながらも、いまだにその威容を保っています。

本展では、西の丸御蔵城宝館の開館を記念して、新発見の史料を含む名古屋城築城普請に関する史料をとおして石垣普請の実態をさぐり、重要文化財本丸御殿障壁画「松楓禽鳥図」（表書院）を展示し、本丸御殿の壮麗な障壁画を紹介いたします。

第一章 清須から名古屋へ

慶長5年の関ヶ原の戦いに勝利したのち、徳

川家康は四男・松平忠吉を清須城に置き、尾張支配の拠点とした。ところが同12年に忠吉が28歳の若さで歿すると、家康九男の義直に尾張一國が与えられた。

そして慶長14年正月25日、家康は義直をともなって尾張に入り、尾張支配の拠点として、熱田台地の西北端に新たな城郭、名古屋城を築くことを決めた。これは清須城が水害に弱いことを懸念したためである。

これにともない、清須城下に住む武士だけでなく、主だった商人や職人、寺社までも、名古屋に移転した。これを後世「清須越し」と称した。こうして、現在につながる城下町名古屋の基礎が造られたのである。

1 徳川家康坐像

慶長14年正月25日、徳川家康は九男義直（1600～50）とともに尾張清須に入り、清須城を廃して名古屋の地に新たな城を築くことを決断した。義直は慶長13年8月に尾張国を与えられたが、いまだ幼少であり、駿府（静岡）の家康のもとで養育されていた。この間、尾張支配の実質的な権限は家康のもとにあり、名古屋築城も家康の意向により、諸大名を動員して行われることとなった。

本坐像の由来や制作年代は不明だが、歿後に東照大権現として崇められた家康を祀る目的で制作されたものと思われる。

2 五条橋擬宝珠

名古屋築城とともに、名古屋城と熱田湊をつなぐ新たな運河・堀川が開削された。本品はその堀川に架かる五条橋（名古屋市中区丸の内1丁目）の欄干に据えられていた擬宝珠である。昭和13年（1938）、現在の橋に架け替えられた際に取り外された。

名古屋築城以前の「慶長七年」の銘が刻まれており、もとは清須城下の五条橋に据えられていた擬宝珠を、清須から名古屋への城下町移転（清須越し）にともなって移設したと考えられる。清須越しを伝える貴重な遺産である。

3 春日井郡清洲古城之図

尾張藩が領内の古城を調査して作成した古城図の一つ。清須は室町時代以来、尾張支配の拠点となっていたが、本図からもうかがえる通り、清須城の周囲は河川や「深沼」に囲まれていて水に弱かった。このため家康は慶長14年、名古屋への城郭と城下町の移転を決断したとされる。

4 蓬左遷府記稿

請書に拠って名古屋築城の経緯をまとめた書物。徳川家康は慶長14年正月25日、尾張清須に入り、名古屋築城を決定した。同年2月2日には牧助右衛門らを普請奉行に任じ、中井正清を大工棟梁に任じた。

本書によれば、この前年の慶長13年、義直に近侍していた山下氏勝が清須城からの移転を、尾張支配を代行していた平岩親吉に進言し、候補地として名古屋・小牧・古渡の古城を選定したことが、名古屋築城のきっかけとなったという。

5 那古野村之古図

家康による名古屋築城以前の那古野村周辺の様子を描いたとされる絵図。名古屋城二之丸あたりに、今川氏が築いた古城・那古野城が描かれている。本図は江戸時代後期に名古屋城の故事来歴をまとめた『金城温古録』の編者である尾張藩士・奥村得義が書き写した図である。『金城温古録』によれば、原因は寛永10年(1633)に名古屋(那古野)村の庄屋から出たという。

第二章 石垣普請

慶長15年初旬、家康は加藤清正・福島正則・細川忠興など、西国の20の大名に対して、名古屋城の石垣普請を命じた。家康の命を受けた大名はただちに準備にとりかかった。慶長15年6月3日に石垣の根石置きが行われ、同年9月頃までには本丸や二之丸などの主な石垣が完成した。

関ヶ原の戦い以後、家康は諸大名を動員して多くの城を築いた。大名たちは徳川への忠誠を示すべくその命に従ったが、石材や労働力の確保などにかかる負担は大きかった。また多くの大名が関わる普請現場では、大名同士の調整や連携も不可欠であった。

ここでは、初公開の史料も交えて、名古屋城普請の現場の一端を紹介する。

6 名古屋御城御普請衆御役高ノ覚

名古屋城の石垣普請を担った諸大名の石高と割り当て坪数、担当場所(丁場)を書き上げた覚書。普請現場に派遣された細川家(忠興・豊前小倉)の奉行衆から、国許の家老衆に宛てて出された文書である。

本史料には「賀(加)藤肥後守(清正)の名前が、天守台石垣の担当として明記され、「大石栗石共二御請切」とあり、裏込めの栗石まで含めて単独で普請する旨が記されている。

また、本丸普請に参加する大名と参加しない大名に分かれている点も興味深い。本丸普請に参加しない大名のほとんどは、前年に丹波篠山城普請に動員された大名であり、負担を軽くする狙いがあったと思われる。丁場はこの後さらに変更されるが、大名間の負担が公平になるよう細かな調整が行われたことがわかる。

7 岡村半右衛門對事

名古屋城普請のため現地で指揮にあたってい

た細川忠利(忠興嫡男)が、国許の家老業に送った書状。このなかで忠利は、忠興の命で普請奉行に任せられた岡村半右衛門尉を手討ちにしたことを釈明し、岡村の無礼な行いを列記している。忠興の家臣を手討ちにしたことは、忠興への反逆と受け取られかねなかったためである。普請現場の緊張感と細川家の内情をうかがわせる興味深い史料である。

本史料には「河津」(岐阜県海津市)・「山口」(愛知県瀬戸市)といった石切場の地名もみえる。また、木下延俊と談合したり、蜂須賀至鎮や毛利高政とともに幕府の普請奉行のもとを訪ねたりするなど、忠利が他の大名との連携に努める姿もみとれる。普請を無事に成し遂げるには、石積みの技術だけでなく、適切な石切り場を押さえる手腕や、他の大名との人脈も必要であったことがわかる。

8 名古屋御城石垣絵図

名古屋城の石垣普請における各大名の担当場所(丁場)を示した絵図。丁場ごとに担当する大名の家臣(普請奉行)の名が記され、花押が据えられている。

同種の絵図は複数存在するが、本図が慶長15年に作成された原本と考えられる。正確な作成時期は不明だが、細川家の普請奉行として岡村半右衛門尉の名がみられないため、岡村が処刑された5月12日以降(出品番号7参照)と考えられる。

本図の端には普請に参加した大名の役高(負担の基準となる石高)と担当坪数が列記されている。これによると前年に丹波篠山城普請に参加した大名の負担を軽くするため、それ以外の大名の役高が本来の石高の三割増しになっている。

なお、本図の天守台は西北側で御深井丸と直結しており、堀によって隔てられた現在の姿と

異なる。天守台の造りは本図制作以後も設計変更された。

9 名古屋城石垣普請扶持米請取状

加藤清正家臣の松下清蔵と水谷甚右衛門が、名古屋城石垣普請の扶持米(普請の対価としての米)を受け取った際の請取状。もとは「右之御扶持方…」以下が裏面であったが、紙を裏表で剥いて掛幅に仕立ててある。

表面には松下と水谷から、幕府の普請奉行4名に宛てて、名古屋城普請の扶持米として761石余を請け取ったと記されている。一方、裏面には普請奉行から原田右衛門と寺西藤左衛門に宛てて、表面の扶持米を確かに渡すよう記されている。原田と寺西は尾張における年貢徴収などを担っていた人物である。

10 飯米作料請取状

石垣普請が慶長15年にはほぼ完了すると、ただちに天守をはじめとする建物の作事(建築工事)が行われた。

本史料は名古屋城本丸北の「御長屋」(多門櫓)の作事を担当した大工(大鋸)の作右衛門が、対価として米(飯米作料)を受け取った際の請取状である。大工一人あたり京拵5升で計算し、延べ785人分、計39石2斗5升を受け取った。

石垣普請の際の扶持米請取状(出品番号9)と様式は似ているが、作事にかかる大工たちは中井正清(大和守)が統括したため、裏面には中井による裏書きが記されている。

11 飯米作料請取状

名古屋城本丸東の櫓形門脇の「御長屋」(多門櫓)の作事を担当した左官(壁塗り)の源兵衛が飯米作料を受け取った際の請取状。壁塗り延べ614人分として、一人4升の計算で、計24石5斗6升を受け取ったことがわかる。

出品番号10と同じく、裏面には中井正清による裏書きが記されている。

第三章 天守台石垣

名古屋城の象徴ともいべき五層五階の大天守。現在の天守閣は、江戸時代以来の天守が昭和20年の空襲で焼失したのち、同34年に鉄筋コンクリート造で再建されたものだが、石垣はおおよそ江戸時代の姿をとどめている。

本丸や二之丸の石垣は、各大名が分担して普請にあたったが、天守台石垣は築城の名手として知られる肥後熊本の大名・加藤清正（肥後守）が独力で築き上げた。その痕跡は、天守台の角石に清正の家臣が刻んだ刻印にはっきり残されている。

ここでは、天守台から出土した遺物や、清正による普請の伝承を伝える資料などを紹介する。

12 金城温古録 九

尾張藩士の奥村得義が、藩命により名古屋城の故事来歴をまとめた書物『金城温古録』に掲載された小天守最下層の平面図。

大天守に入るには小天守北側の階段（雁木）を上って口御門から小天守に入り、小天守内を折り返して奥御門を出て、大天守につながる渡り廊下（橋台）を通る必要があった。また、小天守最下層は「御蔵之間」とも呼ばれ、黄金を納める「御金蔵」として利用された。

13 金城温古録 十

『金城温古録』に掲載された大天守最下層の平面図。小天守と同じく大天守最下層も蔵として利用された。金を納める「御金蔵」、朱を納める「御朱蔵」のほか、「御火蔵」には焰硝（火薬）が納められていた。また、東北隅には井戸が設けられた。この井戸の水は後に「黄金水」と

呼ばれ、暑中でも温くならず寒中でも凍らない、熱病に効く、など様々な効果があるとされた。尾張徳川家十二代当主の斉荘は茶をたてる水として、わざわざこの井戸の水を江戸まで取り寄せたという。

14 金城温古録 十四

『金城温古録』に掲載された天守台石垣角石の刻銘。天守台石垣の四隅のうち東北隅・東南隅・西南隅の石に刻まれた銘を記録している。天守台石垣普請を担った加藤清正家臣の名前を刻んだ銘であり、これらの銘は現在の石垣にも確認できる。西北隅にも刻銘があった可能性があるが、この部分は宝暦2～5年（1752～55）に新しい石を用いて全面的に積み直されたため、奥村が調査した江戸時代後期には、すでに刻銘は確認できなかった。

15 石仏

昭和33年、天守閣再建工事にともなって、天守台石垣の裏込め石から出土した石仏。何らかの信仰上の意味が込められていた可能性もあるが、おそらく必要な石材を大量に集めるなかで混入したと思われる。

16 石塔

昭和33年、天守閣再建工事にともなって、天守台石垣の裏込め石から出土した石塔の部材。石仏（出品番号15）とおなじく、石材を集めるなかで混入したものであろう。

17 車軸

名古屋城普請の際に石垣に用いる巨石を運んだ車に用いられたという伝承をもつ車軸。尾張藩士の高力種信が著した『尾張名陽図会』には、名古屋城の作事を担った中井正清が残したとされる車軸を転用した火鉢が、挿絵入りで紹介さ

れている。本品は車軸そのままの姿を残しているが、江戸時代以来、築城普請で用いられたとされる車軸が、当時の由緒を物語る遺品として珍重されていたことがわかる。

18 尾張名所図会 前編 巻之一

江戸後期の尾張の名所や、それにまつわる故事を挿絵を交えて紹介した本。加藤清正が名古屋城築城普請の際に、石垣に用いる大石を熱田から名古屋城まで引かせた様子を描いた想像図が掲載されている。

本図のもとになった『続撰清正記』によれば、清正は片鎌の槍を持って大石の上のり、木やり歌を歌ってみずから指揮をとり、その姿を一目見ようと見物人が集まって賑わったという。

なお、本書では清正が天守の建物まで建てたように書かれているが、実際に清正が築いたのは天守台の石垣のみである。

19 名古屋城天守東側立面図

戦前に名古屋市が行った名古屋城の実測調査に基づく図面のうち、天守を東側からみた立面図。天守台石垣は四隅と天端（上端部）のみが描かれている。四隅では直方体の石材の短辺と長辺を交互に積み上げる「算本積み」が見て取れる。

天守台東側は大半が本丸に面しており、北端（本図右端）のみ内堀に面している。本図に描かれた範囲の石垣は後世の積み直しなどが少なく、慶長15年に築造された当初の姿をよく残している。

20 名古屋城天守西側立面図

天守を西側から見た立面図。西側は全体が内堀に面している。西北隅（本図左端）の石垣は宝暦2～5年に修築したさいに、ほぼ全て新たな石で積みなおされており、石の形状や積み方

が慶長期のものと比べて整っている。

本図中央やや左には、石垣の天端を長方形に切り抜いたような痕跡が描かれており、この切り抜きは現在も目視できる。この切り抜きができた要因は、築城普請の際の搬入出経路の跡、あるいは当初西側に計画していた櫓との接続部分の跡など諸説あるがはっきりしていない。

21 名古屋城天守南側立面図

天守を南側から見た立面図。南側には小天守があり、中央やや西よりに小天守とつながる橋台（渡り廊下）があり、東側（本図右側）は本丸に、西側（本図左側）は内堀に面している。

角石の下部は慶長15年築造当初の姿をよく残しており、東南隅には「加藤肥後守内 小野弥治兵衛」の銘を刻んだ石が、西南隅には「加藤肥後守内 中川太郎平」の銘を刻んだ石が残る。

22 名古屋城天守北側立面図

天守を北側から見た立面図。北側は全体が内堀に面している。東北隅（本図左端）の石垣は慶長15年築造当初の姿をよく残しており、なかには加藤清正家臣が自身の名を刻んだ刻銘のある石も残る（「加藤肥後守内 小代下総」）。この刻銘は天守台北側の御深井丸から目視できる。

西北隅（本図右端）の石垣は宝暦2～5年に修築したさいに、ほぼ全て新たな石で積み直されており、石の形状が慶長期のものと比べて整っていることが見て取れる。

第四章 初代城主・徳川義直と本丸御殿

新たに築かれた名古屋城の城主となったのは、徳川家康九男の義直である。義直は慶長5年11月に生まれ、同12年に尾張一国を与えられたが、当初は駿府の家康の下で養育され、尾

張の支配は平岩親吉らが代行した。

慶長14年正月、家康は義直とともに尾張に入り、義直の新たな居城として名古屋築城を決定した。同20年4月には、完成まもない名古屋城本丸御殿で、義直と浅野幸長の息女・春姫との婚儀がおこなわれた。

そして元和2年(1616)に家康が歿すると、義直は駿府から名古屋へ移り、本丸御殿に入った(同6年には二之丸御殿へ移る)。以後、義直は家臣の知行を安堵し、職制を整備するなど、明治維新まで続く尾張藩政の基礎を固めた。

23 編年大略

尾張徳川家の歴史を編年にまとめた書物。

慶長20年4月12日、尾張徳川家初代義直の正室として、浅野幸長の息女春姫が名古屋城本丸御殿に奥入れし、婚儀が催されたことが記されている。本書によれば、このとき春姫は女中などを伴って熱田から名古屋城まで行列し、義直の父である家康も、その様子を「西御門御槽上」(名古屋城二之丸西鉄門の二の門上か)から見物したという。

24 徳川頼宣書状

徳川家康の十男で紀伊徳川家初代当主の徳川頼宣から、兄の義直へ宛てた書状。伏見の「こやば」(小屋場)について義直が便宜を図ってくれたことに対して礼を述べている。

正確な年代は不明だが、寛永元年(1624)に尾張徳川家などが動員されて二条城の普請が行われたさいに、伏見城の建物などが移築されており、「伏見こやば」とは二条城の普請に関わって設けられたものである可能性がある。兄弟の交流をうかがわせる興味深い史料である。

25 徳川義直黒印状

徳川義直が丹羽源之丞に対して、高木村・落

合村・篠田村のうち合わせて250石の知行を安堵する旨を記した黒印状。義直はこの年、家臣たちに対して、それまで家康や秀忠によって与えられていた知行を改めて安堵する黒印状を一斉に発給した。これにより、義直と家臣の主従関係が明確になり、義直による尾張支配の大きな画期となった。後年、尾張藩ではこれを「御黒印始」と称した。

なお、本状の黒印は塗りつぶされているが、これは知行地を返上した際に黒印を塗りつぶしたためである。

26 本丸御殿平面図

昭和実測図のうち、本丸御殿の間取りを示した平面図。東南にある玄関から入り廊下を進むと表書院、対面所と続き、鶯之廊下を隔てて西側には上洛殿が設けられている。このうち築城当初からの建物はおよそ玄関から対面所までであり、築城当初は北側に奥向きの建物が設けられていた。

寛永11年、三代将軍家光上洛の際に本丸御殿が將軍の宿殿として用いられることになる。奥向きの建物が解体され上洛殿などが増築された。

27 本丸御殿玄関車寄大廊下南側立面図

昭和実測図のうち、本丸御殿玄関車寄から大廊下までの南側外観を描いた立面図。本丸御殿の屋根は建築当初は柿葺であったが、享保13年(1728)に棧瓦葺に変更されたため、本図では棧瓦葺で描かれている。なお、平成30年(2018)に竣工した現在の本丸御殿の屋根は、建築当初の様式にしたがって柿葺となっている。

28 本丸御殿表書院西側立面図

昭和実測図のうち、本丸御殿表書院西側の外

観を描いた立面図。表書院は玄関南廊下から西に向かって大廊下を通った先にあり、江戸時代には「御広間」と呼ばれた。家臣らが藩主など上位の者に拝謁する公式の対面儀礼に用いられる部屋であった。

29 本丸御殿表書院平面図

昭和実測図のうち、本丸御殿表書院の間取りを描いた平面図。対面儀礼の際は、他より一段高くなっている上段之間に主君が南面して座し、拝謁する家臣らは身分・格式に応じて一之間から三之間（本図中では「溜ノ間」）に平伏したと考えられる。なお、「松楓禽鳥図」（出品番号 30）は、表書院一之間・二之間境の襖の

二之間側に描かれた襖絵であり、二之間と三之間南側に平伏する者が面を上げると目に入る位置にあった。

30 本丸御殿障壁画 松楓禽鳥図

本丸御殿の表書院二之間西側（一之間との境）に描かれた襖絵。表書院は、江戸時代には「御広間」と呼ばれ、藩主等に下位の者が拝謁する公式の対面儀礼に用いられる部屋であった。このような儀礼の場で、本図の巨大な松は二之間・三之間に平伏する下位の武士の目に、威圧感をもって飛び込んだ。このように、本丸御殿の障壁画は、儀礼の場で上位者の権力を示す意味も込められていた。

3. 出品目録（会場にて配布）

指定等	名称	頁数	年代・作者など	所蔵
 西の丸御蔵城宝館 西の丸御蔵城宝館 開館記念特別展 「名古屋城誕生！」 出品目録 会期：令和3年11月1日（月）～12月19日（日）				
西の丸御蔵城宝館の開館を記念して、初公開を含む築城普請関係史料をとおして石垣普請の実態をさぐるとともに、重要文化財本丸御殿障壁画「松楓禽鳥図」（表書院）を展示し、本丸御殿の壮麗な障壁画を紹介します。				
第1章 清須から名古屋へ				
1	徳川家康坐像	1艇	江戸時代	
2	五条橋擬宝珠	1基	桃山時代 慶長7年（1602）6月	
3	春日井郡清須古城之図	1枚	江戸時代 17～18世紀	名古屋市蓬左文庫
4	蓮左衛府記稿	1冊	江戸時代 19世紀 加藤品房編	名古屋市蓬左文庫
5	那古野村之古図	1枚	江戸時代 嘉永3年（1850）6月15日写	名古屋市博物館
第2章 石垣普請				
6 初公開	名古屋御城御普請衆役高ノ覚	1通	江戸時代 〔慶長15年（1610）〕4月18日	熊本大学附属図書館
7 初公開	岡村半右衛門尉事	1通	江戸時代 〔慶長15年（1610）〕5月14日	熊本大学附属図書館
8 初公開	名古屋御城石垣絵図	1鋪	江戸時代 慶長15年（1610）	靖国神社遊就館
9	名古屋城石垣普請扶持米請取状	1幅	江戸時代 慶長15年（1610）7月7日	
10	飯米作料請取状	1通	江戸時代 慶長16年（1611）10月11日	名古屋市博物館
11	飯米作料請取状	1通	江戸時代 慶長16年（1611）10月25日	名古屋市博物館
第3章 天守台石垣				
12	金城温古録 九	1冊	明治時代写 奥村得義編	
13	金城温古録 十	1冊	明治時代写 奥村得義編	
14	金城温古録 十四	1冊	明治時代写 奥村得義編	
15	石仏	1艇	室町～江戸時代 天守台出土	
16	石塔	1組	室町～江戸時代 天守台出土	
17	車軸	1点	江戸時代	
18	尾張名所図会 前編 卷之一	1冊	明治13年（1880）刊 岡田啓・小田切春江他編	
19	名古屋城天守東側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図54	
20	名古屋城天守西側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図55	
21	名古屋城天守南側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図56	
22	名古屋城天守北側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図57	
第4章 初代城主・徳川義直と本丸御殿				
23	編年大略	1冊	江戸時代 18～19世紀	名古屋市蓬左文庫
24 初公開	徳川頼宣書状	1通	江戸時代 〔寛永3年〕4月16日	
25	徳川義直黒印状	1通	江戸時代 元和6年（1620）9月朔日	
26	本丸御殿平面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図174	
27	本丸御殿玄關車寄大廊下南側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図179	
28	本丸御殿表書院西側立面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図192	
29	本丸御殿表書院平面図	1枚	昭和 20世紀 昭和実測図190	
30 重要文化財	本丸御殿障壁画 松楓禽鳥図	4面	江戸時代 慶長19年（1614）	表書院二之間西側襖絵

特記のない限り、所蔵は名古屋城総合事務所です。出品番号は展示順と異なる場合があります。



5. 会場風景



北側：ウォールケースと襖絵



中央：独立ケースとバナー



西側：独立ケースとマグネットシート



南側：実測図(額装)と独立ケース

〈展示報告〉西の丸御蔵城宝館 プレオープン特別企画
「鯨展」—今だから 鯨（さち）は舞いおり あなたによりそう

朝日 美砂子

会期 令和3年4月16日（金）～5月9日（日）
出品件数 33件

【挨拶バナー】

ここ西の丸は、尾張藩の米蔵が立ち並ぶ特別な曲輪でした。米蔵は現在取り壊されており、名古屋城の文化財を収蔵しつつ展示するにふさわしい立地として、新施設を建設するにいたりました。今年度秋の本格開館をめざし、現在整備を進めております。秋の本格開館に先立つ特別企画が、「鯨しゃち展」です。江戸時代、名古屋城では、天守だけでなく、主な櫓と門に鯨がありました。明治以降、それらは旧江戸城の銅鯨に替えられ、いくつかは第二次世界大戦の空襲に耐え現存しています。本展では、名古屋城に伝わる銅鯨を一堂に集めました。戦災をくぐり抜けた鯨は、今私たちに迫り来る禍の波を押し返し、幸でつつんでくれるかもしれません。

ルビ、解説等の一部を省略し、また改めた。以下同。

特記のない限り資料所蔵者は名古屋城総合事務所。

【テーマパネル】Ⅰ ここに鯨 そこに鯨

名古屋城の鯨は、大天守の金鯨だけではない。名古屋城は、徳川家康による慶長年間の創建以来、尾張徳川家の城であったが、明治維新後は陸軍が常駐し、さらに明治26年（1893）、離宮に裁定された。天皇の御宿泊所として、本丸を中心とする名古屋城北西部が宮内省に移管されたのである。ただし本丸以東は陸軍所轄であったため、明治43年（1910）、宮城（旧江戸城）の蓮池御門が天皇をお迎えする表門として名古屋城西南端に移設された。

当時宮城に残っていた櫓や門の銅鯨も同時に移され、西之丸の正門、本丸の表一之門、東一之門、小天守、東南・西南・東北各隅櫓、そして御深井丸の西北隅櫓に上げられた。すなわち、天皇の御料馬車が通る正門と表一之門、天皇御



寮所である本丸御殿を取り巻く隅櫓に、宮城の銅鯨が載り、その上に、尾張徳川家以来の大天守金鯨が君臨していたことになる。江戸から今にいたる歴史の渦を、名古屋城の銅鯨はかいくぐってきたのである。

〈作品解説〉1 旧国宝 名古屋城正門銅鯨

明暦3年（1657）10月 渡辺剛意正俊作 青銅製
銘「明暦三丁酉初冬 剛意入道 正俊作」

名古屋城正門に掲げられていた青銅鑄物製の鯨。もと江戸城の銅鯨で、江戸城が明暦大火（明暦3年正月）で焼けた後に鑄造され、二之丸の蓮池御門に掲げられていた。蓮池御門は、明治43年（1910）、当時離宮となっていた名古屋城に鯨とともに移築され、昭和5年（1930）、名古屋城正門として国宝に指定された。昭和20年5月、正門は空襲で焼失したが、この鯨一尾は痛ましく破損しつつも全焼は免れた。なお正門は昭和34年コンクリートで再建され、新規に作られた銅鯨が載せられた。

〈写真解説〉① 名古屋城正門銅鯨

ガラス乾板写真 昭和15～16年頃撮影
戦災で損壊する前の正門銅鯨を、真後ろから撮影する。今は欠落した蛇腹や鱗が、ガラス乾板ならではの微妙な陰影により写しだされている。

〈補助解説〉① 名古屋城のガラス乾板写真

名古屋城には、700枚以上のガラス乾板写真

が所蔵されている。多くは、昭和15年から16年にかけて、文部省宗教局保存課の監修のもと、東京から写真家を呼び撮影したもので、足場を組み建造物を四方から撮影している。撮影の成果品として同16年、カラー頁を含むコロタイプ印刷図録『国宝名古屋城図録』が出版された。昭和20年5月14日の名古屋空襲により、国宝建造物の大半は焼失したが、ガラス乾板は焼失を免れた。戦災で失われた国宝を写す貴重な画像群であり、特別史跡名古屋城の整備における基本資料となっている。

〈作品解説〉2 旧国宝 名古屋城表一之門銅鯨

銘 「万治三年庚子二月吉日 御鋳物師銅意法橋

同子渡辺近江大掾次」[明治四十三年三月自東京城移之]

「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉策」

万治3年(1660) 渡辺銅意正俊・正次作 青銅製

刻銘から、幕府鋳物師渡辺正俊・正次父子が

万治3年に作った江戸城の銅鯨で、明治43年(1910)名古屋城(当時名古屋離宮)に移された事が知られる。表一之門は足場が組みなかつたらしく、鯨の正対写真は無いが、消去法によりこの銅鯨を表一之門鯨と推定した。正門の鯨に比べ表現力はわずかに劣るものの形はほぼ等しい。なお、西南・東南隅槽の鯨は、同じような形ながら作風に差がある。東北隅槽・東一之門の鯨は、構造が異なり様式も平板である。正門・表一之門は天皇が通る門であり、古く出来のよい鯨を掲げたのかもしれない。

〈補助解説〉① 口の奥に、焼け焦げた木材が見える。薄い鉄板やベルト状の鉄板もある。木材は屋根の棟の一部で、太い鉄ボルトで鯨を固定したと考えられる。明治43年の鯨移築時の部材であろう。表一之門は他建造物と同様昭和5年国宝に指定されており、この材木も旧国宝となる。生々しい空襲の記憶であり、鯨の構造を伝える貴重な情報でもある。

〈補助解説〉② 刻銘から、正門銅鯨は明暦3

年(1657)10月に銅意正俊(寛文2年・1662没)、表一之門銅鯨は正俊とその子正次が万治3年(1660)に作ったと知られる。また東京国立博物館所蔵の鯨には万治2年、皇居東御苑に現存する鯨には万治3年の銘がある。正次は、四代將軍家綱が万治2年に山王日枝神社(東京都千代田区赤坂)に奉納した灯篭(千代田区指定文化財)の作者。正俊が明暦3年に作った正門銅鯨と、正次が万治3年に作った表一之門銅鯨を比較すると、よく似てはいるが耳の形など細部で異なる。

〈作品解説〉3 旧国宝 名古屋城正門銅鯨 尾鯨

明暦3年(1657) 青銅製

銅鯨の尾の先。内部は空洞で、重さ4.5kg。消去法から、昭和20年の空襲で破損した正門銅鯨の尾と考えられる。

注記・小天守鯨に訂正。朝日論文参照。

〈作品解説〉4 旧国宝 名古屋城表一之門銅鯨 腹鯨

万治3年(1660) 青銅製

付根から折れた腹鯨。青銅の固まりで、重さ9kg。表一之門銅鯨(2)の腹鯨跡と一致する。昭和20年、焼夷弾攻撃を受け門が燃え始めると、鯨は自重で落下し、このように接合部分で折れたのであろう。小規模の建物であったため、青銅が溶解する前に木材が燃え尽き、鎮火したと考えられる。

〈作品解説〉5 旧国宝 名古屋城東北隅槽銅鯨

銘 「明治四十三年三月自東京城移之」

江戸時代 青銅製

右半身・左半身に分かれた銅鯨2点。微妙に形が異なり、北と南の鯨と思われる。片方に刻銘があり、明治43年に東京城から名古屋離宮に移管されたものとわかる。どの建物に移されたかの記録はないが、古写真と比較し、東北隅槽と推定した。明暦3年作の旧蓮池御門鯨とは構造が異なり、半身をそれぞれ鑄造し、屋根上で棟にボルト止めしたと考えられる。内側には

土が残っており、今後の分析に期待したい。

〔補助写真〕② 名古屋城東北隅櫓銅鯨

ガラス乾板写真 昭和15～16年頃撮影

東北隅櫓の南側鯨を、東側から正対して撮影したガラス乾板写真。鯨に焦点を絞り遠景として大天守を写しこんだ美しい一枚である。

〔作品解説〕6 名古屋城表一之門背面図

昭和実測図016 昭和

表一之門（南一之御門）は本丸大手門。瓦鯨があったが、明治43年宮内省により旧江戸城の銅鯨に交換された。本資料は背面（北側）の実測図面。

〔作品解説〕7 名古屋城東北櫓東側姿図

昭和実測図136 昭和 ★本文省略

〔補助解説〕② 名古屋城の昭和実測図

名古屋城には、拓本貼付も含め307枚の実測図が保存されている。昭和7年（1932）から、名古屋城保存管理調査委員会の監修と文部省国宝建造物調査課の高橋政雄・市川岩雄両技術員の指導により、国宝建造物調査が開始された。詳細に測量され、膨大な拓本や原寸図、野帳が作成されたが、戦局悪化により昭和17年中断した。昭和20年の焼夷弾攻撃により国宝建造物の大半は焼失したが、野帳類は焼失せず、昭和27年度実測図が完成した。ただしこの国宝調査は旧江戸城鯨を調査対象から外したらしく、鯨の詳細図はない。

〔資料写真〕①「江戸御本丸西丸御櫓唐銅鑄物鴟吻絵図」部分

原資料東京都立中央図書館特別文庫室蔵
天保9年（1838）重要文化財 甲良家文書

幕府作事方大棟梁を勤めた甲良家が所持していた、鯨の変遷を描く巻物。巻頭に江戸城本丸西丸の櫓にあった鯨を描く。唐銅は青銅、鴟吻は鯨のこと。高4尺5寸（約130cm）という寸法は、江戸城から名古屋城正門や表一之門に移管された銅鯨とほぼ等しい。ぎざぎざに切れ込んだ眉もよく似ており、この形式の鯨が江戸城

で継承されたことを物語る。奥書から、天保9年3月に西丸御殿が全焼した直後、再建資料として作成されたと考えられる。

〔資料写真〕②「御本丸御書院渡御櫓唐銅鑄物鴟吻」(部分)

原資料 東京都立中央図書館特別文庫

室蔵 重要文化財 甲良家文書

江戸城書院渡櫓の銅鯨の図。「鯨一尾で80貫目。そのうち5%つまり4貫目（15kg）が鉛で、鉛の目減り分1割8分を考慮し4貫877目を混ぜる」旨の貼紙がある。80貫目は約300kg。この重量の銅鯨を名古屋城に運び槽の上まであげたのである。当時の名古屋城鯨瓦の破損状況は明らかではないが、離宮として威儀を整えるための移管と考えられる。

〔資料写真〕③江戸城旧大手門渡櫓鯨

渡邊銅意正俊作 青銅製 明暦3年（1657）

江戸城は、明治元年（1868）東京城と改称され（翌年皇城に改称）、明治天皇の住まいとなった。昭和20年4月の東京大空襲でほぼ全焼したが、大手門渡櫓の鯨は一尾のみ現存し、東御苑枳形内に置かれている。「明暦三丁酉初冬銅意入 正俊作」という、江戸城運池御門から名古屋城に運ばれた正門銅鯨と同じ刻銘があり、明暦大火後の10月、銅意正俊によって作られた事がわかる。江戸城大手門鯨と名古屋城正門鯨は、出自と誕生日を同じくする双子なのである。

〔資料写真〕④ 江戸城 銅鯨

渡邊銅意正俊・近江大掾正次作 万治2年（1659）

東京国立博物館蔵 画像提供 東京国立博物館資料館

陸軍から帝室博物館（現東京国立博物館）に寄贈されたという銅鯨。寄贈の経緯や江戸城のどの建物にあったかはわからない。背中に「萬治二己亥年五月 銅意法橋作 同子 渡辺近江大掾 源正次」の刻銘があり、名古屋城表一之門銅鯨が鑄造される1年前、同じく正俊・正次父子によって制作されたことがわかる。この陸

軍寄贈鯨と名古屋城表一之門鯨は兄弟なのである。

〈バナー〉 くらべてみよう鯨の顔

①西南隅槽南鯨 ②西北隅槽南鯨 ③東南隅槽北鯨

令和3年2月22日ドローン撮影

〈作品解説〉8 名古屋城東南隅槽西側姿図

昭和実測図 123 昭和

本丸の東南を守る東南隅槽。外観二層内部三階で、戦災焼失をまぬがれ重要文化財に指定されている。昭和28年の修理報告書によれば、銅鯨に「明治四十三年三月自東京城移之」「宮内省御用達 野田平吉 代理人田中嘉策」の刻銘があり、旧江戸城銅鯨とわかる。今年2月に撮影したドローン画像により、正門等の鯨とはまったく異なる怪異な風貌が確認できた。

〈作品解説〉9 名古屋城西南隅槽南側姿図

昭和実測図 152 昭和

重要文化財西南隅槽は、本丸の西南に建つ。昭和20年の空襲に耐えて現存する。平成23年～26年の修理により、北鯨に「明治四十三年三月自東京城移之」の銘があり、南鯨には加えて「御用達 野田平吉」とあることが確認された。正門鯨に比べずんぐりし、東南隅槽の鯨と同形式と見なされる。

〈作品解説〉10 名古屋城西北隅槽横断面図

昭和実測図 168 昭和

重要文化財西北隅槽は、名古屋城西北の御深井丸最奥にある三階建槽で、清州城天守を移したと伝わる別格の槽。昭和37年～39年に修理された。鯨には表一之門鯨と同じ銘があり、様式的に東南・西南隅槽の鯨より先行する。西北隅槽には江戸城鯨のうち古格ある鯨を移した可能性がある。

【テーマパネル】Ⅱ もっと鯨

名古屋城の鯨は、大天守の金鯨や江戸城の銅鯨だけではなかった。江戸時代、城の各郭を鯨が守っていた。ここ西之丸西北隅の月見槽、南

西隅の未申槽の二階屋根には、瓦鯨があった。西之丸北の御深井丸には、現存する西北隅槽の他二階建ての丑寅御槽があり、鯨もいたが、維新直後に撤去された。藩主が住む二之丸の主要な槽と門にはやはり鯨がいた。南に広がる三之丸でも、本町御門など主な門で鯨が睨みをきかせていた。江戸期の絵図には、郭を護る多くの鯨が描きこまれている。しかしながら、明治以降の破却と戦火により、尾張藩が作り城を護っていた鯨はことごとく失われた。

〈作品解説〉11 名古屋城図 江戸時代後期写

名古屋城主要部の絵図。城修理にたずさわった高木家に伝来した。「慶長十九年二月ヨリ十二月廿三日迄尾張名護屋御城御普請」の墨書がある。天守や本丸御殿の他、元和年間に造営された二之丸御殿も描かれている。隅槽と主な門には鯨が見え、多くの鯨が城を護っていたことが確認できる。

【テーマパネル】Ⅲ これぞ金鯨

そもそも天守に金鯨を載くのは、名古屋城だけではなかった。信長が建てた安土城には金箔を貼った鯨瓦があり、秀吉も金の鯨を踏襲したと考えられる。江戸城、大阪城など江戸初期に徳川将軍家が造営した主要な城郭には金の鯨が飾られ、それらの鯨は、名古屋城と同じような形状であったと考えられる。しかし、江戸城の天守は明暦3年の大火で全焼し、大阪城の天守も寛文5年(1665)炎上した。いずれも再建されず、江戸後期には、金鯨は名古屋城大天守のみとなった。よって金城が名古屋城の美称となったのである。この美称を書名にした『金城温古録』は、天守金鯨に多くの頁を割いており、金鯨は尾張の誇りであった。

〈作品解説〉12・13・14 金城温古録

御深井丸編八 二之丸編六 三之丸編四 御天守編六
名古屋市蓬左文庫蔵 ★本文省略

《作品解説》16 御天守鯨木地仕口寸尺之図

文政10年(1827)

天守金鯨は三回改鑄され、鯨が溶かされ金に戻され、藩の財政再建に回された。本資料は、文政11年の改鑄時作事方が作成した調書。鯨の芯は榎や桧の寄木を鉛で包み、漆を塗り防腐措置とし、さらに銅で包んでいた。鯨は、厚1.5mmの分厚い金板を銅板で裏打ちし、銅釘で芯木に打ちつけ、白目は赤銅に銀をかぶせていた。

【テーマパネル】Ⅳ 名古屋離宮

慶応3年(1867)の王政復古の号令を受け、明治4年、廃藩置県が実施された。日本中の城が兵部省管轄となり、明治5年からは陸軍省管轄となった。名古屋城には東京鎮台第三分営(名古屋鎮台)が設置され、ここ西之丸の米蔵六棟も六番御蔵以外廃され、武器庫や営舎が林立していった。明治6年のいわゆる廃城令において廃城に仕分けされた城は破却されたが、名古屋城は存城となり陸軍省管理下に留め置かれ、明治12年、「屈指の名城」として永久保存すべきことが天皇詔として発せられた。明治26年、本丸一帯は名古屋離宮となり、天皇皇后行幸啓の場となった。宮内省は本丸を整備し金鯨を調査するなど名古屋城の保全を進めたが、天皇は陸軍の大元帥でもあり、陸軍大演習時には名古屋城は大本営として用いられた。

《資料写真》「名古屋城金鯨尾損所調査図 明治一三年七月調査」(部分)

宮内庁宮内公文書館蔵
金鯨の破損状況を示す図巻。宮内省内匠所作成として宮内庁に伝わるが、陸軍が作成し宮内省に渡した可能性が高い。明治12年名古屋城が永久保存とされたため、現況を調査したと考えられる。

資料写真「名古屋離宮仮賢所工事、紫宸殿工事(写真帳)」

昭和3年 宮内庁宮内公文書館所蔵
昭和天皇の御大典に先立ち、昭和3年、宮中

三殿の一つ仮賢所が御深井丸に設置された。

資料写真「昭和二年陸軍特別大演習並地方行幸愛知県記録」

昭和4年 画像提供国立国会図書館
昭和2年11月の愛知県陸軍大演習の記録写真。軍服姿の若き昭和天皇が、本丸御殿表書院南廊下に直立され、舞良戸に掲示された学徒の書画に見入る。本丸御殿内唯一の天皇御影である。

【テーマパネル】Ⅴ 名城 炎上

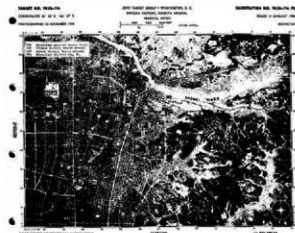
昭和5年(1930)、名古屋城は名古屋市に下賜され、同時に国宝に指定された。城郭としての国宝第一号であり、名古屋市は国宝建造物の調査・撮影を開始した。建造物を実測し細部スケッチや拓本を制作し、ガラス乾板を用いて各方向から撮影するという大規模な事業であったが、第二次世界大戦が勃発すると、大天守という高層建築を擁する広大な名古屋城は、絶好の空爆指標となった。昭和20年5月14日、名古屋城上空で、連合軍の焼夷弾爆撃がはじまった。目標は名古屋北部市街地、出撃機数524機、攻撃回数275回。高度4860～6150mから2515トンの焼夷弾が投下され、目標上空滞空時間は午前8時5分から9時25分。容赦なく投下された大量の焼夷弾により、名古屋城は国宝建造物の大部分を失った。残ったのは、階櫓三棟と門三棟、そして明治初期に弾薬庫として建てられた乃木倉庫。江戸城から移設された銅鯨の内、東南・西南・西北の3隅櫓にあったものは、建物とともに生き残った。

《資料写真》名古屋城・名古屋役所

上：1932年頃撮影。連合軍が空爆目標作成のため使用したと思われ、「城の下はカムフラージュカ」の注記がある。下：1938年頃撮影。「市役所は名古屋城東南角のランドマーク」の注記がある。市役所の時計塔は名古屋城同様よく目立った。

《資料写真》No90-20(名古屋地方)1944年

撮影。「NAGOYA CASTLE」(名古屋城)、「SHONAI RIVER」(庄内川)のほか、熱田区・東区などの軍需工場を指示している。



Joint Target Group Air Target Analyses, 1944-1945, USSBS,NARA. 画像提供国立国会図書館

〈資料写真〉石垣のみ残る天守

GHQの文民スタッフとして来日したロバート・モージャー氏(Robert V. Mosier)が、昭和21年(1946)秋頃名古屋城で撮影したカラーズライド。画像提供 国立国会図書館デジタルコレクション「モージャー氏撮影写真資料」

〈作品解説〉17 集束焼夷弾頭

昭和20年5月14日投下

平成22年からの本丸御殿復元工事にもなう発掘調査により、本丸御殿跡から出土した、E46型集束焼夷弾の弾頭部(ノーズブロック)。35kgの鉄の重りで、B29型爆撃機から投下され、内蔵するM69焼夷弾38発が外れ落下する。焼夷弾が地上に衝突すると、内部のナバーム油が着火し火災を引き起こす。木造家屋が密集する日本の町を効率的に焼き払うため米軍が開発した、鉄と油の塊であった。

〈作品解説〉18 焼夷弾 昭和20年5月14日投下

大天守東側石垣の直下に埋もれていたM69焼夷弾。平成30年の発掘調査で出土した。大天守を襲った焼夷弾そのものである。M69焼



夷弾は、本来長さ約50cm。この焼夷弾は半壊しており、火災のすさまじさを物語る。昭和20年5月14日朝、B29から投下されたこれらの焼夷弾が天守にふりそそぎ、築城以来輝いていた金鯨を天守もろとも消滅させたのである。

〈作品解説〉19 旧国宝 焼損木材 昭和20年被災

昭和20年5月に焼失した国宝建造物は、大小天守、東北隅櫓、正門、表一之門、東一之門、東二之門、不明門、本丸御殿玄関、表書院など27棟。この焼け焦げた木材は、焼け跡からの収拾品として名古屋城に伝えられてきた。どの建造物だったのか、今となってはわからない。

〈作品解説〉20 旧国宝 金鯨鱗 江戸時代

戦局の悪化を受け地中に埋めるべく、南方の鯨が途中まで降ろされ、北方の鯨はまだ屋根上にあった昭和20年5月14日朝、焼夷弾により天守は猛火に包まれた。天守とともに鯨は溶解し、焼け跡には鯨の金が固まりとして残ったという。それとは別に、空襲前から外れていた鱗、焼失後に発見された鱗、進駐車から隠した鱗など21点が、名古屋城に伝えられ、金庫に入れて保管されてきた。

【テーマパネル】VI 金 流転

8月15日の敗戦後、金塊となっていた金鯨は、昭和21年進駐軍に接収され、昭和34年の天守閣復興のも戻らなかった。昭和42年、6.6644gの混合地金が大阪省経由で名古屋市に返還された。市は一部の金で市旗の冠帯を作成し、それ以外は翌年純金の茶釜として再生させた。茶

道が日常に深く根付く名古屋ならではの選択であった。

〈作品解説〉21 市旗冠頭 ★以下本文等省略

〈作品解説〉22 市旗冠頭木型

〈作品解説〉23 丸八文様鯨環付真形釜

〈作品解説〉24 丸八文様鯨環付真形釜原型

〈作品解説〉25 丸八文様常環付真形釜

【テーマパネル】そして鯨（さち）はここにいる

慶長期に作られ、改鋳されつつも昭和20年まで存続した金鯨。その勇姿は、戦災以前に制作された野帳やガラス乾板写真にとどめられていた。それらを根拠に、昭和34年（1959）、鉄筋鉄骨コンクリートで昭和天守閣が外観復元され、屋根には新たに作られた金鯨が掲げられた。昭和金鯨は、北方（雄）が総重量1272kg、南方（雌）が1215kg。そのうち金は、雄が44.69kg、雌が43.39kg。鱗は厚さ1mmの銅板の表裏に銀メッキし、厚さ0.15mmの18金の板を貼り、表面にメラミン樹脂を塗装した。一枚ずつ番号を振り、金板貼りの銅製ビスで躯体に固定されている。加工は大阪造幣局。

昭和金鯨は、現在天守閣から降り、栄のミツコシマエヒロバスにいる。昭和59年の名古屋城博、平成17年の新世紀・名古屋城博における名古屋城バビリオンでの公開をのぞき、昭和34年から60年以上屋根の上にいたため、傷もある。名古屋城では、昭和金鯨を点検修理した上で、再び天守閣にあげる予定である。

〈作品解説〉26 野帳 昭和前期

戦前の国宝建造物調査時の鉛筆書きノート。終戦後、木箱に納められて名古屋城で保存され、昭和金鯨の復元において重要な役割を果たした。

〈作品解説〉27 名古屋城天守南側鯨詳細図

〈作品解説〉28 名古屋城天守北側鯨詳細図

昭和実測図 101 102

北側鯨は南側鯨より顔が小さく胴体も細長い。東洋文庫蔵『金城温古録』草稿本に、北を



雄、南を雌と呼ぶとの奥村得義の注記があり、この俗称は形の相違によるのかもしれない。

〈作品解説〉29 ガラス乾板 天守北方鯨

調査用の足場が写りこむ。今年春、金鯨をハリコプターで降ろすにあたり鉄枠が組まれたが、足場は熟練した職人四人が手作業で組み立てた。

〈作品解説〉30 ガラス乾板 天守北方鯨

戦前の天守閣金鯨。鯨には鳥よけの金網がかぶせられている。今も、鯨に陽があたると鳥が集まり乱舞する。天守屋根上での作業の難さと鳥が金を好むことは、昔と今で変わりはない。

〈作品解説〉31 金鯨模型 大谷相模大棟寄贈

〈作品解説〉32 ガラス乾板 天然記念物櫃の木
櫃の木は、築城以前からここ西之丸にあったとされ、昭和7年天然記念物に指定された。空襲時、焼夷弾に直撃され、主幹5本の内3本が炎上した。

〈作品解説〉33 ガラス乾板 西之丸絵画館

西之丸は、江戸期は米蔵構と呼ばれ、米蔵六棟が並んでいた。明治以降は陸軍の倉庫エリアとなり、離宮期はバックヤードになったらしい。昭和26年、鉄筋鉄骨コンクリート造で平屋建ての絵画館（のち西の丸展示館）が新築され、重要文化財本丸御殿障壁画を展示するなど、名古屋における文化啓蒙の拠点となった。この由緒ある地に、戦火をくぐり抜け名古屋城に今ある数々の文化財を保存し公開する施設として、西の丸御蔵城宝館が誕生した。

名古屋城二之丸出土のれんがについて

佐藤 公保

キーワード

赤れんが 手抜き成形 機械抜き成形 濃尾地震 東洋組 大野煉瓦工場 関東大震災

はじめに

名古屋城二之丸は平成25年(2013)以降、二之丸庭園の整備のための発掘調査が継続的に実施されており、その過程で平成29年(2017)には1次調査から3次調査までの成果をまとめた報告書が、続いて令和2年(2020)には4次調査から6次調査までの報告書が刊行されている。これらの庭園整備の発掘調査に伴行して、令和元年(2019)からは二之丸の南部を中心とした地区の遺構の残存状況を確認するための試掘調査が実施されている。1次、2次試掘調査の成果は令和3年(2021)に報告書にまとめられた。これらの調査によって名古屋城二之丸では近代、近世の遺構が比較的良好な状態で残存していることが判明している。

二之丸は明治維新以降、明治5年(1872)には陸軍省の所管となり、明治7年(1874)以降、歩兵第六聯隊成立後、兵舎が築造されるようになった⁽¹⁾。前記したこれまでの調査で検出された近代遺構が歩兵第六聯隊に伴う兵舎であることは相違ない。当然、こうした近代の遺構、整地層に伴い近代の遺物も多数、出土しているが、近世・近代の出土遺物に対する分析は、現在までに充分に進んでいるとは言いがたい⁽²⁾。

本稿では、近代遺物のなかで代表的な遺物であるれんがについて、れんがの基本事項の概要と二之丸で出土しているれんがの特徴をまとめ、名古屋城周辺のれんが構造物および県内の調査例と対比させ、名古屋城二之丸で出土したれんがとれんが構造物について検討する。

1. れんがの概要

れんがは建築物の構造材等として使用される赤れんがと、溶鉱炉等の部材として用いられる耐火性の富んだ白れんがに大別される。この稿で検討するのは前者の赤れんがである。二之丸で出土しているれんがのほとんどが赤れんが(以下、「れんが」と呼称)であり、白れんがの出土例は少なく、焼却炉等に使用されたと思われるものが数点出土しているだけである⁽³⁾。

直方体をしているれんが6面のうち面積の広い2面を平、面積の最も狭い両端の2面を小口、細長い両側面を長手という(図1)。通常、壁体の表面には小口および長手のいずれかの一面、または建物の出隅は小口と長手の両面が共に建物の外側に表出することになる。そのため見栄えを良くするために露出する小口、長手は平滑で焼きの良い面が選ばれる。それに対して平の両面は積み上げる際に漆喰あるいはモルタル等の接着剤を乗せる面となる。このため平には成形痕がそのまま残る粗い面のまま製造される。明治時代以降の刻印がみられる面も大半は平である。刻印には、製造会社を示す社印と成形した者を示す責任印があると、現在はみられている⁽⁴⁾。れんがの刻印なかにはその片方しか見られない例、両方ともみられる例、無刻印のものがあり、無刻印のものの方が圧倒的に多い。豊橋市西野石灰焼窯址の場合、刻印がみられたのは出土れんが全体の4.5%に過ぎないと報告されている⁽⁵⁾。

れんがを積み上げる際に、れんが職人は右手に目地材料を扱う鑊を持ち、左手でれんがを積んでいく。そのため、れんがは片手で掴むことができるサイズである必要がある。明治38年(1905)頃には、長さ(平および長手の長辺長、以下同)224mm×幅(平の短辺長、以下同)106mm×厚さ(小口および長手の短辺長、以

下同じ) 53mm (以下、規格順同) の並形、227mm × 109mm × 60.6mm の東京形、227mm × 109mm × 56mm の作業局形、218mm × 105mm × 52mm の山陽新形、227mm × 107mm × 70mm の山陽形の5種の寸法に大別されていた⁽¹¹⁾。さらに関東大震災を境に全国的にれんがの規格を統一しようとする動きが顕著になり、大正14年(1925)には210mm × 100mm × 60mm という全国統一規格、JES(日本標準規格)が誕生した⁽¹²⁾。これらの規格は制定された時点で全国一律に統一されたわけではなく、全国各地の事例をみると暫時定着し現在に至っているようである。

れんがは積上げる際に、現場では各部にあわせてれんがの長さを加工する。手を加えていない基本形れんがを「おなま」と呼び、おなまではなく加工されたものは図1のように夫々呼称される。

れんがが構造物はれんがを積上げて完成される。積上げる技術も西欧の技術が導入された(図2)。明治10年代半ばまでは、1段の配列を水平にみるとれんがの長手と小口が交互に配置されるフランス積みが主流であった。フランス積みは作業効率が高くない点が指摘されている。明治20年代以降は長手の列と小口の段が上下交互に積まれるイギリス積み⁽¹³⁾が日本の中心的な積み方となる。また、明治20年代の後半以降は、ドイツ系の技術を導入して官庁建設が行われたため、小口だけを表装に見せるドイツ積も官庁関連の建築物の中に散見されるようになった⁽¹⁴⁾。他に小口の段を3段、長手の段を1段積むアメリカ積みもあるが、この事例は全国的にみても多くはない⁽¹⁵⁾。

2. れんがが概史

れんがが国内で焼成されたのは安政4年(1857)にオランダ人ハルダスの指導によって、

長崎鎔鉄所の建設のために長崎の瓦職人に焼かせた例が国産初である。以降、長崎ではれんがが普及したという。それらのれんがは厚さが薄く、その形状から地元では「菴蕪れんが」と呼ばれる⁽¹⁶⁾。

全国で本格的にれんが建築物が出現するのは、国策として西洋文化を積極的に取り入れるようになった明治時代に入ってからである。

特に近代化の波がいち早く訪れた大阪、東京、神戸、横浜等では、明治の初めから外国人の指導を受け、れんがが焼成された⁽¹⁷⁾。

愛知県内でれんがが焼成されたのは、明治11年(1878)頃、常滑の陶芸家である鯉江方寿によってである⁽¹⁸⁾。鯉江の焼成したれんがには雅号が刻印され「尾張 金島山」の印がみられる(写真1)が、流通した様子はなく、鯉江自身の窯を造築するために作成されたものと考えられている。県内でも明治20年代以降、洋風建築物の建築が加速するにつれ、本格的に商品としてれんがが焼成され始めた。そのきっかけになったのが、明治15年(1882)頃の東洋組の成立である。東洋組は士族の授産事業として西尾藩、刈谷藩、吉田藩、岡崎藩、田原藩等が中心になって西尾、刈谷、岡崎、田原の各地に工場を設けた。西尾の西尾分局、刈谷の刈谷分局においては、れんがの製造が行われた。東洋組は国の保護をうけ、主に陸軍へ煉瓦を供給したが、明治10年代の後半以降には経営難に陥り、次第に民営のれんが製造会社が製作技術を引き継ぎ、半田、西尾、刈谷等を中心に数多くのれんが製造所として明治20年代前後頃から独立・創業していった。

県内のれんが建築物建設の流れに水を差したのが、明治24年(1891)に発生した濃尾地震である。現在の震度で7に該当する激しい揺れが岐阜、愛知西部を襲い、名古屋では名古屋郵便電信局等のれんが建築物が倒壊し多くの死傷

者が発生した。⁽²¹⁾これによってれんがの積み方が見直され、とろ目地や漆喰目地に代わって強度の高いポルトランドセメントを用いた目地材料を使用するようにとの提言が推奨された。また補強材として帯鉄と鉄棒を用いる碇聯鉄構法が採用されるようになる。

そうした改良によって、その後もれんが建築物は全国各地に建てられ、名古屋市内でも大正11年(1922)に名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎(現名古屋市市政資料館)が竣工して判る。⁽²²⁾ところが翌大正12年(1923)以降、事態が一変する。関東大震災が発生したことによって、東京、横浜等ではれんが建築物だけではなく、多くの建築物が倒壊し火災にあった。改めて地震が多発する日本国内でのれんが建築物の脆弱性が問題視され、折しもセメントの国内生産が拡大している時期でもあり、昭和になると、れんが建築物から鉄筋コンクリート建築物を主体とする時代になっていく。れんがは構造材料から仕上材へとその用途を変化させ、やがて仕上材としての座もタイルに奪われ、「れんがの時代」は終焉を迎えるのである。⁽²³⁾

3. れんがの製造

明治期の北海道野幌地方でのれんが造りを描いた紙上番光の「煉瓦製造画譜」⁽²⁴⁾には、れんがの製作過程が描かれ、採取した粘土を数晩ねかしたのち、砂を配合し人力で捏ねた粘土塊を型枠にいれて形を整える様子がみられる。その際に、平の面を板状の工具でなで、最終的な形を完成させた。その後、枠を取りのぞき日干しした後に窯で焼成した。使用する型枠は多くは木製であり、型枠の現物がれんが製造業会社に残っている例が数多くみられ、地域によっては真鍮製の型枠が使用された例も報告されている。⁽²⁵⁾

こうした型枠を使用し成形する方法を「手抜

き成形法」という。⁽²⁶⁾この成形方法でれんがを製造すると、れんがの平の両面には板状工具でナデた痕跡が明確に残る。この手抜き成形はれんがが国内で焼成され始めた時以来用いられた。明治20年代以降になると、機械を使った成形法が広がっていき、次第に全国的に「機械抜き成形」に代わっていった。ただ、その伝播は地域によって様相がかなり異なり、大隅地方の一地域では近年まで手抜き成形法でれんがを製造していた事例がみられる(写真2)。愛知県内をみると明治の末頃から、土鍊機が開発されるようになり、特に大正初め頃から大正10年代にかけて土鍊機とそれに関わる機器の開発が相次いだ。⁽²⁷⁾土鍊機はれんがのみならず、瓦や土管等の作製にも使用され、この機器の開発が頻発したのは大正10年代以降の国内好景気に伴い、れんが、瓦、土管等の建設、配管資材の需要が拡大していったことが背景にあると考えられる。県内のれんが製造に関わる機器をみると大正10年(1921)には機械を用いてれんがを型でプレスして成形する機器が開発されている。⁽²⁸⁾

手抜き成形のれんがは平の両面に板ナデの痕跡が残る(写真3)のに対し、機械抜き成形のれんがは土鍊機から出てくる粘土塊をピアノ線で切断しれんがを形造り、そのまま日干しするため、平の両面にはピアノ線で切断した痕跡が残る。その痕跡は、粘土が縮緬状の縮れ跡が多数みられる他、またはピアノ線によって混入物である小石の移動した痕跡がみられる(図3、写真4)。

4. 名古屋城二之丸出土のれんが

名古屋城二之丸庭園第1次から第3次の報告書では、検出した陸軍兵舎のれんが基礎を平面図、見通し図、写真で記載しており、れんがの積み方はイギリス積みとある。この工法から明治後半代に構築したものと記述している(図4)。⁽²⁹⁾

ただれんが単体の実測図、記述はなく刻印のあるれんがの拡大写真を記載している（写真5-1～4）。刻印には「○」（写真5-1）、「□」の中に「一」（写真5-2）、井桁枠の中に「三」とその下に○（写真5-3）、井桁枠の印（写真5-4）がみられる。また刻印のある平の面には、画像では板ナデの痕跡と思われる横縞の浅い条線を確認することもできる。

二之丸地区試掘調査1次、2次調査では42丁のれんがが出土している。報告書に記載された9丁のうち4丁がおなまの状態である（図5-1～4）。

図5の1は橙色を呈し、胎土に小石が少量見られる。224mm×104mm×62mmであり、平の面には板ナデの痕跡がみられる。刻印はみられない。

図5の2は橙色を呈し、胎土には小石をほとんど含まない。208mm×101mm×55mmで、平の面に粘土が縮緬状に縮れた痕跡がみられる。刻印はみられない。

図5の3は赤橙色を呈し、胎土は小石を多量に含む。231mm×117mm×55mmで、平の面に板ナデの痕跡がみられる。長手の片面にモルタルが附着する³⁵⁾。刻印はみられない。

図5の4は小豆色を呈し、胎土は小石を多量に含む。213mm×98mm×60mmで、平の面に板ナデの痕跡がみられる。長手の両面にモルタルが附着する。刻印はみられない。

刻印を確認出来たれんがは1丁のみである。図5の5は赤褐色を呈し、胎土は小石を多量に含む一部が欠損している。残長183mm×106mm×55mmで、平の面に板ナデの痕跡がみられ、四角枠に「カ」の刻印がみられる。

報告書の記載からもれた小片の33丁のれんがには厚さが57mmから58mmのものが多くみられた。平の面の成形痕をみると、板ナデがみられるものがほとんどである。これらは小石

を多量に含む胎土であり、残存している目地は全てセメントモルタルである。

5. 名古屋城二之丸周辺のれんが構造物

明治以降、名古屋城内の一部は軍の所轄であり、三之丸に愛知県庁や名古屋市役所があったためか、周辺は公的な建物が多いため、城内と周辺にはれんが建築物が現存する（図6）。

A. 乃木倉庫（旧歩兵第六聯隊弾薬庫 写真6～8）

名古屋城御深井丸に所在し、平成9年（1997）に国の登録文化財に登録されている。名古屋城内で現存する唯一のれんが建築物である。この建物については明治13年（1880）の絵図³⁶⁾にその姿がみられることから、少なくとも明治13年には存在していた。明治6年（1873）、乃木希典が名古屋に赴任中に築かれたとされるがこのことはあくまでも伝承である。外装はモルタル塗で、室内は漆喰、床は板張になっている。建物内部の板張りの床の一部が通気のために開口されており、そこかられんが積み通気口を目視できる（写真7）。また床下の換気口から建物の床下の映像をみると床下は緩やかなアーチ状にれんがが積み、小口積みであることが判る（写真8）。通気口のれんがは223mm×94mm×53mmで橙色を呈する。刻印は確認されていない。

B. ナゴヤキャッスルホテル北堀（旧好生館病院北堀 写真9, 10）

名古屋城堀端西側の最近までナゴヤキャッスルホテルが所在した場所に明治から昭和にかけて私立の好生館病院が所在した。好生館は東海最大級の私立病院として明治16年（1883）に開院したが、大正2年（1913）に火災が発生し建物は全焼した。その後、規模を拡大し伝染病棟も新設され、それに伴い病院の北境に高さ3.6mものれんが塀を築いた（図7）。同病院は

太平洋戦争中に空襲で焼失したが、現在、塀は東側にある御深地蔵大菩薩の敷地分の長さ約5m、高さ2.1mのみが残っており、イギリス積みでれんがを積み上げている（写真9、10）。れんがの規格は230mm×110mm×55mmで、平の面には板ナデの痕跡がみられた。刻印は確認できていない。

C. 名古屋農林総合事務所南塀（旧第三師団司令部南塀 写真11～13）

第三師団司令部は明治19年（1886）、名古屋城内堀の南際に設置され、昭和40年（1965）に解体された。その南境のれんが塀の一部が現存している。塀は高さ1.5mほど残っており上部が改修され、頂部には花崗岩が笠木状に組まれ、その下1段に新しいれんがが小口積みで積まれている。上部以下は第三師団司令部当時のものが残っておりイギリス積みで積み上げられている。約20m残るれんが塀の西側5mほどのれんがは淡橙色、東側は橙色を呈しており、塀の改修が行われた可能性を示している。西側のれんが塀は上部を長手積みで2段積んだ下の段に小口積みで1段積み、以下の段はイギリス積みで積み上げており、東側のれんがの積み方と明らかに異なる（写真13）が、れんがの規格は230mm×105mm×60mmで西側と東側のれんがの規格は同じである。観察できたれんがをみると平の面に板ナデの痕跡がみられた。刻印については確認できていない。

D. 本町橋（写真14～16）

名古屋城の南に位置し、江戸時代、名古屋城下町のメインストリートであった本町筋にあたり、城内と城下町をつなぐ橋である。橋の両桁の間は4m、橋のアーチの高さは約5mあり、本町御門の櫓形の一部を改修し、明治44年（1911）に架けられた。橋の東側はその後の道路拡幅によって5mほど東にコンクリートの橋脚が増築され西側からはれんが造りの橋本体を

見ることができる。れんがをアーチ状に積み上げており天井、側壁の上部がれんが積みであることを確認できる。天井は長手積みでれんがを積んでいる（写真16）。れんがの規格は測定できず刻印も確認できなかった。

E. 名古屋市政資料館（旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所および東塀 写真17～22）

名古屋城の外堀西際に所在し、大正11年（1922）に建築されたれんが及び鉄筋コンクリート造の3階建ての建築物である。昭和59年（1984）に国の重要文化財に指定されている。昭和60年（1985）から建築物の解体修理が行われ、建物の外装はれんがによるドイツ積み、中庭の外装もドイツ積みで、裏積みはイギリス積みになっていることが報告されている。また1、2階と3階で使用されている外装のれんがが異なることも指摘されており（写真19）、1、2階の外装に使用されたれんがの規格は227mm×105～106mm×60mmで、裏積みのれんがは227mm×109mm×60mmで胎土は共に小石を多く含む。3階に使用されたれんがは幅103mm～104mmで、長さ及び厚さは不明であるが、1、2階のれんがに比べ規格がやや小さいようであり、胎土は小石を含まないことが判っている。名古屋市政資料館に保管されていたれんがをみると、サンプルとして保管された修復用の新しいれんが以外のれんがは9丁ある（表1）。規格が201mm×95mm×58mmで平の面に縮緬状の粘土の縮れがみられ、胎土に小石を含まないもの（表1 No1）と220mm～230mm×100mm～112mm、×51mm～59mmで平の面に板ナデの痕跡が残る、胎土に小石を多量に含む一群（表1 No3～7）がみられる。これらのれんがの目地にはいずれもセメントモルタルがみられた。規格が小さく小石を含まないものなかには平の面に○に「G」の刻印があるものを確認できた（写

真20)。これは大正7年(1918)操業を開始した滋賀県守山市にあった江州煉瓦株式会社のものである。確認できた刻印あるれんがはこの1丁のみである。修理報告書では施設のれんがは当時、吹上にあつた名古屋監獄で製造された囚人れんがを使用したとあり、1、2階で使用された規格が大きく胎土に小石を多量に含む一群のれんががこの囚人れんがにあたると考えられる。

この施設の東境の北側に長さ約20mのれんが塀があり、高さは約3mである。この塀の一部は名古屋控訴院地方裁判所区裁判所の改修工事に伴い解体修理されたが、ほとんどが当時の状況で現存している。築かれたのは名古屋控訴院地方裁判所区裁判所と同じ時期と思われる、塀は裁判所と同じドイツ積みで積まれている。塀の頂部はれんがの平の面を上にして笠木状に組まれている。その平の面には「一」、「ケ」、「へ」、「×」等の刻印がみられ、板ナデの痕跡が明確にのこる(写真22)。規格は221～225mm×104～107mm×58mmで裁判所庁舎の1、2階の外装のれんがとほぼ同じ寸法である。これから東境の塀も囚人れんがを用いた可能性が高い。

6. 愛知県内の発掘調査例

残念ながら県内で近代の遺構、遺物について記載している発掘調査報告書は極めて少なく、れんがについて記載しているものはさらに少ない。調査事例として豊橋市内の報告が2例である。

1. 西野石灰焼窯址⁽⁴⁷⁾

当遺跡は豊橋市の北東部、石巻本町内に所在する。石灰岩を原料として石灰を製造するための窯で、近世末から明治時代のもの、3基の発掘調査が行われている(図8、写真23、24)。1号窯の炉体部がれんが造りで、報告書では「小口と長手の面を内側に向けながら交互に重ねて

円形に積上げ」とあり、これによるとイギリス積みであり、目地には三和土を用いている。おなまの状態では計測が可能であったれんがが224丁出土しており、れんがの平均値が219mm×106mm×56mmのものである第I群と、平均値が224mm×109mm×50mmのものである第II群とに分かれる。さらに第II群は長さ×幅の相違で、1類、2類に分かれ、1類は長さ215mm程、幅103mmほどのもの、2類は長さ225mm程、幅110mmほどのものである。これらのれんがのうち、第I群のれんがの平の面に「東洋組西尾分局士族就産所」の刻印があるがみられた。平の面にみられる成形痕については、I群のれんがは平の面に縮緬状の皺を残すものが多くみられ、ナデ調整を残すものもみられるとあり、II群のれんがについても同様な傾向がみられる。窯の操業期間については3号窯、2号窯、1号窯の順で操業しており操業の開始は江戸時代末期と推定しており、明治33年(1900)には窯を閉じている。炉体部がれんがで築かれている1号窯は「東洋組西尾士族就産所」の刻印がみられ、同就産所は少なくとも明治15年(1882)から明治18年(1885)頃の明治10年代後半に操業していた。

2. 吉田城址(XV)⁽⁵⁰⁾

吉田城址は豊橋市街の北、豊川を北に臨む段丘の端部に位置する。調査地点は平成25年(2013)に行われた第43次調査と平成27年(2015)の2地点で各地点を各々A地点、B地点としている(図10)。共に吉田城内にある豊橋市美術博物館の北側に位置する。れんがが集中して出土したのはA地点のSX-1(大型土坑)の上層からであり、豊橋に駐屯していた歩兵第十八聯隊関連の遺構として位置付けている。報告書では刻印のあるもの14丁を記載しており規格は220mm～234mm×106mm～114mm×52mm～60mmであり、全てのれんがの平

の面に板ナデの成形痕がみられた。確認できた刻印は四角枠に「愛知東洋組刈谷分局製造之印」のものが2丁、四角枠に「東洋組西尾授産所」、四角枠に「カ七」が夫々1丁、四角枠に「片山」印の後に漢数字が続くものが10丁、漢数字は「壹」、「貳」、「十一」、「十二」、「十四」～「十九」が存在した(図12)。規格を比べてみると東洋組刈谷分局、西尾分局のれんがは「片山」印のあるれんがより長さ幅がやや小さいが、厚さに関して差異は大きくはなかった。前者は220mm～228mm×106mm～108mm×54mm～60mmであるのに対し、後者は222mm～234mm×103mm～114mm×52mm～58mmである。刻印にある東洋組刈谷分局は明治15年(1882)に創設され少なくとも明治20年代まではれんがを製造していたようで、それ以降、大野煉瓦工場が業務を引き継いだ⁽⁵²⁾。東洋組西尾分局は明治15年(1882)に創設され明治18年(1885)まで操業していた。「片山」印のれんがは碧南市にあった片山工場が製造したもので、明治26年(1893)に操業を開始し、大正13年(1924)には廃業している⁽⁵³⁾。れんがを含めその他の共伴出土陶磁器および絵図の解析によりこのSX-1は吉田城に歩兵第十八聯隊が駐屯を始めた明治18年(1885)の初期の頃に設けられ、明治40年(1907)には埋め立てられた、と報告書では記されている。れんが製造会社の操業時期を考えると、東洋組2分局のれんがは歩兵第十八聯隊関連の建築物が築造され始めた際に用いられたもので、片山工場のれんがはその後の建物の増築に用いられたものである可能性が高い⁽⁵⁴⁾。

7. 名古屋城二之丸出土のれんがの特徴

名古屋城二之丸で出土しているれんがの特徴をまとめてみると、

1. 胎土に小石を多量に含むものが多い。

2. 寸法は220mm前後×110mm前後×60mm以下であるものが多い。

3. 多くのものが平の部分に板ナデの痕跡を示し、機械成形の痕跡が残るものはわずかである。

4. 現在、確認されている刻印は5種類ある。以上の4点のことが言える。

4点のなかで特に規格、平に残る成形痕、刻印、そして刻印について考察を進めてみる。

(1) 規格と調整痕

大正14年(1925)に規定されたれんがのJES規格の寸法は210mm×100mm×60mmではあるが、それに比べると、名古屋城二之丸で出土しているれんがは長さが長く幅が広く厚さが薄いものが多い。一般的にれんがについては、古い時期のものほど長さが長く厚さは薄くなる傾向があるという⁽⁵⁵⁾。このことから二之丸で出土しているものはれんがのなかでも明治から大正初めに製造された古い様相を示していることになる。手抜き成形の痕跡である板ナデ痕についてみると、日本に機械成形が採用された最初期の事例は明治20年代である。しかし名古屋城周辺のれんが建築物である大正期に築造された好生館病院の北塀、名古屋控訴院地方裁判所区裁判所の庁舎中庭1、2階及び東塀のれんがをみると、いずれも平面に板ナデの痕跡が明確に残る。このことから、名古屋のれんがについては少なくとも大正期まで手抜き成形であり板ナデの痕跡が残るれんがが多数を占める。現時点では東海地域において、機械成形のれんがが主流になる時期については断定しがたい。横浜等で確認されているプレス成型のれんがについても東海地域では確認されていない。愛知県内では大正10年(1921)にプレス成形のれんが製造機が開発されている⁽⁵⁷⁾が、現在も操業を続けている岡田煉瓦製造所では、昭和8年(1933)にプレス式のれんが製造機を導入し生産を開始

している（写真25）。このように県内のれんが製造業会社がプレス式れんが製造機を本格的に導入し始めるのは昭和に入ってからだと思われる。機械成形もプレス式同様に昭和に入ってから普及したと考えられる。

(2) 刻印

二之丸で出土しているれんがの刻印は現在のところ、名古屋城二之丸庭園第1次～3次の調査で確認された「○」、「○」の中に「一」、井桁枠の中に「三」とその下に○、井桁枠の印と二之丸地区第1次、第2次試掘調査で出土した角枠内に「カ」の印の5種類である。角枠内に「カ」は責任印である可能性が高く、それ以外は製造会社の社印または社印と責任印を兼ねているものと考えられる。うち、意匠だけみると「○」、「○」の中に「一」の刻印は長崎県内等で類似しているものが見受けられるが、直接関係するとは考えづらく、製造会社が特定できない。井桁枠に「三」と下に○の刻印と井桁枠の印は明治前半以降、解散した東洋組刈谷分局を引き継いだ大野煉瓦工場の印であり、同様な井桁枠の刻印は半田の旧カプトビール工場（現半田赤レンガ建物）のれんがにもみられる。旧カプトビール工場のれんが建物は明治31年（1898）、丸三麦酒が建設したもので、その後、大正7年（1918）、大正10年（1921）に増築されている。井桁の枠に漢数字の刻印は創業時期の時からみられ、小判枠に「イ」の字と数字が入る刻印等の岡田煉瓦製造所のれんがも創業時の建物中のれんがに見られる。大正期の築造期になると、井桁の枠に漢数字の刻印のあるれんがのみになる。名古屋城二之丸で見られた井桁枠の中に「三」とその下に○の刻印は旧カプトビール工場のれんがには見られない。また、吉田城址の歩兵第十八聯隊関連の大型土坑SX-1には井桁枠の内に漢数字または井桁枠内に「三」とその下に○の刻印は見られず、四角枠内に片山

と漢数字、「東洋組西尾授産所」と「愛知東洋組刈谷分局製造之印」しか見られない。大野煉瓦工場は元々、東洋組の刈谷分局との関係が深く、刈谷藩の家老であった大野定が藩士の授産事業を条件にれんが工場の敷地を提供し自らも東洋組刈谷分局の経営に関わった。その後、分局の経営が行き詰まると、大野定の意志を引き継いだ大野介蔵が大野煉瓦工場を立ち上げて、引き続きれんが製造を行ったと思われる。「東洋組刈谷分局」の流れを組むれんがの刻印の変遷は、吉田城址、名古屋城二之丸、旧カプトビール工場の事例から図15に示したように「東洋組刈谷分局」印から「井桁内に三、その下に○」へ、そして「井桁内漢数字」に変わっていった可能性が考えられる。「東洋組刈谷分局」印が見られる一群を仮にA群、「井桁内に三、その下に○」と「井桁内漢数字」の刻印が混在する一群をB群、「井桁内漢数字」のみがみられる一群をC群とすると、吉田城の例や東洋組の操業期間からA群は明治15年（1882）頃以降であり、C群については旧カプトビール工場が竣工した明治31年（1898）頃には存在していた、と考えられる。B群については「井桁内に三、その下に○」の刻印のみを有するれんが建築物が現時点では確認されていない。しかしこの刻印については、東洋組刈谷分局が廃業した時期、則ち大野煉瓦工場が操業を開始した当初のれんがの刻印である可能性がある。その時期は同じ東洋組から西尾分局が分離する時期、明治19年（1886）と大きな時差はなく遅くとも明治20年代前半頃と考えられる。A群やC群の使用時期に注目すると、その他の刻印のあるれんがについては西野石灰窯跡、吉田城址で見られた「東洋組西尾分局」の印はA群と、名古屋城二之丸で見られた「○」、「○内に一」の印はB群と旧カプトビール工場の小判枠に漢数字の印はC群と共伴している。また大正11年

(1922) に竣工された旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所の1、2階および東堀の刻印については検討する点はまだ多いが、「へ」、「ケ」の印はイロハ順を示す責任印である可能性が高く、「ㄣ」は名古屋監獄で製造された囚人れんがである刻印の可能性が⁽⁶⁷⁾あろう。そうであれば、旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所の1、2階および東堀の刻印「ㄣ」は旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所の建設が始まる大正7年(1918)頃からみられC群に続くD群と捉えることができる⁽⁶⁸⁾。

(3) 課題

れんがの調査事例は極めて少ない。そのため、今回は名古屋城二之丸および豊橋市の発掘調査例、旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所、旧カプトビールの建築物の修理報告ならびに現存するれんが構造物等の数少ない事例から明治・大正期のれんがについてまとめてみた。板ナデの消失、代わって出現する縮緬状の痕跡の出現、すなわち手抜き成形ではなく機械成形の最早期事例東京近辺では転換期が明治20年代であるとされているが、少なくとも名古屋では大正に入っても板ナデの痕跡が残り、機械成形やプレス成形に代わる時期は昭和に入る可能性が高いことが判った。

またれんがの規格については大正14年(1925)に制定されたJES規格が名古屋周辺でいつ頃から定着するかに関しては、これまで確認した事例のれんが建築物は全てJES規格が制定された大正14年(1925)以前に建築されているため、それを知り得る調査事例が現時点ではない。今後、大正時代末から昭和にかけての東海地域における土木構造物を含むれんが構造物やれんが単材の調査を進める必要がある。

れんが個体の年代を知り得るには社印が最も有効である。但し、前記したように社印を残したれんがの割合は少ない。操業時期を確認する

のに有効な社印も、現時点では該当する当時のれんが製造会社の社印の全てを掌握しているわけではない。今のところ、名古屋においては図15で示したように東洋組刈谷分局系列の刻印の消滅や囚人れんがの出現で刻印の変遷の概要を捉えているのに過ぎない。今後は調査を進めることによってこれらの刻印と共存している刻印のれんが製造会社を特定し、その社歴を調査することで社印の使用時期の精度を高めていく必要がある。

また、愛知県内でれんが製造が開始されるのは明治11年(1878)頃、常滑の鯉江方寿によってである。名古屋城御深井丸に所在する乃木倉庫は明治13年(1880)には存在した。このような愛知県内でれんが製造が本格化する明治20年代以前のれんが建築物の一群を0群とする。0群に含まれる常滑の金島山の刻印のあるれんがについてはその供給先が極めて限られており、今後その実態を確認していく必要があろう。また乃木倉庫に関しては当初かられんが建築物であるとすると、その供給元が問題になってくる。使用したれんがは阪神または関東等の他地域から搬入されたものなのか、長崎、大阪、東京等の例のように地元の瓦職人によって焼成されたものなのか、それを知るためには乃木倉庫のれんが個体の調査が必要であらう。また明治13年(1880)の絵図には建築物の構造が記されておらず、新築当初はれんが建築物ではない可能性も残る。明治13年(1880)以降、れんが造りに代替えられた可能性も皆無ではない。

最後に名古屋城二之丸庭園第1次～第3次報告書にあるれんが基礎についてであるが、報告書ではイギリス積みでれんがが積まれていることから、建造時期を明治後半としている。基礎に伴うれんがをみると、平の面に板ナデの痕跡が残り、B、C群とした大野煉瓦工場が制作し

た「井枠内に三、その下に〇」や「井枠内漢数字」がみられる。このことから二之丸庭園で確認されたれんが建築物は明治20年代後半以降に築造された可能性が高い。その理由は明治24年(1891)に発生した濃尾地震ではなかろうか。建築物基礎を構成するれんがの刻印等から、その年代が明治20年代後半になると考えられることや、二之丸の近代の整地層から出土する多くの陶磁器類が前記した吉田城址のSX-1(図14)や大阪鎮台本営から出土している明治時代初めの陶磁器類と極めて酷似しているからである。二之丸にあった施設が地震で被災した結果、多量の陶磁器類が投棄され、明治時代初めの陶磁器を含む造成土で整地が行われ、鉄筋コンクリート建物が一般的になる以前の当時においては堅固とされたれんが基礎の建築物が築造されたのではなかろうか。

この稿をまとめるのに下記の方々にご多大のご協力を得た。特に水野信太郎先生からはれんがについて基礎的な知識や多大な情報をご教示して頂いた。文末ながら記して謝したい。(以下敬称略)

愛知県埋蔵文化財調査センター、一般社団法人赤煉瓦倶楽部半田、INAX ライブミュージアム、エスバシオエンタープライズ、岡田煉瓦製造所、経済産業省中部経済産業局、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター、豊橋市教育委員会、豊橋市文化財センター、名古屋市北土木事務所、名古屋市政資料館、名古屋市昭和土木事務所、半田赤レンガ建物、舞鶴市赤れんが博物館、石原雅章、井畠良太、今泉友宏、岩原剛、榎本晶子、大澤達人、大塚廣高、岡田敏夫、後藤泰男、小林久彦、近藤紀子、武部真木、永井宏之、馬場信雄、畑野桂、水野信太郎、村田泰利、矢野江美子

参考文献

- 横浜開港資料館 1985 『日本の赤煉瓦 1851-1923』
舞鶴市赤れんが博物館 1993 『赤れんが物語』
大阪歴史博物館 2006 『煉瓦のまち タイルの街—近代建築と都市の風景』
水野信太郎 2013 『日本煉瓦史の研究』
横浜都市発展記念館 2018 『横浜都市発展記念館 資料調査報告 横浜の近代考古資料』

註

- (1) 市澤峰雄他 2017 『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)～第3次(2015)』 名古屋市
- (2) 花本ゆき乃他 2020 『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第4次～第6次』 名古屋市
- (3) 佐藤公保他 2021 『名古屋城二之丸地区試掘調査報告書 第1次、第2次調査』 名古屋市
- (4) 歩六史編集委員会 1968 『歩兵第六聯隊歴史』 P107～P118 より。
- (5) 特別史跡名古屋城内の発掘調査は整備を前提とした調査であり、遺構検出面までの掘削に留める場合が多いため、遺構一括の出土遺物はほとんどない。表土や整地層から出土した遺物単体の集合体から、遺物の特徴を検証していくことになる。現時点ではれんがを包含する整地層から出土する陶磁器等の多くが明治時代前半のもものが多く傾向であることが判っている。近代の遺物に関しては研究途上であり、生産地側と消費地側からの今後、研究の積上げが必要であろう。
- (6) 「れんが」については明治以降、「煉瓦」・「煉化」と漢字表記され、「レンガ」とカタカナ表示される場合が多い。「れんが」については、村松貞次郎 1964 『日本科学史大系 第17巻 建築技術』の先行研究があるが、この稿では「れんが」とひらがな表記で記しておきたい。
- (7) 令和3年度実施された二之丸庭園の第9次調査で「ATK」と印刷された白れんがが数点出土している。また、近接している遺跡では志賀公園遺跡、名古屋城三之丸遺跡(水井宏之他 2001 『志賀公園遺跡』 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター、武部

- 真木他 2008『名古屋城三の丸遺跡 IV』公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センター)でもれんがの出土が報告されている。
- (8) 小口の面に刷印を打つ例は長崎で小菅ドック巻上機小屋(明治元年(1868))等にもみられる。
- (9) 社印とはれんがを製造した製造所、会社や集治監等を示し、責任印とはれんがを成形した担当者または彼らの班を示すとされ、水野が昭和期に提唱した。したがって明治大正期に製造所内で用いられていた呼称ではない。責任印には漢数字やイロハがあるいは○△□等意味不明な符丁が押される事例が多い。
- (10) 小林久彦他 2002『西野石灰焼窯跡』豊橋市教育委員会 P23 より。
- (11) 大高庄右衛門「煉瓦の形状に就いて」日本建築学会 1905『建築雑誌』
- (12) 工業規格統一調査会 日本標準規格 (JIS) 8号で公布。
- (13) 建物の角隅のれんがの積み方で、イギリス積み(図2-2)とオランダ積み(図2-3)に区別される。この稿では建物の角隅までれんがの状況を確認できないものは、便宜的にイギリス積みとしている。
- (14) ドイツ積みは小口積みともいう。
- (15) アメリカ積みの代表例として明治16年(1883)に建てられた京都市にある同志社大学構内の彰栄堂がある。
- (16) 考古学の観点からは藤原学 2008が「建築煉瓦の開始—長崎を中心に—」『月刊考古学ジャーナル 特集 煉瓦の生産と供給』№569において、長崎市の小菅ドック巻上機小屋のれんがは222mm×105mm×41mmで、特に厚さが薄いのが特徴で、長崎市内のその他の初期れんがが建築物のれんがの厚さは60mmのものも存在するが、37mmから40mm代のものが多い、と事例を報告している。
- (17) 大坂では明治2年(1869)、イギリス人ウォートルスの指導による大阪造幣寮の建造で明石と堺の瓦職人にれんがを焼成させ、堺のれんがが採用された。東京では明治5年(1872)には、同じくウォートルスの指導によって銀座の洋風建物のれんがが焼成された。
- (18) 水野信太郎 2013『日本煉瓦史の研究』P96～100より。
- (19) 愛知県教育委員会 2005『愛知県の近代化遺産』をみると、明治時代に建造され現存する県内(明治時に所在する他府県の建物は除く)のれんが建築物は24棟、大正時代のものは6棟である。
- (20) (18)と同じ。P106, P108, P109より。
- (21) 名古屋市 2000『新修名古屋史 第五巻』によると旧名古屋市内で死者190名、負傷者499名、全壊1261棟、半壊1603棟の被害がでた(P625)。また服部疑太郎 1973『明治・名古屋の顔』によると、「市内の建造物で(中略)半壊したものは(中略)師團司令部および兵営舎・名古屋城郭の石垣。」とある。P205より。
- (22) (18) P249より「煉瓦の原土と同様の土」を使った目地材料にのこと。
- (23) 明治20年代以降、れんがが建築物にみられる構法で床、壁頂部等の水平方向に帯鉄を垂直方向の鉄棒によって錠着させる方法。
- (24) 高橋弘一他 1989『重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎保存修理事務報告書』名古屋市
- (25) 以降、主にれんがは緑壁などの小規模な構造物の用材に使われるようになる。
- (26) 北海道立博物館蔵
- (27) 広島県竹原市吉名地区煉瓦製造所所蔵 (18)による。P176より。
- (28) (18)と同じ。P176, P177より。
- (29) (18)と同じ。P177, P180より。
- (30) 鹿児島県日置郡市来町の追田煉瓦では現在(平成の時点)でも手抜き成形を行っているという。(18)による。P176～P179より。
- (31) 粘土と砂を混ぜ捏ねる機械。
- (32) 経済産業省中部経済産業局の文書には明治から大正にかけて以下の愛知県内の土練機および土練機に関わる機器の登録実用新案、特許申請が記録されている。
- ・「土練機」
登録実用新案第18748号 明治43年(1910)
登録実用新案権者 原塚次郎
- ・「土練機」
登録実用新案第23594号 明治45年(1912)

- 登録実用新案権者 深谷武三
- ・「松下式砕土兼用土練機」
 - 特許第22964号 大正元年(1912)
 - 特許権者 松下草太郎
 - ・「大野式土練機」
 - 特許第30226号 大正5年(1916)
 - 特許権者 大野一造
 - ・「鈴木式土練機」
 - 登録実用新案第55564号 大正10年(1921)
 - 実用新案権者 鈴木利一
 - ・「井上式土練機」
 - 登録実用新案第56388号 大正10年(1921)
 - 実用新案権者 井上好兵衛
 - ・「木川式土練機」
 - 登録実用新案第61977号 大正10年(1921)
 - 実用新案権者 本田精一郎
 - ・「裁断式土練機」
 - 実用新案公告第823号 大正11年(1922)
 - 出願人考案者 角谷政治郎
 - ・「土練機」
 - 実用新案第17114号 大正13年(1924)
 - 出願人考案者 鈴木九八郎
 - ・「土練機」
 - 実用新案第出願公告第6836号 大正14年(1925)
 - 出願人考案者 龜山千代吉
 - ・「土練機混練用ナイフ」
 - 実用新案第出願公告第16460号 大正14年(1925)
 - 出願人考案者 大野一造 以上、11件
- (33) 経済産業省中部経済産業局の特許申請文書には県内のプレス成型の機器については以下の登録実用新案が記録されている。
- ・「煉瓦製造型機」
 - 登録実用新案第59455号 大正10年(1921)
 - 考案者 蟹井根松
 - ・「有溝煉瓦製造型機」
 - 登録実用新案第60822号 大正10年(1921)
 - 実用新案権者(考案者) 酒井官 以上、2件
- (32)、(33)については経済産業省中部経済産業局の村田泰利氏から多大な協力を得た。
- (34) (1)と同じ。
- (35) 修繕後、二之丸出土しているれんがに付着している接合剤はモルタルではなく、漆喰に少量のセメントを混入したものであり、その混入量の多少で白い目地と黒い目地に分かれ、この横でいう二之丸出土のれんがの「モルタル」は全てセメントの含有量の少ない白い目地に当たると、水野先生からご教示を受けた。
- (36) 愛知県教育委員会 2005「愛知県の近代化遺産」P257より。
内藤品 1995 「乃木倉庫調査報告書」
- (37) 瀬戸市蔵 1880「尾張国名古屋城郭図」に記載。また本号、朝日論考によると、宮内省「名古屋離宮沿革誌」大正15年(1926)には同建築物は明治12年(1879)に起工し明治13年(1880)に竣工した、との記録がある。
- (38) 服部証太郎 1973「私立病院 好生館物語」『明治・名古屋の顔』P215～P225より。
- (39) 水野信太郎・野口英一朗 1997「北河製品所の煉瓦造工場建築群」『産業遺産研究』第4号 P20より。
- (40) 愛知県教育委員会 2005「愛知県の近代化遺産」P225より。
- (41) 本町橋の調査については橋が国指定の特別史跡名古屋城内に所在するため、管理者である名古屋市北土木事務所と名古屋市教育委員会に届出を行い、調査を実施している。
- (42) (24)と同じ。
- (43) 名古屋市市政資料館、市政資料館の今泉友宏氏の協力による。また今泉氏には名古屋控訴院地方裁判所区裁判所修理工事に関する工事記録も拝見させて頂いた。
- (44) (18)と同じ。P82より。
- (45) (24)では「監獄製煉瓦」と記載している(P90)が、本稿では(18)の記載に従い、「四人れんが」とした。同じく(18)では名古屋控訴院地方裁判所区裁判所のれんが建物を建造するために名古屋監獄で四人れんが焼成した、としている。P110、P112より。
- (46) 名古屋市市政資料館が保管する工事記録による。
- (47) (10)と同じ。
- (48) 東洋組西尾分局は明治15年(1882)頃に操業を始め明

- 治 18 年 (1885) に東洋組から分離し天高会社を経て明治 19 年 (1886) に西尾土族生産所としてれんがを製造した。
- 西尾市 1978『西尾市史 近代四』より。
- (49) (10) と同じ。P29 より。
- (50) 岩原剛他 2017『吉田城址』豊橋市教育委員会
- (51) (50) より。歩兵第十八聯隊は明治 17 年 (1884) に創設されている。P58 ~ P63 より。
- (52) (18) の P105 および刈谷市 1978『刈谷市史 第 3 巻 近代』P21 より。
- (53) (50) と同じ。
- (54) 修稿後、豊橋市の小林氏から西野石炭焼窯址、吉田城址のれんがは機械成形後に平の両面に板ナデをおこなっているのではないかと、との情報を得た。
- (55) (18) と同じ。P325 より。
- (56) 横浜都市発展記念館 2018『横浜都市発展記念館 資料調査報告 横浜の近代考古資料』より、横浜等では明治初めにプレス成型のジュラルレンが製造されている。
- (57) (33) と同じ。
- (58) 岡田煉瓦製造所 1997『岡田煉瓦 100 年史』によると、岡田煉瓦製造所では昭和 3 年 (1928) に県知事から工場内に機械原動機増設変更の許可を得ており、昭和 8 年 (1933) にはハンドプレスによるれんが製造が始まっている。これらのから遅くとも岡田煉瓦製造所では昭和 3 年までには機械成形が始まっている、と思われる。
- (59) 水野信太郎 2001『国内煉瓦初印集成』産業遺産研究会『産業遺産研究』第 8 号 P54 P55 より。
- (60) (18) と同じ。P105 ~ P108 より。
- (61) 岡田煉瓦製造所 1997『岡田煉瓦 100 年史』
- (62) (61) と同じ。名古屋大学・半田市 1997『田カブトビール半田工場 構造調査・診断報告』では創建時の井桁枠に漢数字の刻印れんがが大正期に改修された時に積みなおされた可能性を示唆している。
- (63) (58) と同じ。
- (64) 刈谷市 1993『刈谷市史 第 3 巻 近代』の P21 より。
- (65) A、B、C の各群のれんがは製造元が操業を停止した後も、わずかながら流通し各群が重複して存在すると考える。特に B 群の中の「井桁内に三、その下に〇」の刻印に関しては現時点でこの刻印あるれんがのみでなるれんがは建築物が確認されていないこともあり、いつ頃から出現したかは不詳であるが、この刻印のみがみられるのは大野煉瓦工場が東洋組刈谷分局から分離し操業を開始始めた極短い時期と思われる。
- (66) 東洋組刈谷分局が操業を停止した時期については明確な記載はなく東洋組から西尾分局が分離した明治 20 年前半代には実質上、営業を停止していたと考えられる。
- (67) 名古屋市昭と土木事務所の榎木晶子、大塚廣高両氏のご協力によって吹上ホール野球場の改修工事で採取したれんがを入手することができた。採取地点から名古屋監獄の獄舎のれんがであることは相違なく、規格は 223mm × 110mm × 53mm で橙色を呈し刻印はなく、平の面に板ナデを残す。今後因れんがを考えるなかで貴重な資料となろう。
- (68) 東京でも板ナデの痕跡が残るれんがは大正までみられる事例が報告されている。
- (69) (58) と同じ。
- (70) 公益財団法人瀬戸市文化振興財団 2021『文明開化とせとやき—近代前期の瀬戸窯と美濃窯』

《Title》

On the Bricks unearthed in the Ninomaru of Nagoya Castle

《Keyword》

Rwd Beick, Handmade bricks, Machine-made bricks, Nobi Earthquake, The Toyo group, Ono brick factory, Great Kanto Earthquake

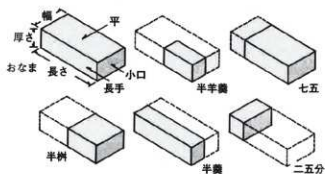


図1 れんがの名称 (註18より、一部加筆)



図2 れんがの積み方 (横浜開港資料館『日本の赤煉瓦 1851-1923』より)



写真1 「尾張金山」(註18より)



写真2 手抜き成形 (註18より)



写真3 板ナデの痕跡

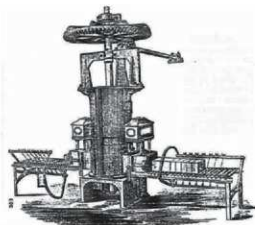


図3 機械抜き成形の機器 (註18より)



写真4 機械抜きの痕跡



図4 名古屋城二之丸れんが基礎 (註1より)



写真 5-1



写真 5-2

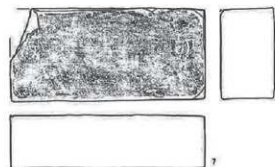


写真 5-3

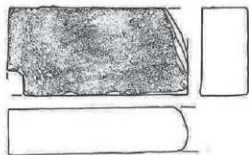


写真 5-4

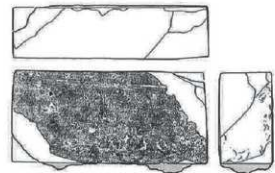
写真 5-1～5 (註 1 より)



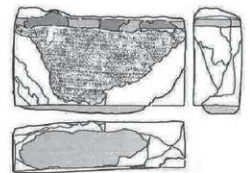
1



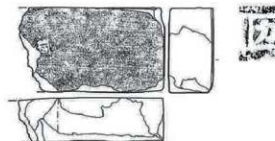
2



3



4



5

0 10cm

図 5 名古屋城二之丸出土れんが (註 3 より)

図 6 名古屋城内および周辺れんが構造物

A: 乃木倉庫 B: 旧好生館病院北壁

C: 旧第三師団南壁 D: 本町橋

E: 旧名古屋控訴地方裁判所区裁判所





写真6 乃木倉庫



写真7 通気口



写真8 床下 (水野信太郎氏提供)



図7 旧好生館建物配置
 (服部証太郎『明治・名古屋の顔』1973より)



写真9 旧好生館北壁



写真10 れんが壁近景



写真11 旧第三師団南壁



写真12 南壁上部



写真13 れんが壁近景



写真14 本町橋橋柱



写真15 本町橋全景



写真16 橋脚天井



写真 17 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所（現名古屋市市政資料館）



写真 18 東壁



写真 19 中庭1～3階れんが



写真 20 中庭3階のれんがの刻印



写真 21 東壁頂部



写真 22 東壁刻印

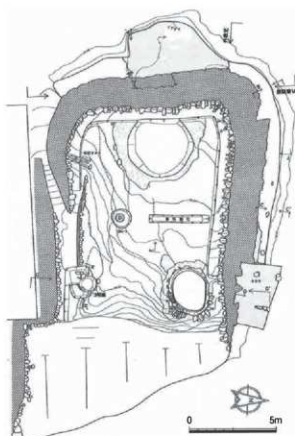


図8 西野石灰焼窯址（註10より）

表1 市政資料館保管レンガ一覧

№	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	経緯(平の面)	粘土	その他
1	204	95	50	ワイヤーの裏	綿密、小石含まず	○に「(A)の印 『北州博覧会』 1773(1918)創立 347(1972)落成地
2	230	100	50	ワイヤーの裏	小石混入	
3	200	100	51	襦ナデ		
4	(130)	(91)	(36)	襦ナデ	小石、シャモット多量に含む	
5	225	108	59	襦ナデ	小石、シャモット多量に含む	
6	(161)	104	55	襦ナデ	小石、シャモット多量に含む	
7	(108)	107	58	襦ナデ		
8	(104)	110	56	不明		
9	(38)	103	60	不明	小石多量に含む	



写真 23 西野石灰焼窯址（註10より）



写真 24 西野石灰焼窯址 1号窯 (註 10 より)

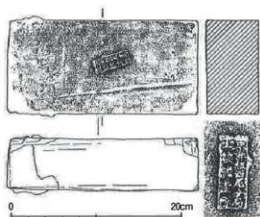


図 9 西野石灰焼窯址 刻印れんが (註 10 より)

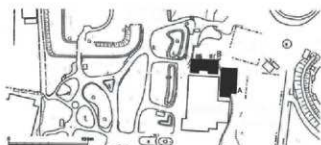


図 10 吉田城址調査地点 (註 50 より)

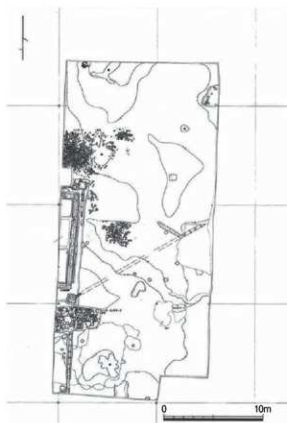


図 11 吉田城址 SX-1 (註 50 より)

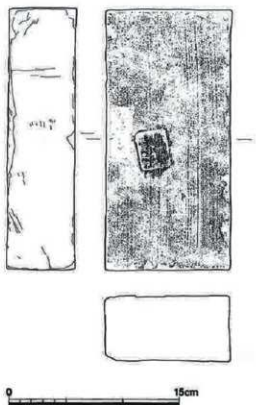


図 12 吉田城址出土れんが (註 50 より)

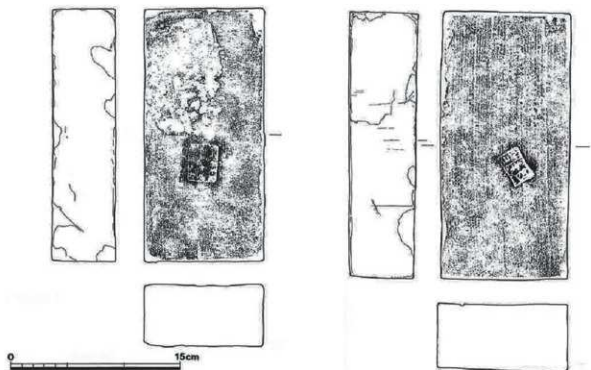


図13 吉田城址出土れんが(註50より)

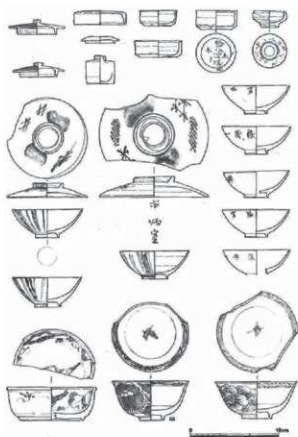










図14 吉田城址SX-1出土れんが共伴陶磁器(註50より)



写真25 岡田煉瓦工場プレス式れんが製造機
(半田赤レンガ建物 協力)

	0群	A群	B群	C群	D群	
建造物	尾張	・乃木倉庫(～1880)	・第三師団司令部(1886)	・名古屋城二之丸庭園れんが建物	・カプトビール工場(1898) ・本町織(1911)	・好生館病院北棟(1913～) ・カプトビール工場2次3次増築(1918, 21) ・名古屋控訴院地方裁判所区裁判所(1922)
	三河		・西野石炭焼1号窯(1882～1885) ・第十八師団(吉田城址)関連遺構(1872～)	・第十八師団(吉田城址)関連遺構(～1892)		
事象 連系 列の 刻印 と 関連	・「尾張倉高山」(1878) ・家屋・大塚のれんが? ・地元の瓦屋が焼成したれんが?	・東洋館の成立(1882頃) ・「東洋館西尾分局土庫収容所」(西野石炭焼1号窯) ・西尾分局の分離独立(1892)	・角枠に「片山」と漢数字「第十八師団」	・小判枠に漢数字「日」の丸にイロハ(カプトビール工場)	・因八れんがの製造「一」の新印(増新館)	
刻印						
東洋館の洋 新館 印列 と各 關分 連系		・東洋館の成立(1882頃) ・「愛知東洋館刈谷分局製造印」(第十八師団)	・大野健五工場が東洋館刈谷分局の経営を継承(1897頃?) ・井桁枠内に「三」の下に○印。 井桁枠の刻印(二之丸)	・井桁枠内に漢数字(カプトビール工場)	・井桁枠内に漢数字(カプトビール工場)	
刻印						
の積 込み 連方 ・目 地・ 規格 等	・フランス積み(明治10年代まで) ・平の設置、板ナデ ・とろ目地、段目目地主体	・イギリス積み(明治20年代以降)主型 ・機械成形の導入(全国的傾向) ・産地地覆の発生(1891)	・ドイツ積みの導入(明治20年代後半以降) ・溝壁にセメントモルタルを置けた 目地が主体		・関東大震災の発生(1923) ・JES規格の制定(1925)	・溝内で機械成形、プレス成形が主体となる(?) ・れんがが構造材から外装材へ ・外装材もタイルが主体となる
想 定 期	明治元年～ 明治10年代前半	～明治20年代前半	明治20年代後半～	明治30年代～	大正初め?～	昭和～

刻印の形名、及び写真については註1、註10、註18、註19および本野健太郎氏、岡田健五製造所提供のものを使用。

図 15 東洋館刈谷分局系れんが刻印変遷試案

〈研究ノート〉

近世尾張地域の軒平・軒棧瓦に関する情報整理—文様編年について—

濱崎 健

キーワード

東海式 軒平瓦 軒棧瓦 文様 名古屋城三の丸遺跡 尾張藩廻町邸跡 尾張藩徳川家上屋敷跡遺跡 犬山城 富部神社

はじめに

東海地方では古くから窯業が盛んであり、現在でも陶磁器などの日常什器のほか三州瓦やタイルなど生産品を変えながらも存続している。名古屋城で発掘調査を実施すると出土遺物の多くが瓦であり、東海地方で生産された瓦である。東海地方で生産された瓦は地元での使用にとどまらず、江戸にも運び込まれ利用されていた。そのため江戸城下町遺跡の発掘調査でも東海地方で生産された瓦が出土している。特に尾張藩の屋敷である市谷邸や尾張藩廻町邸跡の発掘調査では、江戸で生産された瓦と東海地方で生産された瓦が両方出土していることから、尾張藩が屋敷で使用する瓦を江戸と国元の尾張で揃えていたことがわかっている。

東海地方の瓦の特徴として、胎土に砂粒を含んでおり色調は白色ないし灰白色を呈している。また特に軒平瓦と軒棧瓦の成形技法の特徴として、瓦当部分に強いナデ調整が入ることが挙げられる。さらに文様の中心飾りに、樹枝および点珠からなる花紋を持つことが挙げられる。これは江戸や大阪の瓦文様とは異なる東海地方特有のものであり、詳細は後述するが、金子智氏の成果（金子1994および金子2003）により江戸城下町遺跡の調査では「東海式」と呼ばれる一群で分類され、認知されている。しかし名古屋城内の発掘調査や名古屋城三の丸遺跡の発掘調査により「東海式」の分類基準と異なる文様がいくつか確認されている。それらは梶原氏によりまとまった文様として系列が示されており（梶原2017）、山崎信二氏によりある程

度瓦の年代が示されている（山崎2008）。しかし梶原氏と山崎氏の成果は16世紀後半頃や17世紀代に比定される、近世初めの時期に焦点があてられており、金子氏の成果への変遷がうまく提示できていない。そのため「東海式」と分類できる文様の成立時期など、定かでない部分が存在する。そこで今回名古屋城の時期にあたる軒平・軒棧瓦の文様について、一部資料を追加しつつ、編年の試案を提示したい。

なお本稿では、近世尾張地域で確認できる瓦を対象とし、金子氏の提示した分類基準（金子2003）に該当する文様については「東海式」と呼称する。それ以外の文様は梶原氏が（梶原2017）で提示した文様名称を用いる。すなわち中心飾りがある一定の位置から三方向ないし五方向に半円状に展開する様相を見せる文様を三子葉・五子葉文系。中心飾りがある一点から三方向に半円状に展開し、瓦当上面に近づくときさらに三方向に枝分かれ状に展開する様相を見せる文様を先端三叉状三子葉文系。中心飾りがある位置から三方向ないし二方向に曲線の軌跡を描きながら展開し、瓦当上面に近づくとき先が細く鋭くなる様相を見せる先端剣菱状三子葉文系。3単位以上の複数の唐草を持ち、中心飾りが単線あるいは一点から半円状に広がる様相を見せる三子葉萼文系。くびれを持った唐草を4単位程度持ち、中央飾りに唐草を組み合わせ風車状に回転させたあるいは花冠を放射状に展開した文様を風車状五子葉文系と呼称する。

1 研究史の整理

(1) 名古屋城三の丸遺跡における試み

「東海式」の瓦は様々な遺跡で出土しており、編年に必要な資料が増えつつある。名古屋城三の丸遺跡第4・5次の調査（服部ほか1994b）では2740個体の瓦が出土しており、大別し

て燻瓦と鉄軸陶器瓦²²の2種類が確認されている。これらは名古屋城三の丸遺跡内に存在したとされる御霊屋に葺かれた瓦とされている。服部哲也氏は出土したこれらの軒棧瓦の文様を13形式に分類し、鉄軸陶器瓦は4形式の5種、燻瓦は13形式33種に細分した。そして中心飾りの変遷傾向と唐草部分にくびれを持つ文様が延享年間(1744～1748)に出現し天明年間(1781～1789)に流行する可能性を指摘した。

(2) 尾張藩麹町邸における瓦様相について

江戸城下町遺跡で出土した東海地方の瓦については、金子智氏による文様分類が試みられている。金子氏は東京都千代田区尾張藩麹町邸跡の発掘調査で出土した軒平瓦・軒棧瓦の文様を「江戸式」・「大坂式」・「東海式」とそれ以外の文様に4種類に分類し、江戸遺跡に運び込まれた瓦の文様の傾向を検討したうえで、同遺跡における瓦の変遷(図1)を示した(金子ほか1994)。その後東京駅八重洲北口遺跡の発掘調査(金子ほか2003)にて、東海地方で生産されたと思われる瓦が、図2で提示した種類確認された。また文様分類基準が改めて提示され(図3)、現在でも江戸遺跡における近世瓦の分類指標として利用されている。この中で「東海式」の瓦は、図3でC種と示した一群、すなわち「尾張・三河・伊勢などの瓦産地で、主要な文様として樹枝および珠文から成る中心飾り」を特徴とする均整唐草紋をもち、中心飾りと唐草上下2反転で構成され、胎土は明灰色あるいは、白色に近い灰白色を呈する一群²³と定義づけられた。

(3) 山崎氏による編年の策定

瓦の編年は山崎信二氏による試みがされており、各県・地方における瓦の資料を取り上げながら各地の瓦の様相を示した(山崎2008)。その中で愛知県瓦については、清洲城及び名古屋城から出土した瓦をそれぞれの関連遺跡と比較しながら、近世Ⅱ期(1582～1591)から近

世Ⅷ期(1765～1800)の変遷を記載した。その内名古屋城の瓦は近世Ⅳ期(1615～1657)から近世Ⅷ期(1765～1800)に該当するものとして設定した(図4)。

(4) 梶原氏の整理

梶原義実氏は愛知県の瓦生産とその流通についてまとめた(梶原2017)。尾張地域の織豊期から近世前半の瓦について、清洲城下町遺跡の瓦にコビキAのみが認められる期間(1576～1582)と、コビキAとコビキBが確認される期間、コビキBのみが確認される「清洲越」を下限とする期間(～1610-15)があることを示した。また大山城の瓦に、清洲城と同範・同文関係の瓦と、名古屋城三の丸遺跡と同範・同文関係が確認できる瓦があることを示し、山崎氏の編年に資料を追加し、文様の変遷を示した(図5)。さらにこの際、名古屋城三の丸遺跡の瓦文様について、先端三叉状三子葉系、三子葉・五子葉文系、三子葉萼文系、風車状五子葉系、東海式の5種を示した。

2 文様の分析

(1) 分析方法

ここまで服部氏、金子氏、山崎氏、梶原氏の成果を紹介した。

服部氏により、同時に出土した紀年銘資料とともに、軒平・軒棧瓦文様の年代が言及された。金子氏により、江戸遺跡で出土する瓦の傾向を分析する上で有効な基準が示された。山崎氏により、近世期における愛知県の瓦変遷が総括されるに至った。梶原氏により、山崎氏の成果の追記と金子氏の提示した「東海式」を除いた文様体系の整理が行われた。そのためこれらの成果を総括すると、概ね資料や成果が揃いつつある状況にある。

本章では山崎氏の編年における近世Ⅳ期から近世Ⅷ期、名古屋城の時期とされる1600年か

ら1860年程度の時期に比定される瓦を対象として、瓦の年代観から時期ごとの文様の変遷を分析していきたい。

(2)「東海式」成立以前の文様変遷について

まずは17世紀の様相について述べる。17世紀は山崎氏の近世IV期・近世V期・近世VI期の一部が該当している。17世紀の初頭は「清洲越」の時期であるため、基本的な文様体系は清洲城の延長に位置する。ただし清洲城の瓦がそのまま名古屋城へ伝わったわけではなく、梶原氏が述べているように、清洲城から犬山城への技術者移動を経てから名古屋城への技術者移動が開始されるため、清洲城で多く確認された三角文系・桐文系の文様が犬山城と名古屋城の双方で確認されていない、先端三又状三子葉系と先端剣菱三子葉系の変化などの変遷が確認できる(梶原2017)。そのため山崎氏の提示した近世IV期に設定した瓦の内、名古屋城で用いられた瓦文様は、三子葉・五子葉文系(図6①)、先端剣菱状三子葉文系(図6③)、先端三又状三子葉文系(図6④)の3系統が存在していたと考えられる。このうち三子葉・五子葉文系は愛知県あま市基目寺三重塔の例から17世紀第1四半期頃の文様(図6⑤)が確認できる。他に先端剣菱状三子葉文系と思われる文様を持った緑釉瓦(図6⑦)が愛知県瀬戸市穴田窯にて確認されている。ここで確認された瓦は燻瓦ではないが、少なくとも17世紀中葉頃まで先端剣菱状三子葉文系を用いた瓦の生産が行われたと推測される。他文様については途中の変遷が不明な状況ながら、17世紀中葉頃まで継続して生産されたものと推測する。

17世紀中葉以降の年代について、山崎氏は近世V期として1657年から1682年の年代を設定し、名古屋城三の丸遺跡で出土した瓦をその年代の資料とした(山崎2008)。梶原氏はその年代に設定された文様を三子葉文系として系

列化し、その変遷を提示した(梶原2017)。山崎氏によるとこの文様は駿府城の瓦を祖型に持ちそこに大坂式の様相が入っていったとしている。そして時期が新しくなるにつれて、中心三子葉文の中央部分が単線から徐々に分離したのになり、唐草紋が複雑に組み合わせられて反転回数が多くなる特徴を持つとした(山崎2008)。三子葉文系系はその後登場する風車状五子葉文系(図6⑩)と「東海式」(図6⑫)の祖型となり、三子葉文系の簡略化が進行した結果、この2種の文様が成立すると思われる。ただしこの文様の出現時期については、検討が必要であると思われる。というのも駿府城の時期について記すと、慶長12年(1607)に公儀普請が開始され、その後火災で焼失し寛永15年(1638)に再建が行われたとされている。そのため三子葉文系系が出現し始める上限年代が古くなる可能性がある。同様の可能性を指摘する例として、慶長11年(1606)に建設されたとされる名古屋市南区に位置する富部神社では、名古屋城三の丸遺跡で出土した図6①と同じ文様の瓦に加え、三子葉文系文様に似た唐草文様が複数組み合わせられ反転回数が多い瓦(図6②)が確認されている。富部神社では屋根修理が複数回記録されており、鬼瓦の取り換えなどが実施されている。そのため後世に瓦の入れ替えが行われた可能性は否定できない。しかし記録上最初の屋根修理が実施されたのは貞享4年(1687)で、三子葉文系系が出現し始めたこととされる山崎氏の編年における近世V期の年代観からは外れてしまう。また仮にこの瓦がその時期の三子葉文系系文様の文様であると仮定しても、時期が新しくなるにつれて簡易的な表現になっている文様が、この瓦のみ写実的な変化を起こしていることになり、型式学的な変化としては考えにくい。この瓦は清洲城下町遺跡や犬山城では確認されていないため、富部神社の建設時期に現れた文様

である可能性が高い。この二つの事例から、三子葉文系の出現時期は山崎氏の編年より古くなるものと思われる。三子葉文系の年代変遷を厳格に提示できる資料はなく、推測が多い状況だが、三子葉文系の用いられた時期を17世紀初めから17世紀後葉頃と仮定すると、文様変遷として、富部神社で確認された文様(図6②)が富部神社の建設時期にあたる17世紀初頭頃、名古屋城三の丸遺跡と駿府城で確認された文様(図6⑥)を駿府城の再建時期に合わせて17世紀第1四半期頃、名古屋城三の丸遺跡と甚目寺で確認された文様(図6⑧)が17世紀中葉頃、名古屋城三の丸遺跡Ⅶ(鈴木ほか2005)で確認された文様(図6⑨)を経て、名古屋城三の丸遺跡Ⅳ(川井ほか1993)および名古屋城三の丸遺跡第4次・5次(服部ほか1994b)で確認された文様(図6⑩)が17世紀第3四半期頃にあたり変遷していくものと推測する。

17世紀末から18世紀初めにかけての様相は梶原氏が風車状五子葉文系とした文様(図6⑪)と、「東海式」に分類可能な三子葉文と列天文を組み合わせた文様(図6⑫)が存在する。

前者は犬山城にてH151型式と分類されたもの(図5に掲載)や、尾張藩上屋敷跡遺跡、名古屋城三の丸遺跡などで確認されており、後の「東海式」瓦の2反転唐草で用いられるくびれを持った唐草が用いられている。また中央飾り部分は風車だけでなく、尾張藩麹町邸跡で見られるような五弁花状のもの(図6⑬内の左側)になる場合があるなど他の文様パターンも存在している。これらの文様は尾張藩麹町邸跡の調査にて提示された年代観からも18世紀以前とされているため、風車状五子葉文系が出現する年代と同時期にあたりと想定される。そのため風車状五子葉文系として系列化したうえで、出現時期としては三子葉文系より後の時期17

世紀後葉以降18世紀初頭程度の年代を推定するのが適切であると思われる。

後者については犬山城でH151型式と同時期の群として分類されたH321型式・H322型式・H323型式(図6⑭内左からH321型式・H322型式・H323型式)が挙げられる。犬山城内で確認されたH151型式・H321型式・H322型式・H323型式の瓦にはハナレ砂がわずかにみられる特徴を有している。これ以降の時代にはハナレ砂がみられなくなることから、生産技法が変化しているといえる。そのためH321型式・H322型式・H323型式の3つの瓦はH151型式すなわち風車状五子葉文系と同時期の瓦であると推測される。このH321型式・H322型式・H323型式の瓦は「東海式」として分類できる瓦としては現状最も古く、「東海式」文様の成立時期に近い文様と考えられる。H321型式と同文の瓦は名古屋城三の丸遺跡(川井ほか1993)におけるSK210号遺構で出土している。ただしこの遺構の廃絶時期は19世紀中葉頃であり、犬山城の資料も表採遺物であるため、出土資料として年代を提示できていない状況である。全体的に17世紀から18世紀にかけての年代を確実に提示できる瓦は資料量が乏しく、「東海式」の成立時期について具体的な年代を示すことはできていない。山崎氏は近世Ⅵ期を1682年から1724年までとして設定した。しかし犬山城で見られる瓦にはハナレ砂がわずかにみられるが、後述する1723年に建立されたとされる光明寺鐘樓門の瓦はハナレ砂がみられない瓦であるため、生産技法の変化が近世Ⅵ期内で発生している。文様も「東海式」として認識できる文様となっていることから、同時期区分の資料として取り扱わずに、17世紀の後葉から18世紀初頭程度の年代までの時期とそれ以降の時期で分けた時期区分を行うのが適切ではないだろう。

そこで1600年から1700年までの時期の文様変遷を図6で提示する。

(3)「東海式」成立以降の文様変遷について

18世紀は「東海式」が本格的に供給される時期となる。

18世紀第1四半期頃にあたる資料としては、名古屋城三の丸遺跡第4・5次（服部ほか1994b）で出土した資料（図7①）と愛知県あま市光明寺鐘樓門の軒平瓦（6）（図7②）が挙げられる。山崎氏は尾張徳川家上屋敷Ⅶ（伊藤ほか2001）の資料（図7③）を1710年代、光明寺鐘樓門の資料（図7④）を1730年代と位置付けている（山崎2008）。これらの資料にはハナレ砂が用いられていないことから、前述した犬山城の瓦（図6⑫）よりも新しいものと思われる。また光明寺鐘樓門の軒平瓦は同文様の軒棧瓦が尾張藩麹町邸跡や尾張藩徳川家上屋敷跡遺跡などで出土している（図7④）。そのため、延宝2年（1674）に近江の瓦師西村半兵衛が開発した棧瓦は、延享2年（1745）に町屋での使用が名古屋城下で許可されるようになるので、少なくともその時期まで同様の文様が続いたことが想定される。尾張地域ではこの延享2年（1745）を境にして、瓦の需要が増大することが想定される。軒平瓦の文様と同文様の軒棧瓦が出土しているのは、同じ文様を継続して用いることで需要増に対応した結果、生じた状況であると思われる。図7①や図7②の唐草文様を比較すると、風車状五子葉文系の影響を受けたと思われる3つの唐草を用いている文様と、二対の唐草を用いている文様がみられる、といったように唐草文様の配置は一定でない。中心飾りについては金子氏が（金子2004）で示した分類基準（図3）に従うと、図7①の瓦は一つの樹枝に三つの天珠のみを用いたⅢ類の中心飾りを持ち、図7②の瓦は三つの樹枝に天珠がそれぞれ付属したⅠ₁・Ⅰ₂類のような中心飾りが

みられることになる。これらの中心飾りはいずれも樹枝と天珠を用いる文様で、この時期以降の尾張地域で生産された軒平・軒棧瓦の主流となる。

18世紀中葉以降から18世紀第3四半期頃の資料は最も数量が多く、名古屋城三の丸遺跡にて服部氏が延享年間（1744～1748）の瓦（図7⑤）・天明年間（1781～1789）の瓦（図7⑧）と位置づけた成果（服部ほか1994b）、それらの間に位置する尾張藩麹町邸跡の成果（金子ほか1994）（図7⑥）、光明寺の瓦（図7⑦）が当てはまる。服部氏の成果は、尾張藩麹町邸跡（金子ほか1994）や尾張徳川家上屋敷遺跡（伊藤ほか2001）の調査で出土した瓦と比較しても、それぞれの遺跡の同時期に同文様の瓦が確認できることから、正確性の高い成果と言える。尾張藩麹町邸の瓦については、図1の第3段階に位置づけられた瓦が名古屋城三の丸遺跡にて延享年間と位置づけられた時期の瓦（図7⑤）と様相と合致している。また図1の第5段階の瓦は名古屋城三の丸遺跡にて天明年間とされた瓦（図7⑧）と同様の様相を示している。そのため山崎氏は図1の第4段階の瓦に対して細分を行い、くびれの持たない瓦を1750年代、くびれの持つ瓦を1760～1770年代と位置付けた。また光明寺の瓦についても、図7⑦の瓦を1760～1770年代とし、図7⑨の資料を1790年代とした（山崎2008）。このように18世紀の中葉以降の瓦は文様の画一化がさらに進み、文様構成は中心飾りと唐草が上下する文様に移る傾向を示す。そのため金子氏の文様分類（図8）におけるC種のバリエーションの項目で示された文様配列が多くなる。また服部氏が示したように、天明年間以降瓦の唐草にくびれを持つ文様が増加する（服部ほか1994b）。

19世紀にはいと、文様以外の変化として、19世紀以降から産地や生産者の情報が記

された角印が押される瓦が出現するようになる。技術的にも棧瓦に瓦の反りに対して平行に複数の条線が施されたものが出現するなど変化がみられるようになる。文様としては中心飾りが大型化し、文様の構成部位がそれぞれ分離し接続しなくなる、あるいは逆に接続するようになるものが多くなる。また軒丸部の周縁が広がり、巴文が縮小して尾が短くなる傾向を示すようになる。資料としては尾張藩徳川家上屋敷跡Ⅶの資料が挙げられ(図7⑫)、丸瓦部文様である巴文が縮小している様相が確認できる。この資料は出土状況としても近代初頭の遺物と共伴していることから、19世紀代以降近代初頭までの年代にあたる資料である可能性が高い。光明寺の資料は先述した図7⑨の段階で、第2唐草の反転が急激に立ち上がるようになり、くびれが天明年間のものよりも多く、唐草と中心飾りの間隔が短くなる様相が確認されている。山崎氏は1800年以降1850年までの資料としても光明寺の瓦(図7⑩)を取り上げている(山崎2008)。金子氏の主張に従うと、この瓦には角印がおさされていることから19世紀以降の瓦と思われる。文様の特徴として、前述した唐草が中心飾りと繋がり単線で結ばれるようになる様相が確認できる。逆に文様を構成している部位が分離していくものとしては尾張元興寺跡8次調査の資料(図7⑪)が挙げられ、唐草のくびれ部分が分離しかかっており、わずかに単線でつながっている様相が確認できる。

19世紀第3四半期頃にあたる資料には尾張藩廻町邸跡の瓦(図7⑬)と尾張藩吉田屋敷跡の瓦(図7⑭)が該当する。尾張藩廻町邸では近代時期に比定される遺構が一部確認されており、そこで確認された図7⑬の資料は19世紀中葉以降から近代の時期に該当する瓦と思われる。唐草の線が短くなり、中心飾りもそれぞれの樹枝部分が大きく離れる様相のものと、光明

寺の瓦(図7⑩)に近い中心飾りと単線で結ばれる程接近しながら、くびれ部分が少なく分離が進んでいる様相の瓦が確認できる。尾張藩吉田屋敷跡は文久3年(1863)に立てられたとされている屋敷で、そこで確認された瓦は唐草が完全に分離し、くびれが矮小化する様相が確認されている。

この二つの瓦の存在から近代以降も「東海式」の文様が継続していくと思われるが、それ以外にも、文様区画だけ残されつつ文様自体は無文である瓦や、万十と呼ばれる文様区画すら残らない完全な無文の瓦が出現するようになる。それらの出現時期については不明であるが、近代以降の出現と考えられる。そのためこの二種類の瓦は今回取り上げないものとする。

以上を踏まえ18世紀から19世紀第3四半期までの成果をまとめると、図7のように提示できる。情報の偏りがあることは否めないが、現在までの成果を踏襲しつつまとめたものであり、今後も資料の増加などがなされ次第拡充を試みていきたい。

3 おわりに

最後に尾張地域の瓦の研究課題点をいくつか言及しておく。まずは東京駅八重洲北口遺跡で金子氏が示した52種類の文様(図2)の大部分の時期が不明であるという点。編年可能な資料が少ないこともその一因であるが、近世瓦自体の変化が少なく瓦自体が長い耐用年数を持っているために、古い建物などでも新しい時期の瓦と古い時期の瓦が混ざりあう状況が確認される。また廃棄されるタイミングも建物が壊されるなどの一括廃棄が多く、陶磁器のように年代判別として用いるのは不正確な資料である。

次に「東海式」文様について具体的な成立年代・成立契機が不明である。これまでのまとめから「東海式」文様が成立したのは17世紀後

葉から18世紀初期にかけての時期であると思われる。しかしその過渡期と思われる犬山城の瓦は、表採遺物のため、それ以上の詳細な年代は未だ提示できていない。「東海式」文様の成立契機は瓦需要の増加があると思われるが、尾張国・伊勢国・三河国と生産地が3国に跨っていることから、それぞれの地域ごとに文様が独自化していても不思議ではない。しかし実際にはそれぞれの地域で「東海式」文様となるような、統一規格を作成して瓦を生産している。また「東海式」文様を統一規格として考えた場合、東海で生産された瓦の中に「大坂式」と同様の文様がみられるなど、「大坂式」文様が東海地方で生産される事象が発生している。なぜそのような傾向がみられるのかも考える必要がある。

最後に東海の近世瓦に対しては明瞭な生産地が発掘調査にて確認されていないため、文献の成果を実証することができていない問題もある。そのため陶磁器類と異なり、瓦は胎土による産地特定が困難である。また全体的に近世瓦を対象にした分析はあまり実施されておらず、製作技法や文様などから「東海式」のようなまとまりで提示されているのが現状である。文献上の生産地は5つの地域に絞られているものの、具体的な場所の特定や胎土との結び付けには至っていない。特に伊勢地域の瓦について考える場合、桑名城下町、松坂城下町などの伊勢国周辺との関係性についても検討が必要である。その上流通範囲は東海地方周辺に留まらず、江戸遺跡に運ばれるほど広域で使用されているので、より広域の交流を検討することも必要だろう。

今回は名古屋城の時期における軒平・軒杖瓦の文様変遷をまとめることを目的としたが、まだ課題点が多く存在しており途上段階にある。名古屋城の発掘調査では、出土遺物の多くが瓦

であるため、今後も資料の増加が見込まれる。当面はその成果を積みかさねることで、名古屋城の出土傾向を整理してまとめていき、他遺跡との比較検討が積み重ねられることが必要であると考えている。最後に末筆になるが今回は文様の変遷を論の一つとすることを目的としたため、用意した図版は全て縮尺任意となっている。ご容赦いただきたい。

註

- (1) 瓦の生産地については岡村弘子氏が名古屋城下、尾張黒部（知多）、三河西部、伊勢、美濃の5地点で生産された瓦が名古屋城下に供給されたことと主張した（岡村2004）。
- (2) 鉄軸陶器瓦は赤瓦とも呼ばれる。名古屋城三の丸遺跡にて確認された鉄軸陶器瓦は、成形技法が楕瓦と同様であるが、陶器に用いる胎土が用いられており楕瓦より緻密で黄白色な色調を示し、その上に鉄軸を施して瓦の色彩を表現した瓦である。楕瓦は後天的に黒い色調を施す、あるいは還元炎による高温焼成の結果生じるもので鉄軸陶器瓦とは色調が異なる。鉄軸が施された瓦は山形城・盛岡城・若松城などで確認されているが、特徴として施軸されている輪薬が赤褐色を呈しており、全面施軸されている点が挙げられる。それに対して名古屋城三の丸遺跡で確認された鉄軸瓦は全面施軸でない、輪薬は黒色を呈している点が異なる。名古屋城三の丸遺跡では赤褐色を呈する鉄軸陶器瓦も確認されているが、さび軸と言われる茶褐色を呈したもので、これも全面施軸でないなど差異がみられる。これらの違いから名古屋城三の丸遺跡の瓦は山形城・盛岡城・若松城などで確認された瓦と生産技術が異なると考えられる。ただしこれらの瓦と、近代になって生産される瀬戸の赤津瓦との技術的な関連性については不明である。
- (3) コビキとは瓦の大きさに応じて粘土板を切り取ることを指す。森田克行氏はコビキに使用する道具の違いから、縦弧線が赤切状に生じるコビキAと、横筋になって生じるコビキBの二種類を提示した（森田1984）。詳細な

年代の言及は避けるが、近世の瓦は調整によりコピキ痕が消されているか、コピキBが多い傾向にある。

- (4) 菖目寺三重塔は杜盤彫銘に「寛永四年卯季林鐘五日」、鬼瓦のヘラ書きに「寛永四丁卯年六月吉日」「村田」の記載があることから、寛永4年(1627)に創設されたことがわかる。山崎氏はこの塔の解体修理時に降ろされた軒平瓦は中央に三葉文を配し、顎部から平瓦部へ移行する部分を強く指によって撫でた痕跡を残していると主張している。それ以外に、中央に三葉文を配し左右に2回反転の唐草文を配し、瓦当上縁に面取りがなく顎部後縁は丸みをもって仕上げている瓦についても、古式の瓦として同様の時期に設定した(山崎 2008)。
- (5) 穴田2号窯からは、緑釉が施された軒平瓦と軒平瓦が出土している。特徴として軒平瓦は平瓦部凹面に布目痕が残されている。共存する丸瓦はロクロナデによる作り方で内側の模骨をしない特徴を示している。これらは瓦作りではなく、陶器作りと同じ手法で作られたものと思われる。他にも穴田1号窯から出土した鉄輪唐草文の敷瓦などがある。この瓦は瀬戸市定光寺の源歌公(徳川義直)廟焼香殿に葺かれた敷瓦と同じタイプである。年代としては義直が1650年没、焼香殿の完成が1652年とされており、『瀬戸市史陶磁史編6』にて「穴田窯は寛文以前の時期、すなわち敷瓦焼成後あまり時を経ずして廃絶した」と記載されていることから穴田窯自体も17世紀中頃に廃絶されたものと思われる。
- (6) 光明寺鐘樓門は享保8年(1723)に豊津屋武兵衛の寄付で建立されたと記録されている
- (7) 金子氏は江戸中期以前の瓦の刻印は丸や菱など記号的なものが多いが、19世紀以降具体的な地名や職人名を記した刻印が増加する。生産者や作者を一種のブランドとしてアピールするようになっていくと主張した(金子 2018)。
- (8) 名古屋城三の丸遺跡第4次・5次調査でXと分類された瓦は、図3で示した金子氏の分類基準に倣うと「大坂式」として分類されるものである。この文様は焼瓦と鉄輪陶器瓦の両方で確認されていることから、これらの瓦は「東海式」の生産地と同じ場所で生産された瓦であると考え

られる。

- (9) 名古屋城三の丸遺跡の調査報告書で重鉱物分析が実施されている例がある。概略を述べると清洲城下町道跡と岐阜城の資料の鉱物組成傾向が似ているが、名古屋城三の丸遺跡の資料は重鉱物の種類が多くあまり類似性がみられないことが判明した。瓦の生産地についてはいずれの瓦も広域的な意味での濃尾平野とされた(佐藤ほか 1990)。さらに清洲城下町道跡の瓦には、尾張で生産されたと思われる重鉱物組成を示すものと、西三河で生産されたと思われる重鉱物組成を示すものと、その中間的な重鉱物組成を示すもの、の三種が確認された(鈴木ほか 1997)。

参考文献

- 浅野弘子 2002「名古屋城所蔵の紀年銘瓦について」『名古屋市博物館研究紀要 第二十五巻』名古屋市博物館
- 市澤泰峰ほか 2010「埋蔵文化財調査報告書 60 白川公園遺跡(第5次)」名古屋市教育委員会
- 伊藤淳史・梶原義実 2007「京都市本部構内 AU25 区の発掘調査」『京都市構内遺跡調査研究年報 2002 年度』京都市埋蔵文化財研究センター
- 伊藤健ほか 2001「尾張徳川家上屋敷Ⅶ」東京都埋蔵文化財センター
- 内野正ほか 1996「尾張徳川家上屋敷Ⅰ」東京都埋蔵文化財センター
- 内野正ほか 1998「尾張徳川家上屋敷Ⅲ」東京都埋蔵文化財センター
- 梅本博志ほか 1990「名古屋城三の丸遺跡Ⅱ」愛知県埋蔵文化財調査センター
- 岡村弘子 2004「名古屋城下における瓦の生産と供給」『名古屋市博物館研究紀要 第二十七巻』名古屋市博物館
- 尾野善裕ほか 1995「名古屋城三の丸遺跡第6・7次発掘調査報告書」名古屋市教育委員会
- 梶原義実 2017「第2節 瓦の生産と流通」『愛知県史 資料編5 鎌倉～江戸 考古5』愛知県史編さん委員会
- 片桐紀奈子ほか 2021「埋蔵文化財調査報告書 90 古渡城跡(第2次)」名古屋市教育委員会

- 金子健一ほか1992『名古屋城三の丸遺跡Ⅲ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 金子智ほか1994『尾張藩麹町邸跡』紀尾井町6-18遺跡調査会
- 金子智ほか2003『東京駅豊洲北口遺跡』千代田区教育委員会
- 金子智2018『江戸・東京の瓦にみる幕末・明治一瓦の近代化への流れ―』江戸遺跡研究会第31回大会遺物に見る幕末・近代〔発表要旨〕
- 川井啓介ほか1993『名古屋城三の丸遺跡Ⅳ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 木村有作ほか2019『特別史跡名古屋城跡天守台周辺石垣発掘調査報告書』名古屋市
- 甲嶋光彦ほか1999『尾張徳川家上屋敷Ⅳ』東京都埋蔵文化財センター
- 佐藤公保ほか1990『名古屋城三の丸遺跡Ⅰ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 佐藤好司ほか2004『名古屋城巾下門跡発掘調査報告書』名古屋市上下水道局水道本部
- 甚目寺町教育委員会1987『甚目寺跡(南大門南)発掘調査概報』静岡市教育委員会1999『駿府城跡Ⅰ(遺物編2)』
- 鈴木正貴ほか1990『清須城下町遺跡』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 鈴木正貴ほか1997『清須城下町遺跡Ⅵ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 鈴木正貴ほか2005『名古屋城三の丸遺跡Ⅴ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 竹内宇智ほか2000『重要文化財 富部神社本殿修理工事報告書』公益社団法人文化財建造物保存技術協会
- 武部真木ほか2008『名古屋城三の丸遺跡Ⅶ』愛知県埋蔵文化財調査センター
- 野澤剛幸2000『尾張元興寺第8次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
- 鈴木正貴ほか2017『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会
- 高浜市1976『高浜市誌』高浜市史編さん委員会
- 寺島孝一ほか2001『図説江戸考古学研究辞典』江戸遺跡研究会
- 並木仁ほか1997『尾張徳川家上屋敷Ⅱ』東京都埋蔵文化財センター
- 服部哲也ほか1994a『名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査―遺構編―』名古屋市教育委員会
- 服部哲也ほか1994b『名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査―遺物編―』名古屋市教育委員会
- 平野重紀ほか2001『三重県桑名市桑名城下町遺跡発掘調査報告書萱町93地点』桑名市教育委員会
- 平野重紀ほか2002『三重県桑名市桑名城下町遺跡発掘調査報告書萱町93(法成寺)地点』桑名市教育委員会
- 藤澤良祐1988『本業焼の研究(2)』瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要Ⅵ
- 藤澤良祐1998『近世上水野村の建方式登窯』瀬戸市史 陶磁史編6 瀬戸市
- 藤澤良祐ほか2007『第2章主要窯跡解説』『愛知県史別編中世・近世瀬戸系窯業2』愛知県史編さん委員会
- 水野裕之ほか2017『名古屋城三の丸遺跡第12次発掘調査報告書(中央新幹線「名城非常口」地点)』名古屋市教育委員会
- 水本和美ほか2006『尾張藩邸の屋根瓦』『新宿歴史博物館平成18年度特別展 尾張家への誘い』新宿歴史博物館
- 山崎信二2008『近世瓦の研究』同成社
- 山崎吉弘2017『江戸遺跡から出土した搬入瓦について』『幕藩体制下の瓦』埋蔵文化財研究会

《Title》

Chronology of eaves roof tile of early modern period in Owari Province

《Keyword》

Tokai pattern, Eaves roof tile, Nagoyajo sannomaru remains, Owari domain's mansion remains in Kojimachi, Owari domain's mansion remains in Ichigaya, Inuyama castle, Kiyosu castle town remains, Tobe shrine

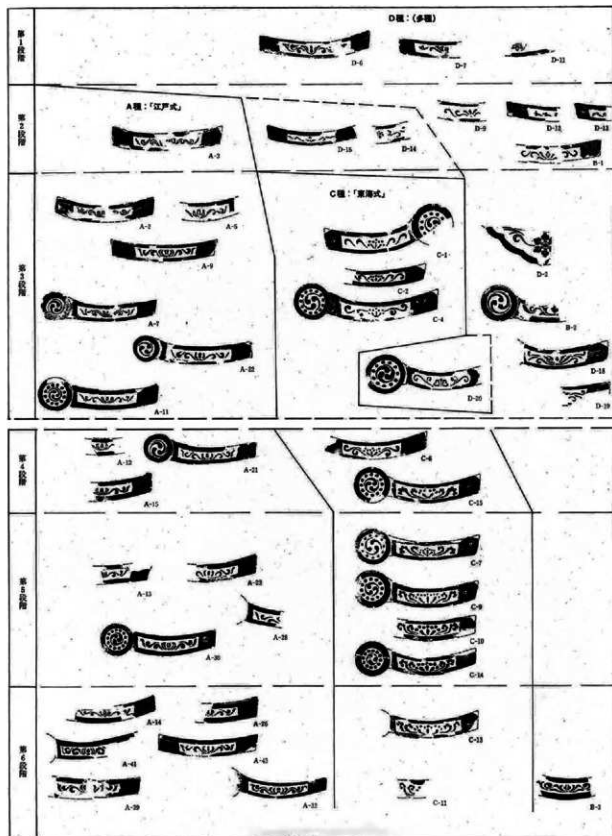


図1 尾張藩跡跡跡1にて提示された瓦の変遷 縮尺任意(金子ほか1994)より引用



図2 東京駅八重洲北口遺跡における東海式軒平・軒椀瓦の文様 縮尺任意
(金子ほか2003)より引用・一部改変

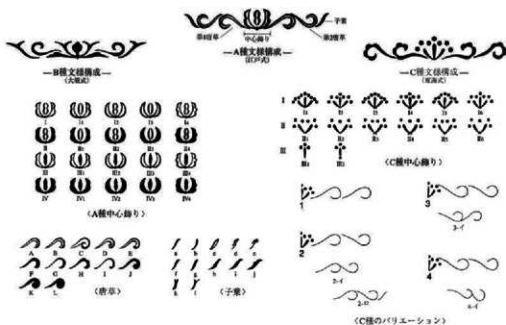


図3 東京駅八重洲北口遺跡で提示された瓦文様分類 (金子ほか2003)より引用

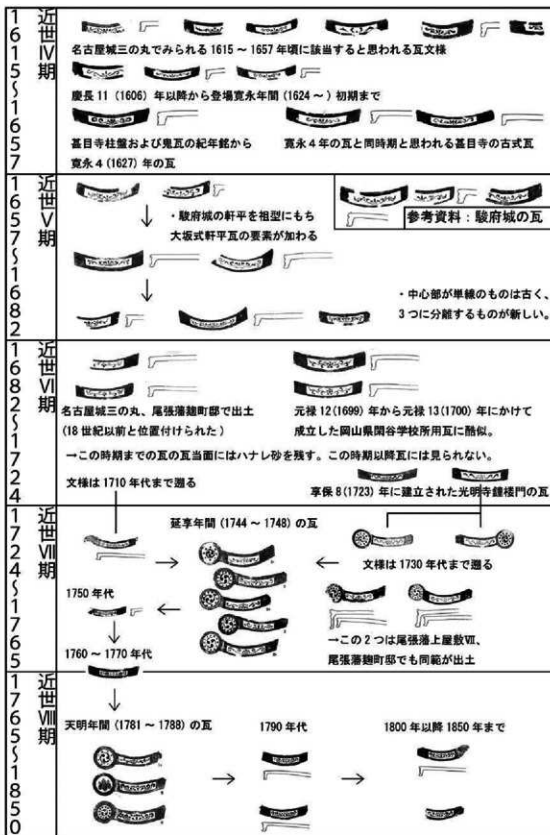


図 4 山崎氏の提示した瓦変遷 (山崎 2008) を基に作成 縮尺は任意

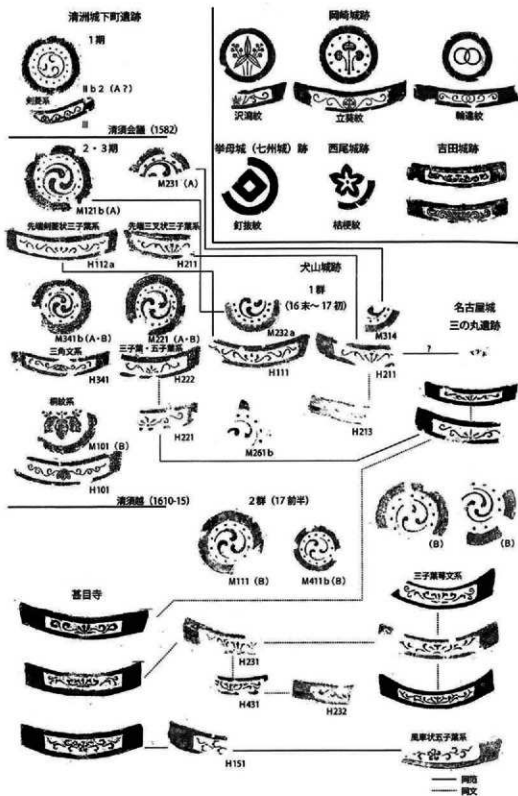


図5 梶原氏が提示した織豊期から近世前半の瓦変遷 縮尺は任意(梶原 2017)より引用

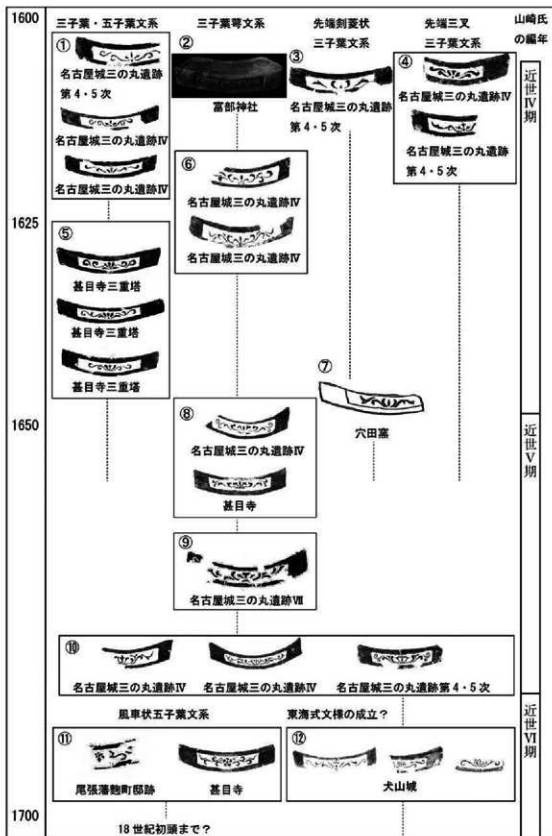


図6 17世紀前半から18世紀までの軒平瓦の文様変遷 縮尺は任意

(瓦の図版はそれぞれの報告書・参考文献から引用・改変 ②の写真は公益財団法人文化財建造物保存技術協会提供)

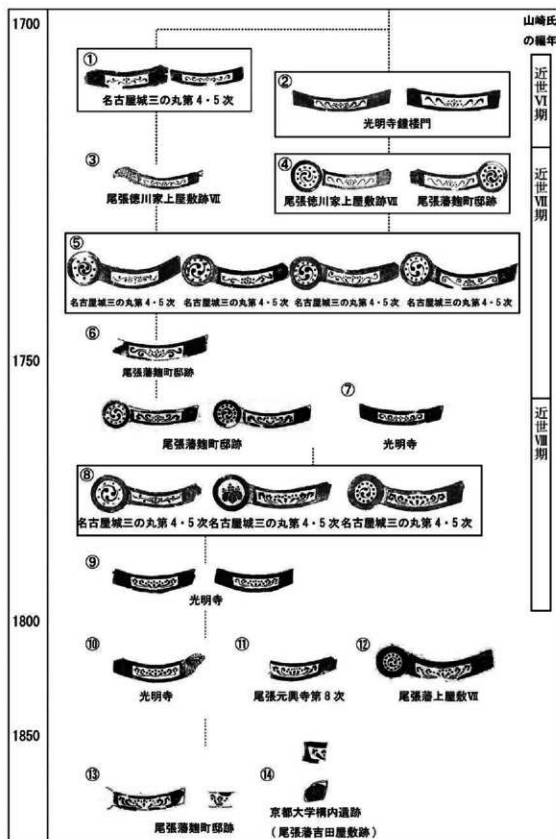


図7 18世紀から19世紀第3四半期までの軒平・軒杖瓦の文様変遷 縮尺は任意
(瓦の図版はそれぞれの報告書・参考文献から引用・改変)

名古屋城跡石垣における矢穴形状の基礎的検討

二橋 慶太郎

キーワード

矢穴、石垣、公儀普請、前田家

はじめに

鉄製の矢により石を割る矢穴技法は、「規格化」された石材の大量供給を可能とし、近世城郭石垣の発達へとつながっていった。

近年における三次元計測技術の普及は、考古学研究に多くの影響を与えている。矢穴研究もその例外ではなく、未割矢穴を含む矢穴の3Dモデルが容易に作成できるようになったことから、矢穴それぞれ自体の形状に対する議論が進み、研究内容も年代論から技術論へと深化しつつある。

こうした状況の中で、名古屋城における矢穴研究は、豊富な遺構、文献史料の存在により、近世における採石・加工技術を探るうえで重要な立ち位置にあるにもかかわらず、調査事例の不足により、十分に検討されていない。

そこで、本稿では未割、半未割矢穴を中心に三次元計測を行うことで、慶長15年(1610)名古屋城築城期に使用された矢穴の一部について今後の研究に向けての基礎的な分類、整理を行うとともに、その形状の特色について若干の検討を行う。

1 研究史

矢穴は、石垣、石造物の構築年代や、採石技術を解明するてがかりとして、古くから研究が蓄積されてきた。その研究史は(高田祐一2019)により詳述されているため、ここでは本稿に関わる部分のみ簡潔に述べる。矢穴に対する研究は、森岡、藤川らによる矢穴縦断面を主眼においた編年研究(森岡・藤川2008)により古代～近代における矢穴縦断面形状の変遷が示され、現在に至るまで研究の基礎となってい

る。

これに対し、市川は肥前名護屋城石垣の矢穴について矢穴横断面を含めた分類案を提示、横断面形状がその新古を探る上で重要な要素であることを指摘した(市川2013)。こうした分類を受け、高田祐一は近世初期における矢穴横断面の変遷モデル(薄いクサビ状から厚いコの字へ)を提示し、矢穴分類に対する技術的な意味づけを行った(高田祐一2019)。

坂本は、矢穴それ自体の様相だけではなく、採石方法、採石場の有無を踏まえて中近世移行期の採石・加工技術の変遷を示し、元和・寛永期にその平準化が達成されるとし、その背景として徳川政権により普請組織の管理、統制の強化があったとした(坂本2019)。

名古屋城においては、高田祐吉により矢穴の大まかな年代観が言及されており、天守台石垣では、築城期の部分には長さ5～15cm、幅5cm、深さ10cmの「梯形」および、「牛の舌」形の矢穴、宝暦修理時に積みなおされた部分には長さ5cm、幅4cm、深さ6～7cmの「小矢穴」が確認されたとしている(高田祐吉1999)。

また、本丸搦手馬出に立地する元御春屋門石垣の解体に際しても矢穴の調査が行われており、矢穴縦断面の分類案が示されているものの(名古屋市教委編2006)、横断面形状については言及されていない。

2 研究史の課題と本論の目的

近世城郭石垣に対する矢穴の考古学的研究は、石垣や石造物の年代の物差しといった視点から、その形状事態への注目による過去における採石・加工技術の復元へと研究の幅が広がってきた。特に、高田祐一による矢穴横断面に着目した一連の研究は、モノからコトへ、コトから人へ、矢穴研究を技術論の地平に押し上げ

たものとして高く評価される（北野 2021）。

しかしながら、その研究対象は、大坂城再築による花崗岩の採石丁場が多くを占め、その成果を直ちに他の地域へ当てはめることはできない。また、高田祐一によって指摘された横断面形状の違いにみられたとする各大名の技術差も検討数がわずかであり、いまだその実態は完全に明らかではない。

本稿で検討対象とする名古屋城跡は、石垣の石材に三河湾沿岸で産出される花崗閃緑岩、養老山地で産出される硬質砂岩等が使用され、大坂城等とは全く石材の構成が異なることから、大坂城等を中心に構築されてきた矢穴研究に新たな視点を与えることができる。加えて、その普請にあたっては20の大名家が参加したとされ、各大名の担当石垣は「名古屋御城石垣絵図」および高田祐吉による一連の刻印研究（高田祐吉 1999、2013）から大まかに割り出すことが可能である。これは、高田祐一によって指摘された各大名の技術差についても近い時期、普請構造の下で比較が可能であることを意味する。

以上の理由により、本稿では名古屋城石垣を検討対象とするが、先述の通り名古屋城跡においては矢穴の調査事例が乏しいことから、まず築城期における矢穴について、形状、各部寸法等を基に基礎的な分類を行う。そして、分類によって得られた成果を基にして各大名丁場を比較、その技術差の有無について若干の検討を行う。

3 研究の対象及び方法

名古屋城石垣の築造は慶長10年（1615）に遡るが、その後の改修工事や災害、戦災により各所で度々石垣の積みなおが行われているため、本稿では打込接、乱積みで構築され、築石にドリル穴や高田祐吉により指摘された小矢穴

を有さない石垣を築城期のものと推定し、調査対象とした（図11）。ただし、水堀や草木の繁生により至近で観察できない石垣は対象から除いた。

調査対象は、横断面についても検討を加えるため、未割矢穴および半未割矢穴が残る石垣築石を中心に66石とし、（森岡・藤川 2008）に従い各部（図1）を撮影、図化した。撮影は光の当たらない箇所をLEDライト（2000lm）で照らしつつデジタルカメラ（OLYMPUS Tough TG-6）で行った。図化に当たってはMetashape standard版（ver1.7.2）、スケール調節、断面図作成にあたってはCloud Compare（ver2.12 alpha）を使用した。

各石材の担当大名の推定は、（高田祐吉 2013）を基とした。石材自体に刻印を有さない場合は、付近の築石の刻印分布および「名古屋御城石垣絵図」を参考とした。石材種の推定については（西本・市澤 2018）、（田口・佐藤・中野 2019）の報告を参考とした¹¹⁾。

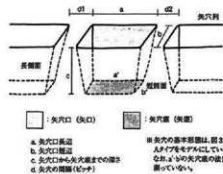


図1 矢穴の各部名称（森岡・藤川 2008 から転載）

4 矢穴の分類（調査の結果）

図12～16は、調査対象を図化したものである。左側に矢穴の平面および縦横断面図、右側に矢穴が穿たれた築石のオルソ画像を示した。これら図化資料に対する観察結果をもとに作成した分類案が図2である。矢穴口長辺×深さによって表される大きさから、各石垣で普遍的に

確認される中型のⅠ類、これより大型のものをⅡ類、小型のものをⅢ類とした。

(1) Ⅰ類

今回の調査矢穴において主体をなす矢穴口長辺8～12cm、深さ4～12cm程度のものをⅠ類とした。

このうち、Ⅰ-A類は深さが4～8cm程度と浅く、扁平な逆台形を呈するものである。矢底との境は明確で隅角を成し、矢底自体も約1～3cmあり、平らな矢底となる。

対して、深さが8～12cm程度とⅠ-A類よりも深く、逆台形を呈するものをⅠ-B類とした。このうち、Ⅰ-A類と同じく1～3cm程度の平らな矢底を持つものをⅠ-B1類、矢底が1cm以下であり、横断面が楔状となるものをⅠ-B2類とした。

Ⅰ-C類は、矢穴口長辺と矢穴底長辺がほぼ同じ長さであり、縦断面が方形となる。深さはばらつきがあるもののおおよそ10cm程度である。矢穴底はおおよそ1～3cmと先述のA、B類と大きく変わらないが、横断面形状は横側面が口部から底部に向かって垂直に降りることから

棒状となる。

(2) Ⅱ類

矢穴口12cm以上、深さ12cm以上の逆台形大型矢穴をⅡ類とした。Ⅰ-B1類をそのまま大型化したような様相を呈するが、矢穴底短辺の幅は2cm程度でⅠ類と大きな差があるわけではない。

現状では本丸005H石垣の鍋島家丁場内、二之丸146N石垣の浅野家丁場内等に少数確認される。

(3) Ⅲ類

矢穴口長辺5cm、深さ4cm程度の小型矢穴をⅢ類とした。矢穴底短辺が0.2～0.4cmと狭いため、横断面は楔状となる。前田家の丁場とされる御深井丸238 O石垣において、1石のみ確認される。

4 各矢穴類型の機能について

(1) 他地域の採石場跡等における類別

矢穴の形状は、矢穴横断面の形状は使用され

分類	Ⅰ類(中型)				Ⅱ類(大型)	Ⅲ類(小型)
	Ⅰ-A類	Ⅰ-B1類	Ⅰ-B2類	Ⅰ-C類		
矢穴平面						
矢穴縦断面						
矢穴横断面						



図2 名古屋城石垣における矢穴の分類案

た矢の形を、深度は石材に対し矢を利かせる深さを示すと考えられている（高田祐一 2019）。本稿で示した各分類についても、採石場跡等の状況も踏まえ、その機能について検討すべきところであるが、調査事例の不足から名古屋城跡とその周辺遺跡だけでこの点を論じることは困難である。そこで、他城郭における先行研究をもとに各矢穴類型の意味づけを行いたい。

ア 肥前名護屋城及び石切場（佐賀県）

天正期に築城が始まった肥前名護屋城は、矢穴技法による割石の大量使用の初現とされ、矢穴についても矢穴口長辺 8～17cm、深さ 5～8cm の A (A1, A2) 類、矢穴口長辺 17cm 以上、深さ 11cm 以上の B (B1, B2) 類、矢穴口長辺 8cm 以下、深さ 7cm 以下の C (C1, C2) 類に分類されている（市川 2013）。

採石場跡は同城および陣跡周辺の玄武岩が露出する箇所に確認され、母岩となる礫や大石の大きさはおよそ縦軸 2.6～1.4m、横軸 2.0～1.2m である（市川 2015）。これらには先述の A 類が主体的に確認されるが、一部の石材では B 類により割られた面に A 類が穿たれている。これは、初めの大割に B 類、その後の小割に A 類が使用されたことを意味し、石材の分割工程ごとに矢穴が使い分けられていることが明らかである（坂本 2019）。

イ 山科石丁場（京都府）

天正～文禄期の指月伏見城、慶長期の豊臣期木幡山伏見城、徳川期木幡山伏見城に石材を供給した採石場跡である。

本遺跡における矢穴は、文禄～寛永期のものについて山科 I 型（文禄期～慶長初期）、同 II 型（慶長期）、同 III 型（元和・寛永期）に分類されており（福家、広瀬 2020）、京都橋大学により調査が行われた大塚・小山石切丁場度ヶ谷

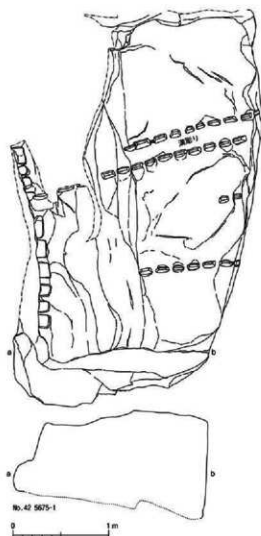


図3 山科石丁場の大型矢穴石 (No.42)
(広瀬 2018 から転載)

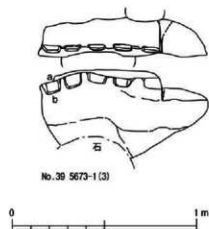


図4 山科石丁場の小型矢穴石 (No.39)
(広瀬 2018 から転載)

A 地区ではⅠ～Ⅲ型のすべてが確認されている（広瀬 2018）。

矢穴が穿たれた石材は、その大半が「古相を思わせる二分割する分割りによって残されたもの」（広瀬 2018）とされ、石材規模としては一部に 4.7m × 2.8m（縦×横）の石材が認められるもの、多くは縦横ともに 1m 以内の規模が主体のようである（広瀬 2017）。これら石材に対する矢穴の穿たれ方として、前者の大型石材には、矢穴口長辺 23cm、深さ 12.1cm の山科Ⅲ型矢穴で平坦面をつくり、これを矢穴口長辺 13.7cm、深さ 9cm の同じく山科Ⅲ型矢穴で分割する状況が確認されている（図 3）。一方、後者の「二分割」されたとする比較的小型の石材については、山科Ⅲ型だけでなく、山科Ⅰ～Ⅱ型も認められ、かつ図 4 のような深度の浅い矢穴も確認される。

ウ 東六甲採石場・大坂城跡（兵庫県・大阪府）

元和・寛永期における大坂城普請では、石材供給のため各地に採石丁場が開かれたが、このうち、東六甲採石場奥山刻印群（兵庫県）「五

枚岩」は、深さ 28cm の矢により 5 m の厚みが割られている（高田祐一 2019）。

一方、大坂城跡では矢口長辺 7cm、深さ 4cm の小型矢穴が認められる。これらは先述の採石丁場ではほとんど確認されないことから小割、現場合わせ用の矢穴と考えられている（坂本 2019）。

(2) 名古屋城跡における矢穴の機能差

以上、各城郭の類例について概観した。既に（高田祐一 2019）により指摘される通り、天正～寛永期においては、時期が下るにつれ採石の対象となる石材規模は大型化し、それに合わせて矢穴の大きさ、特に深さが増大する。使用される矢も、大型石材に対しては深い矢穴を、小割、小型の転石には浅い矢穴をといったように、石材規模に応じ大小の矢穴を使い分けた状況も確認された。

名古屋城跡における矢穴を改めて概観すると、大型のⅡ類は矢穴深度 12cm 以上を有し、肥前名護屋城における B 類、山科石丁場における山科Ⅲ型と同等の深度を有することから、

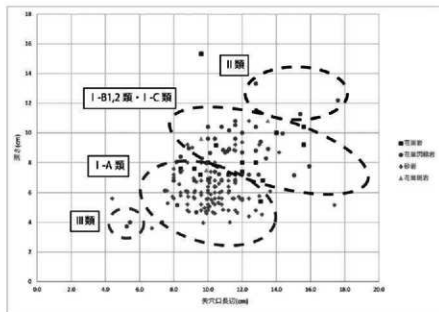


図 5 矢穴の大きさと石材種

大型石材用の矢穴と推定することが可能である。小型のⅢ類については深さ4cm程度であり、先述した大坂城跡における現場合わせ用の小型矢穴とはほぼ同等の規模を有することから、同様の機能を想定できる。中型で、最も観察数の多いⅠ類については、深さが4～12cm程度であり、Ⅱ類に比し深さが浅いことから、小割、または小型の転石に対する分割用と推定できる。ただし、Ⅰ-A類とⅠ-B、Ⅰ-C類の間には深度に差が存在することから、対象とされた石材規模等に何らかの差異があった可能性がある。この点について次項で検討する。

(3) Ⅰ類の機能に対する推定

図5は、表1に示した各矢穴について、矢穴口長辺×深さによって示される矢穴の大きさと石材種を示した散布図であるが、Ⅰ類が穿たれた石材を観察すると、Ⅰ-A類は砂岩が多数を占めるのに対し、Ⅰ-B、Ⅰ-C類は砂岩を含みつつ、花崗岩、花崗閃緑岩が主体的である。これらの産地について、砂岩は岐阜県海津市の養老山地、同本巣市船来山等、花崗閃緑岩は愛知県三河湾沿岸の幡豆地域を中心としたエリアと推定されているが(田口ほか2019)、先述の通りこれらの採石場跡に対する調査は行われていないため、現状でⅠ類の機能差について明言することはできない。ただし、養老山地採石場跡については、海津市による分布調査が行われており、同A、E、J地点では「露頭する岩盤」、同B、K地点では「谷川の転石」、同F、L地点では両方が発見されている(図6、7)(海津市教委編2012)。調査不足のため推測の域を出ないものの、先述した矢穴深度と石材規模の関係を念頭に置いたとき、矢穴深度の浅いⅠ-A類は、露頭する岩盤より規模が小さい谷川の転石、または小割を対象とした可能性がある。

一方、Ⅰ-B、Ⅰ-C類は、Ⅰ-A類よりも矢



図6 海津市養老山地F地点採石場跡(海津市教委編2012から転載)



図7 海津市養老山地L地点採石場跡の矢穴石(海津市教委編2012から転載)



図8 篠島の矢穴石(写真中央)(筆者撮影)

穴深度が深く、相対的に大型の転石を対象とした可能性がある。これらの類型は花崗閃緑岩等を中心に確認され、その丁場があった三河湾沿岸部では図8のように巨岩に矢穴が穿たれた事例もある。これらを築石サイズへ加工するには、図3でみられたように、Ⅱ類での大割後、小割

が必要となるため、これらへの利用も想定される。

(4) 小結

以上、名古屋城跡における矢穴の機能差について検討した。他城における類例から、Ⅱ類は大割用、Ⅲ類は現場合わせ用と推定した。Ⅰ類については、Ⅰ-A類は砂岩を中心に観察され、かつ矢穴深度が浅いことから養老山地における谷川の転石等への使用、Ⅰ-B、Ⅰ-C類は花崗岩、花崗閃緑岩を中心とし、Ⅰ-A類に比し矢穴深度が深いことから、より大型の転石、小割等への使用を推定した。

5 前田丁場における矢穴

前項で、各矢穴類型の機能について検討した。では、これらは名古屋城内の各丁場においてどのように使用されていたのだろうか。今回の調査範囲では、前田丁場において最も多くの矢穴を観察できたため、同丁場を中心に、その特徴について述べる。

(1) 前田丁場の石垣について

名古屋城普請は、いわゆる公儀普請であり、各大名の石高に応じ坪数が決定された。前田家の石高は103万2700石で参加した20家中で最

大であり、今回の調査範囲内(図11)では本丸U66(014H)石垣の一部、二之丸146N~149Nの大半、151Nの一部がこれに該当する。

前田家は、慶長~寛永期において金沢城、大坂城等で石垣を構築したが、それらに共通する特徴として、「隅角部の切石化」で高い技術を示した反面、「後発」的要素として「石垣面の非平面性」、「乱積み傾向の保持」が指摘されている(滝川2012)。これは名古屋城跡においても同様であり、肥後加藤家等が布積み崩しにより石垣を構築したのとは対照的で、異彩を放つ(図9)。

前田家が「後発」的ともいえる独自の「流儀」を墨守した要因として、地元の石材である戸室石(軟質である反面、割面に複雑な凹凸が生じる)の特質に対応した石垣構築技術を発達させてきたことが指摘されているが(滝川2012)、この他にも様々な要因が絡んだと考えられ、定説を見ない。

(2) 前田丁場における矢穴の特色

矢穴技法から前田家の石垣を見たとき、二之丸では築石に砂岩を多用したことからⅠ-A類の割合が特に高く、花崗岩、花崗閃緑岩とⅠ-B、Ⅰ-C類を組み合わせた他家の丁場と大きく異なる(表1)。



図9 左：二之丸148N石垣(前田家) 右：本丸U61H(010H)石垣(肥後加藤家、線より右側は宝暦期の積み直し)(縮尺不同)

さらに、図10は、表1で示したすべての矢穴の矢穴間隔を大名丁場、矢穴分類別に箱ひげ図で示したものであるが、池田、稲葉、鍋島の各丁場は類型を問わずその矢穴間隔は6cm以内となるのに対し、前田丁場のI-A類は50%が5cm以上の矢穴間隔を持ち、他丁場に比べピッチが長い。図13のNo.41はその一例である。

以上の点から、前田丁場ではI-A類等の浅い矢穴でも割ることができる小型転石を好んで選択し、かつこれを長い矢穴間隔で設定して石垣の築石を得ていたことが想定できる。こうした技法で得られた石材は、矢穴列の設定に限度があることから、自然面を残し大きさが不揃いとなりがちである。

では、なぜ前田家がこうした採石技法によったのか。矢穴の形状から推測できるのは、比較的簡易な採石方法であるという点である。すなわち、小型転石に対するI-A類の使用は、他類型に比し矢穴深度が相対的に浅く、長い矢穴間隔でも分割可能であることから、矢穴掘りにかかる時間の削減、一石に対する矢穴数、使用する矢の削減を経て最終的に石割に従事する作業者の削減にもつながったと考えられる。また、谷川の小型転石であれば、原石の掘り出しも最小限で済む。切り出された石材は、先述の通り大きさが不揃いで、石垣構築に際しては手間のかかる乱積みとせざるを得なかったものの、石切りにかかる労力は他家に比べ少なく済んだはずである。こうした点は、名古屋城普請において最大の丁場を抱えながら、普請の性質上、他家との競争を強いられた前田家にとって利点として映ったであろう。

以上の点から、前田家の特徴的な石垣構築技法の背景として、従来述べられてきた戸室石の影響に加え、採石にかかるコスト削減という点を指摘したい。ただし、現段階では他大名丁場との比較が不十分であるため、今後さらに調査

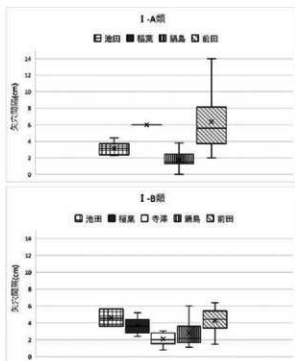


図10 各丁場における矢穴間隔

を重ねその実像に迫る必要がある。

まとめにかえて

ここまで、名古屋城跡における矢穴技法について概観した。今回最も多くの矢穴が観察できた前田家丁場における矢穴技法の観察により、石垣構築に対する「流儀」の背景として、作業量やコスト等の要因が与えた影響を指摘した。

各家における矢穴技法の差異については、調査数の不足により詳述できないが、多くの丁場ではI-A類またはI-B1類が主体的である一方で、二之丸151N石垣の稲葉丁場における2石、西之丸253W石垣における3石ではI-B2類が穿たれる。これらは矢穴底短辺が短く横断面形状が楔形となることから、I-A、I-B1類とは異なる形状の矢の使用が想定され、名古屋城普請において矢の「規格」自体は丁場間で統一を見なかった可能性がある。また、矢穴の形状だけでなく、矢穴間隔についても各家の

特徴が現れることを確認した。今後の名古屋城跡における矢穴研究に当たっては、矢穴単体の形状のみならず、矢穴列全体からその特徴を把握する視点が必要だろう。

本稿では、採石場跡における調査の不足により、各矢穴類型の機能推定に際して他城郭における事例を援用せざるを得なかった。今後、各採石場跡において採石技法を確認することにより、より正確に名古屋城石垣に用いられた採石、加工技術をとらえることができると考える。今後の課題としたい。

註

- (1) 田口ほか2019では、花崗閃緑岩(輝石)について神原トータル岩、天竜峡花崗岩に細分しているが、詳細な観察を要することから、本稿では両者を一括して花崗閃緑岩として扱った。
- (2) 名古屋城総合事務所では、石垣管理のため石垣面ごとに統一番号を付与している。本稿でもこれを踏襲した。ただし、天守台周廻については、別名称で調査を進めてきた経緯があり、独自の番号を付与しているため、両者を併記している(カッコつきが統一番号)。以下、各石垣番号の位置については図11参照。
- (3) 前田家ほか11家については石高に対し3割増の負担とされたため、前田家の役高は最終的に134万2510石となった。その他の大名の役高は、池田輝政が前田に次ぎ80万7500石、鍋島勝茂が3割増で46万4146石8斗、福島正明が49万8200石であった(堀内2021)。
- (4) 加藤清正の重臣、吉村權左衛門の関係文書である「吉村文書」には、清正が慶長11年(1616)の江戸城普請において、伊豆からの石垣用石材搬送が滞っていることを叱責する内容がある。同普請では早期に普請が完成した大名には家康から褒賞の御内書が出されており、普請の遅れは外聞を失うことを意味した(白峰2012)。名古屋城普請における前田家も、広大な丁場を抱えながら他家との競争を強いられたと考えられる。

参考文献

- 市川浩文 2013「名護屋城石垣の矢穴調査報告」『研究紀要第19集』佐賀県名護屋城博物館 pp.19-40
- 市川浩文 2015「肥前名護屋城の石切場とその石割技法について」『織豊城郭 第15号』織豊期城郭研究会 pp.55-76
- 木越隆三 2012「徳川期大坂城石垣普請の造営組織と大名組の役割」『城郭石垣の技術と組織 金沢城史料叢書16』石川県金沢城調査研究所 pp.43-66
- 北野博司 2021「公儀普請の採石活動と組織—大坂城石垣石丁場跡小豆島跡における採石作業の復元—」『歴史遺産研究 第15号』東北芸術工科大学歴史遺産学 産学科 pp.29-50
- 岐阜県海津市教育委員会、関西大学文学部考古学研究室編 2012『海津市内遺跡詳細分布調査報告書 岐阜県海津市文化財調査報告書 第1巻』
- 坂本俊 2019「中近世移行期の採石・加工技術の諸相と技術平準化」『中世石工の考古学』高志書院 pp.59-84
- 白峰旬 2012「慶長11年の江戸城普請における加藤清正の石材調達指図について—「吉村文書」の分析から—」『城郭石垣の技術と組織 金沢城史料叢書16』石川県金沢城調査研究所 pp.83-90
- 高田祐一 2019「矢穴研究の方法と可能性—慶長・元和・寛永期における城郭石垣を中心に—」『中世石工の考古学』高志書院 pp.155-175
- 高田祐吉 1999『続・名古屋城叢書2 名古屋城石垣の創成』財団法人名古屋城振興協会
- 高田祐吉 2013「第6節 名古屋城の丁場割と石垣の刻印」『新修名古屋史 資料編 考古2』名古屋市 pp.888-907
- 滝川重徳 2012「金沢城石垣の変遷と特徴」『城郭石垣の技術と組織 金沢城史料叢書16』石川県金沢城調査研究所 pp.25-42
- 田口一男、佐藤好司、中野光孝 2019「石材から見た名古屋城石垣」『椋山女学園大学教育学部紀要』椋山女学園大学 pp.217-231
- 名古屋市教育委員会編 2006『特別史跡名古屋城跡本丸掘り手出し石垣修復工事発掘調査報告書元御春屋門地点の調査』
- 西本昌司、市澤泰峰 2018「名古屋城石垣に使われている石材の岩石種と産地」『紀要 第44号』名古屋科学館 pp.8-12

堀内亮介 2021「丁場割図にみる名古屋城石垣普請」『名古屋城調査研究センターだより 第2号』名古屋城調査研究センター

広瀬侑紀 2017「第3章 大塚・小山石切丁場霞ヶ谷A地区の石材分布調査」『京都橋大学 歴史遺産調査報告 2016』京都橋大学文学部 pp.9-22

広瀬侑紀 2018「第3章 大塚・小山石切丁場霞ヶ谷A地区の調査(その2)」『京都橋大学 歴史遺産調査報告 2017』京都橋大学文学部 pp.8-24

森岡秀人、藤川祐作 2008「矢穴の型式学」『古代学研究 180号』古代学研究会 pp.405-425

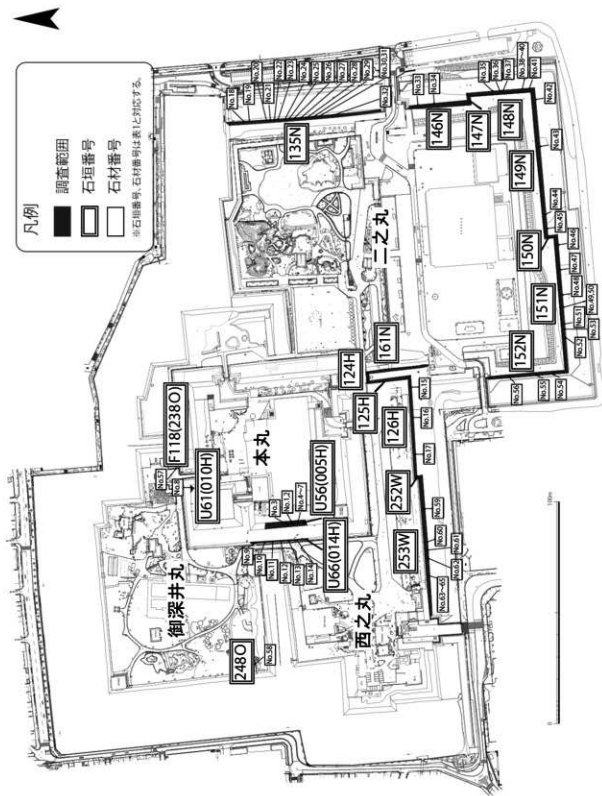
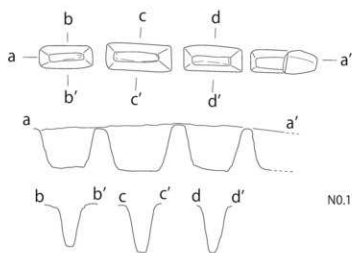


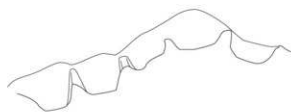
図 11 調査対象石垣位置図



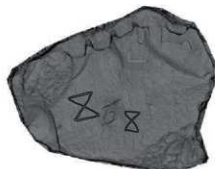
N0.1 本丸005H石垣(II類, 花崗閃緑岩)



N0.3 本丸005H石垣(I-A類, 砂岩)



(築石は 1/20)



N0.5 本丸005H石垣(I-B1類, 砂岩)

図12 鍋島丁場の矢穴

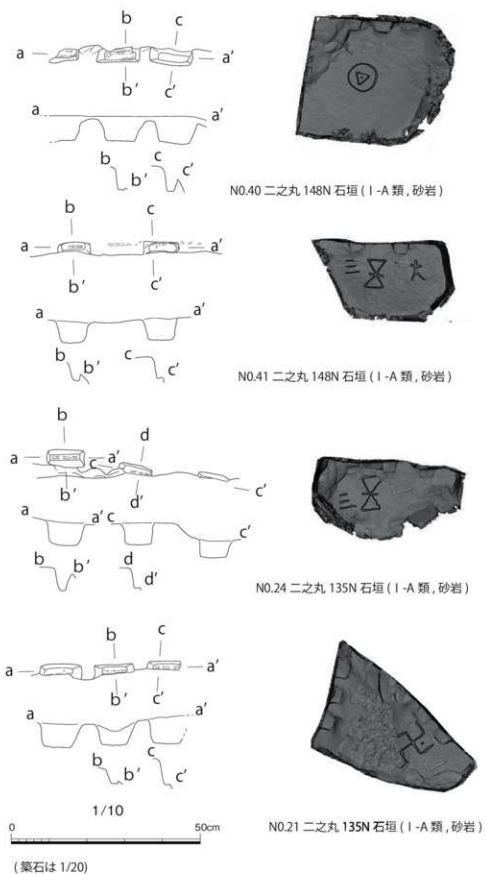


図 13 前田丁場の矢穴①

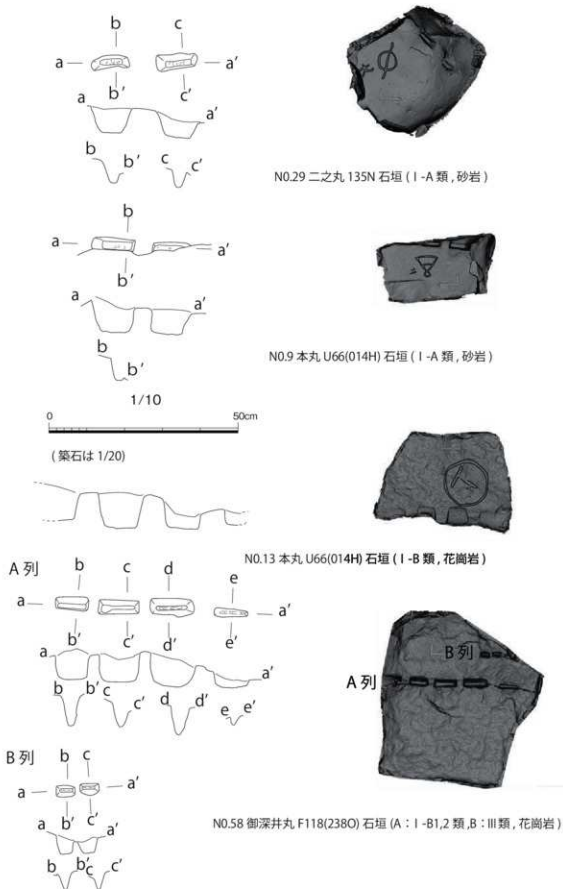
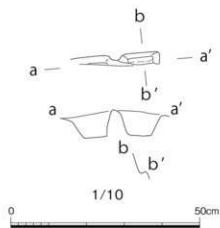
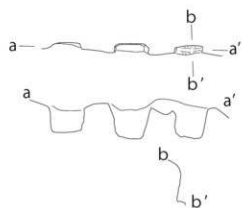


図 14 前田丁場の矢穴②



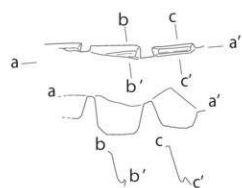
(築石は 1/20)



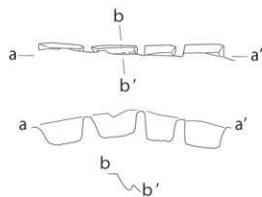
N0.18 二之丸 135N 石垣 (I-B1 類, 花崗閃緑岩)



N0.19 二之丸 135N 石垣 (I-C 類, 花崗閃緑岩)



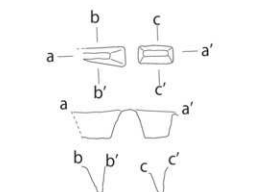
N0.64 二之丸 253W 石垣 (I-B2 類, 花崗閃緑岩)



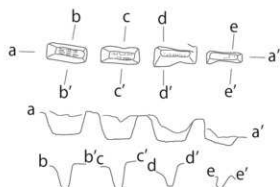
N0.66 二之丸 253W 石垣 (I-B2 類, 花崗閃緑岩)



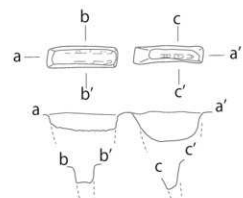
図 15 寺澤丁場 (推定) の矢穴②



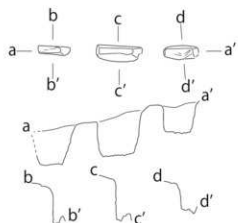
N0.53 二之丸 151N 石垣 (I-B1 類, 花崗岩)



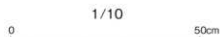
N0.55 二之丸 152N 石垣 (I-A 類, 砂岩)



N0.33 二之丸 146N 石垣 (II 類, 花崗閃綠岩)



N0.33 二之丸 146N 石垣 (I-B1, I-C 類, 花崗斑岩)



(築石は 1/20)

図 16 池田丁場 (No.53、55)、浅野丁場 (No.33、34) の矢穴

〈Title〉

A Basic Study of the Ya-ana in the Stone Walls of Nagoya Castle

〈Keyword〉

Ya-ana , Stone walls , Kougi-fushin , Maeda clan

名古屋城の水環境—本丸の排水環境について—

木村 有作

キーワード

本丸 暗渠水路 雨水排水 吐水口 石樋
自然浸透 土橋（橋台） 雨落溝 防火水槽

はじめに

現在、名古屋城本丸の雨水排水については、①下水管による排水、②既設の暗渠水路を用いての排水、③自然浸透の3通りの方法が考えられる。現在は①および③による排水が主になると考えられる。①については、下水管により直接城外（三之丸を經由）に排出されることになる。また、②については、現在機能していると認められるのは、本丸南二之門（現在は表二の門と呼称）土橋の西側と不明門土橋の東側の石樋吐水口2か所である。

本来、近世の名古屋城本丸には、雨水や雑排水の排水については、築城当初からの計画が存在したものと考えられる。御殿などの建物に付属する雨落溝や暗渠水路も、もともと排水設備として整備されていたものと考えられる。

1 本丸御殿の排水施設について

—発掘調査の成果から—

本丸御殿の排水施設については、平成18年(2006)～平成20年(2008)にかけて行われた発掘調査(1～4次調査)で、一部の遺構について調査成果があった¹⁾。

発掘調査の報告書の中で、市澤泰峰は「第5章まとめ」の中で、「第3節遺構との対応関係2、水路関係遺構との対応関係」として排水施設について考察している。市澤は「名古屋城離宮内全図」(名古屋城総合事務所蔵、明治時代後期)を参考に、実際の検出された遺構との比較検証を行い、以下のようにまとめる。

・近世に遡ると考えられる暗渠やマスなどの遺構を検出した。

・「全図」の水路などに関わる記載は明治36年(1903)頃までの状況を示しており、それらは一部貯水槽や井戸など新しい施設を含んでいたりと、近世の物に手を入れ改変を加えたりしているものの、基本的には近世以来の施設を利用している。

・土管のみが配された部分については「全図」に表現がなく、「全図」作成以降の改変であると考えられる。そして、改変の時期については大正4年(1915)の大正天皇ご大札に伴う行幸に際しての工事による可能性がある。市澤が報告の中でまとめるように、近世特に築城期にさかのぼる可能性が高い排水施設遺構の発見が特筆される。特に、本丸西側石垣面に開口する暗渠水路を確認できたことは、築城当初の本丸排水計画を考える上で大きな成果と思われる。

2008報告書やその他の知見から考えると、大正～昭和初期の離宮期後半の本丸御殿の雨水処理の経路は次のように推定される。

1 屋根から雨落溝に落ちる→2 雨落ち溝から下水管を通して「防火用水」へ集水される。
→3 オーバーフローした水および水槽底に設けられた排水弁から排水された水は、下水管を通して「集水枡」に集められる。→4 集水枡から暗渠水路へ流れ出し、内堀に開口した吐水口から排出される。→5 内堀底に自然浸透するか、未確認の排水施設によって水堀（御深井水堀）に排出される。

例えば、本丸御殿西端付近の雨水は、CおよびDの防火水槽に集められ、5の集水枡から4の近世（築城期造か）の暗渠水路を通して、Ⅲの吐水口から内堀の南西側へと排出されることになる。この場合5の集水枡はレンガ造の堅牢かつ機能美を備えたものであり、離宮期に作られたと考えられる。位置的には近世暗渠水路に

直結するため、もともとあった石造の枡を改造した可能性が高い。

本丸御殿に伴うと思われる暗渠水路のうち、20・21・22は切石造であり、15の暗渠水路に比べ、時期の下がる可能性が高い。平成21年度の旧二之丸東二之門の修理に先駆けての発掘調査で、切石造の同様の暗渠水路が発見されており、本丸東枡形と搦手馬出を結ぶ土橋の北側へ排水する経路が推定されている。時期は、近世後半から考えることができるが、土管が普及する以前の明治中頃の離宮整備に伴うとするのが妥当と思う。

2 本丸の排水システムを考える

名古屋城本丸には現在7か所の暗渠排水溝の「吐水口」が確認できる(図1、I～VII)。

7か所のうち、I～IVの4か所は、本丸外周の石垣のほぼ中間の高さに、東西南北それぞれ1か所ずつ開口している。吐水口には「石樋」のような特別な設備はなく、石垣面に開口した、方形の空間である。石樋がないため排水は石垣上面を伝って流れることになる。

本丸西面の開口部は、縦・横70cmほどの方形であり、人ひとりが匍匐して進める程度の空間である。南面・東面の開口部も同程度の規模と思われる。一方、北面の開口部は外観のみでも明らかに大きめとわかり、本丸側集水枡はレンガ造であるため、近代期に改変された可能性が高い。

吐水口の残り3か所は、いずれも枡形に付随する土橋から石樋を用いるものである。石樋を利用した吐水口は城内の各所でみられ、石垣の観察などから時代的には新しいものであり、おそらく明治時代以降に下るものと思われる。

3 本丸の排水と堀の関係について

—まとめにかえて—

名古屋城本丸の雨水は、自然浸透のほか、暗渠水路を経て本丸周囲の「内堀」に排水される。

内堀は、主要部が立地する台地部を掘削して作られており、形状や出入水施設がみられないことなどから、築城当初から空堀として計画されたと考えられる。内堀は南枡形・東枡形・不明門の土橋(橋台)により3分割されている。内堀から外に向けての排水施設は本来計画されなかったものと考えられる。外敵の侵入を助けるものになると考えるからである。現在、北側内堀には堀底近くから外の水堀に通じる暗渠水路が確認でき、レンガ造であることから、本丸北側の暗渠水路と同じ時期に新築されたものと推定される。

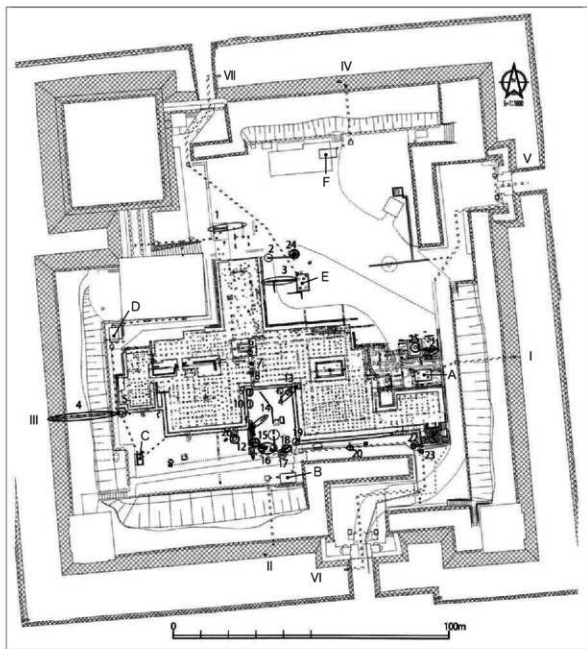
内堀の北西部では平成30年度から3か年にわたって主に石垣の安定性と安全性の確認を主目的としてトレンチ調査を行っている。その調査の中では、特に排水施設と推定できる遺構の発見はない。内堀は現在でも梅雨・台風など大規模降水の後で、北西部を中心に湛水状態がしばらく続く時期があり、一部ではかなり長い時間「水たまり」ができることがある。とはいえ、大半は空堀状態を保っており、自然浸透力の大きさを実感するのみである。

名古屋城本丸は、その北側を水堀(御深井大堀)、西・南・東は御深井丸・西之丸・二之丸によって囲まれている。さらにその周囲を囲む堀から、本丸内堀の垂直方向に堀を穿つことで、三つの大きな曲輪、さらに塩蔵枡・大手馬出・搦手馬出といった小規模曲輪を区画し創り出している。内堀とは細い土橋(橋台)で隔てられたのみであることから、この部分に内堀からの排水の工夫が施されているという推定も可能と考える。

註

- (1) 名古屋市 2009『特別史跡名古屋城跡 本丸御殿跡発掘調査報告書—第1・2・3・4次(2013)調査—』
 (2) 現在、名古屋城内においてはこの細長い堀を「堀の首」という名称で紹介している。しかし、その呼称は「金城温古録」などの古記録類には現れず、筆者は昭和後期になっての創作と考えている。

という名称で紹介している。しかし、その呼称は「金城温古録」などの古記録類には現れず、筆者は昭和後期になっての創作と考えている。



- 1：雨落溝 2・3：水路 4・15・16・20・22・23：石組暗渠（15は暗渠の中に土管を据える）
 5・17：石組拵（5はレンガ、17はセメントによる改変を受ける） 6～15・18・19・21：土管 24～26：井戸

図1 本丸御殿発掘調査等により判明した排水関係施設（註1の文献挿図に加筆）
 (A～Fは、明治35年ころの防火水槽。I～VIIは、暗渠水路の吐出口。)

〈Title〉

Water environment of Nagoya Castle : Drainage environment of Honmaru

〈Keyword〉

The main enclosure of a castle, Underdrain or Culvert, Drainage of rainwater Spout, Stone gutter, Natural peneltation, Earth - paved bridge, Rain ditch, Fire prevention water tank

名古屋城調査研究センター

研究紀要

第3号

発行年月日 令和4年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター

印刷 西濃印刷株式会社